

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年3月31日

【発行者名】 U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ
(UBS (Lux) Key Selection SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・シュティンガー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ローズ (Thomas Rose)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J.F. ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ
- グローバル・アロケーション(米ドル)
- グローバル・アロケーション(ユーロ)
- ダイナミック・アルファ(米ドル)
(UBS (Lux) Key Selection SICAV
- Global Allocation (USD)
- Global Allocation (EUR)
- Dynamic Alpha (USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
グローバル・アロケーション(米ドル)
クラス P - a c c 投資証券
円建クラス P - a c c 投資証券
グローバル・アロケーション(ユーロ)
クラス P - a c c 投資証券
ダイナミック・アルファ(米ドル)
クラス P - a c c 投資証券
ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

グローバル・アロケーション(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

18億6,200万米ドル(約1,927億円)

円建クラスP - a c c 投資証券

1,449億2,000万円

グローバル・アロケーション(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

16億3,000万ユーロ(約2,069億円)

ダイナミック・アルファ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

12億6,680万米ドル(約1,311億円)

ユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券

9億8,810万ユーロ(約1,254億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2020年12月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。(グローバル・アロケーション(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については18.62米ドルに1億口、グローバル・アロケーション(米ドル)円建クラスP - a c c 投資証券については14,492円に1,000万口、グローバル・アロケーション(ユーロ)クラスP - a c c 投資証券については16.30ユーロに1億口、ダイナミック・アルファ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については126.68米ドルに1,000万口およびダイナミック・アルファ(米ドル)ユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券については98.81ユーロに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2020年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=103.50円および1ユーロ=126.95円)による。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建て、ユーロ建てまたは円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたはユーロまたは円貨をもって行う。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)】

(1)【外国投資法人の名称】

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

- グローバル・アロケーション(米ドル)

- グローバル・アロケーション(ユーロ)

- ダイナミック・アルファ(米ドル)

(UBS (Lux) Key Selection SICAV

- Global Allocation (USD)

- Global Allocation (EUR)

- Dynamic Alpha (USD))

(以下、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブを「本投資法人」、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル) / グローバル・アロケーション(ユーロ) / ダイナミック・アルファ(米ドル)をそれぞれ「ファンド」または「サブ・ファンド」という。ただし、文脈により、グローバル・アロケーション(米ドル) / グローバル・アロケーション(ユーロ) / ダイナミック・アルファ(米ドル)を含む本投資法人のサブ・ファンドを、個別にまたは総称して、「ファンド」または「サブ・ファンド」ということがある。)

(2)【外国投資証券の形態等】

各投資証券は記名式無額面投資証券であり、追加型である。

グローバル・アロケーション(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

円建クラスP - a c c 投資証券

グローバル・アロケーション(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

ダイナミック・アルファ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

ユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券

(注1) 上記の他、各ファンドにはクラスP - a c c 投資証券、円建クラスP - a c c 投資証券およびユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券以外の投資証券も存在するが、その他の投資証券は日本で販売されていないため、以下、各ファンドについて「投資証券」というときは、上記の各クラスP - a c c 投資証券、円建クラスP - a c c 投資証券および/またはユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券を指すものとする。

(注2) 名称の一部に「P」を含むクラスの投資証券は、すべての投資家に提供される。

名称に「- a c c」を含む各クラス投資証券は、本投資法人が別途定める場合を除き、収益の分配を行わない。

(注3) 名称の一部に「ヘッジ」を含む、サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建てのクラス投資証券については、サブ・ファンドの基準通貨に対して当該クラス投資証券の参照通貨建ての価格が変動するリスクに対し、為替取引を行う。為替取引の金額は、原則として、基準通貨以外の通貨建ての投資証券クラスの純資産価額の95%から105%の間に定められている。ポートフォリオの時価ならびに基準通貨建てではない投資証券の購入および買戻しの変動により、為替取引が一時的に上記の制限を超える場合がある。本投資法人および投資運用会社は、ヘッジを上記の制限内に戻すためにあらゆる必要な措置を講じる。上記の為替取引は、サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての投資対象から生じる可能性がある為替リスクに対しては、影響を与えない。

本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(3) 【発行(売出)数】(日本国内募集分)

グローバル・アロケーション(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券について1億口

円建クラスP - a c c 投資証券について1,000万口

グローバル・アロケーション(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券について1億口

ダイナミック・アルファ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券について1,000万口

ユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券について1,000万口

を上限とする。

(4) 【発行(売出)価額の総額】

上限見込額は以下のとおりである。

グローバル・アロケーション(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券 18億6,200万米ドル(約1,927億円)

円建クラスP - a c c 投資証券 1,449億2,000万円

グローバル・アロケーション(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券 16億3,000万ユーロ(約2,069億円)

ダイナミック・アルファ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券 12億6,680万米ドル(約1,311億円)

ユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券 9億8,810万ユーロ(約1,254億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2020年12月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。(グローバル・アロケーション(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については18.62米ドルに1億口、グローバル・アロケーション(米ドル)円建クラスP - a c c 投資証券については14,492円に1,000万口、グローバル・アロケーション(ユーロ)クラスP - a c c 投資証券については16.30ユーロに1億口、ダイナミック・アルファ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については126.68米ドルに1,000万口およびダイナミック・アルファ(米ドル)ユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券については98.81ユーロに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2020年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=103.50円および1ユーロ=126.95円)による。以下、別段の記載がない限り、米ドルおよびユーロの円換算表示はすべてこれによるものとする。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建て、ユーロ建てまたは円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたはユーロまたは円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してまたは切り捨てて記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(5) 【発行(売出)価格】

購入の申込みがファンド営業日(以下に定義する。)の遅くともサブ・ファンドの下記で指定される締切時間(以下「締切時間」という。)までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE(Northern Trust Global Services SE)(以下「管理事務代行会社」という。)に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格(以下、購入および買戻しの申込みを「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」という。)

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間(中央ヨーロッパ標準時間)
グローバル・アロケーション(米ドル)	13:00
グローバル・アロケーション(ユーロ)	13:00
ダイナミック・アルファ(米ドル)	15:00

(注) 発行価格は、下記(10)記載の申込取扱場所に照会することができる。

(6) 【申込手数料】

日本国内における申込手数料は申込価額の2.75% (税抜き2.50%) を上限とする。具体的な手数料の金額または料率については下記 (10) に記載された申込取扱場所に照会することができる。

(7) 【申込単位】

原則として1口以上1口単位。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社 (以下に定義する。) が定める。詳細については後記「 (10) 申込取扱場所」に照会のこと。

(8) 【申込期間】

2021年4月1日 (木曜日) から2022年3月31日 (木曜日) まで

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社 (以下に定義する。) の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日 (すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日) をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。原則として、日本における申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合 (ゴールデンウィーク、年末年始等) 等、後記「 (12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

(9) 【申込証拠金】

なし

(10) 【申込取扱場所】

UBS証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング
電話番号 0120 - 073 - 533
ホームページ・アドレス www.ubs.com/jp/ja

(以下「UBS証券」または「日本における販売会社」という。)

(注) 上記販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

(11) 【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日 (以下「約定日」という。) から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする (日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。) 。

(12) 【払込取扱場所】

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー

各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目(以下「ファンド払込日」という。)に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBSヨーロッパSEルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

(13) 【引受け等の概要】

日本における販売会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(「元引受会社」と)との間の各ファンドの日本における投資証券の販売および買戻しに関する2006年2月24日付および5月17日付各契約に基づき投資証券の募集を行う。

日本における販売会社は直接または他の販売・買戻し取扱会社(以下、販売会社と併せて「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受けた投資証券の買戻請求をファンドへ取り次ぐ。

(注) 販売取扱会社とは、販売会社と投資証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資主からの投資証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資主からの申込金額の受入れまたは投資主に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録金融機関をいう。

元引受会社はUBS証券を日本におけるファンドの代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を他の販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

(14) 【手取金の使途】

「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」記載の有価証券の取得。

(15) 【その他】

申込みの方法

申込証拠金はない。

投資証券の申込みを行う投資主は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額は、原則として円貨で支払われるものとし、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

日本以外の地域における発行

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外(アメリカ合衆国を除く。)でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対して投資証券の販売が行われる。

第2【外国新投資口予約権証券】

該当事項なし。

第3【外国投資法人債券(短期外債を除く。)】

該当事項なし。

第4【短期外債】

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

(グローバル・アロケーション(米ドル))

(別段の記載がない限り金額は米ドル表示)

	2016年9月末日に 終了する 会計年度末	2017年9月末日に 終了する 会計年度末	2018年9月末日に 終了する 会計年度末	2019年9月末日に 終了する 会計年度末	2020年9月末日に 終了する 会計年度末
(a) 営業収益 ⁽¹⁾	28,280,169.38	62,454,240.12	25,611,406.24	5,277,996.20	13,409,415.73
(b) 経常利益金額または 経常損失金額	28,280,169.38	62,454,240.12	25,611,406.24	5,277,996.20	13,409,415.73
(c) 当期純利益金額または 当期純損失金額	28,280,169.38	62,454,240.12	25,611,406.24	5,277,996.20	13,409,415.73
(d) 出資総額 ⁽²⁾	907,408,133.81	579,473,856.08	492,951,333.20	410,826,248.90	350,935,668.05
(e) 発行済投資口総数	(クラスP - a c c 投資証券) 52,735,314.797口 (円建クラス P - a c c 投資証券) 6,266.531口	(クラスP - a c c 投資証券) 32,021,781.969口 (円建クラス P - a c c 投資証券) 2,116.247口	(クラスP - a c c 投資証券) 25,420,348.334口 (円建クラス P - a c c 投資証券) 2,103.694口	(クラスP - a c c 投資証券) 20,142,323.307口 (円建クラス P - a c c 投資証券) 6,421.050口	(クラスP - a c c 投資証券) 17,146,791.111口 (円建クラス P - a c c 投資証券) 1,283.694口
(f) 純資産額	907,408,133.81	579,473,856.08	492,951,333.20	410,826,248.90	350,935,668.05
(g) 資産総額	910,579,866.90	582,758,854.14	493,694,309.77	413,080,589.85	351,836,364.14
(h) 1口当たり純資産価格	(クラスP - a c c 投資証券) 13.71 (円建クラス P - a c c 投資証券) 10,486円	(クラスP - a c c 投資証券) 15.13 (円建クラス P - a c c 投資証券) 12,833円	(クラスP - a c c 投資証券) 15.80 (円建クラス P - a c c 投資証券) 13,518円	(クラスP - a c c 投資証券) 16.04 (円建クラス P - a c c 投資証券) 13,076円	(クラスP - a c c 投資証券) 16.68 (円建クラス P - a c c 投資証券) 13,269円
(i) 1口当たり当期純利益 金額または当期純損失 金額	(クラスP - a c c 投資証券) 0.37 (円建クラス P - a c c 投資証券) - 7.53	(クラスP - a c c 投資証券) 1.61 (円建クラス P - a c c 投資証券) 30.06	(クラスP - a c c 投 資証券) 0.80 (円建クラス P - a c c 投資証券) 5.02	(クラスP - a c c 投 資証券) 0.16 (円建クラス P - a c c 投資証券) 1.32	(クラスP - a c c 投資証券) 0.61 (円建クラス P - a c c 投資証券) 23.51
(j) 分配総額	なし	なし	なし	なし	なし
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	99.65%	99.44%	99.85%	99.45%	99.74%
(m) 自己資本利益率 ⁽³⁾	(クラスP - a c c 投資証券) 2.31% (円建クラス P - a c c 投資証券) - 13.57%	(クラスP - a c c 投資証券) 10.36% (円建クラス P - a c c 投資証券) 22.38%	(クラスP - a c c 投 資証券) 4.43% (円建クラス P - a c c 投資証券) 5.34%	(クラスP - a c c 投 資証券) 1.52% (円建クラス P - a c c 投資証券) - 3.27%	(クラスP - a c c 投資証券) 3.99% (円建クラス P - a c c 投資証券) 1.48%

(1) 営業収益には投資収益ならびに実現および未実現利益(損失)を含めている。以下各サブ・ファンドについて同じ。

(2) ファンドは変動資本を有する会社型投資信託であり、純資産総額を記載している。以下各サブ・ファンドについて同じ。

(3) 自己資本利益率は、当該会計年度の1口当たり純資産価格の前年度に対する増減の比率であるが、当該会計年度に初めて当該投資証券が発行された場合には、当初募集価格に対する増減の比率で表すものとする。以下各サブ・ファンドについて同じ。

(注1) 2008年4月以降の各取引日に使用された1口当たり純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の1口当たり純資産価格と異なる場合がある(財務書類に対する注記1参照)。以下同じ。

(注2) グローバル・アロケーション(米ドル)は2004年9月24日に運用を開始し、円建クラスP - a c c投資証券は2013年8月5日に募集が開始された。

(注3) 2009年5月31日付でクラスB投資証券はクラスP - a c c投資証券に名称が変更された。以下各サブ・ファンドについて同じ。

(注4) 「主要な経営指標等の推移(e)発行済投資口総数、(h)1口当たり純資産価格、(i)1口当たり当期純利益金額または当期純損失金額、(k)1口当たり分配金額および(m)自己資本利益率」は、日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

(グローバル・アロケーション(ユーロ))

(別段の記載がない限り金額はユーロ表示)

	2016年9月末日に 終了する 会計年度末	2017年9月末日に 終了する 会計年度末	2018年9月末日に 終了する 会計年度末	2019年9月末日に 終了する 会計年度末	2020年9月末日に 終了する 会計年度末
(a) 営業収益	1,322,736.60	36,590,374.08	17,929,323.89	2,105,991.58	2,668,977.84
(b) 経常利益金額または 経常損失金額	1,322,736.60	36,590,374.08	17,929,323.89	2,105,991.58	2,668,977.84
(c) 当期純利益金額または 当期純損失金額	1,322,736.60	36,590,374.08	17,929,323.89	2,105,991.58	2,668,977.84
(d) 出資総額	701,053,376.19	444,836,493.62	398,734,669.63	328,913,271.81	299,205,464.13
(e) 発行済投資口総数	(クラスP - a c c 投資証券) 33,541,334.803口	(クラスP - a c c 投資証券) 22,129,455.908口	(クラスP - a c c 投資証券) 19,142,095.594口	(クラスP - a c c 投資証券) 16,017,058.264口	(クラスP - a c c 投資証券) 14,046,893.386口
(f) 純資産額	701,053,376.19	444,836,493.62	398,734,669.63	328,913,271.81	299,205,464.13
(g) 資産総額	703,001,400.47	463,010,521.63	399,500,953.51	330,676,684.16	301,678,099.82
(h) 1口当たり純資産価格	(クラスP - a c c 投資証券) 12.84	(クラスP - a c c 投資証券) 13.90	(クラスP - a c c 投資証券) 14.45	(クラスP - a c c 投資証券) 14.48	(クラスP - a c c 投資証券) 14.76
(i) 1口当たり当期純利益金額 または当期純損失金額	(クラスP - a c c 投資証券) 0.09	(クラスP - a c c 投資証券) 1.21	(クラスP - a c c 投資証券) 0.61	(クラスP - a c c 投資証券) - 0.04	(クラスP - a c c 投資証券) 0.24
(j) 分配総額	605,422.00	710,065.53	959,265.49	982,503.44	808,076.75
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	99.72%	96.07%	99.81%	99.47%	99.18%
(m) 自己資本利益率	(クラスP - a c c 投資証券) 0.78%	(クラスP - a c c 投資証券) 8.26%	(クラスP - a c c 投資証券) 3.96%	(クラスP - a c c 投資証券) 0.21%	(クラスP - a c c 投資証券) 1.93%

(注) グローバル・アロケーション(ユーロ)は2004年9月24日に運用を開始した。

(ダイナミック・アルファ (米ドル))

(別段の記載がない限り金額は米ドル表示)

	2016年9月末日に 終了する 会計年度末	2017年9月末日に 終了する 会計年度末	2018年9月末日に 終了する 会計年度末	2019年9月末日に 終了する 会計年度末	2020年9月末日に 終了する 会計年度末
(a) 営業収益	- 9,862,889.07	- 924,032.10	- 5,548,557.72	- 1,866,718.30	2,516,151.41
(b) 経常利益金額または 経常損失金額	- 9,862,889.07	- 924,032.10	- 5,548,557.72	- 1,866,718.30	2,516,151.41
(c) 当期純利益金額または 当期純損失金額	- 9,862,889.07	- 924,032.10	- 5,548,557.72	- 1,866,718.30	2,516,151.41
(d) 出資総額	627,651,768.12	148,135,783.47	87,150,059.39	57,425,010.94	43,140,160.78
(e) 発行済投資口総数	(クラスP - a c c 投資証券) 341,621.001口 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) 92,175.902口	(クラスP - a c c 投資証券) 184,954.960口 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) 40,224.891口	(クラスP - a c c 投資証券) 91,312.874口 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) 28,167.455口	(クラスP - a c c 投資証券) 52,426.405口 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) 14,138.013口	(クラスP - a c c 投資証券) 43,866.273口 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) 7,333.213口
(f) 純資産額	627,651,768.12	148,135,783.47	87,150,059.39	57,425,010.94	43,140,160.78
(g) 資産総額	628,939,967.69	160,366,062.31	88,483,008.36	58,441,620.45	44,745,629.66
(h) 1口当たり純資産価格	(クラスP - a c c 投資証券) 116.73 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) 100.38ユーロ	(クラスP - a c c 投資証券) 121.83 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) 102.96ユーロ	(クラスP - a c c 投資証券) 117.15 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) 96.43ユーロ	(クラスP - a c c 投資証券) 118.02 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) 94.27ユーロ	(クラスP - a c c 投資証券) 118.53 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) 92.75ユーロ
(i) 1口当たり当期純利益金 額または当期純損失金額	(クラスP - a c c 投資証券) - 3.71 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) - 6.63	(クラスP - a c c 投資証券) 6.21 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) 3.88	(クラスP - a c c 投資証券) - 6.45 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) - 9.98	(クラスP - a c c 投資証券) - 0.41 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) - 14.91	(クラスP - a c c 投資証券) 0.81 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) 8.28
(j) 分配総額	1,067,051.81	685,366.52	44,818.23	31,414.86	28,341.66
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	99.80%	92.37%	98.49%	98.26%	96.41%
(m) 自己資本利益率	(クラスP - a c c 投資証券) - 1.71% (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) - 2.55%	(クラスP - a c c 投資証券) 4.37% (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) 2.57%	(クラスP - a c c 投資証券) - 3.84% (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) - 6.34%	(クラスP - a c c 投資証券) 0.74% (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) - 2.24%	(クラスP - a c c 投資証券) 0.43% (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券) - 1.61%

(注) ダイナミック・アルファ (米ドル) は2005年6月24日に運用を開始した。

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】

a . 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人（「本投資法人」）の名称		UBS（Lux）キー・セレクション・シキャブ （UBS（Lux）Key Selection SICAV）	
法的形態		集合投資事業に関する2010年12月17日法パート（以下「2010年法」という。）の規定に従い設立された可変資本投資会社（SICAV）形態によるオープン・エンド型投資ファンド	
設立日		2002年8月9日	
ルクセンブルグ商業および法人登記所登録番号		R.C.S. B 88.580	
会計年度		10月1日から9月30日	
定時株主総会		本投資法人の登録された事業所において、毎年3月20日の午前10時に開催する。3月20日がルクセンブルグの営業日（ルクセンブルグの銀行が営業を行っている日の営業時間）でない場合は翌営業日に開催する。	
定款			
	当初公告	2002年8月23日	官報、企業・団体の部（Mémorial, Recueil des Sociétés et Associations）（以下「メモリアル」という。）で公告される。
	修正	2004年3月24日	2004年6月15日
		2011年5月9日	2011年8月11日
		2015年10月30日	2015年11月25日
管理会社		UBS ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ （UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.） R.C.S. ルクセンブルグB 154.210	

本投資法人の基本定款の統合版は、ルクセンブルグ商業および法人登記所において閲覧に供されている。修正版は保管通知により会社公告集(*Recueil Electronique des Sociétés et Associations*)(以下「RESA」という。)に、また「報告書を受領する権利」に記載されているその他の方法で公告され、株主総会で承認を受けた後、法的に拘束力のあるものになる。

個々のサブ・ファンドの純資産は全体として本投資法人の純資産総額を構成し、常に本投資法人の株式資本に相当する。本投資法人の株式資本は全額払込済株式と無額面株式で構成される。

本投資法人は投資者に対し、本投資法人への投資後に投資主名簿に投資者自身の氏名を記載された場合に投資主の権利(特に総会に参加する権利)からのみ利益を得ることに留意するよう求める。しかし、投資者が仲介機関を通じ間接的に本投資法人に投資し、かかる仲介機関が投資者のためにその名義で投資を行い、その結果として当該仲介機関が投資者のために投資主名簿に記載される場合、上記の投資主の権利は投資者ではなく仲介機関に認められることがある。従って、投資者は、投資判断を行う前に自らの投資者としての権利について助言を求めることが望まれる。

総会では投資主は、サブ・ファンドの株式価格の違いに関係なく、保有する株式一口につき一票の議決権を有する。特定のサブ・ファンドに関係する総会での議決に際して、当該サブ・ファンドの投資証券には一票の議決権が付与されている。

本投資法人は法主体を構成する。株主との関係においては各サブ・ファンドは独立した法主体とみなされ、あるサブ・ファンドの資産は当該サブ・ファンドについて生じた債務についてのみ責任を負う。債務は投資証券クラス間で分割されないため、一定の状況においては、名称に「ヘッジ」を含む

投資証券クラスの通貨ヘッジ取引が、同じサブ・ファンドの他の投資証券クラスの純資産価額に影響を及ぼす債務を生じさせるリスクがある。

本投資法人は、適宜既存のサブ・ファンドを清算し、新たなサブ・ファンドを設立し、サブ・ファンド内で個別的な特性を有する様々な投資証券クラスを設定する権限を有する。販売目論見書は新たなサブ・ファンドが設立される度に更新される。

本投資法人に存続期間および総資産に関する制限はない。

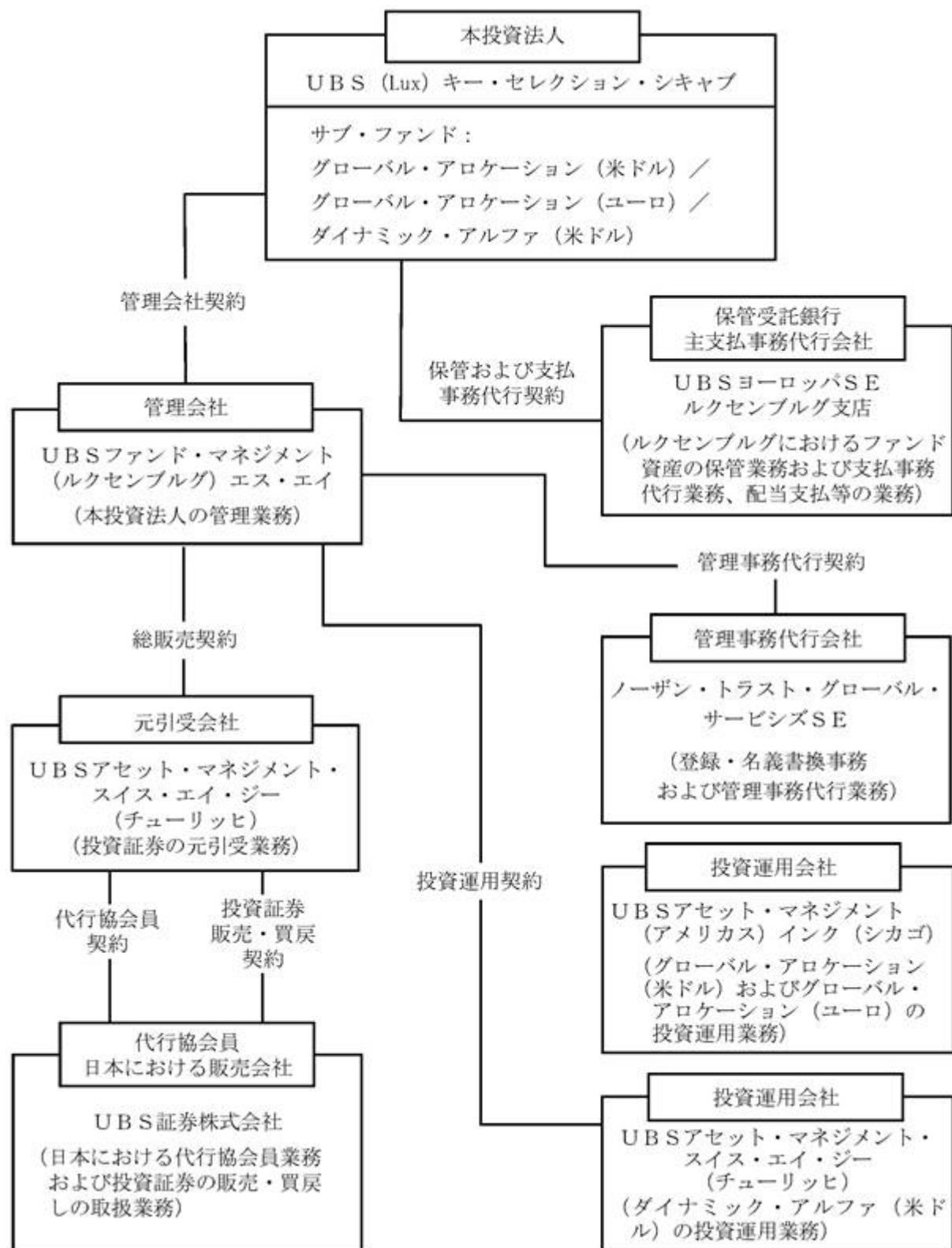
本投資法人は、1988年3月30日に制定された集合投資事業に関するルクセンブルグ法パート に従い SICAV 形態によるオープン・エンド型投資ファンドとして2002年8月9日に設立され、集合投資事業に関する2002年12月20日法の要件に適合するため2004年2月に改変された。2011年7月1日以降は2010年法に従う。2011年5月16日付で、本投資法人はUBS ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイを管理会社に任命した。

b. 外国投資法人の特色

本投資法人の目的は、元本の保全と資産の流動性を十分考慮しながら、高収益および/または期間収益を確保することである。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBS (Lux) キー・ セレクション・シキャブ (UBS (Lux) Key Selection SICAV)	外国投資法人	2002年8月9日付で定款を締結(2004年3月24日付、2011年5月9日付および2015年10月30日付で修正済み。)。ファンド資産の運用、管理、投資証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBS ファンド・マネジメン ト(ルクセンブルグ)エス・ エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	本投資法人との間で管理会社契約(注1)(2011年5月16日付効力発生)締結。集合投資事業に関する法律に基づき、管理会社の職務および責任について規定している。
UBS ヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 (UBS Europe SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行、 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で本投資法人との間で保管および支払事務代行契約(注2)を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。
ノーザン・トラスト・ グローバル・サービスSE (Northern Trust Global Services SE)	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約(2017年10月1日効力発生)(注3)を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行および投資証券の純資産価格の計算等の管理事務について規定している。
UBS アセット・マネジメン ト(アメリカス)インク(シ カゴ) (UBS Asset Management (Americas) Inc., Chicago)	投資運用会社	管理会社との間で投資運用契約(2018年12月13日効力発生)(注4)を締結(随時改訂)。グローバル・アロケーション(米ドル)およびグローバル・アロケーション(ユーロ)に関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBS アセット・マネジメン ト・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)	投資運用会社	管理会社との間で投資運用契約(2018年12月13日効力発生)(注4)を締結(2019年5月20日付更改契約により更改済)(随時改訂)。ダイナミック・アルファ(米ドル)に関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBS アセット・マネジメン ト・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)	元引受会社	2014年7月28日付で管理会社との間で総販売契約(注5)を締結(随時改訂)。投資証券の元引受業務について規定している。

UBS証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2006年2月24日付および5月17日付で元引受会社との間で代行協会員契約（注6）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。2006年2月24日付および5月17日付で投資証券販売・買戻契約（注7）を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。
-----------	---------------------	---

- （注1）管理会社契約とは、本投資法人により任命され、ルクセンブルグの法律に従い管理会社として行為し、本投資法人に対し、ポートフォリオの管理、管理事務代行ならびに登録・名義書換代行業務を行う他、当該契約に詳述される業務を提供することを約する契約である。
- （注2）保管および支払事務代行契約とは、定款の規定に基づき、本投資法人によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。
- （注3）管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、投資証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。
- （注4）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- （注5）総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、投資証券の元引受業務を行うことを約する契約である。
- （注6）代行協会員契約とは、ファンドのために元引受会社によって任命された日本における代行協会員が投資証券に関する目論見書の配布、投資証券1口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。
- （注7）投資証券販売・買戻契約とは、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

（4）【外国投資法人の機構】

統治に関する事項

本投資法人は、3名以上の構成員（本投資法人の投資主であることを要しない。）から構成される取締役会により経営されるものとする。取締役は6年以下の任期で選任されるものとする。取締役は投資主総会において選任されるものとする。投資主総会は、取締役の数、取締役の報酬および取締役の任期も定めるものとする。取締役は、総会において、投資主が出席している（または代表されている）投資証券の過半数により選任されるものとする。

取締役会の構成員は、総会において採択された決議により、理由の有無にかかわらずこれを解任することができ、これを交代させることができる。

取締役の役職に空席が生じた場合、残存する取締役は一時的にかかる空席を埋めることができる。投資主は、次の総会においてかかる任命に関する最終的な決定を行うものとする。

取締役会は、その構成員から議長を選任するものとし、その構成員から1名または複数名の副議長を選任することができる。取締役会は書記役も選任するものとし、書記役は、取締役であることを要せず、取締役会の会合および投資主総会の議事録への記入および同議事録の管理を行うものとする。取締役会は、議長またはいずれか2名の取締役の招集により、取締役会通知において記載された場所において会合するものとする。

取締役会の議長は、取締役会の会合および投資主総会を司るものとする。取締役会の議長が不在の場合、投資主または取締役は、過半数の賛成により、別の取締役を当該集会または総会の議長とすることを決定するものとする。

取締役会は、本投資法人が本投資法人の業務および管理のために必要とみなす役員およびジェネラル・マネジャーを任命することができる。役員は本投資法人の取締役または投資主であることを要しない。定款に別段の規定がある場合を除き、役員は取締役会により当該役員に付与される権限を有するものとする。

緊急事態における場合を除き、取締役会の会合の書面通知は、当該会合に設定された日の少なくとも24時間前に行われなければならない。

上記の書面の通知は、関係者の同意を得ることを条件として、電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段に代えることができる。取締役会が採択した決議に定める時刻および場所で開催する取締役会に関して別途通知を送付する必要はないものとする。取締役は電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で別の取締役を代理人に任命して取締役会で行為を行うことができる。また取締役は複数の同僚の代理人を務めることができる。

取締役は参加者がお互いの声を聞くことができるテレビ電話によって取締役会に参加することができる、かかる手段によって取締役会に参加した場合、本人が取締役会に出席したことになるものとする。

取締役会は少なくとも取締役本人または代理人の過半数が出席した場合に限って有効に審議し、または行動することができる。ただし、取締役会がその他の前提条件を定めた場合はこの限りではない。

取締役会の決議は取締役会の議長が署名した議事録に記録する。司法手続きに提出するかかる議事録の写しには議長または2名の取締役が署名するものとする。

決議は取締役本人または代理人が投じた票の過半数をもって採択される。取締役会の議長は決定票を有する。

取締役全員が承認し、証明した書面の決議は取締役会での投票に付された決議と同じ効力を有するものとする。それぞれの取締役は電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で決議を承認するものとする。かかる承認は書面で確認し、かかる確認書を決議の議事録に添付するものとする。

取締役会は本投資法人の目的の範囲内で、定款第17条に定める投資方針に従ってすべての処分行為および管理行為を行う最も幅広い権限を有する。

法律または定款で明確に投資主総会に留保されていないすべての権限は取締役会の権限の範囲内とする。

運用体制

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

管理会社は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。

(5) 【外国投資法人の出資総額】

各会計年度末および2020年12月末日現在の出資総額および発行済投資証券総数は以下のとおりである。

なお、発行可能投資口総口数には原則として制限がない。

(グローバル・アロケーション (米ドル))

	出資総額		発行済投資証券総数 (口)	
	米ドル	百万円		
2015年9月末日に 終了する会計年度末	1,367,136,343.47	141,499	クラスP - a c c 投資証券	87,452,257.192
			円建クラス P - a c c 投資証券	31,952.000
2016年9月末日に 終了する会計年度末	907,408,133.81	93,917	クラスP - a c c 投資証券	52,735,314.797
			円建クラス P - a c c 投資証券	6,266.531
2017年9月末日に 終了する会計年度末	579,473,856.08	59,976	クラスP - a c c 投資証券	32,021,781.969
			円建クラス P - a c c 投資証券	2,116.247
2018年9月末日に 終了する会計年度末	492,951,333.20	51,020	クラスP - a c c 投資証券	25,420,348.334
			円建クラス P - a c c 投資証券	2,103.694
2019年9月末日に 終了する会計年度末	410,826,248.90	42,521	クラスP - a c c 投資証券	20,142,323.307
			円建クラス P - a c c 投資証券	6,421.050
2020年9月末日に 終了する会計年度末	350,935,668.05	36,322	クラスP - a c c 投資証券	17,146,791.111
			円建クラス P - a c c 投資証券	1,283.694
2020年12月末日	351,341,511.55	36,364	クラスP - a c c 投資証券	16,552,084.258
			円建クラス P - a c c 投資証券	1,283.694

(グローバル・アロケーション(ユーロ))

	出資総額		発行済投資証券総数 (口)	
	ユーロ	百万円		
2015年9月末日に 終了する会計年度末	890,068,309.33	112,994	クラスP - a c c 投資証券	44,980,290.518
2016年9月末日に 終了する会計年度末	701,053,376.19	88,999	クラスP - a c c 投資証券	33,541,334.803
2017年9月末日に 終了する会計年度末	444,836,493.62	56,472	クラスP - a c c 投資証券	22,129,455.908
2018年9月末日に 終了する会計年度末	398,734,669.63	50,619	クラスP - a c c 投資証券	19,142,095.594
2019年9月末日に 終了する会計年度末	328,913,271.81	41,756	クラスP - a c c 投資証券	16,017,058.264
2020年9月末日に 終了する会計年度末	299,205,464.13	37,984	クラスP - a c c 投資証券	14,046,893.386
2020年12月末日	323,133,111.32	41,022	クラスP - a c c 投資証券	13,579,087.296

(ダイナミック・アルファ(米ドル))

	出資総額		発行済投資証券総数 (口)	
	米ドル	百万円		
2015年9月末日に 終了する会計年度末	1,027,428,976.62	106,339	クラスP - a c c 投資証券	621,082.263
			ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券	199,180.589
2016年9月末日に 終了する会計年度末	627,651,768.12	64,962	クラスP - a c c 投資証券	341,621.001
			ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券	92,175.902
2017年9月末日に 終了する会計年度末	148,135,783.47	15,332	クラスP - a c c 投資証券	184,954.960
			ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券	40,224.891
2018年9月末日に 終了する会計年度末	87,150,059.39	9,020	クラスP - a c c 投資証券	91,312.874
			ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券	28,167.455
2019年9月末日に 終了する会計年度末	57,425,010.94	5,943	クラスP - a c c 投資証券	52,426.405
			ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券	14,138.013
2020年9月末日に 終了する会計年度末	43,140,160.78	4,465	クラスP - a c c 投資証券	43,866.273
			ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券	7,333.213
2020年12月末日	45,520,593.18	4,711	クラスP - a c c 投資証券	37,928.692
			ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券	6,932.912

(6) 【主要な投資主の状況】

1993年4月5日付ルクセンブルグ法第41条により課されるルクセンブルグ銀行機密規定(改訂済)により、当該サブ・ファンドの主要な投資主に関する情報は公開できない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

一般投資原則

本投資法人のサブ・ファンドの資産は、リスク分散の原則に従って投資される。サブ・ファンドは、それぞれの資産を、世界中の債務証券および債権、ならびに、投資証券、協同投資証券(cooperative shares)ならびに配当権証書および参加証書(その他の投資証券および投資証券の権利)等のその他の株式類似持分、短期債、短期金融商品ならびに新株予約権証書(ワラント)に投資する。債務証券および債権は、債券、証書、あらゆる種類の資産担保証券、転換社債、兌換券、ワラント債およびその他すべての法律で認められた資産を含む。

さらに、サブ・ファンドは、米国預託証書(ADRs)、国際預託証書(GDRs)およびエクイティ・リンク債等の株式に連動する仕組み商品に投資することができる。

個々のサブ・ファンドの会計通貨は各サブ・ファンドの純資産価額を計算する通貨のみを指し、サブ・ファンドの投資対象の通貨を指さない。投資はサブ・ファンドのパフォーマンスに最も適した通貨で行われる。

「(4)投資制限 1.本投資法人が可能な投資 1.1 g)」および「(4)投資制限 5.証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に従って、本投資法人は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主要要素として、法令により認められる範囲内で、有価証券、短期金融商品およびその他の金融商品を原資産とする特殊な手法および金融商品を利用することができる。

金融派生商品の市場は変動が激しく、有価証券への投資に比べて利益を上げる可能性も損失を被るリスクも大きい。

各サブ・ファンドは、付随的に流動資金を保有することができる。

サブ・ファンドの投資は、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別に幅広く分散化するべきである。関係するサブ・ファンドの投資方針に異なる定めがない限り、サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、既存のUCITS(譲渡性証券集合投資事業)およびUCI(集合投資事業)に投資することができる。

グローバル・アロケーション(米ドル)

グローバル・アロケーション(ユーロ)

アクティブ運用される当該サブ・ファンドは、リスク管理のための参考として、以下の合成ベンチマークを用いる。

グローバル・アロケーション(米ドル)：

60%のMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(正味配当金再投資)、40%のFTSE世界国債インデックス(TR)(米ドル・ヘッジ)

グローバル・アロケーション(ユーロ)：

60%のMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(正味配当金再投資)(ユーロ・ヘッジ)、40%のFTSE世界国債インデックス(TR)(ユーロ・ヘッジ)

サブ・ファンドの目的は、幅広い分散投資を図りながら成長余力を有する世界の金融市場に参加することである。

この目的を達成するために、サブ・ファンドは、直接または間接的に、既存のUCIおよびUCITSを通じて上記の投資方針の枠内において投資を行う。かかる投資を行う際、投資の20%を限度に格付けがBBB-からC(スタンダード・アンド・プアーズ)または別の公認格付機関から同等の格付けを得ている債券を保有することができ、まだ公的な格付けがない新規発行銘柄に関してはユービーエス社内の同等の格付けとする。ただし、CCCからCの格付けの債券については10%を超えないものとする。格付けがBB+からCの投資対象は、一流の発行体の証券への投資に比べて平均を上回る利回りが

あるが、信用リスクも大きくなることがある。投資者には、損失リスクが増大する可能性について明確に知らせる。

上記の証券は2010年法第41条に定める証券に該当する。

サブ・ファンドの投資は、パフォーマンスのために最も適すると考えられる通貨で行われ、会計通貨に関連して積極的に運用される。

すべての投資対象を、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別に幅広く分散化するために、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)は、純資産の100%を限度として、既存のUCITSおよび30%を限度としてその他のUCIに投資することができる。こうした投資手法および関連費用については「UCIおよびUCITSへの投資」の項で説明する。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(ユーロ)は、純資産の合計で10%を限度としてUCITSまたはその他のUCIに投資することができる。

サブ・ファンドは、法律上認められる枠内で、不動産資産クラスに焦点を合わせた投資対象(例えば、不動産投資信託の形態)にも投資することができる。

サブ・ファンドの資産の25%を限度として、コモディティ指数のパフォーマンスへの利益参加を通じて、コモディティ資産クラスに投資することもできる。かかる場合、各サブ・ファンドに対する現物引渡しはないことが常に確保される。各ポートフォリオ・マネジャーは、例えば、上記の指数に基づきスワップ契約を締結することにより当該利益参加を達成する。その際、各サブ・ファンドは、スワップ取引の当事者であり、トータル・リターン(TR)コモディティ・インデックスからインデックスで用いられた現金レートを差し引いたプラスのパフォーマンスを受領する。スワップの想定元本は、通常、日々調整することができる(例えば、投資戦略を調整する際に株式の申込による資金流入または買戻しもしくはポートフォリオのバランス変更による資金流出の場合)。スワップから生じるカウンターパーティ・リスクは、(スワップ契約上の想定元本ではなく)オープンな利益または損失である。かかるリスクを可能な限り軽減し、常に法律上認められた枠内にとどめるため、オープンな利益または損失は、通常、月に一度または法律上認められたカウンターパーティ・リスクの制限値に達する場合にはいつでも(リセットを通じて)決済される。サブ・ファンドは、さらに、コモディティ指数に基づく上場投資信託(ETF)に投資することもでき、当該投資信託は、概して、コモディティに対するエクスポージャーを得るため上記のスワップを利用する。各ポートフォリオ・マネジャーはまた、コモディティ指数に基づきETF証券を購入することもできる。これらは、株式市場で取引される証券であり、その価格は、コモディティ指数のパフォーマンスに連動しており、法律により定められた基準に従うべきものである。各サブ・ファンドはまた、上記の投資制限に従い、コモディティ指数への利益参加を通じてのみ投資を行うことを条件にコモディティに重点を置きつつ、既存のUCIおよびUCITSにも投資することができる。

一般に、コモディティ投資のポートフォリオは、エクイティのみで構成されるポートフォリオより高いボラティリティ(変動性)を有する傾向にある。それ故、投資者はサブ・ファンドが中レベルから高レベルのボラティリティ(変動性)を受け入れる用意がある投資者に適していることに留意すべきである。

基準通貨は、グローバル・アロケーション(米ドル)については米ドル、グローバル・アロケーション(ユーロ)についてはユーロである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるこれらのサブ・ファンドは、キャピタル・ゲインを重視しつつ、関連するサブ・ファンドの名称に記載される表示通貨をもって、世界規模で分散されるポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

ダイナミック・アルファ(米ドル)

サブ・ファンドは、幅広い分散投資およびダイナミックな運用に基づき成長余力を有する世界の金融市場に参加するために、上記の一般投資原則に従い投資を行う。アクティブ運用される当該サブ・ファンドは、パフォーマンス評価のための参考として、ベンチマークであるFTSE米ドル3か月ユーロ預金+4.5%を用いる。その名称に「ヘッジ」が付く投資証券クラスに関して、為替ヘッジ型のベンチマーク(利用可能な場合)が利用される。

サブ・ファンドの投資対象およびパフォーマンスは、ベンチマークとは異なることがある。したがって、サブ・ファンドのパフォーマンスは、市場のボラティリティが高い期間においてベンチマークとはかなり異なることがある。

法律の定めに従い、最大でサブ・ファンドの純資産の25%がコモディティに限定して投資される。かかる投資は、上場派生商品もしくは店頭派生商品(差金決済取引、トータル・リターン・スワップおよびコモディティ指数オプション等)、仕組み商品(上場コモディティ(ETC))、またはUCIおよびUCITS(上場投資信託(ETF))を含む。)を通じて間接的に行われる。その場合、サブ・ファンドに対するコモディティの現物引渡しはないことが常に確保される。トータル・リターン・スワップにおいて、サブ・ファンドは、トータル・リターン(TR)コモディティ・インデックスから同インデックスで用いられた現金レートを差し引いたパフォーマンスに関するスワップ取引の当事者となる。スワップの想定元本は、通常、(例えば、株式の申込みによる資金流入、株式の買戻しによる資金流出、または投資戦略の調整の場合と同様に)日々調整することができる。スワップから生じるカウンターパーティ・リスクは、(スワップ契約上の想定元本ではなく)オープンな利益である。かかるリスクを可能な限り軽減し、常に法律上認められた範囲内に維持するため、オープンな利益は、通常、月に一度または法律上認められたカウンターパーティ・リスクの制限値に達した場合にはいつでも、(リセットを通じて)決済される。一般に、コモディティを含むポートフォリオは、エクイティのみで構成されるポートフォリオより高いボラティリティ(変動性)を有する。よって、投資者は、サブ・ファンドが中レベルから高レベルのボラティリティ(変動性)を受け入れる用意がある投資者にのみ適していることに留意すべきである。

サブ・ファンドは、対象ファンドの投資方針の大部分がサブ・ファンドの投資方針に適合することを条件に、その純資産の10%を限度としてUCIおよびUCITSに投資することができる。

純資産の20%を限度として、格付けがBB+からCまで(スタンダード・アンド・プアーズ)または他の公認格付機関から同等の格付けを得ている債券に投資することができ、まだ公的な格付けがない新規発行銘柄に関してはユービーエス社内の同等の格付けとする。格付けがBB+からCまでの投資銘柄は、平均利回りを上回る可能性があるが、同時に、借り手である一流発行体の証券への投資と比較すると信用リスクも高い。

上記の証券は、2010年法第41条に定める証券に相当する。サブ・ファンドの投資は、パフォーマンスに最も適するとみなされる通貨で行われ、サブ・ファンドの会計通貨に関し積極的に運用される。

また、サブ・ファンドは、新興市場国に投資することもできる。これは、サブ・ファンドが、世界中の市場を広く対象とした投資に固有のリスクよりも大きな特定のリスクにさらされることを意味する。新興市場に重点を置いた投資に関連するリスクの概要については、「新興市場への投資」の項に記載されている。

派生商品の利用は、投資目的の達成において中心的な要素となっている。派生商品は、期待される市場実績にあずかる目的および/またはヘッジ目的で利用されるものとする。

サブ・ファンドは相当な変動(ボラティリティ)にさらされる可能性があり、そのため、特により長期的な投資者に適している。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるこのサブ・ファンドは、世界規模で分散されたポートフォリオへの投資を希望する投資家で、中レベルから高レベルのリスク許容度を持った投資家に適している。投資家は、あらゆる

る市場環境において魅力的な利回りを得る投資機会を利用することを追求し、それに伴うリスクを受け入れる用意がある。

(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」を参照のこと。

(3) 【分配方針】

本投資法人の各サブ・ファンドの投資主総会では、本投資法人の取締役会の提案に従って、年次決算後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配金を支払うか否か、またどの程度の分配金を支払うかを決定するものとする。分配金は、収益（例えば、受取配当金および受取利息）または元本から成る可能性があり、また、手数料および費用を含み、または含まない場合がある。特定諸国の投資者は、分配された資本について、ファンドの受益証券の売却によるキャピタル・ゲインに対する税率よりも高い税率を課せられる可能性がある。従って、投資者の中には、分配型（- d i s t、- m d i s t）投資証券クラスの代わりに累積型（- a c c）投資証券クラスに投資することを選択する者もある。投資者は、分配型（- d i s t、- m d i s t）投資証券クラスに投資した場合に比べて累積型（- a c c）投資証券クラスに投資した場合の方が、発生する収益および資本に対する課税がより遅い時期に行なわれる可能性がある。投資者は、各自の状況に関して税務専門家に助言を求めるべきである。サブ・ファンドの投資証券の1口当たり純資産価格は、各分配によって、直ちに減少することになる。また分配金の支払いの結果として、本投資法人の純資産が法律に定める最低資産額を下回ってはならない。分配を行う場合、会計年度が終了してから4か月以内に支払いを行うものとする。分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

本投資法人の取締役会は、中間配当を支払うか否かおよび分配金の支払いを中止するか否かを決定する権限を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金および割当金に対する権利は失効し、関係するサブ・ファンドまたはその投資証券クラスに返還される。当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスが既に清算している場合、分配金および割当金は本投資法人の残存するサブ・ファンドまたは関係するサブ・ファンドの残存する投資証券クラスにそれぞれの純資産に応じて計上される。本投資法人の取締役会の提案に従って、総会で正味投資収入およびキャピタル・ゲインの割当てに関連して無償株式を発行することを決定することができる。収入調整金は分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように計算する。

(4) 【投資制限】

投資原則

本投資法人のサブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. 本投資法人が可能な投資

1.1 本投資法人の投資対象は以下の一項または複数の項のみとする。

- a) 金融商品の市場に関する2004年4月21日の欧州議会 / 理事会指令2004 / 39 / E C に定義する規制された市場に上場され、または取引されている有価証券および短期金融商品。
- b) 公認され、規制され、定期的に取り引が行われており、かつ公開されている加盟国の別の市場で取引される有価証券および短期金融商品。「加盟国」とは欧州連合加盟国を指す。欧州経済地域に関する契約の当事者であるが、欧州連合の加盟国ではない国は、当該契約およびその関係契約の制限範囲内で欧州連合の加盟国と同じであるとみなされる。

- c) EU非加盟国の証券取引所に正式に上場されている、またはヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカまたはオーストラリアの国々(以下「承認された国」という。)の定期的取引が行われ公認かつ公開の別の市場で取引されている有価証券および短期金融商品。
- d) 新規発行の有価証券および短期金融商品。ただし、発行条件に1.1 a)乃至1.1 c)の各項に定める証券取引所または規制された市場での上場許可の申請を行っており、かかる上場許可は有価証券が発行されてから一年以内に認められる旨の条項が盛り込まれていることを条件とする。
- e) 2010年法に定めるEU加盟国またはEU非加盟国に登録上の事務所を置く、指令2009/65/ECに基づき認められているUCITSの受益証券ならびに/または指令2009/65/ECの第1条(2) a)およびb)に該当するその他のUCIの受益証券、ただし、
- ルクセンブルグ金融監督委員会(以下「CSSF」という。)の判断に従ってヨーロッパ共同体法に基づく健全性監督と同程度の監督が適用される法令に従って承認されたその他のUCIであり、当局間の協力を確保する十分な規定が存在すること、
 - その他のUCIの受益者に与えられる保護のレベルが本投資法人の投資主に与えられる保護のレベルと同等であり、特に資産の分別保有、借入れ、有価証券および短期金融商品の貸付および空売りに適用される規則が指令2009/65/ECに定める基準と同等であること、
 - その他のUCIの事業運営が年次報告書および半期報告書に記載され、報告期間中に起因する資産、負債、所得および取引の評価が可能であること、
 - 受益証券を取得したUCITSまたは当該他のUCIが約款またはその設立書類に従って資産の10%を超えることなくその他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資できることを条件とする。
- 各サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの投資方針に異なる趣旨の定めがない限り、その資産の10%を超えることなく他のUCITSまたはUCIに投資することができる。
- f) 期間が12か月までの金融機関の要求払預金または通知預金。ただし、当該金融機関の登記上の事務所がEU加盟国にあること、EU非加盟国に登録上の事務所がある場合はCSSFがヨーロッパ共同体法に基づく監督規則と同等とみなす監督規則が適用されることを条件とする。
- g) 上記のa)、b)およびc)に記載する規制された市場で取引されている金融派生商品(以下「派生商品」といい、同等の現金等価商品を含む。)または証券取引所で取引されていない派生商品(以下「店頭派生商品」という)。ただし、
- 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に一致しており、その達成に適していること、
 - 原証券は上記の1.1のa)および1.1のb)の各項に規定する商品または本投資法人の投資方針により、直接、または既存のUCIもしくはUCITSを通じて間接的に投資することが許可されている金融指数もしくはマクロ経済指数、金利、通貨またはその他の裏付け商品であること、
 - サブ・ファンドが原資産の適切な分散を通じて、「2. リスク分散」の項に記載されるサブ・ファンドに適用される分散要件を確実に遵守すること、
 - 店頭派生商品に関する取引の相手が、CSSFが承認し本投資法人が明確に承認した種類に該当する機関であり、かつ健全性監督に服する機関であること。本投資法人による承認手続きが、UBSアセット・マネジメント・クレジット・リスクにより作成され、取引相手方の資本提供の意思に加え、とりわけ同種の取引決済に関わる取引相手方の信用力、評判および経験に関連する原則に基づくものであること。本投資法人が自ら承認した取引相手方のリストを保持していること、
 - 店頭派生商品は日々信頼できる検証可能な評価が行われ、本投資法人の戦略に基づき適切な公正価格でいつでも売却でき、また、バック・ツー・バック取引により清算または決済できることを条件とする。

- 各取引相手方が、各サブ・ファンドが運用するポートフォリオの組入銘柄(トータル・リターン・スワップもしくは類似の性格を有する金融派生商品等の場合)、または各店頭派生商品の原資産の構成につき裁量権を付与されていないこと。

h) 規制された市場で取引されていない「投資方針」の項に定義する短期金融商品。

ただし、短期金融商品の発行または発行体に投資家および投資対象を保護する規則が適用されていること、またかかる商品は、

- 加盟国の中央、地域もしくは地方機関または中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合または欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合に連邦の加盟国または少なくとも一加盟国が属する国際機関が発行または保証していること、
- 1.1のa)、b)およびc)の各項に定める規制された市場で有価証券が取引されている事業体が発行していること、
- ヨーロッパ共同体法に定める基準に基づく健全性監督に服す機関またはC S S Fの判断によりヨーロッパ共同体法に定める監督と少なくとも同程度に厳格な、同法を遵守した監督に服す機関が発行もしくは保証し、またはC S S Fが承認した種類に属するその他の発行体が発行していることを条件とする。ただし、かかる商品への投資には上記の第1文、第2文および第3文に定める基準と同等の投資家を保護する規則が適用されること、発行体は1,000万ユーロ以上の自己資本を有し、第4号理事会指令78/660/EECに定める規定に基づいて年次決算書を作成し公表する法人であるか、または一社以上の上場企業を擁するグループ内の資金調達を担当する法人であるか、または銀行が提供する信用供与枠を利用して債務の証券化の資金調達をする法人であることを条件とする。

1.2 第1項1号に定める投資制限にかかわらず、各サブ・ファンドは純資産の10%を限度に第1項1号に定める以外の有価証券および短期金融商品に投資することができる。

1.3 本投資法人は派生商品に係る全体のリスクが本投資法人の純資産総額を超えないように配慮しなければならない。投資戦略の一環として、各サブ・ファンドは2.2および2.3の各項に定める制限の範囲内で派生商品に投資することができる。ただし、原商品全体のリスクが第2項に定める投資制限を超えないことを条件とする。

1.4 各サブ・ファンドは付随的に流動資金を保有することができる。

2. リスク分散

2.1 リスク分散原則に従って、本投資法人はサブ・ファンドの純資産の10%以上を同一金融機関が発行した有価証券または短期金融商品に投資してはならない。本投資法人はサブ・ファンドの純資産額の20%以上を同一金融機関の預金に投資してはならない。サブ・ファンドが店頭派生商品の取引を行う場合、取引相手方リスクがサブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。取引相手が1.1 f)に定義する金融機関である場合、他の取引相手との取引で許容される取引相手方リスクの上限は5%に引き下げられる。サブ・ファンドの純資産の5%以上を占める金融機関が保有する有価証券および短期金融商品のポジションの総価値が当該サブ・ファンドの純資産の40%を超えてはならない。当該制限は健全性監督に服する金融機関における預金およびかかる金融機関との店頭派生商品の取引には適用されない。

2.2 2.1項に定める制限に関係なく、各サブ・ファンドは同一金融機関に対し

- 当該機関が発行した有価証券または短期金融商品
- 当該機関の預金および/または
- 当該機関との間で取引される店頭派生商品

を組み合わせる純資産の20%以上を投資してはならない。

2.3 上記の規定に反して、以下の規定が適用される。

- a) EU加盟国に本拠地を有し、負債証券の保有者を保護するために当該特定国において公的機関の特別な健全性監督に服す金融機関が発行した負債証券に関して、第2項1号に定める最大10%の制限は25%に引き上げられる。特にかかる負債証券の発行に起因する資金は法律に従って、債券の存続期間中に当該債券から発生した債務を十分にカバーする資産に投資するものとし、発行体が破産した場合、元利の支払いに関して優先権が付与されなければならない。サブ・ファンドが同一発行体の債券に純資産の5%以上を投資する場合、当該投資の総額はサブ・ファンドの純資産価額の80%を超えてはならない。
- b) 本最大10%制限はEU加盟国またはEU加盟国の地方機関、その他の承認された国または一か国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証した有価証券または短期金融商品に関しては35%に引き上げられる。
- 2.3のa) およびb) に定める特別規則に該当する有価証券および短期金融商品は上記のリスク分散の最大40%制限を計算する際には計算に含めない。
- c) 2.1、2.2、2.3のa) およびb) の各項に定める制限は累計することはできないため、これらの各項において定める同一発行体が発行した有価証券または短期金融商品、当該金融機関への預金または派生商品への投資はそれぞれサブ・ファンドの純資産の35%を超えてはならない。
- d) 理事会指令83/349/EECまたは国際的に認められた会計基準に基づく連結財務諸表の目的上同じ企業グループに属す企業は、本項に定める投資制限を計算する際には同一発行体とみなす必要がある。ただし、同一グループ企業が発行した有価証券および短期金融商品への投資は合計してサブ・ファンドの資産の20%を限度とする。
- e) リスク分散のために、本投資法人はサブ・ファンドの純資産の100%を限度としてEU加盟国またはEU加盟国の地方政府、その他公認されたOECD加盟国、中国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一か国以上のEU加盟国が属する公的国際機関が保証または発行した各種の有価証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、かかる有価証券および短期金融商品は少なくとも6回の発行分で構成され、一回の発行分がサブ・ファンドの純資産額の30%を超えてはならない。

2.4 その他のUCITSまたはUCIsへの投資に関しては以下の規定が適用される。

- a) 本投資法人はサブ・ファンドの純資産の20%を限度として同一UCITSまたはUCIの受益証券に投資することができる。本投資制限の履行上、複数のサブ・ファンドから成るUCIのそれぞれのサブ・ファンドは、第三者について個別に債務を負う場合には独立した発行体とみなされる。
- b) UCIITS以外のUCIの受益証券に対する投資は、サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。UCITSまたは他のUCIに投資された資産は2.1、2.2および2.3の各項に定める上限の計算には含まれない。
- c) 投資方針に従って大半の資産をその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資するサブ・ファンドに関して、サブ・ファンドおよびサブ・ファンドが投資する予定のその他のUCITSおよび/またはその他のUCIが徴収する上限報酬については「4.手数料等および税金(4)その他の手数料等」の項に記載する。

2.5 サブ・ファンドは、本投資法人の一または複数の他のサブ・ファンドが今後発行するまたは同サブ・ファンドによる発行済みの投資証券を購入し、取得しおよび/または保有することができるが、以下を条件とする。

- 対象サブ・ファンドは自ら、当該対象サブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと、
- 取得される複数の対象サブ・ファンドが同一のUCIの他の対象サブ・ファンドの受益証券に投資することができる資産は、対象サブ・ファンドの販売目論見書または設立書類に従い、合計で10%を超えてはならないこと、

- 当該有価証券に関連する議決権は、当該サブ・ファンドが当該証券を保有している期間中、財務書類および定期報告書における適正評価にかかわらず、停止されること、
- いずれの場合にも、関連するサブ・ファンドが当該有価証券を保有している限り、当該有価証券の価値は2010年法下における最低純資産の検証のためには2010年法に基づくサブ・ファンドの純資産価格の計算において考慮されないこと、および
- 対象サブ・ファンドに投資したサブ・ファンドまたは対象サブ・ファンドのいずれのレベルでも、管理/申込みまたは買戻しの手数料は重複して請求されないこと。

2.6 サブ・ファンドの投資方針が、C S S Fにより認定された一定の株式または債券の指数の連動を目的としている場合、本投資法人は、当該サブ・ファンドの純資産の20%を限度に同一機関が発行した株式および/または債券に投資することができる。ただし、以下を条件とする。

- 指数の構成が十分に分散されていること、
- 指数が、その参照する市場の適正ベンチマークを示していること、
- 指数が適切に公開されていること。

例外的市況および特に一部の有価証券または短期金融商品がきわめて支配的なポジションを占めている規制された市場に基づき正当であると判断される場合の制限は35%である。かかる上限までの投資は、同一発行体の場合にのみ認められる。

意図せずに、または新株引受権の行使によって1.および2.の各項に記載する制限を超えた場合、本投資法人は投資主の利益を十分に考慮した上で事態を是正するために有価証券の売却を最優先しなければならない。

新たに設定されたサブ・ファンドは、引き続きリスク分散投資の原則を遵守することを条件として、当局から認可されてから6か月間は上記のリスク分散制限に関する特定の制限を逸脱することができる。

3. 投資制限

本投資法人は、以下の行為をしてはならない。

- 3.1 継続販売について契約書による制限を遵守しなければならない証券を取得すること。
- 3.2 本投資法人が、または、本投資法人の管理下にある他の投資信託と共同で、発行体の経営に重大な影響力を行使することを可能とする議決権付株式を取得すること。
- 3.3 以下を取得すること。
 - 同一発行体の議決権のない投資証券の10%以上
 - 同一発行体の社債の10%以上
 - 同一UCITSまたはUCIの受益証券の25%以上
 - 同一発行体の短期金融商品の10%以上

後3者について、債務証券または短期金融商品の総額または発行済受益証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる証券取得に関する制限を遵守する必要はない。

3.2および3.3の各項の適用が免除されるのは以下の証券である。

- EU加盟国またはその地方機関もしくは別の承認国が発行または保証している有価証券および短期金融商品
- EU非加盟国が発行または保証している有価証券および短期金融商品
- 一または複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行した有価証券および短期金融商品
- EU非加盟国の法律において当該保有が当該非加盟国の発行体の証券に投資する合法的な唯一の方法である場合に、EU非加盟国で設立された会社で、その住所を当該非加盟国に置く発行体の証券にその資産を主に投資する会社の株式、かかる場合、2010年法の規定を遵守しなければならない。

- 専ら本投資法人に代わり子会社が所在する国における投資者の請求による受益証券の買戻しについて、子会社が所在する国で一定の管理、助言または販売の業務を実行する子会社の投資証券。
- 3.4 証券、短期金融証券または1.1のe)、g)およびh)の各項に規定されるその他の商品の空売りを行うこと。
- 3.5 貴金属またはそれに関連する証書を取得すること。
- 3.6 不動産に投資すること、商品または商品契約を購入し、販売すること。
- 3.7 借入れを行うこと。ただし、下記の場合は除外される。
- バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のための借入れ
 - 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ
- 3.8 第三者のためにローンを認めまたは保証人となること。ただし、本制限は、全額払込済でない証券、短期金融商品、または1.1のe)、g)およびh)に挙げられるその他証書の取得を妨げるものではない。
- 3.9 上記の投資の禁止にかかわらず、本投資法人は、以下の金融商品に投資することができる。
- 指令2007/16/ECの第2条に定める証券要件にしたがい、指数の運用実績に連動する組み込み派生商品を含まない、個別の貴金属を裏付け資産とする広義での証書
 - 指令2007/16/ECの第2条に定める証券要件にしたがい、指数の運用実績に連動する組み込み派生商品を含まない、個別のコモディティまたはコモディティ指数を裏付け資産とする広義での証書
- 本投資法人は、投資主の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権利を有する。ただし、かかる追加的制限は、本投資法人の投資証券が募集および販売される国々の法令を遵守する必要がある。

4. 資産のプーリング

本投資法人は効率性のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および/または共同管理することを許可することができる。この場合、様々なサブ・ファンドの資産を一緒に管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼ぶ。プールは内部管理目的に限定して使用され、公式なファンドではなく、投資主が直接、プールを利用することはできない。

プール

本投資法人は2つ以上のサブ・ファンド(以下「参加サブ・ファンド」という。)のポートフォリオ資産の一部または全部をプール形式で投資し、運用することができる。こうした資産プールは各参加サブ・ファンドから現金ならびにその他の資産を(プールの投資方針に合致している場合)資産プールに移し替えることによって設定される。その後、本投資法人は個々の資産プールへの移し替えを行なうことができる。また、その参加額を上限として資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。

各資産プール内で参加サブ・ファンドが保有する投資証券は、同じ価値を有するみなし受益証券を基準にして評価する。資産プールを設定した際、本投資法人は(本投資法人が適当と判断する通貨で)みなし受益証券の当初価値を定め、各参加サブ・ファンドに対してサブ・ファンドが拠出した現金(またはその他の資産)に相当するみなし受益証券を配分する。その後、資産プールの純資産を既存のみなし受益証券の口数で除して、みなし受益証券の価値を決定する。

追加の資金または資産が資産プールに拠出され、または資産プールから引き出された場合、参加サブ・ファンドによって拠出されたもしくは引き出された現金の額または資産の価値をプールの参加サブ・ファンドの投資額の現在価値で除して決定した数だけ関係する参加サブ・ファンドに配分されたみなし受益証券の口数を増減させる。資産プールに現金が拠出される場合、計算上、かかる現金の投資に関連する取引費用および取得費用に加え税務費用を考慮して本投資法人が適当と判断する金額を減額す

る。現金の引き出しの場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分において発生する費用の額を織り込んだ減額が行なわれる。

資産プールの資産から得た分配のような配当、利息およびその他の所得は当該資産プールに配分され、その結果として各純資産が増加することになる。本投資法人が清算した場合、資産プールの資産は資産プール内の各持分に比例して各参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、幅広い分散投資を可能にするために、本投資法人は1つ以上のサブ・ファンドの資産の一部または全部をその他のサブ・ファンドまたはその他の集合投資事業に帰属する資産と一緒に管理することを決定することができる。以下の段落で「共同管理ファンド」とは、本投資法人およびその各サブ・ファンドおよびすべてのファンドで共同管理契約が存在するものをいい、「共同管理資産」とは、上記の契約に従って管理が行なわれる共同管理ファンドのすべての資産をいう。

共同管理の一環として、各投資運用会社は、共同管理ファンドに関しては連結ベースで、本投資法人およびそのサブ・ファンドのポートフォリオの構成に影響を及ぼす投資と資産の売却に関する決定を下すことができる。それぞれの共同管理ファンドは共同管理資産における持分を有し、共同管理資産の全体価値に対して各共同管理ファンドの純資産が占める割合に相当する。こうした比例ベースの資産保有（以下「参加比率」という。）は、共同管理下で保有または取得したすべての資産クラスに適用される。投資および/または資産の売却に関する決定は、上記の参加比率には影響しないが、追加の投資分は同じ割合で共同管理ファンドに割り当てられる。一方、資産を売却した場合、これらは、個々の共同管理ファンドが保有する共同管理資産から比例的に差し引かれる。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込みの恩恵を受ける共同管理ファンドは純資産が増加するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って購入申込代金を各共同管理ファンドに配分する。その際、共同管理ファンド間で資産を移し替えることによって、変化した参加比率に合致するように投資レベルを調整する。同様に、ある共同管理ファンドに買戻しがあった場合、買戻しの対象となった共同管理ファンドは純資産が減少するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って共同管理ファンドの流動資金から必要な資金を引き出し、変化した参加比率と合致するように投資レベルを調整する。

本投資法人または本投資法人の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに関係する出来事に影響される点に投資主の注意を喚起する。つまり、その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、サブ・ファンドの手元現金は増加することになる。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになる。しかし、購入申込みおよび買戻しは、契約の枠外で、各共同管理ファンドが開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行なうことも可能である。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができるほか、本投資法人または本投資法人の委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加打ち切りを決定できるため、本投資法人および投資主の利益に悪影響が及ぶ恐れがある場合、サブ・ファンドはポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに帰属する（本投資法人または当該サブ・ファンドに帰属するとは見なされない）報酬および費用の支払いによって、本投資法人のポートフォリオの構造またはその一もしくは複数のサブ・ファンドのポートフォリオ構成が変更される結果、本投資法人または当該サブ・ファンドに適用される投資制限に違反する場合、変更を実施する前の資産を共同管理契約の対象外として、上記調整の影響を受けないようにすることができる。

サブ・ファンドの共同管理資産は、投資決定が個々のサブ・ファンドの投資方針とすべての点で合致するように、同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理される。また、共同管理資産は

同じ投資運用会社が投資と資産の売却に関する決定を下す権限を有し、かつ保管受託銀行が預託機関を務め、当該保管受託銀行がその機能として十分な能力を有し、2010年法および適用される法規定に従って本投資法人およびそのサブ・ファンドに対する義務を履行することができる資産に限って共同で管理される。保管受託銀行は常に本投資法人の資産をその他の共同管理資産と分別しなければならない。これによって保管受託銀行は個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないが、個々のサブ・ファンドの投資方針よりも制限的になる可能性がある。

本投資法人は予告なしで共同管理契約を終了させることを決定することができる。

投資主はいつでもその時点で共同管理契約が結ばれている共同管理資産と共同管理ファンドの比率について、本投資法人の登録事務所に問合せを行なうことができる。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、(1)ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または(2)各共同管理ファンドが、ルクセンブルグ籍以外のファンドのいかなる破産管財人およびいかなる債権者も、資産へのアクセスを有さず、または資産を凍結する権利がないとする権限を有することを条件に許可される。

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

本投資法人およびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CS SFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レボ契約、リバースレボ契約、証券貸付契約ならびに/または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および手段(以下「技法」という。)を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。このような技法および手段の利用が、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

レボ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレボ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である(「証券貸付」)。

クリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流金融機関を利用して、当該機関が定める手順に従ってのみ、証券の貸付が認められる。証券貸付取引の場合、本投資法人は、原則として、少なくとも貸付証券の総額および未払利息に等しい金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグ法の規定により容認された金融上の担保の形で発行されなければならない。かかる担保は、取引が貸付証券価額の返済を本投資法人に保証するクリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリアもしくは他の機関を通じて行われている場合は、不要である。

「3 投資リスク、リスク要因、担保の運用」の項の規定は、証券貸付の範囲内で本投資法人に提供された担保の運用に従い適用される。「担保の運用」の項の例外規定として、金融セクターから取得する株式は、証券貸付の枠組みの範囲内で有価証券として認められる。

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理にかかる原則および基準についての記載、担保の品質、認可済取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬および本投資法人が受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、証券貸付取引からの担保として承認し、これらの証券に対して以下の元本減免を適用する旨決定した。

資産クラス	最低元本減免率 (市場価格からの減額率) (%)
固定及び変動利付証券	
G10参加国(米国、日本、英国、ドイツおよびスイスを除く国々。発行体として当該国の連邦州および小郡を含む。)により発行され、格付けがA*以上の証券。	2%
米国、日本、英国、ドイツおよびスイス(その連邦州および小郡**を含む。)により発行された証券。	0%
格付けがA以上の債券。	2%
国際的組織によって発行された証券。	2%
法主体によって発行され、格付けがA以上の銘柄の証券。	4%
地方機関によって発行され、格付けがA以上の証券。	4%
株式	8%
以下の指数に組み込まれている株式は、容認できる担保として認められる。	ブルームバーグ I D
オーストラリア(S&P / ASX 50 INDEX)	AS31
オーストリア(AUSTRIAN TRADED ATX INDX)	ATX
ベルギー(BEL 20 INDEX)	BEL20
カナダ(S&P / TSX 60 INDEX)	SPTSX60
デンマーク(OMX COPENHAGEN 20 INDEX)	KFX
欧州(Euro Stoxx 50 Pr)	SX5E
フィンランド(OMX HELSINKI 25 INDEX)	HEX25
フランス(CAC 40 INDEX)	CAC
ドイツ(DAX INDEX)	DAX
香港(HANG SENG INDEX)	HSI
日本(NIKKEI 225)	NKY
オランダ(AEX - Index)	AEX
ニュージーランド(NZX TOP 10 INDEX)	NZSE10
ノルウェー(OBX STOCK INDEX)	OBX
シンガポール(Straits Times Index STI)	FSSTI
スウェーデン(OMX STOCKHOLM 30 INDEX)	OMX
スイス(SWISS MARKET INDEX)	SMI
スイス(SPI SWISS PERFORMANCE IX)	SPI
英国(FTSE 100 INDEX)	UKX
米国(DOW JONES INDUS. AVG)	INDU

米国 (NASDAQ 100 STOCK INDEX)	NDX
米国 (S&P 500 INDEX)	SPX
米国 (RUSSELL 1000 INDEX)	RIY

- * 上記の表における「格付」は、スタンダード・アンド・プアーズが使用する格付尺度を意味する。スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチによる格付は、それぞれに対応する尺度をもって使用される。これらの格付機関がある発行体に付与した格付が一致しない場合、一番低い格付を適用する。
- * * これらの国による格付のない銘柄も容認される。かかる銘柄について、元本減免は行われない。

一般的に、以下の要件がレポ契約／リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

- () レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用評価の対象となる。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用評価において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用評価を遅延なく実施する。
- () 本投資法人は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- () 本投資法人がリバースレポ契約を締結する場合、本投資法人は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時まで発生する利息を含む。）のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。
- () 本投資法人がレポ契約を締結する場合、本投資法人は、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- () レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約は、UCITS指令の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益（直接および間接の運営コスト／費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

本投資法人およびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準（すなわち、これらの技法を利用しない場合）から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、後記「3 投資リスク a. リスク要因 効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

本投資法人は、リスク管理手続きの一環として、本投資法人または本投資法人が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。本投資法人、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証すること

を通じて実施される。また、本投資法人は、これらの技法および手段を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3【投資リスク】

リスク要因

サブ・ファンドの投資は大幅な価格変動を伴い、本投資法人の株価が取得時の価格を下回らないとの保証はない。投資法人は預貯金と異なる。

こうした価格変動を発生させる要因またはその影響は以下のとおりであるが、これらに限定されない。

- ・ 個別企業に特有の要因の変化
- ・ 金利の変動
- ・ 為替レートの変動
- ・ 雇用、公共支出および負債、インフレ等の経済要因に関する変化
- ・ 法環境の変化
- ・ 特定の資産クラス(持分証券)、市場、国、業種および部門に対する投資家の信頼の変化、および
- ・ 商品の価格の変化

投資を分散させることにより、投資運用会社は、サブ・ファンドの価格に対する上記リスクのマイナスの影響を軽減させる努力をしている。

その投資の性質によって特定のリスクにさらされるサブ・ファンドについて、関係するリスク情報は当該サブ・ファンドの投資方針に規定される。

一般的リスク情報

新興国市場への投資

「新興国市場」という用語は、インターナショナル・ファイナンス・コーポレーション・コンポジット・インデックスおよび/またはMSCIEマージング・マーケット・インデックスに含まれる市場、ならびに経済発展の程度が同程度であるかまたは新しい株式市場があるその他の国々を表すために使用される。

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会的、政治的および経済的に不確定な大きなリスクを負っている。

以下は、新興市場に伴う一般的リスクの概要である。

- 偽造証券
監督システムの脆弱さにより、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることもありうる。
- 非流動性
証券の売買が、先進国市場より費用と時間がかかり、一般に難しい可能性がある。流動性に関する困難により価格の変動性が高まることも考えられる。多くの新興市場は小規模で取引高が少ないため、流動性が低く価格の変動性が高い。
- ボラティリティ
新興市場への投資は、先進国市場への投資よりもパフォーマンスの変動性が高くなる。
- 通貨の変動
サブ・ファンドが投資を行う国の通貨は、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨に比べ大幅に変動する可能性がある。そうした変動は、サブ・ファンドの収益に大きく影響する。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することは不可能である。
- 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限するまたは一時的に停止するという可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出すことができない場合がある。買戻請求に対する影響を最小限にとどめるため、サブ・ファンドは、数多くの市場に投資を行う予定である。

- 決済および保管リスク

新興市場国における決済および保管システムは、先進市場のシステムのように発達していない。基準がそれほど高くなく、監督機関は経験豊富とはいえない。したがって、決済が遅延し流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

- 売買の制限

場合によっては、新興市場が外国人投資家の売買に制限を設けることがある。したがって、外国人株主に許可される最大所有株数を超過したために、サブ・ファンドが入手できない株式もある。さらに、外国人投資家の収益、キャピタルおよび分配への参加が制限や政府による許可の対象となることもありうる。新興市場が、外国人投資家による証券販売を制限する可能性もある。そのような制限によりある新興市場において証券の販売を制限される場合、サブ・ファンドは当局から例外的な認可を入手する、または別の市場へ投資を行うことでそうした制限の悪影響に対処することを試みることになる。サブ・ファンドは、制限が容認できるような市場にのみ投資する予定である。ただし、追加の制限を課せられることを避けることは不可能である。

- 会計

新興市場の企業に求められる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、投資家への情報提供の内容、質および期限に関して先進国市場とは異なる。したがって、投資選択を正確に評価することは難しい。

サブ・ファンドは、個々のサブ・ファンドの新興市場への投資の配分に応じてリスクを意識する投資家を対象としている。これに関しては、本書の「典型的な投資家の特性」の項を参照されたい。

UCIおよびUCITSへの投資

特別投資方針に従って、既存のUCIおよびUCITSにその資産の少なくとも半分を投資したサブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの構造を有する。

ファンド・オブ・ファンズの一般的利点は、ファンドに直接投資する場合に比べて幅広い投資またはリスクの分散化が図られることにある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（以下「対象ファンド」という。）自体も厳格なリスク分散原則が適用されるためポートフォリオの分散化はポートフォリオだけに止まらない。ファンド・オブ・ファンズの投資家は、二重にリスクを分散した商品に投資できるため、個々の投資対象に内在するリスクは最小限に抑えられ、大部分の投資の対象となるUCITSおよびUCIの投資方針は、本投資法人の投資方針と可能な限り一致しなければならない。本投資法人が一種類の商品への投資しか許可していない場合でも、投資家は多数の有価証券に間接的に投資できることになる。

既存のファンドに投資する場合、一部の手数料と費用の支払いが二回以上発生することがある（例として、保管受託銀行および中央管理事務代行会社の手数料ならびに投資先のUCIおよび/またはUCITSに支払う運用報酬/顧問報酬および発行手数料/買戻手数料）。こうした手数料および費用は対象ファンドだけでなく、ファンド・オブ・ファンズのレベルでも徴収される。

サブ・ファンドはまた、UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイまたはUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイと共通の経営もしくは支配によるかもしくは多額の直接持分もしくは間接持分を有するその関連会社が運用しているUCIおよび/またはUCITSにも投資することができる。かかる場合、当該受益証券の申込または買戻し時に発行手数料または買戻手数料は請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

既存のファンドに投資する際の一般的費用およびコストについては「4 手数料等及び税金(4) その他の手数料等」と題する項に記載する。

ABS / MBSの使用に伴うリスク

投資者は、アセットバック証券(以下「ABS」という。)、モーゲージ担保证券(以下「MBS」という。)および商業用不動産担保证券(以下「CMBS」という。)への投資が非常に複雑であり、かつ、透明性が低い可能性がある旨を知らされている。これらの商品は、債権のプール(ABSの債権の場合、自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権となる可能性があり、MBSまたはCMBSの債権の場合は不動産ローンである。)のエクスポージャーを伴い、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ、法的、簿記上および経済的な観点から見てプール内の債権の貸主から完全に分離している機関により発行される。原債権からの支払フロー(利息、債権の償却および不定期の償却を含む。)は、これらの商品の投資者に移転される。これらの商品は、階層に従う異なるトランシェを含む。かかる構成によりトランシェ間の払戻しおよび不定期の特別払戻しの順位が定められる。金利が上昇または低下する場合に、債務者の借換えの選択権の上昇または低下に起因して予定外に原債権に対する特別償却が増減すると、投資者は、払戻しまたは再投資が増減するリスクにさらされる。

サブ・ファンドによるABS / MBSへの投資の平均期間は、債券につき設定された満期日と異なることが多い。平均期間は最終満期日より概して短く、払戻フローの日付に依拠する。払戻フローは通常、有価証券の構造ならびにキャッシュ・インフローの優先順位および/または借換え、払戻しおよび債務不履行に関する借り手の行為に基づくものである。サブ・ファンドは、満期まで平均で0年ないし30年の残存期間のある有価証券に投資する。

異なる法律体系を有する異なる国のABS / MBSが存在する。サブ・ファンドは、欧州経済領域の加盟国すべておよびスイスのABS / MBSに投資することができる。原証券がサブ・ファンドのガイドラインで許可され、有価証券が顧問によって定められた調査に基づく基準を満たす場合、他の国への投資が検討されることがある。

サブ・ファンドは、ABS / MBSの公認発行体が発行する有価証券または類似の有価証券に投資する。ABS / MBSは投資適格であるか、非投資適格であるか、または、格付を有しないことがある。

債務担保证券(CDO) / ローン担保证券(CLO)の利用に関連するリスク

投資者は、一部のサブ・ファンドが債務担保证券(CDO)として知られる一定の種類の資産担保证券、または原資産がローンである場合にローン担保证券(CLO)に投資することがあることに留意すべきである。CLOおよびCDOは基本的に、支払順位が異なる複数のトランシェから構成され、最上位のトランシェは原資産のプールからの元利金の支払順位が最も高く、その次が第二位のトランシェで、その先は元利金からの支払順位が最下位のトランシェ(エクイティ・トランシェ)まで支払順位が順番に下がっていく。CDO / CLOは原資産の価値の下落により著しく不利な立場に置かれることがある。さらに、複雑な仕組みにより評価が難しくなることがあり、異なる市場のシナリオにおけるパフォーマンスを予測することは困難である。

派生商品の利用

「(4) 投資制限 2. リスク分散」に規定される制限を遵守する一方、本投資法人は、各サブ・ファンドにつき派生商品を活用することができる。金融派生商品とは、その他の金融商品(原資産)から価値を派生する商品である。

派生商品は、条件付の場合と無条件の場合とがある。条件付派生商品(条件付請求権)は、合法的取引の一当事者に金融派生商品(オプション等)を利用する権利(義務ではない。)を付与するものであ

る。無条件派生商品(先物)は、両当事者に対して、契約書に規定される特定の時点において支払を行う業務の履行を義務付けるものである(先渡し、先物、スワップ等)。

派生商品は、取引所で取引されるもの(上場派生商品)に加え、店頭で取引されるもの(店頭派生商品)がある。取引所で取引される金融派生商品の場合、取引所自身が各取引の一当事者となる。かかる取引は、清算機関(清算代理人)を通じて清算および決済される。店頭派生商品は二当事者により直接締結されるが、上場派生商品は仲介人を利用して締結される。サブ・ファンドが利用する派生商品には、先物契約(例えば、株式、指数、ボラティリティの先物契約)、オプション(例えば、株式、金利、指数、債券、通貨、コモディティ指数、スワップ、ボラティリティ、先物、インフレまたはその他の金融商品のオプション)、先渡し契約(為替予約を含む。)、スワップ(例えば、トータル・リターン・スワップ、通貨スワップ、コモディティ指数スワップ、金利スワップ、配当スワップ、株式バスケット・スワップ、ボラティリティ・スワップおよびバリエーション・スワップ)、信用派生商品(クレジット・デフォルト・デリバティブ、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)および信用スプレッド・デリバティブを含む。)、ワラントおよび仕組み派生商品(クレジット・リンク証券および株式リンク証券等)が含まれることがある。

派生商品取引(信用デリバティブ等)は、第三者のデフォルト・リスクに対するヘッジのために利用することができる。各当事者は、このようなヘッジを行うために、売り手が第三者のデフォルトに伴う買い手のリスクを補償する見返りとして、買い手から継続的な保証料(プレミアム)を受領する、CDSを締結することができる。このような補償は、指定される有価証券の受け渡しまたは現金による支払を通じて行うことができる。このような種類の派生商品取引は、保険に似たもので、いずれかのサブ・ファンドが、売り手または買い手のどちらの立場においても、締結することができる。サブ・ファンドは、(買い手の側からの)ヘッジまたは(売り手の側からの)投資という目的で、信用デリバティブを利用できる。2014年以降、CDSは中央清算機関により決済されている。

派生商品の利用に伴うリスク

派生商品への投資は、一般的な市場リスク、決算リスク、信用リスク、ボラティリティ・リスクおよび流動性リスクという制限がある。

しかしながら、上記リスクは、派生商品の特性により変化することがあり、時として原資産への投資に伴うリスクに比べてより高いリスクとなることもある。

このため、派生商品の利用は原資産についての理解のみならず、派生商品自体についてのより深い知識が求められる。

派生商品に関する信用リスクとは、一当事者が特定または複数の契約に基づく支払義務を履行しなくなる(または履行できない)リスクである。証券取引所で売買されている派生商品の信用リスクは、市場で売買されている各派生商品の取引相手として行為する清算代理人が決済保証を行うため、一般論として公開市場で取引されている店頭派生商品のリスクに比べて低い(上記参照のこと。)。上記の保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために清算人が維持する日払いシステムによって支えられ、かかるシステムにおいてこれをまかなうために必要な資産が計算される(下記参照のこと。)。かかる決済保証のない派生商品を除き、通常、その不履行リスクは、「(4)投資制限 2. リスク分散」の項に記載される投資制限により限定される。原資産の引渡しまたは交換(オプション、先渡し、クレジット・デフォルト・スワップ等)とは違い、双方の支払義務の差額(金利スワップ、トータル・リターン・スワップ等)を負担する場合でも、取引相手方による債務不履行時に本投資法人が負う潜在的損失は、かかる差額分に限定される。

信用リスクは担保の設定により軽減される。証券取引所で派生商品を取引する場合、参加者は流動性のある資金により清算代理人に担保を預託しなければならない(当初証拠金)。清算代理人は、各参加者の持高を評価(および、適切な場合、決済)すると共に、残存する担保を日次ベースで再評価する。担保の価値が一定の基準(維持証拠金額)を下回る場合、当該参加者は、追加の担保(変動証拠金)を

支払うことで元の水準までその評価額を引き上げることを清算代理人により要求される。また、店頭派生商品に関する信用リスクは、各取引相手方の提供する担保(下記参照のこと。)、当該取引相手方との間で締結された様々な派生商品の持高による相殺に加え、取引相手方の選択を慎重に吟味することにより、低減される場合がある(「(4)投資制限 1. 本投資法人が可能な投資」の1.1 g) 4項を参照のこと。)。

有価証券、指標、金利または通貨等の原資産の小さな価格変動であっても金融派生商品の価格に大きな変動をもたらすことがあるため、金融派生商品の価格は、非常に変動が激しい場合がある。金融派生商品への投資は、当初の投資額を超える損失を生じることがある。

一部の商品は売買が難しいため、流動性リスクもある。特に派生商品取引の規模がとりわけ大きい場合または関係する市場が流動性を欠いている場合(公開市場の店頭で取引される派生商品の多くはそうであるといえる。)、一部の場合に、取引を完全に執行することが常に可能というわけではなく、またはこれによって上昇した価格でポジションを処分するしかできないことがある。

派生商品の利用に伴うその他のリスクとしては、派生商品の価格の評価または決定の不正確さがある。派生商品が原資産、金利、または指数と完全に相関しない可能性もある。派生商品は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価は取引相手に関連する支払要求額がより大きくなり、各サブ・ファンドに損失が発生する結果となる。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産(通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。)に関連してスワップ契約(トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。)を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か(例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス)と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か(例えば、合意された料率による支払い)を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、例えば、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができ、機動的な通貨のエクスポージャーを獲得することもできる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる(その逆の交換を行うこともできる)。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス(キャップの場合)またはマイナス(フロアの場合)の金利変動にのみ、基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関して、トータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において、金利のキャッシュ・フローを、株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュ・フロー等と、交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において、一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドの

リターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ(ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、株式の価格による影響を控除した株式のボラティリティのみに基づく投資を行うことができる。)、またはバリエーション(ボラティリティの2乗)に対応しているスワップ(バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対する直線的な相関関係により支払を行うため、支払がボラティリティよりも高い割合で上昇する。)を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する(または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する)場合、サブ・ファンドのために、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である取引相手方との間でしか、締結することができない。このような取引相手方は、信用評価の対象となる。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用評価において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付(もしくはこれに相当する格付)に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用評価を遅延なく実施する。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを条件に、該当するサブ・ファンドの投資目的および方針を実行するためにトータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有している。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料(プレミアム)を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブで参照される投資先である事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払を行うことになる。信用事由には、破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっているが、かかる条項に効果があるとは限らない。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減される。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

本投資法人は、市場の状況(一日の値幅制限の適用を含む。)次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、本投資法人は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることもある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、または本投資法人が多額の費用を負担することがある。

流動性リスク

サブ・ファンドは、流動性の低下により売却することが困難であることが後に判明する証券に投資することがある。これは当該証券の市場価格に、そして結果として当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。当該証券の流動性の低下は、発行体の信用格付の格下げまたは効率的市場の欠如などの異例または異常な経済または市場の事由によって生じることがある。極端な市況においては、自発的な買主がほとんどいないことがあり、選択した時期に投資対象を売却することが容易ではないことがある。また、当該サブ・ファンドは、投資対象を売却するためにより低い価格に同意しなければならないことがあり、または投資対象を売却することがまったくできないことがある。一定の証券またはその他の商品の取引は、関連する取引所または政府機関もしくは規制機関により停止されまたは制限されることがあり、これにより当該サブ・ファンドは損失を被る可能性がある。ポートフォリオのポジションを売却できないことは、当該サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼすかまたは当該サブ・ファンドのその他の投資機会の利用を妨げる可能性がある。買戻請求に応じるため、当該サブ・ファンドは、不利な時期にかつ／または不利な条件で、投資対象の売却を強いられることがある。

債券

債券は、実際のおよび認識された信用力の測定にさらされる。債券、特にハイ・イールド債は、否定的なヘッドラインおよび投資者の側の批判的な認識によって損なわれることがある。かかる認識は、ファンダメンタル分析に基づいていないことがあり、債券の価格および流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

ハイ・イールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティー・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイ・イールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイ・イールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクおよび債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイ・イールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却または評価することが困難であることがある。特に、ハイ・イールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針(4) 投資制限 5 . 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および／またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額(該当がある場合。)を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失(証券の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、前記「２ 投資方針（４）投資制限 ５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連して本投資法人が保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失（証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レボ契約、リバースレボ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは前記「２ 投資方針（４）投資制限 ５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に定める規定を常に遵守する。レボ契約、リバースレボ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法（担保の運用を含む。）が採用される。レボ契約、リバースレボ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスか的一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レボ契約／リバースレボ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レボ契約／リバースレボ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
グローバル・アロケーション（米ドル）	0% - 10%	100%	0%	100%	0% - 50%	100%
グローバル・アロケーション（ユーロ）	0% - 10%	100%	0%	100%	0% - 50%	100%
ダイナミック・アルファ（米ドル）	0% - 50%	200%	0%	100%	0% - 50%	100%

リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、市場リスクの予想最大損失額を算出する指標であるバリュー・アット・リスク（VaR）手法やコミットメント手法により行なわれる。リスク管理手続はまた、（ETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドラインに関する）CSSF指令14/592に従い、担保の運用（下記「担保の運用」の項参照のこと。）およびポートフォリオの効率的運用のための技法および手段（（４）投資制限 ５．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段）の項参照のこと。）の範囲内で適用される。

レバレッジ

バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）アプローチを用いるUCITSのレバレッジは、CSSF指令11/512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本の総額」として確定される。投資主は、これにより、レバレッジ額が人為的に増加することがあり、そのため、とりわけ、以下の理由で実際の経済的リスクを正確には反映しない場合があることに留意するべきである。

- 派生商品が投資またはヘッジ目的で利用されているか否かにかかわらず、派生商品が、想定元本の総額のアプローチに従って算定されるレバレッジ額を増加させるため。
- 金利派生商品のデュレーションが考慮されていないため。その結果、短期金利派生商品が極めて低い経済的リスクを生じさせるにもかかわらず、短期金利派生商品は、長期金利派生商品と同じレバレッジとなる。

V a Rアプローチに従うUC I T Sの経済的リスクは、UC I T Sのリスク管理手法の一部として決定される。かかる手法は、とりわけ、V a Rの制限を含み、派生商品を含むすべてのポジションの市場リスクを伴う。V a Rは、包括的なストレス・テスト・プログラムによって補足される。

V a Rアプローチを用いる各サブ・ファンドのレバレッジの平均水準は、以下に記載される範囲にとどまるものと予測される。レバレッジは、想定元本の総額と問題のサブ・ファンドの純資産価額との比率として示される。

一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることがある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定される レバレッジ 範囲	参照ポートフォリオ
グローバル・ アロケーション (米ドル)	相対的V a R手法	0 - 2.0	60%のM S C I オール・カン トリ・ワールド・インデックス (正味配当金再投資)、40%の F T S E 世界国債インデックス (T R) (米ドル・ヘッジ)
グローバル・ アロケーション (ユーロ)	相対的V a R手法	0 - 2.0	60%のM S C I オール・カン トリ・ワールド・インデックス (正味配当金再投資) (ユー ロ・ヘッジ)、40%のF T S E 世界国債インデックス(T R) (ユーロ・ヘッジ)
ダイナミック・ アルファ (米ドル)	絶対的V a R手法	0 - 5.0	該当なし

担保の運用

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる（以下「担保」という。）。

担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。本投資法人は、（客観的かつ適切な評価を行った後）適切な期間内に換金が可能であるとされる金融商品のみを、担保として認める。本投資法人または本投資法人が任命するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければならない。担保の評価額は、各店頭市場の取引相手方の持高の評価額を上回っていなければならない。ただし、かかる評価額が、2回続く評価の間で、変更する場合がある。もっとも、それぞれの評価後、かかる担保が、（適切な場合は、追加の担保を請求することで）各店頭市場の取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していることを確保しなければならない（値洗い）。当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、本投資法人は、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（元本減免）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいくほど、引き下げ額は大きくなる。

本投資法人は、受け入れる担保の種類、各担保の加算額および差引き額に加え、担保として預託された流動性のある資金の投資方針を中心に、上記の要件および評価額の詳細を決定する社内枠組み合意につき決定を行う。かかる枠組み合意は、適切な場合本投資法人により定期的に検討され、適合される。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、店頭取引派生商品からの担保として承認し、これらの証書に対して以下の元本減免を適用する旨決定した。

資産クラス	最低元本減免率 (市場価格からの減額率) (%)
固定及び変動利付証券	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金。	0 %
次の国々（オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国、米国）の1つにより発行される短期性証券（1年以内）で、発行国がA以上の格付けを有するもの。	1 %
上記と同じ要件を満たし、かつ償還残存期間が中期（1 - 5年）の商品。	3 %
上記と同じ要件を満たし、かつ償還残存期間が長期（5 - 10年）の商品。	4 %
上記と同じ要件を満たし、かつ償還残存期間が超長期（10年超）の商品。	5 %
償還残存期間が10年以内の米国インフレ連動債。	7 %
米国債ストリップス債またはゼロクーポン債（償還残存期間を問わない。）。	8 %
償還残存期間が10年を超える米国インフレ連動債	10%

証券貸付からの担保に対して適用される元本減免については、適用ある場合、「5．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」において説明されている。

担保として預託された有価証券は、相対する店頭市場の取引相手方により発行されなかったか、または当該店頭市場の取引相手方との密接な関係になかった可能性がある。このため、金融機関からの投資証券は担保として認められない。担保として預託された有価証券は、本投資法人に代わり保管受託銀行が保管し、本投資法人が売却、投資、および担保設定を行うことができない。

本投資法人は、譲渡された担保を、地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散を中心に、適切に分散することを確保する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

上記の項の免除を受け、かつ、2014年8月1日のETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドライン(ESMA/2014/937)の改正後の第43条(e)に従い、本投資法人は、EU加盟国、その一もしくは複数の現地当局、第三国または一もしくは複数の欧州連合加盟国が属する公的国際機関により発行または保証される様々な譲渡性のある証券および短期金融商品により完全に担保されることができる。この場合、本投資法人は、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受領することを確保しなければならないが、一銘柄の証券は各サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

本投資法人の取締役会は、上記の免除条項を利用し、各サブ・ファンドの純資産価額の50%を上限として、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスにより発行または保証される国債による担保を受領する旨決定した。

流動性のある資金として預託される担保は、本投資法人が投資することができる。投資対象は、「(4)投資制限 1．本投資法人が可能な投資」第1.1(f)項に従う要求払預金または通知預金；高格付の政府債；「(4)投資制限 5．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に規定される買戻取引(当該取引の相手方が、「1．本投資法人が可能な投資」第1.1(f)項に規定される金融機関であり、かつ、本投資法人がいつでも当該取引を中止し、投資額(発生済利息を含む。)の返還を請求する権利を有することを条件とする。)；ならびに欧州短期金融商品の定義に関するCESRガイドライン10-049に規定される短期マネー・マーケット・ファンドのみに限定される。前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。

保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関連する本投資法人の権利が遅らされるかまたはその他の方法で制限されることがある。本投資法人が該当契約に基づき担保を提供している場合、当該担保は本投資法人と店頭取引相手との合意により店頭取引相手に移転されることになる。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用破綻事由の結果、担保に関連する本投資法人の権利または申立ての認定が遅らされる、制限されるかまたは削減されることすらあり、担保が当該債務をカバーするためあらかじめ提供されていたにもかかわらず、本投資法人は店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなると思われる。

投資リスクに対する管理体制

投資運用会社はリスク分散により意図せざるリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図る。リスク特性の分析に当たっては、投資運用会社はUBSアセット・マネジメントが開発したリスク管理および統制基準ならびにUBSアセット・マネジメントが管理する全ての資産に関するリスク問題の識別、測定、モニタリング、報告に活用する。

UBSアセット・マネジメントでは、法規制度遵守(コンプライアンス)に対する認識は組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっている。すべての従業員およびディレクターはUBSの内部規則、ガイドラインおよび手続きと同様に、UBSが営業を行う国の法律、規則、規定に従うことが求められている。業務機能から独立した統制プロセスは、リスクの性質や大きさに相応して実行される。統制機能は、業務部門のリスク管理およびリスク負担活動の監督の効果を独立して監視する。

リスク・エクスポージャーの統制、リスク集中の早期識別、明確かつ方法論的に適切な会社全体のリスク測定原則および透明性のあるリスク報告は、会社全体のリスクに対する緊密に結びついた管理および統制に不可欠である。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法(改訂済)の下で認められたVaR手法により管理している。

投資リスクの変更

提出日現在、上記投資リスクに関して重要な変更はない。

重要事象等

本投資法人が将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他本投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象は、本書提出日現在、存在しない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

申込手数料は、以下を上限とする。

サブ・ファンド	上限発行手数料率
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)	純資産価格の 4 %
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ)	純資産価格の 4 %
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ (米ドル)	純資産価格の 4 %

b. 日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は申込価額の2.75% (税抜き2.50%) を上限とする。

(2)【買戻し手数料】

a. 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

b. 日本国内における買戻し手数料

該当事項なし。

(3)【管理報酬等】

本投資法人は、投資証券に関し、各サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド名	上限定率報酬 (上限管理報酬)	
UBS (Lux) キー・ セレクション・シキャブ	上限定率報酬 (上限管理報酬)	名称に「ヘッジ」を含む クラス受益証券の料率
- グローバル・アロケーション (米ドル)	年率2.040% (年率1.630%)	年率2.090% (年率1.670%)
- グローバル・アロケーション (ユーロ)	年率2.040% (年率1.630%)	年率2.090% (年率1.670%)
- ダイナミック・アルファ (米ドル)	年率1.920% (年率1.540%)	年率1.970% (年率1.580%)

かかる報酬は以下のとおり用いられるものとする。

本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理、投資助言および販売に関して (該当する場合)、また保管受託銀行のすべての職務 (本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等) に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。すなわち当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる (上限定率報酬)。名称に「ヘッジ」を含むクラス投資証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための報酬が含まれる。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。

実際に適用される上限定率報酬については、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

2020年9月末日に終了する会計年度中の各サブ・ファンドの報酬は以下のとおりである。

- グローバル・アロケーション(米ドル)	6,808,975.57米ドル
- グローバル・アロケーション(ユーロ)	5,747,535.99ユーロ
- ダイナミック・アルファ(米ドル)	190,552.68米ドル

(4) 【その他の手数料等】

上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人の資産にも請求される追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
- c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびに本投資法人の管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。
- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む。)。
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、主要な投資家向け資料(以下「KIID」という。)、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト(該当する場合、外国の監督官庁に支払う手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。)。
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または投資法人の利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率(TER)の開示において考慮されている。

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人はまた、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

定率報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

個々のサブ・ファンドに配分可能なすべての費用は当該サブ・ファンドに請求される。

投資証券のクラスに配分できる費用は当該投資証券のクラスに請求される。ただし、費用が複数または全部のサブ・ファンド/投資証券のクラスに関係して発生する場合は、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド/投資証券のクラスに請求される。

各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係する投資先ファンドのレベルでも費用が発生する。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合がある。

管理会社により、または共同運用もしくは支配によるまたは多額の直接的もしくは間接的な保有により管理会社と関係する別の会社により、直接的もしくは委任により運用されるファンドの受益証券への投資に関して、投資を行うサブ・ファンドは、対象ファンドの発行または買戻しの手数料を請求されないことがある。

本投資法人の現在発生している費用の詳細はKIIDに記載されている。

2020年9月末日に終了する会計年度中の各サブ・ファンドのその他の費用は以下のとおりである。

- グローバル・アロケーション (米ドル)	412,332.60米ドル
- グローバル・アロケーション (ユーロ)	499,545.72ユーロ
- ダイナミック・アルファ (米ドル)	131,918.16米ドル

管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、報酬が適用ある規則(具体的には、()UCITS指令2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、()オルタナティブ投資ファンド運用者(AIFM)指令2011/61/EU(2013年7月12日付オルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律(改正済))によってルクセンブルクの国内法が制定された。)、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに()2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10/437に定義される規定)に従っていることを確保し、かつ、UBSグループ・エイ・ジの報酬方針を遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、堅実かつ効果的なリスク管理の枠組みを促し、投資主の利益を守り、かつかかるUCITS/AIFのリスク特性、約款もしくは定款に反するリスクを防止する。報酬方針は、また、管理会社およびUCITS/AIFの戦略、方針、価値および利益を守り、利益相反を防止する措置を含む。

さらに、この手法は、以下を目的とする。

- ・サブ・ファンドにおける投資主の推奨される保有期間に適した複数年にわたる期間で、パフォーマンスを評価すること。これは、評価プロセスが、本投資法人の長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ、パフォーマンスに関連した報酬が同期間にわたり支払われることを徹底するためである。
- ・固定報酬部分および変動報酬部分の間でバランスが取れている報酬を従業員に与えること。報酬総額のかなりの部分を固定報酬部分が占め、このことが機動性を有する賞与の戦略を可能にする。これには変動報酬を支払わないという選択肢が含まれる。この固定報酬は、個々の従業員の役割(彼らの責任および業務の複雑性、パフォーマンスおよび各地の市況を含む。)により決定される。さらに、管理会社が、自身の裁量により、従業員に対して手当を提供する可能性があることに留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分を構成する。

関連する開示は、UCITS指令2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において行われるものとする。

投資家は、報酬方針に関する詳細(報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会(もしあれば)の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含むが、それらに限らない。)をhttp://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- (1) 投資証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。なお、ファンドの投資証券はルクセンブルグ証券取引所に上場されている。
- (3) 日本の個人投資主についてのファンドの配当金は、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。日本の個人投資主は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの配当金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人投資主については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの配当金に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。
- (5) 日本の個人投資主が、投資証券を買戻し請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記(3)における配当金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、投資証券の譲渡損益(譲渡価額(みなし配当額を除く)から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。投資証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人投資主についての配当金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の投資主は、個人であるか法人であるかに関わらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンドの投資証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。

ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%またはF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - X、およびU - Xクラスについては0.01%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。管轄権を有する税務当局が投資家の課税上の地位を変更した場合、クラスF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - XおよびU - Xのすべての投資証券について0.05%の課税が行われる可能性がある。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

投資者は、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該サブ・ファンドまたは投資者がルクセンブルグに住所を有するか、居住するか、または常用の住居を維持する場合、あるいはルクセンブルグに以前居住しており、本投資法人の投資証券の10%以上を保有する場合を除く。

上記は財務上の効果に関する概要であり、完全であると断言するものではない。投資証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する投資証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

情報自動交換 - F A T C A および共通報告基準

ルクセンブルグ籍の本投資法人は、その投資家および課税上の地位に関する特定の情報を収集し、当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供するための以下に記載する協定（および場合に応じて将来締結される可能性があるその他の協定）などの自動情報交換に関する一定の協定により拘束される。さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の目的で居住者となっている法域の税務当局に送信することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（以下「F A T C A」と総称する。）に基づき、本投資法人は、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（以下「I G A」という。）に定義される特定米国人が所有する金融口座について米国財務省が報告を受けることを確保するために設けられた徹底的なデューディリジェンスの実施義務および報告義務を遵守しなければならない。本投資法人は、上記の義務を遵守しなかった場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対し米国の源泉徴収税を課されることとなる。I G Aに従い、本投資法人は「遵守（C o m p l i a n t）」に分類されており、特定米国人が所有する金融口座を特定し、これを直ちにルクセンブルグの税務当局に報告した場合には源泉徴収税が課されない。ルクセンブルグの税務当局は、かかる報告を受けた場合、当該金融口座に関する情報を米国内国歳入庁に提供する。

世界的なオフショアの租税回避に対処するため、経済協力開発機構（O E C D）は、F A T C Aの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、共通報告基準（以下「C R S」という。）を策定した。C R Sの下では、参加C R S法域に設立された金融機関（本投資法人等）は、投資者のすべての個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関を管轄する法域との間で情報交換協定を締結している他の参加C R S法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加C R S法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。ルクセンブルグは、C R Sを導入するための法律を制定した。そのため、本投資法人は、ルクセンブルグにおいて適用されるC R S上のデューディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、本投資法人がF A T C AおよびC R Sに基づく義務を履行できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報を本投資法人に提供し、これらの情報を常に最新の状態に維持する義務を負っている。投資予定者は、本投資法人がかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負っていることに留意する必要がある。投資者は、本投資法人が、上記の要求された情報を投資者が本投資法人に提供しなかった場合に本投資法人に課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者が負担することを

確実にするため、投資者の本投資法人における持分に関して必要と考える措置を講じることができる点に留意する必要がある。また、上記には、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および/または当該投資者の本投資法人における持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負うことが含まれる場合もある。

投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、適格な税務アドバイザーに相談する必要がある。

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、()米国の公認の裁判所が適用法に基づき信託財産の管理の全ての面において命令または判決を発行することを認められている場合、または()一または複数の特定米国人が信託財産または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託会社を指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

DAC6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令(EU)2018/822(以下「DAC6」という。)が発効した。DAC6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性のあるアレンジメントに関する包括的かつ関連する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC6に基づく約定は2020年7月1日までは適用されないが、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントの通知が必要な場合がある。同指令はEUの仲介業者に対して、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント(関係する仲介業者および関係する納税者、すなわち報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントを利用することができる者の身元を特定するアレンジメントおよび情報に関する詳細事項を含む。)に関する情報を、関連する現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、本投資法人は、報告要件の対象であるクロスボーダー・アレンジメントに関して知っているか、所有しているか、または、管理下にある情報を、権限を有する税務当局に開示することを法律によって義務付けられる可能性がある。この法律は、必ずしも濫用的租税回避であるとは限らないスキームにも関係する可能性がある。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(グローバル・アロケーション(米ドル))

(2020年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	247,912,726.70	69.52
	アイルランド	10,416,097.95	2.92
	小計	258,328,824.65	72.44
債券	アメリカ合衆国	27,402,434.56	7.68
	オーストラリア	14,327,526.03	4.02
	カナダ	14,044,312.15	3.94
	イタリア	5,927,426.80	1.66
	小計	61,701,699.54	17.30
その他の証券	アイルランド	14,065,985.88	3.94
	小計	14,065,985.88	3.94
ポートフォリオ合計		334,096,510.07	93.69
現金・その他資産		22,519,618.09	6.31
資産総額		356,616,128.16	100.00
負債総額		5,274,616.61	1.48
合計(純資産総額)		351,341,511.55 (約36,364百万円)	98.52

(注) 投資比率とは、ファンドの資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下各サブ・ファンドについて同じ。

(グローバル・アロケーション (ユーロ))

(2020年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
株式	アメリカ合衆国	89,048,162.73	27.15
	イギリス	11,623,892.98	3.54
	フランス	11,586,221.75	3.53
	オランダ	9,820,881.39	2.99
	ドイツ	9,482,968.11	2.89
	スイス	8,374,723.88	2.55
	日本	6,082,607.58	1.85
	デンマーク	5,042,747.86	1.54
	イタリア	4,754,402.08	1.45
	フィンランド	2,980,995.32	0.91
	アイルランド	2,293,976.54	0.70
	香港	2,263,676.06	0.69
	スウェーデン	2,145,610.84	0.65
	スペイン	1,823,971.20	0.56
	ノルウェー	1,235,398.94	0.38
	オーストリア	941,734.40	0.29
	ベルギー	925,873.92	0.28
	バミューダ	710,059.66	0.22
	シンガポール	439,242.37	0.13
	中国	376,613.46	0.11
	小計	171,953,761.07	52.42
債券	アメリカ合衆国	44,638,137.48	13.61
	カナダ	13,244,265.87	4.04
	オーストラリア	12,962,564.56	3.95
	イタリア	4,752,270.00	1.45
	イギリス	1,351,522.58	0.41
	ドイツ	1,192,743.80	0.36
	ケイマン諸島	847,296.81	0.26
	オランダ	487,546.44	0.15
	アラブ首長国連邦	344,898.04	0.11
	メキシコ	339,892.12	0.10
	小計	80,161,137.70	24.44
投資信託	ルクセンブルグ	20,098,355.09	6.13
	小計	20,098,355.09	6.13
短期金融商品	アメリカ合衆国	9,806,513.51	2.99
	小計	9,806,513.51	2.99
その他の証券	アイルランド	9,655,087.38	2.94
	小計	9,655,087.38	2.94
ポートフォリオ合計		291,674,854.75	88.91
現金・その他資産		36,363,116.16	11.09
資産総額		328,037,970.91	100.00
負債総額		4,904,859.59	1.50
合計 (純資産総額)		323,133,111.32 (約41,022百万円)	98.50

(ダイナミック・アルファ(米ドル))

(2020年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
債券	アメリカ合衆国	14,254,587.86	30.06
	フランス	1,816,096.25	3.83
	ドイツ	1,747,936.54	3.69
	日本	1,610,330.99	3.40
	イギリス	1,412,231.26	2.98
	カナダ	997,121.38	2.10
	ニュージーランド	875,602.36	1.85
	オランダ	875,282.76	1.85
	オーストラリア	874,279.60	1.84
	アイルランド	744,274.50	1.57
	スペイン	738,185.86	1.56
	メキシコ	332,922.67	0.70
	香港	207,167.76	0.44
	シンガポール	202,140.00	0.43
	ルーマニア	129,887.48	0.27
	ポーランド	127,440.38	0.27
	フィンランド	127,330.73	0.27
	ベルギー	126,616.12	0.27
	ポルトガル	126,473.22	0.27
	チェコ共和国	123,749.85	0.26
	スイス	122,842.22	0.26
	ルクセンブルグ	120,030.25	0.25
	ケイマン諸島	35,277.00	0.07
	キュラソー	20,187.50	0.04
	小計	27,747,994.54	58.52
短期金融商品	アメリカ合衆国	7,697,764.64	16.23
	小計	7,697,764.64	16.23
投資信託	アイルランド	2,946,189.93	6.21
	小計	2,946,189.93	6.21
ポートフォリオ合計		38,391,949.11	80.97
現金・その他資産		9,025,198.75	19.03
資産総額		47,417,147.86	100.00
負債総額		1,896,554.68	4.00
合計(純資産総額)		45,520,593.18 (約4,711百万円)	96.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(グローバル・アロケーション (米ドル))

(2020年12月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	利率 (%)	満期 (年/月/日)	口数/数量 (1,000)	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	UBS(LUX)KEY SELECTION SICAV - GLOBAL EQUITIES (USD)U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	-	-	-	4.79	47,918,404.02	58,208,606.90	16.32
2	UBS(LUX)EQUITY SICAV - GLOB OPPORT UNCONST USD-U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	-	-	-	1.95	33,052,447.23	35,977,892.61	10.09
3	UBS(LUX)EQUITY SICAV - GLB EM OPP(USD)-U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	-	-	-	0.76	23,785,974.71	29,498,846.58	8.27
4	UBS(LUX)EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS(USD)-U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	-	-	-	1.87	24,961,303.23	27,514,450.70	7.72
5	UBS(LUX)EQUITY FUND - EUROPEAN OPPORTUNITY U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	-	-	-	0.56	13,819,271.94	21,405,434.29	6.00
6	UBS(LUX)BOND SICAV - GLOBAL CORPORATES U-X-DIST	ルクセンブルグ	投資信託	-	-	-	1.28	14,526,623.11	16,834,044.52	4.72
7	ISHARES PHYSICAL GOLD ETC 11-PRP	アイルランド	その他の証券	-	-	-	380.50	14,136,327.98	14,065,985.88	3.94
8	UBS(LUX)BOND SICAV - ASIAN HIGH YIELD U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	-	-	-	1.09	13,223,049.62	13,603,668.70	3.81
9	UBS(LUX)EQUITY SICAV - US OPP(USD)-U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	-	-	-	0.96	9,550,000.00	11,645,088.55	3.27
10	UBS(LUX)EQUITY FUND - MID CAPS USA U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	-	-	-	0.90	9,040,000.00	11,278,213.60	3.16
11	ISHARES EDGE MSCI WORLD VALUE FACTOR-ETF-ACCUM	アイルランド	投資信託	-	-	-	330.99	10,401,964.89	10,416,097.95	2.92
12	UBS(LUX)EQUITY FUND - SMALL CAPS USA(USD)U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	-	-	-	0.63	6,300,000.00	8,505,504.00	2.39
13	UBS(LUX)EQUITY FUND - CHINA OPPORTUNITY(USD)U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	-	-	-	0.64	6,420,000.00	6,989,120.16	1.96
14	UBS LUX BOND SICAV-CHINA FIXED INCOME(RMB)(USD HGD)U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	-	-	-	0.63	6,270,000.00	6,440,638.05	1.81
15	AMERICA, UNITED STATES OF 2.50000% 14-15.05.24	アメリカ合衆国	債券	-	2.5000	2024/ 5 /15	5,200.00	5,523,679.69	5,603,406.12	1.57
16	AMERICA, UNITED STATES OF 2.37500% 14-15.08.24	アメリカ合衆国	債券	-	2.3750	2024/ 8 /15	5,150.00	5,460,922.24	5,550,533.01	1.56
17	AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 15-15.02.25	アメリカ合衆国	債券	-	2.0000	2025/ 2 /15	4,350.00	4,514,201.62	4,657,388.40	1.31
18	AMERICA, UNITED STATES OF 1.87500% 17-30.09.22	アメリカ合衆国	債券	-	1.8750	2022/ 9 /30	4,390.00	4,447,239.02	4,523,243.08	1.27
19	AMERICA, UNITED STATES OF 3.62500% 14-15.02.44	アメリカ合衆国	債券	-	3.6250	2044/ 2 /15	2,700.00	3,232,522.63	3,823,347.42	1.07
20	CANADA, GOVERNMENT 3.25000% 10-01.06.21	カナダ	債券	-	3.2500	2021/ 6 / 1	4,500.00	3,785,236.62	3,578,489.01	1.00
21	AUSTRALIA 2.75000% 12-21.04.24	オーストラリア	債券	-	2.7500	2024/ 4 /21	3,800.00	3,117,946.63	3,188,609.04	0.89
22	ITALY, REPUBLIC OF BTP 3.75000% 10-01.03.21	イタリア	債券	-	3.7500	2021/ 3 / 1	2,050.00	2,494,363.79	2,525,082.96	0.71
23	AUSTRALIA-REG-S 1.00000% 20-21.12.30	オーストラリア	債券	-	1.0000	2030/12/21	3,200.00	2,382,464.70	2,475,132.20	0.69
24	CANADA, GOVERNMENT 0.50000% 16-01.03.22	カナダ	債券	-	0.5000	2022/ 3 / 1	2,850.00	2,117,003.22	2,246,153.45	0.63
25	ITALY, REPUBLIC OF-BTP 2.20000% 17-01.06.27	イタリア	債券	-	2.2000	2027/ 6 / 1	1,500.00	1,557,052.23	2,076,229.76	0.58
26	AUSTRALIA-REG-S 3.25000% 13-21.04.25	オーストラリア	債券	-	3.2500	2025/ 4 /21	2,250.00	1,783,184.62	1,959,489.42	0.55
27	AUSTRALIA-REG-S 2.75000% 16-21.11.27	オーストラリア	債券	-	2.7500	2027/11/21	2,200.00	1,747,969.29	1,943,344.96	0.54

28	CANADA, GOVERNMENT 0.75000% 16-01.09.21	カナダ	債券	-	0.7500	2021/ 9 / 1	2,450.00	1,827,324.76	1,931,211.53	0.54
29	AMERICA, UNITED STATES OF 1.37500% 20-15.08.50	アメリカ 合衆国	債券	-	1.3750	2050/ 8 /15	2,000.00	1,837,031.25	1,873,125.00	0.53
30	CANADA, GOVERNMENT 2.25000% 14-01.06.25	カナダ	債券	-	2.2500	2025/ 6 / 1	2,200.00	1,728,147.64	1,868,014.13	0.52

(グローバル・アロケーション (ユーロ))

(2020年12月末日現在)

順位	銘柄	国・ 地域名	種類	業種	利率 (%)	満期 (年/月/日)	口数/数量 (1,000)	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	UBS(LUX)BOND SICAV - ASIAN HIGH YIELD U-X-ACC	ルクセン ブルグ	投資 信託	-	-	-	1.26	13,020,675.01	12,862,426.73	3.92
2	ISHARES PHYSICAL GOLD ETC 11-PRP	アイルラ ンド	その他 の証券	-	-	-	319.56	10,002,664.79	9,655,087.38	2.94
3	AMERICA, UNITED STATES OF 2.50000% 14-15.05.24	アメリカ 合衆国	債券	-	2.5000	2024/ 5 /15	8,750.00	8,123,161.85	7,706,107.94	2.35
4	AMERICA, UNITED STATES OF 2.37500% 14-15.08.24	アメリカ 合衆国	債券	-	2.3750	2024/ 8 /15	8,500.00	7,876,362.81	7,487,290.18	2.28
5	UBS(LUX)EQUITY SICAV - GLB EM OPP(USD)-U-X-ACC	ルクセン ブルグ	投資 信託	-	-	-	0.23	6,107,037.60	7,235,928.36	2.21
6	MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	アメリカ 合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	-	-	37.34	2,161,874.82	6,787,577.44	2.07
7	AMAZON COM INC COM USD0.01	アメリカ 合衆国	株式	小売り・百貨店	-	-	2.40	1,501,492.20	6,377,838.49	1.94
8	AMERICA, UNITED STATES OF 1.87500% 17-30.09.22	アメリカ 合衆国	債券	-	1.8750	2022/ 9 /30	7,440.00	6,681,835.57	6,265,224.27	1.91
9	AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 15-15.02.25	アメリカ 合衆国	債券	-	2.0000	2025/ 2 /15	7,150.00	6,520,592.81	6,256,587.47	1.91
10	AMERICA, UNITED STATES OF 3.62500% 14-15.02.44	アメリカ 合衆国	債券	-	3.6250	2044/ 2 /15	4,590.00	5,174,633.03	5,312,157.75	1.62
11	AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 13.08.20- 11.02.21	アメリカ 合衆国	短期金 融商品	-	0.0000	2021/ 2 /11	5,000.00	4,154,814.51	4,086,210.90	1.25
12	APPLE INC COM NPV	アメリカ 合衆国	株式	コンピューター・ ハードウェア/ ネットワーキング	-	-	37.11	863,356.84	4,024,349.81	1.23
13	AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 23.07.20- 21.01.21	アメリカ 合衆国	短期金 融商品	-	0.0000	2021/ 1 /21	4,000.00	3,368,368.08	3,269,106.29	1.00
14	CANADA, GOVERNMENT 3.25000% 10-01.06.21	カナダ	債券	-	3.2500	2021/ 6 / 1	5,000.00	3,738,212.30	3,249,641.54	0.99
15	AUSTRALIA 2.75000% 12- 21.04.24	オースト ラリア	債券	-	2.7500	2024/ 4 /21	4,250.00	2,840,933.21	2,914,639.76	0.89
16	ALPHABET INC CAP STK USD0.001 CL A	アメリカ 合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	-	-	1.87	1,094,539.90	2,672,899.55	0.81
17	AMERICA, UNITED STATES OF 1.37500% 20-15.08.50	アメリカ 合衆国	債券	-	1.3750	2050/ 8 /15	3,300.00	2,496,480.31	2,525,974.62	0.77
18	AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 05.11.20- 06.05.21	アメリカ 合衆国	短期金 融商品	-	0.0000	2021/ 5 / 6	3,000.00	2,482,978.35	2,451,196.32	0.75
19	NESTLE SA CHF0.10(REGD)	スイス	株式	食品・清涼飲料	-	-	24.87	2,098,342.60	2,397,805.37	0.73
20	ROCHE HLDGS AG GENUSSCHEINE NPV	スイス	株式	医薬品・化粧品・ 医療用品	-	-	8.27	2,749,497.62	2,361,589.77	0.72
21	AUSTRALIA-REG-S 1.00000% 20-21.12.30	オースト ラリア	債券	-	1.0000	2030/12/21	3,700.00	2,265,398.69	2,338,990.32	0.71
22	STARBUCKS CORP COM USD0.001	アメリカ 合衆国	株式	宿泊・外食産業・ レジャー施設	-	-	25.99	1,838,105.05	2,271,975.24	0.69
23	ITALY, REPUBLIC OF BTP 3.75000% 10-01.03.21	イタリア	債券	-	3.7500	2021/ 3 / 1	2,200.00	2,361,634.91	2,214,740.00	0.68
24	FACEBOOK INC COM USD0.000006 CL 'A'	アメリカ 合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	-	-	9.47	1,116,596.24	2,115,089.57	0.64
25	SAMPO PLC SER'A NPV	フィンラ ンド	株式	保険会社	-	-	60.18	1,997,004.18	2,080,284.32	0.63
26	CANADA, GOVERNMENT 0.50000% 16-01.03.22	カナダ	債券	-	0.5000	2022/ 3 / 1	3,200.00	2,003,207.42	2,061,212.76	0.63

27	ABBVIE INC COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	医薬品・化粧品・医療用品	-	-	22.12	1,898,871.20	1,937,466.06	0.59
28	AMERICA, UNITED STATES OF 5.00000% 07-15.05.37	アメリカ合衆国	債券	-	5.0000	2037/ 5 / 15	1,500.00	2,102,329.23	1,921,422.83	0.59
29	UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	ヘルスケア・社会事業	-	-	6.42	1,566,859.25	1,839,740.85	0.56
30	CANADA, GOVERNMENT 0.75000% 16-01.09.21	カナダ	債券	-	0.7500	2021/ 9 / 1	2,800.00	1,763,649.50	1,803,848.55	0.55

（ダイナミック・アルファ（米ドル））

（2020年12月末日現在）

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	利率（％）	満期（年／月／日）	口数／数量（1,000）	取得金額（米ドル）	時価（米ドル）	投資比率（％）
1	AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 26.03.20-25.03.21	アメリカ合衆国	短期金融商品	-	0.0000	2021/ 3 / 25	4,300.00	4,297,342.84	4,299,283.32	9.07
2	AMERICA, UNITED STATES OF 1.37500% 16-31.05.21	アメリカ合衆国	債券	-	1.3750	2021/ 5 / 31	3,600.00	3,623,203.13	3,618,562.32	7.63
3	AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 16.07.20-15.07.21	アメリカ合衆国	短期金融商品	-	0.0000	2021/ 7 / 15	3,400.00	3,398,392.18	3,398,481.32	7.17
4	ISHARES EDGE MSCI WORLD VALUE FACTOR-ETF-ACCUM	アイルランド	投資信託	-	-	-	93.62	2,591,406.61	2,946,189.93	6.21
5	GERMANY, REPUBLIC OF-REG-S 0.00000% 20-11.04.25	ドイツ	債券	-	0.0000	2025/ 4 / 11	1,260.00	1,478,171.96	1,591,583.12	3.36
6	AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 12-15.02.22	アメリカ合衆国	債券	-	2.0000	2022/ 2 / 15	1,440.00	1,483,537.50	1,470,206.16	3.10
7	AMERICA, UNITED STATES OF 1.87500% 17-31.07.22	アメリカ合衆国	債券	-	1.8750	2022/ 7 / 31	1,380.00	1,428,025.00	1,418,111.60	2.99
8	AMERICA, UNITED STATES OF 0.25000% 20-31.05.25	アメリカ合衆国	債券	-	0.2500	2025/ 5 / 31	1,340.00	1,333,051.56	1,337,435.16	2.82
9	JAPAN 0.40000% 15-20.03.25	日本	債券	-	0.4000	2025/ 3 / 20	80,000.00	764,063.21	791,747.79	1.67
10	NEW ZEALAND 3.000%/CPI LINKED 13-20.09.30	ニュージーランド	債券	-	3.2976	2030/ 9 / 20	740.00	675,631.33	780,717.16	1.65
11	IRELAND, REPUBLIC OF-REG-S 1.00000% 16-15.05.26	アイルランド	債券	-	1.0000	2026/ 5 / 15	560.00	678,727.50	744,274.50	1.57
12	AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.37500% 30.04.20-30.04.25	アメリカ合衆国	債券	-	0.3750	2025/ 4 / 30	660.00	661,275.01	662,397.65	1.40
13	CANADA, GOVERNMENT 1.50000% 19-01.09.24	カナダ	債券	-	1.5000	2024/ 9 / 1	800.00	623,523.28	655,139.71	1.38
14	AUSTRALIA-REG-S 2.25000% 16-21.05.28	オーストラリア	債券	-	2.2500	2028/ 5 / 21	610.00	472,288.38	523,981.06	1.11
15	JAPAN 0.10000% 20-01.05.22	日本	債券	-	0.1000	2022/ 5 / 1	53,000.00	496,681.34	514,866.68	1.09
16	FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-REG-S 0.00000% 19-25.03.25	フランス	債券	-	0.0000	2025/ 3 / 25	310.00	359,545.49	390,156.08	0.82
17	AMERICA, UNITED STATES OF 1.37500% 16-30.09.23	アメリカ合衆国	債券	-	1.3750	2023/ 9 / 30	360.00	373,331.25	372,107.81	0.78
18	SPAIN, KINGDOM OF-REG-S 1.60000% 15-30.04.25	スペイン	債券	-	1.6000	2025/ 4 / 30	230.00	282,957.94	306,967.43	0.65
19	JPMORGAN CHASE & CO 3.20000% 13-25.01.23	アメリカ合衆国	債券	-	3.2000	2023/ 1 / 25	270.00	269,845.42	285,825.40	0.60
20	JAPAN 0.100%/CPI LINKED 19-10.03.29	日本	債券	-	0.0999	2029/ 3 / 10	27,000.00	256,040.72	262,326.12	0.55
21	AMERICA, UNITED STATES OF 1.50000% 16-28.02.23	アメリカ合衆国	債券	-	1.5000	2023/ 2 / 28	240.00	248,353.13	247,068.74	0.52
22	NATWEST GROUP PLC 4.519%/VAR 18-25.06.24	イギリス	債券	-	4.5190	2024/ 6 / 25	200.00	200,000.00	218,362.10	0.46
23	SCOR SE-REG-S-SUB 5.250%/VAR 18-PRP	フランス	債券	-	5.2500	2099/12/31	200.00	200,000.00	211,250.00	0.45
24	MEXICO CITY AIRPORT TRUST-REG-S 5.50000% 17-31.07.47	メキシコ	債券	-	5.5000	2047/ 7 / 31	200.00	202,400.00	209,000.00	0.44
25	CNAC HK FINBRIDGE CO LTD-REG-S 4.62500% 18-14.03.23	香港	債券	-	4.6250	2023/ 3 / 14	200.00	212,600.00	207,167.76	0.44

26	DBS GROUP HOLDINGS LTD- REG-S-SUB 3.600%/VAR 16- PRP	シンガ ポール	債券	-	3.6000	2099/12/31	200.00	200,000.00	202,140.00	0.43
27	ELECTRICITE DE FRANCE SA- REG-S-SUB 5.625%/VAR 14- PRP	フランス	債券	-	5.6250	2099/12/31	185.00	191,975.23	198,875.00	0.42
28	CITIGROUP INC 3.87500% 13-25.10.23	アメリカ 合衆国	債券	-	3.8750	2023/10/25	160.00	167,344.76	175,948.80	0.37
29	BANCO SANTANDER SA 4.00000% 17-19.01.23	スペイン	債券	-	4.0000	2023/ 1 /19	200.00	152,740.97	162,430.20	0.34
30	TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE II BV-REG-S 1.12500% 16-15.10.24	オランダ	債券	-	1.1250	2024/10/15	140.00	154,391.91	158,396.19	0.33

【投資不動産物件】

該当事項なし(2020年12月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2020年12月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産等の推移】

(グローバル・アロケーション (米ドル))

	資産総額		純資産総額		1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券)		1口当たり純資産価格 (円建クラス P - a c c 投資証券)
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円	円
2011年9月末日に 終了する会計年度末	1,979,293	204,857	1,960,306	202,892	10.91	1,129	-
2012年9月末日に 終了する会計年度末	1,817,482	188,109	1,808,426	187,172	12.30	1,273	-
2013年9月末日に 終了する会計年度末	1,762,831	182,453	1,759,980	182,158	13.41	1,388	9,961
2014年9月末日に 終了する会計年度末	1,708,708	176,851	1,705,387	176,508	14.51	1,502	12,040
2015年9月末日に 終了する会計年度末	1,375,598	142,374	1,367,136	141,499	13.40	1,387	12,133
2016年9月末日に 終了する会計年度末	910,580	94,245	907,408	93,917	13.71	1,419	10,486
2017年9月末日に 終了する会計年度末	582,759	60,316	579,474	59,976	15.13	1,566	12,833
2018年9月末日に 終了する会計年度末	493,694	51,097	492,951	51,020	15.80	1,635	13,518
2019年9月末日に 終了する会計年度末	413,081	42,754	410,826	42,521	16.04	1,660	13,076
2020年9月末日に 終了する会計年度末	351,836	36,415	350,936	36,322	16.68	1,726	13,269
2020年1月末日	419,393	43,407	415,707	43,026	16.80	1,739	13,739
2月末日	403,747	41,788	396,267	41,014	15.97	1,653	12,998
3月末日	350,169	36,242	348,815	36,102	14.46	1,497	11,779
4月末日	376,721	38,991	370,998	38,398	15.41	1,595	12,433
5月末日	392,067	40,579	347,378	35,954	15.82	1,637	12,857
6月末日	348,416	36,061	347,133	35,928	16.00	1,656	13,021
7月末日	360,114	37,272	356,335	36,881	16.61	1,719	13,238
8月末日	368,497	38,139	364,039	37,678	17.12	1,772	13,683
9月末日	351,836	36,415	350,936	36,322	16.68	1,726	13,269
10月末日	319,597	33,078	315,216	32,625	16.45	1,703	12,961
11月末日	347,562	35,973	339,578	35,146	17.84	1,846	14,025
12月末日	356,616	36,910	351,342	36,364	18.62	1,927	14,492

(グローバル・アロケーション(ユーロ))

	資産総額		純資産総額		1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券)	
	千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
2011年9月末日に 終了する会計年度末	834,783	105,976	825,780	104,833	9.69	1,230
2012年9月末日に 終了する会計年度末	826,353	104,905	821,158	104,246	10.82	1,374
2013年9月末日に 終了する会計年度末	846,307	107,439	844,138	107,163	12.05	1,530
2014年9月末日に 終了する会計年度末	935,485	118,760	932,752	118,413	13.27	1,685
2015年9月末日に 終了する会計年度末	900,719	114,346	890,068	112,994	12.74	1,617
2016年9月末日に 終了する会計年度末	703,001	89,246	701,053	88,999	12.84	1,630
2017年9月末日に 終了する会計年度末	463,011	58,779	444,836	56,472	13.90	1,765
2018年9月末日に 終了する会計年度末	399,501	50,717	398,735	50,619	14.45	1,834
2019年9月末日に 終了する会計年度末	330,677	41,979	328,913	41,756	14.48	1,838
2020年9月末日に 終了する会計年度末	301,678	38,298	299,205	37,984	14.76	1,874
2020年1月末日	338,888	43,022	334,063	42,409	15.03	1,908
2月末日	327,580	41,586	317,751	40,338	14.38	1,826
3月末日	278,178	35,315	276,591	35,113	12.92	1,640
4月末日	305,129	38,736	293,985	37,321	13.77	1,748
5月末日	305,507	38,784	297,462	37,763	14.15	1,796
6月末日	299,364	38,004	297,048	37,710	14.25	1,809
7月末日	309,186	39,251	303,617	38,544	14.68	1,864
8月末日	315,756	40,085	310,547	39,424	15.09	1,916
9月末日	301,678	38,298	299,205	37,984	14.76	1,874
10月末日	298,870	37,942	292,290	37,106	14.51	1,842
11月末日	322,629	40,958	314,151	39,881	15.72	1,996
12月末日	328,038	41,644	323,133	41,022	16.30	2,069

(ダイナミック・アルファ(米ドル))

	資産総額		純資産総額		1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券)		1口当たり純資産価格 (ユーロ・ヘッジ クラスP - a c c 投資証券)	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円	ユーロ	円
2011年9月末日に 終了する会計年度末	167,251	17,310	166,163	17,198	104.01	10,765	-	-
2012年9月末日に 終了する会計年度末	154,512	15,992	153,399	15,877	114.85	11,887	-	-
2013年9月末日に 終了する会計年度末	258,953	26,802	254,144	26,304	118.92	12,308	103.03	13,080
2014年9月末日に 終了する会計年度末	473,889	49,048	472,381	48,891	127.15	13,160	110.25	13,996
2015年9月末日に 終了する会計年度末	1,062,892	110,009	1,027,429	106,339	118.76	12,292	103.01	13,077
2016年9月末日に 終了する会計年度末	628,940	65,095	627,652	64,962	116.73	12,082	100.38	12,743
2017年9月末日に 終了する会計年度末	160,366	16,598	148,136	15,332	121.83	12,609	102.96	13,071
2018年9月末日に 終了する会計年度末	88,483	9,158	87,150	9,020	117.15	12,125	96.43	12,242
2019年9月末日に 終了する会計年度末	58,442	6,049	57,425	5,943	118.02	12,215	94.27	11,968
2020年9月末日に 終了する会計年度末	44,746	4,631	43,140	4,465	118.53	12,268	92.75	11,775
2020年1月末日	51,551	5,336	50,534	5,230	121.25	12,549	95.97	12,183
2月末日	48,581	5,028	46,810	4,845	118.15	12,229	93.42	11,860
3月末日	39,601	4,099	37,561	3,888	108.99	11,280	85.84	10,897
4月末日	41,162	4,260	39,190	4,056	112.11	11,603	88.17	11,193
5月末日	42,457	4,394	40,401	4,182	115.80	11,985	90.96	11,547
6月末日	42,615	4,411	40,645	4,207	116.04	12,010	91.04	11,558
7月末日	43,856	4,539	42,177	4,365	118.93	12,309	93.19	11,830
8月末日	46,681	4,831	44,548	4,611	120.20	12,441	94.10	11,946
9月末日	44,746	4,631	43,140	4,465	118.53	12,268	92.75	11,775
10月末日	43,743	4,527	42,533	4,402	117.73	12,185	92.05	11,686
11月末日	47,281	4,894	44,624	4,619	124.19	12,854	97.01	12,315
12月末日	47,417	4,908	45,521	4,711	126.68	13,111	98.81	12,544

ファンドの投資証券は、ルクセンブルグ証券取引所に上場されている。
同取引所での実質的な取引実績はない。

【分配の推移】

(グローバル・アロケーション(米ドル))

クラスP - a c c 投資証券 / 円建クラスP - a c c 投資証券

該当事項なし。

(グローバル・アロケーション(ユーロ))

クラスP - a c c 投資証券

該当事項なし。

(ダイナミック・アルファ(米ドル))

クラスP - a c c 投資証券 / ユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券

該当事項なし。

【自己資本利益率(収益率)の推移】

(グローバル・アロケーション(米ドル))

会計年度	収益率(%)	
	(クラス P - a c c 投資証券)	(円建クラス P - a c c 投資証券)
2011年9月末日に終了する会計年度末	- 5.95	-
2012年9月末日に終了する会計年度末	12.74	-
2013年9月末日に終了する会計年度末	9.02	- 0.39
2014年9月末日に終了する会計年度末	8.20	20.87
2015年9月末日に終了する会計年度末	- 7.65	0.77
2016年9月末日に終了する会計年度末	2.31	- 13.57
2017年9月末日に終了する会計年度末	10.36	22.38
2018年9月末日に終了する会計年度末	4.43	5.34
2019年9月末日に終了する会計年度末	1.52	- 3.27
2020年9月末日に終了する会計年度末	3.99	1.48

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、最初の会計年度については、1口当たり当初発行価格(グローバル・アロケーション(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については10.00米ドル、グローバル・アロケーション(米ドル)円建クラスP - a c c 投資証券については10,000円、グローバル・アロケーション(ユーロ)クラスP - a c c 投資証券については10.00ユーロ、ダイナミック・アルファ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については100.00米ドルおよびダイナミック・アルファ(米ドル)ユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券については100.00ユーロ)

以下各サブ・ファンドについて同じ。

(グローバル・アロケーション(ユーロ))

会計年度	収益率(%)
	(クラス P - a c c 投資証券)
2011年9月末日に終了する会計年度末	- 6.10
2012年9月末日に終了する会計年度末	11.66
2013年9月末日に終了する会計年度末	11.37
2014年9月末日に終了する会計年度末	10.12
2015年9月末日に終了する会計年度末	- 3.99
2016年9月末日に終了する会計年度末	0.78
2017年9月末日に終了する会計年度末	8.26
2018年9月末日に終了する会計年度末	3.96
2019年9月末日に終了する会計年度末	0.21
2020年9月末日に終了する会計年度末	1.93

(ダイナミック・アルファ(米ドル))

会計年度	収益率(%)	
	(クラス P - a c c 投資証券)	(ユーロ・ヘッジ クラス P - a c c 投資証券)
2011年9月末日に終了する会計年度末	- 4.06	-
2012年9月末日に終了する会計年度末	10.42	-
2013年9月末日に終了する会計年度末	3.54	3.03
2014年9月末日に終了する会計年度末	6.92	7.01
2015年9月末日に終了する会計年度末	- 6.60	- 6.57
2016年9月末日に終了する会計年度末	- 1.71	- 2.55
2017年9月末日に終了する会計年度末	4.37	2.57
2018年9月末日に終了する会計年度末	- 3.84	- 6.34
2019年9月末日に終了する会計年度末	0.74	- 2.24
2020年9月末日に終了する会計年度末	0.43	- 1.61

6【手続等の概要】

販売手続等

申込取扱場所

UBS証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング

払込取扱場所

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
イーストタワー

（注）各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目（「ファンド払込日」）に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

申込期間

2021年4月1日（木曜日）から2022年3月31日（木曜日）まで

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、前記「第一部 証券情報（12）払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

（注）申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

払込期日

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（「約定日」）から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする（日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

発行価格

注文が注文日の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間（中央ヨーロッパ標準時間）
グローバル・アロケーション（米ドル）	13：00
グローバル・アロケーション（ユーロ）	13：00
ダイナミック・アルファ（米ドル）	15：00

（注）発行価格は、日本における販売会社に照会することができる。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、表示通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

申込手数料

日本国内における申込手数料は申込価額の2.75%（税抜き2.50%）を上限とする。

申込単位

原則として1口以上1口単位。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。

買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、注文が注文日の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格とする。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間（中央ヨーロッパ標準時間）
グローバル・アロケーション（米ドル）	13：00
グローバル・アロケーション（ユーロ）	13：00
ダイナミック・アルファ（米ドル）	15：00

買戻し単位

原則として1口単位

買戻し代金の支払い

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ約定日から起算して日本での営業日後4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

7【管理及び運営の概要】

1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価	() 純資産価格の計算 各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産価額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスに関して発行されている投資証券の数で除して計算する。 上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが分かった場合、本投資法人は純資産価額を適正に評価するため誠意をもって一般に認められ、証明可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。 さらに、特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行、買戻しおよび転換について正式となる。新評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前にのみ行われる。発行、買戻しおよび転換は、唯一の純資産価格に基づいてのみ処理される。 () 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止 本投資法人は、指定された条件が満たされた場合、一または複数のサブ・ファンドの純資産価格の計算を一時的に停止でき、従ってサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを一時的に停止することができる。
(2) 保管	日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。
(3) 存続期間	本投資法人は、無制限の期間存続する投資会社として設立されたが、法規定を遵守した臨時投資主総会により解散することもできる。
(4) 計算期間	本投資法人の決算期は毎年9月30日である。
(5) その他	() 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散；サブ・ファンドの合併 <u>本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散</u>

定足数および過半数の投票要件に関する法律条件を満たす投資主総会は本投資法人を清算することができる。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になった場合、本投資法人の取締役会は、本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。

同一サブ・ファンド内で各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産総額が当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスを経済的に合理的な管理のため要求される価額を下回ったまたはかかる価額に達しなかった場合、または政治、経済もしくは金融の状況が著しく変化した場合または合理化の一環として、投資主総会または本投資法人の取締役は、該当する投資証券クラスのすべての投資証券を決定が効力を生じる評価日または時間における純資産価格にて(投資対象の実際の換金率および換金経費を考慮して)買い戻して消却することを決定することができる。

本投資法人またはサブ・ファンドと他の投資信託またはそのサブ・ファンドとの合併：サブ・ファンドの合併

合併は2010年法に規定される状況において認められる。合併の法律上の効果は2010年法に準拠する。

その他

投資者が投資証券クラスの要件を満たさない場合(日本において募集される投資証券クラスについては該当しない。)、本投資法人は、さらに当該投資者に以下の事項を行うよう要求する義務を負う。

- a) 投資証券の買い戻しの規定に従い、30暦日以内にその投資証券を返還すること、
- b) 投資証券の取得に関する投資証券クラスの要件を満たす者に対してその投資証券を譲渡すること、または
- c) 投資証券クラスの取得要件に従って、その投資証券から、適格な当該サブ・ファンドの他の投資証券クラスに乗り換えること。

さらに、本投資法人は

- a) その裁量により投資証券の購入申込を拒絶することができる。
- b) 排斥条項に違反して購入された投資証券を常に買い戻すことができる。

() 授權発行限度額

投資証券の授權発行限度額は無制限である。

() 本投資法人の定款の変更

	本投資法人の定款変更は、法律に規定する定足数および決議要件に従い、投資主総会の特別決議によって行うことができる。 定款変更は、会社法第67条の1に従い、発行済投資証券総数の2分の1の定足数を必要とし(ただし、定足数に満たなかったために再度招集される投資主総会においては、定足数は必要とされない。)、かつ、出席または代理出席による投資証券の3分の2の賛成投票を必要とする。 定款のすべての変更は、RESAに公告され、商業および法人登録局に登録される。 日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。
2 利害関係人との取引制限	利益相反 取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社およびその他の本投資法人のサービス提供会社ならびに/またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。 管理会社、本投資法人、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、利益相反のための方針を採用し、実施している。利益相反が避けられない場合には、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑えたとともに本投資法人の投資者が公正に扱われるよう、利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な方法を取っている。
3 投資主・外国投資法人債権者の権利等	投資主の有する主な権利は次のとおりである。 (a) 配当請求権 (b) 買戻請求権 (c) 残余財産分配請求権 (d) 損害賠償請求権 (e) 投資主総会における権利 (f) 配当受領権 (g) 紛失、棄損、汚損証券を交換する権利 (h) 報告書を受領する権利
(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利	
(2) 為替管理上の取扱い	投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 本邦における代理人	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 上記代理人は、本投資法人から日本国内において、 (a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。 弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
----------------------	---

第2【財務ハイライト情報】

- a. 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載している。これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（以下「財務書類」ともいう。）から抜粋して記載されたものである。
- b. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- c. 原文の財務書類は、UBS (Lux)キー・セレクション・シキャブおよびすべてのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において日本文の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、各サブ・ファンドには以下に記載した投資証券以外の投資証券も存在するが、以下に記載した投資証券に関連する部分を抜粋して日本文に記載している。
- グローバル・アロケーション（米ドル）クラスP - a c c 投資証券
 - グローバル・アロケーション（米ドル）円建クラスP - a c c 投資証券
 - グローバル・アロケーション（ユーロ）クラスP - a c c 投資証券
 - ダイナミック・アルファ（米ドル）クラスP - a c c 投資証券
 - ダイナミック・アルファ（米ドル）ユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券
- d. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- e. 原文の財務書類は、ユーロおよび米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝126.95円、1米ドル＝103.50円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【貸借対照表】

(1) 2020年9月30日終了年度

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)
純資産計算書

	2020年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	319,697,401.67	33,088,681
投資有価証券、未実現評価(損)益	15,402,750.22	1,594,185
投資有価証券合計	335,100,151.89	34,682,866
現金預金、要求払預金および預託金勘定	6,008,815.07 *	621,912
その他の流動資産(マージン)	7,862,066.20	813,724
発行未収金	1,661.72	172
有価証券に係る未収利息	408,331.94	42,262
金融先物に係る未実現利益	379,791.86	39,308
先渡為替契約に係る未実現利益	568,820.96	58,873
スワップに係る未実現利益	1,506,724.50	155,946
資産合計	351,836,364.14	36,415,064
負 債		
買戻未払金	(590,223.24)	(61,088)
その他の負債	(1,303.28)	(135)
定率報酬引当金	(265,901.63)	(27,521)
年次税引当金	(11,689.94)	(1,210)
その他の手数料および報酬に係る引当金	(31,578.00)	(3,268)
引当金合計	(309,169.57)	(31,999)
負債合計	(900,696.09)	(93,222)
期末現在純資産	350,935,668.05	36,321,842

* 2020年9月30日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、バンク・オブ・アメリカについては490,000.00米ドルである。

2【損益計算書】

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)
運用計算書

	自2019年10月 1 日 至2020年 9 月30日	
	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	45,501.51	4,709
有価証券に係る利息	2,073,076.26	214,563
配当金	717,969.84	74,310
スワップに係る受取利息	1,411,713.41	146,112
証券貸付に係る収益	132,472.87	13,711
その他の収益	88,337.39	9,143
収益合計	4,469,071.28	462,549
費 用		
スワップに係る支払利息	(123,948.51)	(12,829)
定率報酬	(6,808,975.57)	(704,729)
年次税	(61,524.45)	(6,368)
証券貸付に係るコスト	(52,989.15)	(5,484)
その他の手数料および報酬	(115,080.41)	(11,911)
現金および当座借越に係る利息	(58,790.08)	(6,085)
費用合計	(7,221,308.17)	(747,405)
投資純(損)益	(2,752,236.89)	(284,857)
実現(損)益		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	91,778,604.95	9,499,086
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現(損)益	(12,233.98)	(1,266)
金融先物に係る実現(損)益	(2,503,134.23)	(259,074)
先渡為替契約に係る実現(損)益	(6,874,915.35)	(711,554)
スワップに係る実現(損)益	(1,904,311.01)	(197,096)
為替差(損)益	553,449.66	57,282
実現(損)益合計	81,037,460.04	8,387,377
当期実現純(損)益	78,285,223.15	8,102,521
未実現評価(損)益の変動		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価(損)益	(63,886,427.31)	(6,612,245)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価(損)益	7,609.05	788
金融先物に係る未実現評価(損)益	(430,622.94)	(44,569)
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	(408,898.42)	(42,321)
スワップに係る未実現評価(損)益	(157,467.80)	(16,298)
未実現評価(損)益の変動合計	(64,875,807.42)	(6,714,646)
運用の結果による純資産の純増(減)	13,409,415.73	1,387,875

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ)

純資産計算書

	2020年9月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	242,973,155.96	30,845,442
投資有価証券、未実現評価(損)益	33,167,180.94	4,210,574
投資有価証券合計	276,140,336.90	35,056,016
現金預金、要求払預金および預託金勘定	9,049,703.68 *	1,148,860
その他の流動資産(マージン)	14,672,085.09	1,862,621
有価証券売却未収金	712,097.45	90,401
発行未収金	36,382.73	4,619
有価証券に係る未収利息	536,020.53	68,048
流動資産に係る未収利息	2,202.45	280
未収配当金	80,189.67	10,180
スワップに係る未収利息	34,058.66	4,324
その他の未収金	151,120.48	19,185
金融先物に係る未実現利益	26,835.72	3,407
スワップに係る未実現利益	237,066.46	30,096
資産合計	301,678,099.82	38,298,035
負 債		
先渡為替契約に係る未実現損失	(1,452,216.43)	(184,359)
有価証券購入未払金	(599,092.32)	(76,055)
買戻未払金	(153,285.00)	(19,460)
定率報酬引当金	(224,376.95)	(28,485)
年次税引当金	(32,500.74)	(4,126)
その他の手数料および報酬に係る引当金	(11,164.25)	(1,417)
引当金合計	(268,041.94)	(34,028)
負債合計	(2,472,635.69)	(313,901)
期末現在純資産	299,205,464.13	37,984,134

* 2020年9月30日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、バンク・オブ・アメリカについては383,746.22ユーロである。

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ)

運用計算書

自2019年10月1日 至2020年9月30日

	(ユーロ)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	31,239.06	3,966
有価証券に係る利息	2,320,620.64	294,603
配当金	2,369,326.64	300,786
スワップに係る受取利息	1,100,210.52	139,672
証券貸付に係る収益	240,972.43	30,591
その他の収益	16,037.37	2,036
収益合計	6,078,406.66	771,654
費 用		
スワップに係る支払利息	(111,044.54)	(14,097)
定率報酬	(5,747,535.99)	(729,650)
年次税	(132,731.99)	(16,850)
証券貸付に係るコスト	(96,388.97)	(12,237)
その他の手数料および報酬	(94,632.67)	(12,014)
現金および当座借越に係る利息	(64,747.55)	(8,220)
費用合計	(6,247,081.71)	(793,067)
投資純(損)益	(168,675.05)	(21,413)
実現(損)益		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	13,956,052.01	1,771,721
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現(損)益	(796,827.92)	(101,157)
金融先物に係る実現(損)益	(1,470,732.88)	(186,710)
先渡為替契約に係る実現(損)益	(3,274,264.04)	(415,668)
スワップに係る実現(損)益	(387,468.27)	(49,189)
為替差(損)益	730,479.26	92,734
実現(損)益合計	8,757,238.16	1,111,731
当期実現純(損)益	8,588,563.11	1,090,318
未実現評価(損)益の変動		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価(損)益	(11,324,203.68)	(1,437,608)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価(損)益	152,942.50	19,416
金融先物に係る未実現評価(損)益	11,952.59	1,517
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	6,085,029.07	772,494
スワップに係る未実現評価(損)益	(845,305.75)	(107,312)
未実現評価(損)益の変動合計	(5,919,585.27)	(751,491)
運用の結果による純資産の純増(減)	2,668,977.84	338,827

U B S (L u x) キー・セクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ (米ドル)

純資産計算書

	2020年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	35,857,320.42	3,711,233
投資有価証券、未実現評価(損)益	714,541.03	73,955
投資有価証券合計	36,571,861.45	3,785,188
現金預金、要求払預金および預託金勘定	6,505,521.85	673,322
その他の流動資産(マージン)	1,348,105.16	139,529
有価証券売却未収金	18.91	2
発行未収金	158.82	16
有価証券に係る未収利息	179,579.32	18,586
その他の未収金	32,359.63	3,349
スワップに係る未実現利益	108,024.52	11,181
資産合計	44,745,629.66	4,631,173
負 債		
金融先物に係る未実現損失	(113,287.94)	(11,725)
先渡為替契約に係る未実現損失	(402,504.69)	(41,659)
当座借越	(974,311.26)	(100,841)
買戻未払金	(92,316.40)	(9,555)
定率報酬引当金	(6,597.47)	(683)
年次税引当金	(1,831.12)	(190)
その他の手数料および報酬に係る引当金	(14,620.00)	(1,513)
引当金合計	(23,048.59)	(2,386)
負債合計	(1,605,468.88)	(166,166)
期末現在純資産	43,140,160.78	4,465,007

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ (米ドル)

運用計算書

自2019年10月1日 至2020年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	13,224.86	1,369
有価証券に係る利息	774,164.32	80,126
配当金	71,048.14	7,353
スワップに係る受取利息	213,998.73	22,149
証券貸付に係る収益	28,259.20	2,925
その他の収益	51,300.15	5,310
収益合計	1,151,995.40	119,232
費 用		
スワップに係る支払利息	(87,477.27)	(9,054)
定率報酬	(190,552.68)	(19,722)
年次税	(7,600.64)	(787)
証券貸付に係るコスト	(11,303.68)	(1,170)
その他の手数料および報酬	(14,019.84)	(1,451)
現金および当座借越に係る利息	(11,516.73)	(1,192)
費用合計	(322,470.84)	(33,376)
投資純(損)益	829,524.56	85,856
実現(損)益		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	947,354.82	98,051
オプションに係る実現(損)益	(22,754.46)	(2,355)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現(損)益	349,028.01	36,124
金融先物に係る実現(損)益	463,176.09	47,939
先渡為替契約に係る実現(損)益	633,159.20	65,532
スワップに係る実現(損)益	(538,839.50)	(55,770)
為替差(損)益	283,841.02	29,378
実現(損)益合計	2,114,965.18	218,899
当期実現純(損)益	2,944,489.74	304,755
未実現評価(損)益の変動		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価(損)益	(2,638.90)	(273)
オプションに係る未実現評価(損)益	13,232.22	1,370
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価(損)益	(118,423.29)	(12,257)
金融先物に係る未実現評価(損)益	(392,780.78)	(40,653)
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	(262,608.15)	(27,180)
スワップに係る未実現評価(損)益	334,880.57	34,660
未実現評価(損)益の変動合計	(428,338.33)	(44,333)
運用の結果による純資産の純増(減)	2,516,151.41	260,422

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

財務書類に対する注記

2020年9月30日現在

重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・アセット・ディフェンシブ・グロース (ユーロ) および UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・アセット・ディフェンシブ・グロース (米ドル) に関して、計算書はこれらのサブ・ファンドの非継続企業の前提に基づいて作成された。重要な会計方針は、以下のとおり要約される。

a) 純資産価額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに帰するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの特定投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためのみに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）を指し、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

さらに、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - チャイナ・アロケーション・オポチュニティー (米ドル) に関して、中華人民共和国における通常の銀行営業日でない日は本サブ・ファンドの営業日とはみなされない。

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ (ユーロ) に関して、以下の日は営業日（「MSA営業日」）とはみなされない。

a) 英国およびアメリカ合衆国において通常の銀行営業日とみなされない日。

b) マスターファンド (DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives) が投資証券の発行および買戻しを行わない日。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、当該投資証券クラスに課される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる。

投資証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況は、取締役会の裁量により決定される。希薄化調整

を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の投資主（申込みの場合）または残存する投資主（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- (c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- (d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、投資証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは投資証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、(i) 見積もり税金費用、() サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および() サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。調整は通常、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の最大2%に制限されるものとする。取締役会は、例外的な状況（例えば、高い市場ボラティリティおよび/または流動性、例外的な市況、市場の混乱等）において、サブ・ファンドおよび/または評価日に関して、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、当該調整が実勢の市況を代表するものであることおよび投資主の最善の利益に資するものであることを取締役会が正当化できることを条件とする。当該希薄化調整は、取締役会が決定した方法に従って計算される。投資主は、一時的措置が導入された時点および終了した時点で、通常の連絡経路を通じて通知される。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

シングル・スイング・プライシングの技法は、すべてのサブ・ファンドに適用される。

期末現在の純資産価額に対するシングル・スイング・プライシングの調整があった場合、サブ・ファンドの3年度比較数値の純資産価額の情報から参照することができる。1口当たり発行・買戻価格は調整済みの純資産価額を表す。

b) 評価原則

- 流動資産は、（現金、銀行預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息という形態にかかわらず）いずれも額面として評価されるが、かかる価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その評価額は、その真正価値に達するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。当該証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該資産の主要市場である証券取引所における直近の入手可能な価格が適用される。

証券取引所において通常取引されない証券、派生商品およびその他の資産について、標準的な市場に基づく値付けによる流通市場が証券トレーダー間で存在する場合、本投資法人はこれらの価格に基づいて当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていないが、公認され、公開の他の定期的に開かれる規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における直近の入手可能な価格により評価される。

- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場で取引されておらず、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、予想販売価格に基づき誠意をもって本投資法人が選ぶその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（店頭派生商品）は、独立の価格提供業者にに基づいて評価される。派生商品について、利用できる独立の価格提供業者がただ１社の場合、得られた評価の妥当性は、派生商品の原資産の時価に基づき本投資法人および本投資法人の監査人が認めた計算モデルを使用して検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／または集合投資事業（UCIs）の受益証券は、その最終資産価額で評価される。
サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ（ユーロ）に関して、純資産価額の計算は、マスターファンドの純資産価額を適時に受領することに依拠する。
- 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから計算される。このプロセスには次の原則が適用される。残余期間が最も近い金利が、各短期金融商品について補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手の信用力を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付けに重大な変更がある場合には調整される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグの平均為替レート（買呼値と売呼値の仲値）または入手不可能な場合、当該通貨を最も代表する市場におけるレートを用いて評価される。
- 定期預金および信託預金は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算はすべての現金流入出額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、当該証券に依拠し、適用されるUBS評価方針に従い選択される。

上述した規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、純資産の適切な評価を遂行するために、誠意をもって他の一般に認められておりかつ検証可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

本投資法人のサブ・ファンドの一部が、資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、本投資法人は、上記の規定に従うことなく、評価時のこれらのサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で１口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資される証券は、概して、上記の１口当たりの純資産価格を計算する時に入手可能な最新の価格に基づいて評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの１口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、本投資法人が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、本投資法人は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で１口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、本投資法人が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての投資証券クラスに常に適用される。

本投資法人は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置を本投資法人の関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な資産の評価よりも評価の信頼性を高める。また、適正価格での評価は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。本投資法人が1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、本投資法人が資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する場合に本投資法人が純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現投資主の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

さらに、特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。かかる新評価が投資証券の事後の発行、買戻しおよび転換について有効となる。再評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前にのみ行われる。発行、買戻しおよび転換は、唯一の純資産価格に基づいてのみ処理される。

c) 証券売買実現純(損)益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現(損)益は、評価日に適用される先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

本投資法人の連結財務書類は、ユーロ(EUR)で表示される。本投資法人の2020年9月30日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2020年9月30日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1ユーロ = 1.077372 スイスフラン(CHF)

1ユーロ = 1.172650 米ドル(USD)

i) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、「配当落ち」日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

k) サブ・ファンド間投資

2020年9月30日現在、UBS (Lux) キー・セクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル) は、UBS (Lux) キー・セクション・シキャブの他のサブ・ファンドに以下の投資を行った。

UBS (Lux) キー・セクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)	金額 (米ドル)
UBS (Lux) キー・セクション・シキャブ - グローバル・エクイティーズ (米ドル)	57,764,556.18
クラスU - X - ACC 投資証券	
合計	57,764,556.18

サブ・ファンド間投資の総額は、102,728,565.31ユーロである。したがって、報告期間末現在の調整済み連結純資産は、5,077,624,166.68ユーロである。

1) スワップ

本投資法人は、金利スワップ契約、金利スワップションの金利先渡し契約およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。ただし、当該契約は、この種の取引を専門とする第一級の金融機関との間で執行される場合に限る。

シンセティック・エクイティ・スワップは、投資先の株式価格を基に評価される。スワップと株式が同じ通貨建てでない場合、株式価格が換算される。

スワップ取引の価値は、外部のサービス提供会社が計算し、また別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算は、インフローとアウトフロー双方のすべてのキャッシュフローの正味現在価値に基づいている。

特定の場合に、ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた当社内部での算出額および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。

評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBS 評価方針に従って決定される。

当該評価方法は、取締役会によって認可されている。

未実現損益の変動は、「スワップに係る未実現評価(損)益」の変動の下で運用計算書に計上される。

終了もしくは満期の時点で生じたスワップの損益は、運用計算書に「スワップに係る実現(損)益」として記帳される。

(2) 2019年 9 月30日終了年度

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)
純資産計算書

	2019年 9 月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	310,777,123.13	32,165,432
投資有価証券、未実現評価 (損) 益	79,281,568.48	8,205,642
投資有価証券合計	390,058,691.61	40,371,075
現金預金、要求払預金および預託金勘定	17,462,853.16	1,807,405
有価証券売却未収金	1,392,827.53	144,158
発行未収金	1,603.83	166
有価証券に係る未収利息	712,287.24	73,722
金融先物に係る未実現 (損) 益	810,414.80	83,878
先渡為替契約に係る未実現 (損) 益	977,719.38	101,194
スワップに係る未実現 (損) 益	1,664,192.30	172,244
資産合計	413,080,589.85	42,753,841
負 債		
当座借越	(240,000.00)	(24,840)
その他の短期負債 (マージン)	(83,031.31)	(8,594)
有価証券購入未払金	(1,321,992.71)	(136,826)
買戻未払金	(286,962.69)	(29,701)
定率報酬引当金	(298,206.91)	(30,864)
年次税引当金	(17,457.27)	(1,807)
その他の手数料および報酬に係る引当金	(6,690.06)	(692)
引当金合計	(322,354.24)	(33,364)
負債合計	(2,254,340.95)	(233,324)
期末現在純資産	410,826,248.90	42,520,517

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)

運用計算書

自2018年10月1日 至2019年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	164,185.27	16,993
有価証券に係る利息	2,356,746.74	243,923
配当金	648,315.80	67,101
スワップに係る受取利息	398,822.13	41,278
証券貸付に係る収益	117,170.00	12,127
その他の収益	33,863.27	3,505
収益合計	3,719,103.21	384,927
費 用		
スワップに係る支払利息	(129,722.27)	(13,426)
定率報酬	(7,775,328.47)	(804,746)
年次税	(72,984.35)	(7,554)
証券貸付に係るコスト	(46,868.00)	(4,851)
その他の手数料および報酬	(127,550.56)	(13,201)
現金および当座借越に係る利息	(55,454.60)	(5,740)
費用合計	(8,207,908.25)	(849,519)
投資純(損)益	(4,488,805.04)	(464,591)
実現(損)益		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	20,772,017.31	2,149,904
オプションに係る実現(損)益	332,963.20	34,462
金融先物に係る実現(損)益	(2,604,991.75)	(269,617)
先渡為替契約に係る実現(損)益	8,726,171.74	903,159
スワップに係る実現(損)益	(1,451,323.43)	(150,212)
為替差(損)益	(1,761,649.26)	(182,331)
実現(損)益合計	24,013,187.81	2,485,365
当期実現純(損)益	19,524,382.77	2,020,774
未実現評価(損)益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価(損)益	(17,163,512.91)	(1,776,424)
オプションに係る未実現評価(損)益	208,170.00	21,546
利回り評価証券および短期金融商品に係る未実現評価(損)益	(2,196.16)	(227)
金融先物に係る未実現評価(損)益	(840,541.11)	(86,996)
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	2,200,717.31	227,774
スワップに係る未実現評価(損)益	1,350,976.30	139,826
未実現評価(損)益の変動合計	(14,246,386.57)	(1,474,501)
運用の結果による純資産の純増(減)	5,277,996.20	546,273

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ)

純資産計算書

	2019年9月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	272,492,902.29	34,592,974
投資有価証券、未実現評価(損)益	44,338,442.12	5,628,765
投資有価証券合計	316,831,344.41	40,221,739
現金預金、要求払預金および預託金勘定	17,691,020.53	2,245,875
その他の流動資産(マージン)	119,237.01	15,137
有価証券売却未収金	1,123,971.56	142,688
発行未収金	101,602.31	12,898
有価証券に係る未収利息	818,087.41	103,856
未収配当金	152,162.81	19,317
その他の未収金	279,248.28	35,451
金融先物に係る未実現(損)益	14,883.13	1,889
先渡為替契約に係る未実現(損)益	(7,537,245.50)	(956,853)
スワップに係る未実現(損)益	1,082,372.21	137,407
資産合計	330,676,684.16	41,979,405
負 債		
当座借越	(220,143.09)	(27,947)
有価証券購入未払金	(1,083,135.57)	(137,504)
買戻未払金	(123,637.31)	(15,696)
定率報酬引当金	(250,743.33)	(31,832)
年次税引当金	(35,972.37)	(4,567)
その他の手数料および報酬に係る引当金	(49,780.68)	(6,320)
引当金合計	(336,496.38)	(42,718)
負債合計	(1,763,412.35)	(223,865)
期末現在純資産	328,913,271.81	41,755,540

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ)

運用計算書

自2018年10月1日 至2019年9月30日

	(ユーロ)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	110,714.45	14,055
有価証券に係る利息	2,929,241.11	371,867
配当金	3,764,023.34	477,843
スワップに係る受取利息	237,471.94	30,147
証券貸付に係る収益	195,376.97	24,803
その他の収益	27,714.14	3,518
収益合計	7,264,541.95	922,234
費 用		
スワップに係る支払利息	(67,283.01)	(8,542)
定率報酬	(6,508,656.66)	(826,274)
年次税	(150,783.38)	(19,142)
証券貸付に係るコスト	(78,150.79)	(9,921)
その他の手数料および報酬	(100,991.42)	(12,821)
現金および当座借越に係る利息	(54,623.82)	(6,934)
費用合計	(6,960,489.08)	(883,634)
投資純(損)益	304,052.87	38,600
実現(損)益		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	22,588,026.66	2,867,550
オプションに係る実現(損)益	264,470.58	33,575
利回り評価証券および短期金融商品に係る実現(損)益	(593.94)	(75)
金融先物に係る実現(損)益	(3,479,109.27)	(441,673)
先渡為替契約に係る実現(損)益	(6,961,253.04)	(883,731)
スワップに係る実現(損)益	(1,178,712.46)	(149,638)
為替差(損)益	(1,637,563.20)	(207,889)
実現(損)益合計	9,595,265.33	1,218,119
当期実現純(損)益	9,899,318.20	1,256,718
未実現評価(損)益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価(損)益	(856,214.40)	(108,696)
オプションに係る未実現評価(損)益	165,653.02	21,030
利回り評価証券および短期金融商品に係る未実現評価(損)益	(1,470.94)	(187)
金融先物に係る未実現評価(損)益	(143,663.81)	(18,238)
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	(8,040,002.70)	(1,020,678)
スワップに係る未実現評価(損)益	1,082,372.21	137,407
未実現評価(損)益の変動合計	(7,793,326.62)	(989,363)
運用の結果による純資産の純増(減)	2,105,991.58	267,356

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ (米ドル)

純資産計算書

	2019年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	54,352,133.27	5,625,446
投資有価証券、未実現評価(損)益	822,371.00	85,115
投資有価証券合計	55,174,504.27	5,710,561
現金預金、要求払預金および預託金勘定	2,775,375.68	287,251
その他の流動資産(マージン)	223,773.73	23,161
有価証券売却未収金	106,862.25	11,060
有価証券に係る未収利息	228,147.26	23,613
流動資産に係る未収利息	136.26	14
その他の未収金	20,080.75	2,078
金融先物に係る未実現(損)益	279,492.84	28,928
先渡為替契約に係る未実現(損)益	(139,896.54)	(14,479)
スワップに係る未実現(損)益	(226,856.05)	(23,480)
資産合計	58,441,620.45	6,048,708
負 債		
当座借越	(873,001.11)	(90,356)
有価証券購入未払金	(101,431.67)	(10,498)
買戻未払金	(16,485.08)	(1,706)
定率報酬引当金	(11,509.25)	(1,191)
年次税引当金	(2,271.85)	(235)
その他の手数料および報酬に係る引当金	(11,910.55)	(1,233)
引当金合計	(25,691.65)	(2,659)
負債合計	(1,016,609.51)	(105,219)
期末現在純資産	57,425,010.94	5,943,489

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ (米ドル)

運用計算書

自2018年10月1日 至2019年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	48,349.72	5,004
有価証券に係る利息	1,109,345.96	114,817
配当金	174,213.10	18,031
スワップに係る受取利息	170,441.57	17,641
証券貸付に係る収益	52,495.55	5,433
その他の収益	59,008.38	6,107
収益合計	1,613,854.28	167,034
費 用		
スワップに係る支払利息	(257,820.90)	(26,684)
定率報酬	(334,867.83)	(34,659)
年次税	(11,206.61)	(1,160)
証券貸付に係るコスト	(20,998.22)	(2,173)
その他の手数料および報酬	(13,619.01)	(1,410)
現金および当座借越に係る利息	(10,701.77)	(1,108)
費用合計	(649,214.34)	(67,194)
投資純(損)益	964,639.94	99,840
実現(損)益		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	80,909.00	8,374
オプションに係る実現(損)益	(4,944.60)	(512)
利回り評価証券および短期金融商品に係る実現(損)益	746,793.09	77,293
金融先物に係る実現(損)益	(1,839,821.09)	(190,421)
先渡為替契約に係る実現(損)益	(3,009,442.30)	(311,477)
スワップに係る実現(損)益	(389,471.58)	(40,310)
為替差(損)益	280,359.69	29,017
実現(損)益合計	(4,135,617.79)	(428,036)
当期実現純(損)益	(3,170,977.85)	(328,196)
未実現評価(損)益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価(損)益	1,237,167.99	128,047
オプションに係る未実現評価(損)益	(13,232.22)	(1,370)
利回り評価証券および短期金融商品に係る未実現評価(損)益	(66,338.23)	(6,866)
金融先物に係る未実現評価(損)益	(556,444.25)	(57,592)
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	514,400.79	53,240
スワップに係る未実現評価(損)益	188,705.47	19,531
未実現評価(損)益の変動合計	1,304,259.55	134,991
運用の結果による純資産の純増(減)	(1,866,718.30)	(193,205)

3【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

4【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

第3【外国投資証券事務の概要】

(1) 投資証券の名義書換

記名投資証券の譲渡またはその他の形態の法律上の譲渡はすべて投資主名簿に登録される。投資主名簿における記載は、記名投資証券の所有権の証拠となる。本投資法人は、保有されている投資証券の確認書を発行することができる。

記名投資証券の譲渡は、譲渡の十分な証拠となる文書が本投資法人に引渡された場合、または譲渡の宣言が投資主名簿に記載され、これに譲渡人および譲受人または当該行為を授權された者が日付を付して署名した場合、効力を発生する。

投資主は、通知送付先住所を、本投資法人の登記上の事務所に通知しなくてはならない。住所に変更があった場合も同様とする。

日本の投資主については、投資証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社を通じて名義書換を行い、それ以外の場合は本人の責任で手続を行う。

(2) 投資主総会

年次投資主総会は、本投資法人の登記上の事務所もしくは総会の通知書に明記するルクセンブルグ内の他の場所において、毎年3月20日の午前10時に、ルクセンブルグの法律に基づき開催される。当日がルクセンブルグにおける法定休日である場合には、翌営業日に開催される。追加の臨時投資主総会は、総会通知に明記する場所および日時において開催される。取締役会がその絶対的裁量により決定する特別な事情がある場合には、投資主総会を外国で開催することができる。

どのサブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドのどの投資証券クラスの各投資証券も、ルクセンブルグ法および定款の規定に従い、一議決権を行使することができる。投資主は、投資主総会において、書面またはファクシミリ、郵便もしくはその他の類似通信手段による委任状(以下「委任状」という。)により他の者(以下「代理人」という。)を任命してかかる権利を行使することができる。当該者は、投資主である必要はなく、また本投資法人の取締役または任命された役員であっても認められる。

法律または定款に異なる定めがある場合を除き、投資主総会における決議は、代理を含む出席投資主の議決権の単純多数決によりなされる。

(3) 投資証券に対する特典、譲渡制限等

本投資法人の投資証券は、米国内において募集、譲渡または交付を行うことができない。

本投資法人の投資証券は、米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付が行われない。米国人とは以下の者である。

- () 1986年米国内国歳入法(改正済)第7701条(a)(30)およびこれに基づき公布された財務省規則に規定する米国人
- () 1933年米国証券取引法レギュレーションSに規定する米国人(連邦規則集第17編第230.902(k)条)
- () 米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者(連邦規則集第17編第4.7(a)(1)()条)
- () 1940年米国投資顧問法(改正済)ルール202(a)(30)-1に規定する米国にいる者
- () 米国人が本投資法人に投資できるようにする目的で設立された信託、事業体またはその他の組織

第4【外国投資法人の詳細情報の項目】

外国投資法人の詳細情報の項目は、以下のとおりである。

第1 外国投資法人の追加情報

- 1 外国投資法人の沿革
- 2 役員の状況
- 3 外国投資法人に係る法制度の概要
- 4 監督官庁の概要
- 5 その他

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 買戻し手続等
- 3 乗換え手続等
- 4 その他

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 存続期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 利害関係人との取引制限
- 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等
 - (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利
 - (2) 為替管理上の取扱い
 - (3) 本邦における代理人
 - (4) 裁判管轄等

第4 関係法人の状況

- 1 資産運用会社の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 運用体制
 - (3) 大株主の状況
 - (4) 役員の状況
 - (5) 事業の内容及び営業の概況
- 2 その他の関係法人の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係

第5 外国投資法人の経理状況

1 財務諸表

貸借対照表

損益計算書

金銭の分配に係る計算書

キャッシュ・フロー計算書

投資有価証券明細表等

2 外国投資法人の現況

純資産額計算書

第6 販売及び買戻しの実績

第三部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

2002年8月9日	本投資法人の設立
2002年8月23日	本投資法人の定款のルクセンブルグのメモリアルへの公告
2004年3月24日	定款の修正
2011年5月9日	定款の修正
2015年10月30日	定款の修正

2【役員の状況】

(2021年2月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ロバート・シュティンガー (Robert Süttinger)	チェアマン	UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
トビアス・マイヤー (Tobias Meyer)	メンバー・オブ・ ザ・ボード	UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・エス・エイである。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

a. 準拠法の名称

本投資法人は、ルクセンブルグの会社法、特に1915年8月10日の商事会社に関する法律(改正済み)(以下「1915年8月10日法」という。)の下で変動資本を有する会社型投資信託として設立され、2010年法の下で投資信託としての資格を有している。

また、本投資法人は、2010年法、勅令、金融監督委員会(Commission de Surveillance du Sector Financier)(「CSSF」)の通達に従っている。

b. 準拠法の内容

1915年8月10日法

1915年8月10日法は、(FCPおよび/または非セルフ・マネージドSICAVの)管理会社、および(2010年法により明確に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(société anonyme)の形態をとるかにかかわらず投資法人自身(および会社型投資信託における買戻子会社(もしあれば))に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

イ. 会社設立の要件(改正済1915年8月10日法第26条)

- ・最低1名の株主が存在すること。
- ・公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

ロ. 定款の必要的記載事項(改正済1915年8月10日法第27条)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

- () 会社の形態および名称
- () 登録事務所の所在地
- () 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- () 当初払込済の発行済資本の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- () 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定
- () 現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
- (注) 1915年8月10日法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- () 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)およびかかる株式に付随する権利に関する記載
- () 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- () 会社の存続期間
- () 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

ハ．公募により設立される会社に対する追加要件(1915年8月10日法第29条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これを R E S A に公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

ニ．発起人および取締役の責任(1915年8月10日法第31条および第32条の1(2))

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2010年法

2010年法は、2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/EC(「指令」)(ルクセンブルグの投資信託制度における同国法律ならびにその他の変更を2001/107/ECおよび2001/108/ECにより修正済)の規定を組み入れている。

イ．2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パート UCITS (以下「パート 」という。)
- パート その他のUCI (以下「パート 」という。)
- パート 外国のUCI (以下「パート 」という。)
- パート 管理会社(以下「パート 」という。)
- パート UCITS およびその他のUCI に適用される一般規定(以下「パート 」という。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「UCITS」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「UCI」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくUCIは、2013年法に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

ロ．欧州連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パート ファンド」という。)とし

ての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

八、2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)。

4【監督官庁の概要】

本投資法人は、C S S F の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

イ) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合)は、C S S F の監督に服し、C S S F に登録しなければならない。

ロ) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S)で、ヨーロッパ共同体加盟国で設立され、かつ指令の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるU C I T Sは、C S S F に事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつC S S F が、かかる通知および書類の提出から法令上の期限以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

ハ) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S F への事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が投資者に対する報告義務もしくはC S S F に対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S F により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資家保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

目論見書に対する査証の交付

投資証券の販売に際し使用される目論見書もしくは説明書等は、C S S F に提出されなければならない。C S S F は書類が適用ある法律、勅令、通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資家およびC S S F に提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S F に直ちに報告する義務を負う。また監査人は、C S S F が要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)をC S S F に提出しなければならない。

5【その他】

a. 定款の変更

本投資法人の定款は、本投資法人の投資主総会により適用を拡大するかまたはその他の方法で変更することができる。変更は、1915年8月10日法に規定される定足数および過半数の要件に従わなければならない。

b. 事業譲渡または事業譲受

合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のUCITS」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS（以下「吸収する側のUCITS」という。）に移転する場合
- 2つ以上のUCITS（またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS（またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS（一部または全部が吸収される）がルクセンブルグで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、指令2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、指令2009/65/EC第41条に従い、2010年法第40条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、指令2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CS SFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条(1)によれば、吸収される側のUCITSおよび/または吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会(該当する場合)のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としなが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款(本項の規定が適用されることが了解されている。)に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資法人については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅するFCPである場合の合併については、合併の発効日は、約款で別途規定されていない限り、当該UCITSの管理会社により決定されなければならない。吸収される側の消滅するコモン・ファンドについては、合併の発効日についての決定は、1915年8月10日法の規定に従って、商業および法人登録所に預託されなければならない、かつ商業および法人登録所への当該決定の預託通知として、RESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

資産の譲渡

SICAVの投資主またはFCPの管理会社の決定に基づき、UCITSは、その資産のすべてを別のUCITSに譲渡することができ、その後、空のUCITSが清算される。

UCITSは、特別な状況において、またCSSFおよび適用法により要求される手続に従い(例えば、サブ・ファンドの合併によるかまたは分離により)、その資産の一部を相手方のUCITSに譲渡することができる。

c. 出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

d. 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

海外における販売手続等

本投資法人のサブ・ファンドの投資証券の発行価格は、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の計算」の項に従って計算する。

当初発行以降、発行価格は、本書において別異に定められない限り、投資証券1口当たりの純資産価格に販売会社に支払う発行手数料（下記参照）を加えた価格に基づく。

サブ・ファンド	上限発行手数料率
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション（米ドル）	純資産価格の4%
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション（ユーロ）	純資産価格の4%
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ（米ドル）	純資産価格の4%

さらに、各販売国で発生する租税、手数料およびその他の料金がかかる。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、管理事務代行会社ならびに保管受託銀行、販売代行会社および支払代理人がサブ・ファンドの発行価格で受け付ける。販売代行会社および支払代理人は購入申込みを本投資法人に取り次ぐ。

保管受託銀行および/または購入申込金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資家の要請により、各サブ・ファンドの口座の表示通貨および購入申込みが行われる投資証券クラスの申込み通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。上記にかかわらず、人民元（RMB）建ての投資証券に関する申込価格の支払いは、人民元（オフショア人民元）（CNH）でのみ行なわれるものとする。かかる投資証券クラスの申込みに関しては、他のいかなる通貨も受理されないものとする。

投資証券はまた、地域で一般的な市場基準に従い貯蓄制度、支払制度または乗換制度を通じて購入申込みを行うことができる。さらに、この点に関する情報は、地域の販売会社に請求することができる。

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後（以下「決済日」という。）までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、投資証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

支払事務代行会社の支店は、最終投資家または名義人に代わり、当該取引を請け負うことができる。支払事務代行会社によるこのサービスのために発生する費用は、投資家に請求することができる。

投資主の依頼により、本投資法人はその裁量により一部または全部が現物による購入申込みを受け付けることができる。その場合、現物による購入申込みは関係するサブ・ファンドの投資方針および投資制限に合致しなければならない。さらに、かかる現物による支払いは本投資法人が任命した監査人が検査を行う。関連費用は関係する投資家に請求される。

投資証券は記名式投資証券としてのみ発行される。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務を随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。記名式投資証券の無記名式投資証券への乗換えは要求されない。投資主は、記名式投資証券がクリアストリームのような承認された外部の清算機関を通じ清算されることに留意すべきである。

すべての発行された投資証券には同じ権利が付与されている。ただし、基本定款には特定のサブ・ファンド内で異なった特徴を有する様々な投資証券クラスを発行できることが定められている。

さらに、すべてのサブ・ファンド/投資証券クラスについて端株も発行することができる。端株は小数点以下第三位まで表示され、総会での議決権は付与されないが、関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスが清算した場合は保有者は端株の権利を有し、清算代金の分配または比例分配を受ける権利を認める。

日本における販売手続等

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、前記「第一部 証券情報（12）払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売の単位は、原則として1口以上1口単位とする。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。

投資証券1口当たり販売価格は、注文が注文日の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格である。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間（中央ヨーロッパ標準時間）
グローバル・アロケーション（米ドル）	13：00
グローバル・アロケーション（ユーロ）	13：00
ダイナミック・アルファ（米ドル）	15：00

日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目に受渡しを行うものとする。

外国証券取引口座約款を提出した投資主は、販売取扱会社から、販売代金と引換えに保管証明書の交付を受ける。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

買戻し申込みは、管理会社、管理事務代行会社、保管受託銀行または他の授權された販売代行会社もしくは支払代理人が受け付ける。

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の買戻代金は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後（以下「決済日」という。）に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または買戻し申込みが提出された国に買戻代金を送金できない保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情がある場合はこの限りではない。

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、投資証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

サブ・ファンドの投資証券クラスの純資産総額の金額が、本投資法人の取締役会が決定した投資証券の経済効率の良い運用のための最低水準を下回った場合、または当該水準に達しない場合、取締役会により決定された銀行営業日に、本投資法人の取締役会は当該投資証券クラスのすべての投資証券を買戻し価格で買い戻すことを決定することができる。関係するクラスまたはサブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用または経済的負担を負わない。必要に応じ、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載されるシングル・スイング・プライシングの原理が適用される。

異なる通貨で表示された複数の投資証券クラスを有するサブ・ファンドについて、投資主は、原則として、当該投資証券クラスの通貨または当該サブ・ファンドの口座の通貨でのみ買戻し代金と同等の金額を受け取ることができる。

保管受託銀行および/または買戻し代金の支払いを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの口座の表示通貨および買戻しが行われる投資証券クラスの表示通貨以外の通貨で支払いを行うことができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。かかる手数料ならびに販売が行われた各国において発生し、例えば、取引銀行により徴収される可能性がある一切の税金、手数料およびその他の費用は、該当する投資者に請求されるものとし、買戻し代金から差し引かれるものとする。上記にかかわらず、人民元（RMB）建ての投資証券に関する買戻し代金の支払いは、人民元（オフショア人民元）（CNH）でのみ行なわれるものとする。投資者は、人民元（オフショア人民元）（CNH）以外の通貨建ての買戻し代金の支払いを要求することはできない。

各販売国で発生する租税、手数料またはその他の料金（取引銀行により徴収されるものも含む。）も課される。

ただし、買戻し手数料は販売代行会社により徴収されない。

純資産価額のパフォーマンスは、買戻し価格が投資者が支払った発行価格を上回るか、下回るかにより決定される。

本投資法人は、ある注文日におけるすべての申込みがサブ・ファンドの純資産の10%超の資金流出をもたらす場合、当該注文日におけるすべての買戻し申込みおよび乗換え申込みの実行を抑制する権利（買戻しゲート）を有する。かかる場合、本投資法人は、買戻し申込みおよび乗換え申込みの一部のみを実行し、当該注文日における残りの買戻し申込みおよび乗換え申込みの実行について、優先的に取り扱うこと、および、通常20営業日を超えない期間であることを条件として、延期することを決定することができる。

買戻注文が大量に上った場合、本投資法人は本投資法人の関係資産を不要な遅延なく売却するまで買戻注文の執行を延期することができる。こうした措置が必要な場合、同じ日に受け取ったすべての買戻注文は同じ価格で計算される。

支払事務代行会社の支店は、最終投資者または名義人に代わり、当該取引を請け負うことができる。支払事務代行会社によるこのサービスのために発生する費用、ならびに取引銀行により徴収される費用は、投資者に請求することができる。

投資主の依頼により、本投資法人はその裁量により投資者に対し一部または全部が現物による買戻を受け付けることができる。その場合、本投資法人は、現物による買戻後でも残存するポートフォリオは関係するサブ・ファンドの投資方針ならびに投資制限に合致し、かかるサブ・ファンドの残存する投資者が現物による買戻により不利を被ることがないよう保証する。さらに、かかる支払は本投資法人が任命した監査人が検査を行う。関連費用は関係する投資家に請求される。

日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。買戻代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買戻手数料なしで支払われる。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、注文が注文日の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格とする。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間（中央ヨーロッパ標準時間）
グローバル・アロケーション（米ドル）	13：00
グローバル・アロケーション（ユーロ）	13：00
ダイナミック・アルファ（米ドル）	15：00

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。投資証券の買戻しは原則として1口以上を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【乗換え手続等】

海外市場における乗換え

投資主は適宜自己の投資証券を同じサブ・ファンド内の別の投資証券クラスにおよび／または別のサブ・ファンドの投資証券に乗換えを行うことができ、乗換え注文には投資証券の発行および買戻しの手続と同じ手続が適用される。

投資主が既存の投資証券の乗換えを行った結果の投資証券の数は以下の公式に従って計算する。

$$\alpha = \frac{\beta \times \chi \times \delta}{\varepsilon}$$

α = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

β = 乗換え元のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

χ = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価額。

δ = 関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスの為替レート。両方のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが同じ会計通貨で評価されている場合、係数は1である。

ε = 乗換え先のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の純資産価格プラス租税、手数料およびその他の料金。

乗換えに際して、上限発行手数料の額に等しい上限乗換え手数料を販売会社が徴収する場合がある。かかる場合、「買戻し手続等」の項に従い、買戻手数料が徴収されることはない。

保管受託銀行および／または乗換え支払金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資家の要請により、各サブ・ファンドの口座の表示通貨および／または乗換えが行われる投資証券クラスの基準通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。手数料ならびにサブ・ファンドの乗換えに際して個々の国で発生する料金、租税および印紙税は投資主に請求される。

日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

4【その他】

投資証券の発行と買戻しに関する条件

本投資法人のサブ・ファンドの投資証券は各ファンド営業日に発行され、買い戻される。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびに各サブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日またはサブ・ファンドの50%以上の投資対象を十分に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価() 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止」と題する項に定める要領で本投資法人が純資産価額の計算を行わないことを決定した日に発行または買戻しは行われない。さらに、本投資法人はその裁量により購入申込みを拒絶する権限を有する。

本投資法人は、売買タイミング、事後取引等（これらに限らない。）、潜在的に投資主の利益を損なうと判断する取引を許可しない。本投資法人は上記の実務に関係すると判断した場合、購入または転換の申込みを拒絶する権利を有する。また、本投資法人は投資主を当該実務から保護するために必要とみなす措置を講じる権利を有する。

注文は、注文日の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合に、その日の締切時間後に計算した純資産価額に基づいて処理される（以下当該計算を行った日を「評価日」という。）。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間（中央ヨーロッパ標準時間）
グローバル・アロケーション（米ドル）	13：00
グローバル・アロケーション（ユーロ）	13：00
ダイナミック・アルファ（米ドル）	15：00

ファクシミリで送られるすべての注文は、遅くともファンド営業日の関係するサブ・ファンドの前述の締切時間の1時間前に管理事務代行会社に受領されなければならない。しかし、前述の特定した時刻より早い締切時間は、顧客に対し管理事務代行会社への正確な申込受付注文を保証するためにスイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の仲介機関において適用される。これらの情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央処理機関、関係する販売会社またはその他の仲介機関で入手できる。各々のファンド営業日の締切時間後に管理事務代行会社に登録された注文については、翌ファンド営業日が注文日とみなされる。

上記の規定はあるサブ・ファンドの投資証券を、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて、本投資法人の別のサブ・ファンドの投資証券に転換する場合にも適用される。

つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からないことになる（先渡し価格）。純資産価額は最新の知れている市場価格に基づいて計算される（すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終価を用いる）。適用される個々の評価原則は上記に記載される。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

本投資法人の販売会社はルクセンブルグのマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関する2004年11月12日法(改正済)の条項ならびにC S S Fの法定文書および該当通達を遵守しなければならない。

よって、投資家は、購入申込みを受け付ける販売会社または販売代行会社に対して、身分証明を提出しなければならない。販売会社または販売代行会社は、投資家に対して少なくとも以下の本人確認書類を求める義務を負う。個人に関しては、(販売会社もしくは販売代行会社または地方行政機関によって認証された)旅券または身分証明書の認証謄本、会社およびその他の法人に関しては、定款の認証謄本、商業および法人登記簿の認証抄本、および最新の公刊された年次報告書の写し、実質的所有者全員のフルネーム。販売会社または販売代行会社は、状況に応じて、投資証券の申込みまたは買戻しを請求する投資者に対し追加の身元確認書類または情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代行会社が上記の身元確認手続を遵守していることを確認する義務を負う。管理事務代行会社および本投資法人は、随時、販売会社に対して上記の手続が遵守されていることの確認を求めることができる。管理事務代行会社は、販売会社または販売代行会社がマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するルクセンブルグ法またはE U法と同等の要件に従わない国々の販売代行会社または販売会社から受け取った購入および買戻しの申込みに関して上記の規則の遵守状況を監視する。

さらに、販売会社およびその販売代行会社はそれぞれの国において施行中のマネー・ロンダリング防止およびテロリスト金融防止に関するすべての規則を遵守する義務を負う。

データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法(改正済)ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付規則(E U) 2016 / 679(以下「データ保護法」という。)の規定に従って、本投資法人は、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、本投資法人の法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細(住所または電子メールアドレスを含む。)、銀行口座の詳細、本投資法人への投資の金額および性質(ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および/または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ)(以下「個人データ」という。)が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、本投資法人への個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、本投資法人は、投資証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、本投資法人と契約を締結した際に、投資証券の申込みの実行(すなわち、契約の履行)、本投資法人の正当な利益の保護および本投資法人の法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、()投資証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、()顧客との関係を管理するため、()過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認ならびにルクセンブルグまたは外国の法令(F A T C AおよびC R Sに関する法令を含む。)により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、()適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。投資主から提供されたデータは、()本投資法人の投資主名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、()マーケティング目的で使用する事ができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- 本「データ保護」の項の上記()および()に記載されたデータ処理の目的
- 本投資法人の会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- 適切な市場基準に従い本投資法人の事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、本投資法人は、個人データをそのデータ受領者（以下「受領者」という。）に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連する本投資法人の活動を支援する関連会社または外部会社である場合がある。これらには、特に、本投資法人の管理会社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査人および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および/または代理人（以下「再受領者」という。）に提供することができ、当該代表者および/または代理人は、受領者が本投資法人のためにサービスを遂行することおよび/または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域（EEA）内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないEEA外の国に所在する受領者および/または再受領者に個人データを移転する場合、本投資法人は、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

投資証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者（EEA外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。）に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、本投資法人の指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができる。本投資法人はまた、EEA内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・ 個人データに関する情報（すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利（法定免除の対象となる。））
- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること（すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正を本投資法人に要求する権利）
- ・ 個人データの利用を制限すること（すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利）
- ・ マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること（すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することを本投資法人に禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は、当該データの処理を中止する。）
- ・ 個人データを削除させること（すなわち、特定の状況において、特に、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利）

- ・ データポータビリティ(すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利)
- また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L-4361エシュ＝シュル＝アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他のEU加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。
- 個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

指数提供者

ブルームバーグ・バークレイズ

BLOOMBERG®は、ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーの商標およびサービスマークである。BARCLAYS®は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークであり、使用許諾に基づき使用される。ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーおよびその関連会社(ブルームバーグ・インデックス・サービスズ・リミテッドを含む。)(総称して、以下「ブルームバーグ」という。)またはブルームバーグのライセンサーは、販売目論見書に記載されるブルームバーグ・バークレイズの指数におけるすべての所有権を有する。

FTSE

出典：ロンドン証券取引所グループ・ピー・エル・シーおよびそのグループ会社(総称して、以下「LSEグループ」という。)。©2020年LSEグループ。FTSE Russellは、一部のLSEグループ会社の商号である。「FTSE®」は、関連するLSEグループ会社の商標であり、使用許諾に基づき、その他のLSEグループ会社により使用されている。FTSE Russellの指数またはデータに関するすべての権利は、当該指数またはデータが帰属する各LSEグループ会社により所有されている。LSEグループおよびそのライセンサーのいずれも当該指数またはデータにおける誤りまたは欠落について責任を負わず、いずれの者も、この情報に記載される指数またはデータに依拠してはならない。LSEグループからのデータは、関連するLSEグループ会社の明示的な書面による同意なしに譲渡されてはならない。LSEグループは、この情報の内容につき促進、後援または援助を行っていない。

ICEバンクオブアメリカ・メリルリンチ

ICEデータ・インディシーズ(以下「ICEデータ」という。)は、許可を得て使用される。ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、指数、指数データおよびこれらに関係し、関連し、または由来するあらゆるデータを含め、商品性または特定の目的もしくは使用に対する適合性の保証を含め、明示・黙示を問わず、一切の保証および表明を否認する。ICEデータ、その関連会社およびこれらの第三者提供者のいずれも、いかなる損害賠償についても責任を負わず、また指数もしくは指数データまたはこれらのいずれの部分の適切性、正確性、適時性または完全性についても責任を負わない。指数、指数データおよびこれらの構成要素は、「現状のままで」提供され、自己のリスク負担で使用される。ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーおよびその関連会社についても、これらの商品およびサービスについて後援せず、保証せずかつ推奨しない。この免責事項は英語版が優先する。

J.P.モルガン

この情報は、信頼性があると確信する情報源から入手したものであるが、J.P.モルガンは、その完全性または正確性を保証しない。指数は、許可を得て使用される。指数は、J.P.モルガンの事前の書面による

同意なしに、複製し、配布し、または何らかの形で使用することはできない。(2016年著作権所有。J.P.モルガン・チェース・アンド・カンパニー。無断複製禁止。)

MSCI

MSCIデータは、内部での使用に限定されている。MSCIデータは、いかなる形においても複製または再配布してはならず、金融商品または金融指数の基準または構成要素として使用してはならない。MSCIデータのいずれも、投資アドバイスまたは何らかの種類の投資判断を行うこと(もしくは行わないこと)の推奨であることを意図しておらず、そのようなものとして依拠してはならない。過去のデータおよび分析は、将来のパフォーマンス、分析、予想または予測の指標または保証として解釈されるべきではない。MSCIデータは、「現状のままで」提供され、その使用者は、当該情報の使用についてのすべてのリスクを負う。MSCI、そのすべての関連会社およびMSCIデータの編集、計算または作成に関与しまたは関連するその他のすべての個人(総称して、以下「MSCI当事者」という。)は、当該情報に関するすべての保証(創作性、正確性、完全性、適時性、非侵害性、商品性および特定目的への適合性の保証を含む。)を明示的に否認する。上記のいずれも損なうことなく、いかなる場合も、MSCI当事者は、直接的、間接的、特別、付随的、懲罰的、派生的(逸失利益を含むが、これに限られない。)またはその他のあらゆる損害賠償について、一切責任を負わないものとする。

リフィニティブ

リフィニティブの情報に基づき、リフィニティブによって計算されるリフィニティブ・インデックス

ベンチマーク規則

販売目論見書に別段の定めがない限り、販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数(規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に基づき定義される「使用」)は、ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者により提供される。

ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/publication/>で入手可能である。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を含む書面による危機管理計画を有している。投資主は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 純資産価格の計算

本投資法人の各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産価額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスに関して発行されている投資証券の数で除して計算する。

ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためのみに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、投資証券が発行または買戻しを行う毎に変化する。かかる割合は、かかる投資証券クラスについて課される手数料を勘案した上で、各投資証券クラスの発行済み投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券の比率に従って算定される。

サブ・ファンドが保有する資産の価値は以下の要領で計算する。

- a) 流動資産は、(現金、銀行預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに上記の宣言済または発生済で未受領の利息という形態にかかわらず)いずれも額面として評価されるが、かかる価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その評価額は、その真正価値に達するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は入手可能な最新の市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の投資対象が複数の証券取引所に上場されている場合は、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最新価格を適用する。通常、証券取引所で取引されるものではなく、証券トレーダー間で流通市場が存在し市場標準に基づき価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の投資対象の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場されていないが、定期的に運用され、公認され、公開されたその他の市場で売買されている場合、かかる市場の入手可能な最新価格で評価する。
- c) 証券取引所に上場されておらず、別の規定された市場でも取引されておらず、適当な価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選んだその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品(店頭派生商品)は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品进行评估する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の基礎となる原資産の市場価格に基づいて本投資法人と本投資法人の監査人が認めた計算モデルを使って入手評価の妥当性を検証しなければならない。
- e) 譲渡性証券集合投資事業(UCITS)および/または集合投資事業(UCI)の受益証券は最新の資産総額で評価する。
- f) 証券取引所で取引されていないまたは公開されている他の規制された市場で取引されていない短期金融商品は、関連するイールドカーブを基準として評価される。イールドカーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残余期間の金利にもっとも近似した金利が差し込まれる。このように

計算される金利は、原発行体の信用力を反映する信用スプレッドを加算して市場価格に転換される。発行体の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整される。

g) 関係するサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示され、外国為替取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける取引の公示仲値(売買価格の仲値)またはこれが提供されない場合には当該通貨を最も代表する市場における公示仲値で評価する。

h) 定期預金および信託投資はその名目価値に経過利息を加えて評価する。

i) スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流出入額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算(ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。)および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、適用されるUBSグローバル評価方針に基づき決定される。

上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが分かった場合、本投資法人は純資産価額を適正に評価するため誠意をもって一般に認められ、証明可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

本投資法人のサブ・ファンドの一部が、資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、本投資法人は、上記の規定に従うことなく、評価時のサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資する証券は、概して、評価時に入手可能な最新の価格に基づいて評価され、かかる評価時に、上記の1口当たりの純資産価格が計算される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、本投資法人が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、本投資法人は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、本投資法人が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての受益証券クラスに常に適用される。

本投資法人は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置を本投資法人の関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な場合の資産の評価よりも評価の信頼性を高める。また、適正価格での評価は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。本投資法人が1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、本投資法人が資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する場合に本投資法人が純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現投資主の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

さらに、特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行、買戻しおよび転換について正式となる。新評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前にのみ行われる。発行、買戻しおよび転換は、唯一の純資産価格に基づいてのみ処理される。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するため

に、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる(スイング・プライシング)。

投資証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況は、取締役会の裁量により決定される。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の投資主(申込みの場合)または残存する投資主(買戻しの場合)が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落(すなわち買戻しによる純流出)を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- (c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- (d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、投資証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは投資証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、(i) 見積もり税金費用、() サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および() サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。調整は通常、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の最大2%に制限されるものとする。取締役会は、例外的な状況(例えば、高い市場ボラティリティおよび/または流動性、例外的な市況、市場の混乱等)において、サブ・ファンドおよび/または評価日に関して、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、当該調整が実勢の市況を代表するものであることおよび投資主の最善の利益に資するものであることを取締役会が正当化できることを条件とする。当該希薄化調整は、取締役会が決定した方法に従って計算される。投資主は、一時的措置が導入された時点および終了した時点で、通常の連絡経路を通じて通知される。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

() 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

以下の場合、本投資法人は純資産価額の計算、ひいてはサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えを1ファンド営業日以上一時的に中止することができる。

- 大部分の純資産を評価する基礎となる一箇所以上の証券取引所もしくはその他の市場または純資産価額もしくは大部分の純資産の表示通貨の外国為替市場が通常の休日でない日に閉鎖している、もしくは上記の証券取引所もしくは市場での取引が中止されているまたは上記の証券取引所もしくは市場が規制され、もしくは短期的に大幅に価格変動している場合。
- 本投資法人および/または管理会社の支配、責任または影響の及ばない出来事によって、投資主の利益に悪影響を及ぼすことなく通常どおり純資産を利用できない場合。

- 通信網の混乱またはその他の理由により、純資産価額もしくは大部分の純資産を計算できない場合。
- 通常の為替レートにより、本投資法人が当該サブ・ファンドの投資証券の買戻しの支払のための本国送金を行うことができない場合または投資証券の換金もしくは取得または買戻しによる支払に伴い送金を行うことができないと取締役会が判断する場合。
- 本投資法人の支配または影響が及ばない政治的、経済的、軍事的その他の状況により、投資主の利益を重大に害することなく通常の状況の下で本投資法人の資産を処分することが不可能である場合。
- その他の理由から、サブ・ファンドの投資対象の価格を迅速または正確に決定することができない場合。
- 本投資法人の解散のため臨時投資主総会の招集通知が公告された場合。
- 本投資法人の合併または一もしくは複数のサブ・ファンドの合併のため臨時投資主総会の招集通知が公告された場合、または本投資法人の取締役会が一もしくは複数のサブ・ファンドの合併を決定したことを投資主に知らせる通知が公告された場合に、投資主を保護するための必要性から当該停止が正当であると判断される場合。
- 外国為替および資本変動に関する規制により、本投資法人が事業を継続できない場合。
- サブ・ファンドがフィーダー・ファンドとして投資しているマスター・ファンドが、(i) 1 口当たりの純資産価格の計算、() 受益証券の発行、() 受益証券の買戻しおよび / または() 受益証券の乗換えを停止している場合。

純資産価額の計算、投資証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えの中止は、本投資法人の投資証券を一般市民に販売する承認を受けた国の関係当局に遅滞なく連絡するとともに、後記の「報告書を受領する権利」に記載されている方法で公告するものとする。

(2) 【保管】

記名投資証券の所有権は本投資法人の投資主名簿への登録により証明される。投資主は自らの取引に関する確認書を受け取る。記名証券は発行されない。

大券は、クリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアにより登録式共同大券の手配が行われたときは発行可能である。大券は管理事務代行会社または保管受託銀行の投資主名簿にクリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアの共同預託名義において登録される。大券に関して、証券自体は発行されない。クリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアおよび中央支払事務代行会社間で手配が行われたときは、大券は記名証券に転換可能な場合に限り発行することができる。

大券および取扱手続についての情報は名義書換代行会社またはインベスター・サービス・センターに請求することにより、入手可能である。

上記は日本の投資主には適用されない。日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

(3) 【存続期間】

本投資法人は、無制限の期間存続する投資会社として設立されたが、法規定を遵守した臨時投資主総会により解散することもできる。

(4) 【計算期間】

本投資法人の決算期は毎年9月30日である。

(5) 【その他】

() 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併

本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散

定足数および過半数の投票要件に関する法律条件を満たす投資主総会は本投資法人を清算することができる。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になった場合、本投資法人の取締役会は、本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。本投資法人が解散する場合、清算は一名以上の清算人が実行する。投資主総会は、清算人を任命し、清算人の報酬および権限の範囲を決定する。清算人は投資主の最善の利益にかなうように本投資法人の資産を売却して、サブ・ファンドの清算による正味収入を投資主の保有量に比例して当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資主に分配する。清算の完了時(9か月かかる可能性がある)に投資主に分配できない清算収入は遅滞なくルクセンブルグの供託金庫(Caisse de Consignation)に預託される。

償還日の定められたサブ・ファンドは、それぞれの期間の終了時に自動的に解散および清算される。

同一サブ・ファンド内で各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産総額が当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスを経済的に合理的な管理のため要求される価額を下回ったまたはかかる価額に達しなかった場合、または政治、経済もしくは金融の状況が著しく変化した場合または合理化の一環として、投資主総会または本投資法人の取締役は、該当する投資証券クラスのすべての投資証券を決定が効力を生じる評価日または時間における純資産価格にて(投資対象の実際の換金率および換金経費を考慮して)買い戻して消却することを決定することができる。

下記「本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会」の項の規定が、投資主総会の決定に適宜適用される。取締役会はまた、上記に記載される規定に従いサブ・ファンドまたは投

資証券クラスを解散または清算できる。投資証券の買い戻しのための投資主総会または本投資法人の取締役会の決定は、「報告書を受領する権利」の項に記載される通り関係するサブ・ファンドの投資主に通知する。

本投資法人またはサブ・ファンドと他の投資信託（「UCI」）またはそのサブ・ファンドとの合併、サブ・ファンドの合併

「合併」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算なしのその解散に基づき、すべての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、吸収対象UCITSの投資主が見返りに吸収UCITSの投資証券および適宜、当該投資証券の純資産価額の10%を超えない支払額を受け取る取引。
- b) 二つ以上のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算なしのその解散に基づき、すべての資産および負債を当該UCITSが設立した別のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、吸収対象UCITSの投資主が見返りに吸収UCITSの投資証券および適宜、当該投資証券の純資産価額の10%を超えない支払額を受け取る取引。
- c) 負債が完済されるまで存続し続ける一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、すべての純資産を同じUCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立した別のUCITSまたは別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転する取引。

合併は、2010年法に規定される状況において認められる。合併の法律上の効果は、2010年法に定められている。

「本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散」の項に記載される状況の下で、本投資法人の取締役会は、サブ・ファンドまたは投資証券クラスの資産を本投資法人の別の既存のサブ・ファンドもしくは投資証券クラスまたは2010年法パートIに基づきルクセンブルグの別のUCIに配分することまたは2010年法の規則に基づき海外UCITSに配分することおよび、（必要な場合、分裂または統合により、および投資主の比例的権限に相当する金額の支払を通じ）当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券を別のサブ・ファンドまたは別の投資証券クラスの投資証券として指定変更することを決定することができる。前項の本投資法人の取締役会の権限を侵すことなく、上記のサブ・ファンドを合併する決定もまた、当該サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

合併に関するあらゆる決定は「報告書を受領する権利」に記載されている方法で投資主に通知する。決定が公告されてから30日以内に投資主は保有する投資証券の一部または全部を、前記「第2 手続等 2 買戻し手続等」と題する項に記載するガイドラインに従って、買戻手数料またはその他の管理料金を支払わずに、その時点の純資産価額で買い戻す権限を有する。買戻しのために提出されなかった投資証券は、転換比率が決定される日と同日に計算した関係するサブ・ファンドの投資証券の純資産価額に基づいて交換される。（契約型オープン投資信託として設立された）投資ファンドの受益証券が割り当てられる場合、上記の決定は割当てに賛成票を投じた投資主だけを拘束する。

本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会

サブ・ファンドの清算および合併のいずれの場合についても、本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会の定足数は要求されず、決定は総会に出席または代理出席している投資証券の単純多数によって承認されることができる。

その他

投資者が投資証券クラスの要件を満たさない場合(日本において募集される投資証券クラスについては該当しない。)、本投資法人は、さらに当該投資者に以下の事項を行うよう要求する義務を負う。

- a) 投資証券の買戻しの規定に従い、30暦日以内にその投資証券を返還すること、
- b) 投資証券の取得に関する投資証券クラスの要件を満たす者に対してその投資証券を譲渡すること、または
- c) 投資証券クラスの取得要件に従って、その投資証券から、適格な当該サブ・ファンドの他の投資証券クラスに乗り換えること。

さらに、本投資法人は

- a) その裁量により投資証券の購入申込を拒絶することができる。
- b) 排斥条項に違反して購入された投資証券を常に買い戻すことができる。

() 授權発行限度額

投資証券の授權発行限度額は無制限である。

() 本投資法人の定款の変更

本投資法人の定款変更は、法律に規定する定足数および決議要件に従い、投資主総会の特別決議によって行うことができる。

定款変更は、会社法第67条の1に従い、発行済投資証券総数の2分の1の定足数を必要とし(ただし、定足数に満たなかったために再度招集される投資主総会においては、定足数は必要とされない。)、かつ、出席または代理出席による投資証券の3分の2の賛成投票を必要とする。

定款のすべての変更は、RESAに公告され、商業および法人登録局に登録される。

日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理会社契約

管理会社契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資運用契約

投資運用契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

総販売契約

総販売契約は、いずれの当事者も6か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。ただし、契約の各当事者は、他方当事者への書面による通知の30日以内に改善されなかった契約書に含まれる重要事項または重過失の違反の場合、相手方当事者への書面による通知でいつでも終了できる。

同契約は、スイスの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資証券販売・買戻契約

投資証券販売・買戻契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

() 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理手続、最良執行および議決権行使方針に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

2【利害関係人との取引制限】

利益相反

取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社およびその他の本投資法人のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、本投資法人、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、利益相反のための方針を採用し、実施している。利益相反が避けられない場合には、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑えるとともに本投資法人の投資者が公正に扱われるよう、利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な方法を取っている。

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社および主たる販売会社は、UBSグループの一員である（以下「関係者」という。）。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、関係者は、様々な事業活動を積極的に行っており、本投資法人が投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者（その子会社および支店をも同様に）は、本投資法人と締結する金融デリバティブ契約に関して取引相手方として行為することができる。保管受託銀行が本投資法人にその他の商品またはサービスを提供する関係者の独立した法人と密接に関係している場合、利益相反が潜在的に生じる可能性がある。

関係者は事業遂行において、関係者の様々な事業活動と本投資法人または投資者との間に利益相反を引き起こす可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止するよう努める。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従った方法により利益相反を管理するよう努めている。かかる目的において、関係者は、本投資法人またはその投資者の利益を害するおそれのある利益相反を引き起こす事業活動が適切な程度の独立性をもって行われ、かつ、かかる利益相反が公正に解決されることを確保する手続きを実施している。投資家は、管理会社宛てに書面で請求することにより、利益相反に関する管理会社および／または本投資法人の方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社による最善の努力および相当な注意にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもって本投資法人またはその投資主の利益が害される全てのリスクを回避するために十分ではないというリスクがある。この場合、いかなる軽減されない利益相反およびそれに関して下されたいかなる決定も、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は（i）当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、（ ）かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを確保する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間のグループ上の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、本投資法人および投資主の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。

保管受託銀行により委託された全ての保管業務の概要ならびに保管受託銀行の全ての委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

利害関係人の取引制限

本投資法人および本投資法人の投資運用会社は、いずれも、投資主の損害において投資運用会社または第三者の利益を得ることを目的として行われる取引などの、投資主の利益保護と利害が相反すると認識される取引、または、ファンドの資産の運用に不利益であると認識される取引を行わない。

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

(1)【投資主・外国投資法人債権者の権利】

投資主が権利を本投資法人に対し直接行使するためには、投資証券名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社に投資証券の保管を委託している日本の投資主は、投資証券の登録名義人でないため、本投資法人に対し直接権利を行使することはできない。これらの投資主は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして権利を自己のために行使させることができる。投資証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資主は本人の責任において権利行使を行う。

投資主の有する主な権利は次のとおりである。

(a) 配当請求権

各投資主は、本投資法人の年次投資主総会または(中間配当の場合には)取締役会が決定した当該ファンドに関する本投資法人の収益分配をその投資証券数に応じて受領する権利を有する。

(b) 買戻請求権

投資主は、本投資法人に対し、上記制限に従って投資証券の買戻しをいつでも請求することができる。

(c) 残余財産分配請求権

本投資法人またはファンドが解散された場合、投資主は本投資法人に対し、その投資証券数に応じて本投資法人の投資証券の残余財産の分配を請求する権利を有する。

(d) 損害賠償請求権

投資主は、本投資法人の取締役がルクセンブルグの法律に規定する義務に違反している場合、本投資法人の取締役に対し損害賠償を請求することができる。

(e) 投資主総会における権利

本投資法人の適法に成立した投資主総会は、本投資法人の投資主全員を代表するものとする。定款に従ってその決議は、投資主により所有される投資証券のクラスにかかわらず、本投資法人の投資主全員を拘束するものとする。本投資法人の投資主総会は、1915年8月10日法に基づき、本投資法人の業務運営に関する行為につき命令し、実行し、または裁可する最大の権限を有する。

年次投資主総会は、ルクセンブルグの法律に基づき、毎年3月20日の午前10時(ルクセンブルグ時間)に本投資法人の登録上の事務所で開催される。3月20日がルクセンブルグにおける銀行営業日でない場合は、ルクセンブルグにおける翌銀行営業日に開催される。他の投資主総会は、招集通知に記載ある日時およびルクセンブルグ内の場所で開催することができる。投資主総会は、議題に明記される通知により、取締役により招集され、ルクセンブルグの法律に基づき、RESAおよび取締役会の定める新聞に掲載される。

通知には、総会の場所および日時、出席要件、議題、定足数ならびに決議要件を明記する。1口につき1議決権が与えられる。書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファクシミリで代理人を選任することができる。年次投資主総会の決議は出席投資主の議決権の単純多数決による。適切な通知に基づき、取締役会が総会を招集することもある。特定のサブ・ファンドの権利に影響を及ぼす決議および投資主への配当金の宣言を行う場合は、その都度採決される。

(f) 配当受領権

配当に関する公告は、ルクセンブルジェ・ワートおよび本投資法人が随時決定するその他の新聞紙上に掲載される。本投資法人が保有する支払期日後の配当には利息を付さない。

(g) 紛失、棄損、汚損証券を交換する権利

保険会社が発行する保証書を引渡すことを含むがそれに限定されず本投資法人が決定する条件および保証の下で、証券の盗難、紛失もしくは棄損の場合には新しい証券と交換することができる。汚損

証券が本投資法人に引渡された場合、新しい証券と交換される。実費全額および合理的額の費用は投資主の負担とする。

(h) 報告書を受領する権利

各サブ・ファンドおよび本投資法人について、9月30日現在の年次報告書および3月31日現在の半期報告書が発行される。

上記報告書は、各サブ・ファンドまたはそれぞれの各投資証券クラスの詳細に関連する会計通貨で記載する。本投資法人全体の連結資産の詳細は、ユーロ建てで表示される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書には、独立監査人により監査された年次計算書類が含まれる。また、信用リスク軽減のため、各サブ・ファンドが金融派生商品の利用を通じて投資した裏付け資産および当該派生商品取引の相手方ならびに取引相手方からサブ・ファンドに預託された担保の金額および種類の詳細も記載されている。

投資主は、本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において、これらの報告書を入手することができる。

各サブ・ファンドの投資証券の発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグの本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において入手可能である。

投資主への通知はウェブサイト (www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications) 上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していない場合、投資主への通知は投資主名簿に記載されている住所へ郵送される。ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合または関係する販売国の法律で要求される場合も、投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

(a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および

(b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 三浦 健

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資主が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを本投資法人は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBS ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイ(「管理会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2020年12月末日現在の株主資本総額は、13,000,000ユーロ(約17億円)

b. 事業の内容

UBS ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイは、商事会社に関するルクセンブルグの1915年8月10日付法律(以下「1915年8月10日法」という。)に基づき、2010年7月1日にルクセンブルグに設立された。1915年8月10日法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。集合投資事業に関する2010年法第15条に基づき、譲渡性証券集合投資事業の管理会社としての資格を有している。

UBS アセット・マネジメント(アメリカス) インク(シカゴ)(「投資運用会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2020年12月末日現在の資本金額は、179,589,267米ドル(約186億円)

b. 事業の内容

元引受会社の子会社であり、投資顧問会社として米国証券取引委員会に登録されている。投資会社、年金プラン、財団、政府、金融機関および事業会社を含む、様々な法人および個人の顧客向けに、個別の投資一任業務および投資顧問業務を提供している。

UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(「投資運用会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2020年12月末日現在、500,000スイス・フラン(約5,858万円)

(注) スイス・フランの円貨換算は、便宜上、2020年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイス・フラン=117.15円)による。以下同じ。

b. 事業の内容

UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

(2)【運用体制】

A. 管理会社

定款に基づき、管理会社は、株主総会によって任命される3名以上の取締役(株主であるか否かを問わない。)から成る取締役により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬を定めるものとし、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合は、一または複数の副会長を選任するものとする。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命されるものとする。

取締役会は、会長の招集により、または、会長が行為できない場合は、副会長の招集により、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役の招集により、開催されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集されるものとする。取締役会は、会長が議長を務め、または会長が行為できない場合は、副会長が議長を務め、または副会長が不在の場合は、最年長の取締役が議長を務めるものとする。

取締役会は、その構成員の過半数が本人または代理人により出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決定を行うものとする。

決定は、本人または代理人により出席する構成員の単純過半数によって行われるものとする。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、海外電信、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会において当該取締役を代理し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員を代理することができる。

取締役の全構成員により合意されたすべての決定は、一または複数の個別の文書に関する決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有するものとする。かかる決定の日付は、最後の署名がなされた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用する投資信託の約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

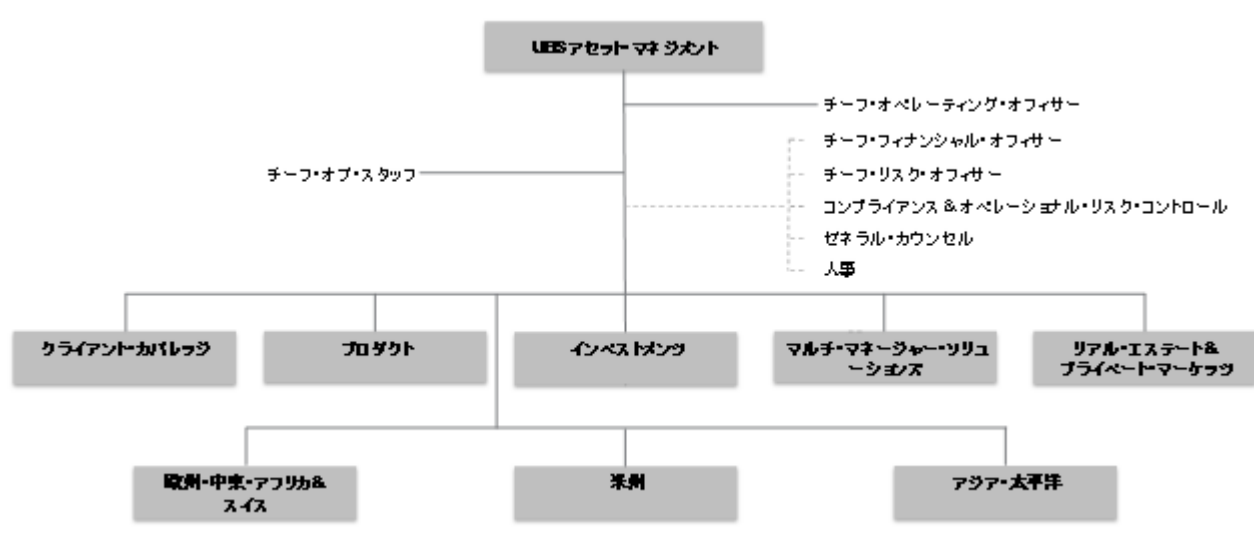
B．投資運用会社

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

本投資法人は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。投資運用会社は、投資運用任務をいずれの子会社または関係会社に委託する権利を有しており、また本投資法人の承認を得た場合その他の者に委託することができる。

投資運用会社の運用体制は以下のとおりである。

(イ) 投資運用体制(全投資運用)



2020年4月6日現在

2020年9月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に約860名の運用のプロフェッショナルを配している。

(ロ) 投資運用方針の意思決定プロセス

投資運用会社は、堅実で長期的なリスク調整済みのパフォーマンスを上げること为目标として、統制された厳格なプロセスを設けている。運用の成功は、この成果を反復させることに基づく。そのため、投資運用会社は、個人というよりチームの役割を重視している。チーム体制は、個々のメンバーの洞察と統制されたプロセスとのバランスを取り、個々のメンバーの洞察がすべての顧客のポートフォリオに首尾一貫して限なく行き渡ることを確実にしている。

リサーチは、投資運用会社のグローバルに統合された運用体制の根本的な要素である。投資専門家のチームは、鋭い分析とグローバルな視点を伴う質の高いファンダメンタルなリサーチを行っている。各ポートフォリオは、銘柄および業界の徹底的な精査に基づいている。グローバル経済に関して、真にグローバルな洞察や評価を行うためにはすべての地域の銘柄を調査することが不可欠である。運用チームは、最先端のリスク管理とポートフォリオ構築システムにより、実際の取引を行う前に実現する可能性のあるシナリオを評価することができる。ポートフォリオ構築は、ボトム・アップの体制を取っており、銘柄の選定が鍵を握っている。投資運用方針の決定プロセスは、投資決定段階で終了するわけではない。投資運用会社は、義務の履行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが左右されると考えるからである。

投資運用会社は、2段階のリサーチに注力している。ファンダメンタルなリサーチは、現在の投資機会を掘り起こすために策定されており、業界リサーチは、資産運用業務に関連する主要事項に注目することにより、業界の見方の最前線にとどまるための助けとなっている。

- ファンダメンタルなリサーチ 従来のソースや慣例にとらわれないソースからの質の高いリサーチを提供するため、通常当該業務に要求される質以上のことに踏み込むことを目的とする。また、投資運用会社は、経験からの実践的な洞察力に重きを置き、担当する業界出身のアナリストを多数雇用している。こうした深く掘り下げたリサーチにより多くの投資機会が掘り起こされ、顧客に対し真の価値を付加している。

- 業界リサーチ 投資運用会社の投資専門家らは、金融サービス業界に多くのリサーチ結果を寄稿している。投資運用会社の一連の白書は、理論上の投資概念の実践への適用に重きを置く一方、投資運用における最良の執行を推奨している。こうした白書は、世界中の主要な業界の刊行物や学術誌に掲載されている。

投資運用会社のリサーチは投資アプローチと連携しており、グローバルに統合された運用体制を支えている。

運用プロセス

(a) グローバル・アロケーション・ファンド

プロセス・ドリブン・アプローチを用い、各プロセスにおいて責任の所在を明確にし、規律・再現性・持続性を重視した一貫性のある運用を行う。以下に示されるとおり、運用プロセスは3段階に総括される。

体系的な運用体制



運用部門と分析およびモデリング部門の継続的なコミュニケーション

規律、信頼性、再現性、持続性を重視

トレード・アイデア創出および討議

トレード・アイデアの創出・獲得・リサーチは、アルファ・キャプチャー部門およびアセット・アロケーション部門が担当しているが、インベストメント・ソリューション部門の全員がトレード・アイデアを提案することができる。

体系的なリサーチ・アプローチを取ることで、幅広い投資機会から投資アイデアを獲得することができる。よって、定性的・定量的リサーチは、明確な目的をもったリサーチ・ワーキング・グループにより体系的に行う体制をとる。

- ・株式
- ・債券
- ・通貨
- ・クロス・アセット
- ・コモディティ

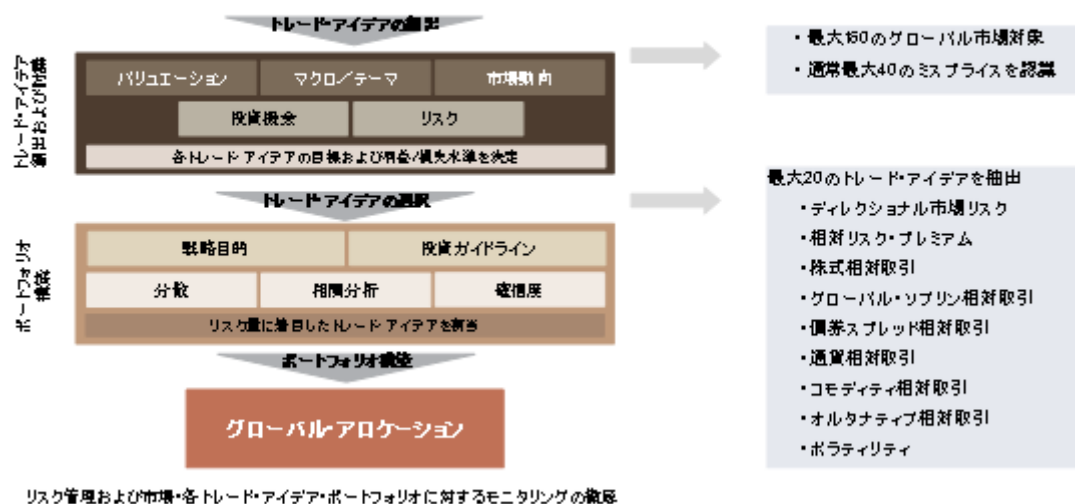
投資運用会社は、リサーチに対する体系的で綿密なアプローチを通じて、一連の経済環境内において資産クラスに及び、かつその中にある多数のトレード・アイデアを創出するために必要な本質的要素を明らかにする。インベストメント・ソリューション部門全体でトレード・アイデアを創出し、毎週行われる投資委員会の会合で投資テーマを提案する。

投資テーマにおいては、投資理論、実現までのタイムスケール(時間枠)、取引コスト、およびそのような見解が正しいか否かを示すために想定されるマイルストーン(評価時点)を定めな

なければならない。会議の目的は、コンセンサスを得ることではなく、討議のための公開討論の場を設け、あらゆる投資決定が及ぼす予想外の結果をすべて検証することである。提案者は、投資を行えるようにするために、トレードの承認および共同承認を行う、議決権を有する投資委員会のメンバー2名の承認を得なければならない。トレードが承認を得られれば、トレード・トラッカー（ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオ内に組み入れる選択肢を有するトレード・アイデアの「メニュー」）に追加される。

提案者、承認者および共同承認者の報酬が、トレード・トラッカーのメニューに追加されるあらゆるトレードのパフォーマンスに連動することになる点は、重要である。

運用プロセス



規律、信頼性、再現性、持続性を重視

ポートフォリオ構築

指名を受けたポートフォリオ・マネジャーは、自らの責任で、各ファンドの各々の投資方針に一致する適切なトレードをトレード・トラッカーから選び出し、ポートフォリオを構築する。このような決定には、ポートフォリオのリスクおよびリターンの方針や、ポートフォリオ・マネジャーのトレードそのものに対する確信度を前提とした、トレードのフィージビリティ（実現可能性）およびスータビリティ（適合性）の評価が含まれる。

ポートフォリオ・マネジャーは、分析およびモデリング部門と密接に連携し、ポートフォリオのリスク・バジェットおよび方針、現行の投資機会およびその他の資金のエクスポージャーを前提に、トレードに配分する適正なリスク量を決定する。分析およびモデリング部門は、このプロセスを支援するために、トレード・トラッカーの「メニュー」上の様々なトレード全体のシナリオと相関性の分析を行い、各トレードを組み入れることがファンド全体のリスクや分散に及ぼす影響を評価し、かつ、予想外の要因によるエクスポージャーの把握、管理、およびモニタリングを徹底して行うよう努める。

独立したリスク部門が、グローバル・リスク・システム（GRS）を使用してポートフォリオおよびモデルを監視する。投資リスクに加え、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、規制リスク、信用リスクおよび取引相手リスクを継続的に監視する。

ポートフォリオの構築において、トレード間の相関性や市場のベータ（ β ）値に対する相関性が重要な判断材料であることは明らかである。一方で、投資運用会社は、タイムホライズン（時間幅）を通じた分散がもう一つのポイントであると考えている。ここで鍵となるのは、短期、中

期および長期のタイムホライズンで適度にバランスの効いたトレードを含む、分散されたファン
ドを構築することである。

モニタリング

毎週行われる投資委員会の会合は、市場、投資パフォーマンスおよびトレード・トラッカーの
「メニュー」上の個々のトレードに及ぶリスクのモニタリングを行うための、正式な公開討論の
場を設けている。

これを円滑に進めるために、投資委員会の会合では、トレード・トラッカーの「メニュー」に
含まれるすべてのトレード(元々のトレード・テーマ、パフォーマンスの綿密な分析や、事前に
定める利益/損失の計測水準に対してトレードが負担するリスクを含む。)を徹底的に究明する
機会を設けている。

議長は交代制で、議長は自らの責任で、市場や経済の動向を根拠に、元々のトレード・テー
マ、マイルストーン、設定時に定めた利益/損失の計測水準を参照しながらトレードへの承認者
との交渉に臨むため、会合で重要な役割を果たしている。リスク部門のメンバーも、投資委員会
の会合に出席し、さらに、すべてのポートフォリオの正式なリスク検証の司会を毎月務めてい
る。

(b) ダイナミック・アルファ

プロセス・ドリブン・アプローチを用い、各プロセスにおいて責任の所在を明確にし、規律・
再現性・持続性を重視した一貫性のある運用を行う。以下に示されるとおり、運用プロセスは3
段階に総括される。

体系的な運用体制



運用部門と分析およびモデリング部門の継続的なコミュニケーション

規律、信頼性、再現性、持続性を重視

投資運用会社は、リサーチに対する体系的で綿密なアプローチを通じて、一連の経済環境内
において資産クラスに及び、かつその中にある多数のトレード・アイデアを創出するために必要な
本質的要素を明らかにする。

マルチ・アセット・ポートフォリオ運用部門全体でトレード・アイデアを創出し、隔週で行わ
れるマルチ・アセットの投資委員会の会合で投資テーマを提案する。

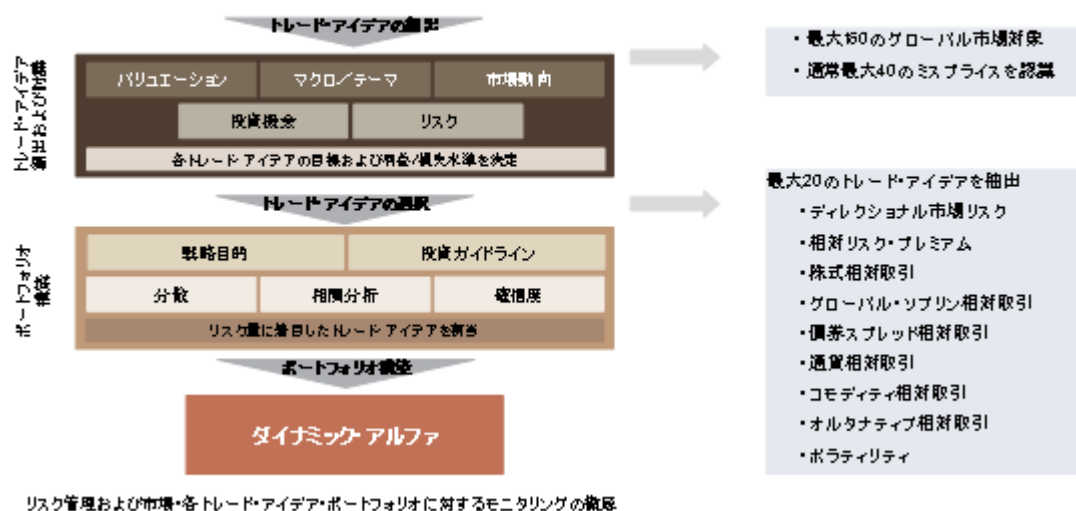
投資テーマにおいては、投資理論、実現までのタイムスケール(時間枠)、取引コスト、およ
びそのような見解が正しいか否かを示すために想定されるマイルストーン(評価時点)を定めな
ければならない。会議の目的は、コンセンサスを得ることではなく、討議のための公開討論の場
を設け、あらゆる投資決定が及ぼす予想外の結果をすべて検証することである。

提案者は、投資を行えるようにするために、トレードの承認および共同承認を行う、議決権を有する投資委員会のメンバー8名のうちの2名の承認を得なければならない。トレードが承認を得られれば、トレード・トラッカー（ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオ内に組み入れる選択肢を有するトレード・アイデアの「メニュー」）に追加される。

提案者、承認者および共同承認者の報酬が、トレード・トラッカーのメニューに追加されるあらゆるトレードのパフォーマンスに連動することになる点は、重要である。

指名を受けたポートフォリオ・マネジャーは、自らの責任で、各ファンドの各々の投資方針に一致する適切なトレードをトレード・トラッカーから選び出し、ポートフォリオを構築する。このような決定には、ポートフォリオのリスクおよびリターンの方針や、ポートフォリオ・マネジャーのトレードそのものに対する確信度を前提とした、トレードのフィージビリティ（実現可能性）およびスータビリティ（適合性）の評価が含まれる。

運用プロセス



規律、信頼性、再現性、持続性を重視

ポートフォリオ・マネジャーは、分析およびモデリング部門と密接に連携し、ポートフォリオのリスク・バジェットおよび方針、現行の投資機会およびその他の資金のエクスポージャーを前提に、トレードに配分する適正なリスク量を決定する。分析およびモデリング部門は、このプロセスを支援するために、トレード・トラッカーの「メニュー」上の様々なトレード全体のシナリオと相関性の分析を行い、各トレードを組み入れることがファンド全体のリスクや分散に及ぼす影響を評価し、かつ、予想外の要因によるエクスポージャーの把握、管理、およびモニタリングを徹底して行うよう努める。

独立したリスク部門が、グローバル・リスク・システム（GRS）を使用してポートフォリオおよびモデルを監視する。投資リスクに加え、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、規制リスク、信用リスクおよび取引相手リスクを継続的に監視する。

リスク管理 / リスク統制

グローバル・インベストメント・ソリューションズ・チームの一部であるリスク管理グループの主な目的は、投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーが最大のリスク調整後リターンを得るよう手助けすることである。

すべてのリスク・モデルおよびリスク・システムは、投資プロセスを通じて展開される。状況に合わせたリスク管理ツールが必要であるため、「画一的な」リスク管理商品には依拠していな

い。投資運用会社は、すべての資産クラスのための意思決定プロセスに適合する最先端の独自モデルの開発に多額の資金を注入してきた。

独自のリスク管理システムは、株式、債券および多様な資産から成るポートフォリオを対象とする。ポジションは、毎日の営業終了時にファンドの会計システムからダウンロードされ、夜を徹して処理される。その結果は、イントラネットを通じてポートフォリオ・マネジャーに配信される。このようにして、ポートフォリオ・マネジャーは正確かつ最新のリスク情報を受け取る。

グローバル・エクイティ・リスク管理システム(GERS)は、独自の株式リスク・モデルを提供する。これらのモデルは、リスクに関する長期および短期の見解を提示する。リスク・モデル要素は、業種、国および規模によってグループ化され、投資プロセスに対応する。また、GERSのBarraリスク・モデルも提供され、ポートフォリオ・マネジャーに対しリスクに関する代替的／補完的見解を示す。

リスク管理は、責任や名声に関する損害を回避するためにも、資産運用業務にとって特に重要な要素となる。最高水準のリスクの特定、リスク管理およびリスク統制は、運用グループの成功、評判および継続的な強さにとって不可欠であり、経営陣とスタッフはあらゆるリスクに対し最善の市場慣行を開発し適用することに注力している。

UBSアセット・マネジメントのリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいている。リスク管理・統制は、投資運用・リサーチ部門と共に業務分野全体で行われており、リスク担当最高責任者と緊密に連携しているグループ内のリスク管理部門により別途監視されている。

法務／コンプライアンス

法務／コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門と明確に分離されている。コンプライアンス・オフィサーと法務スタッフは、運用部門の規制上および業務上の手続きの検討を行う。さらに、顧客ガイドラインおよび契約遵守についてポートフォリオのレビューを行う会議が定期的に設定されている。

ファンドの管理体制

管理会社

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

投資運用会社

UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク(シカゴ)

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

(3) 【大株主の状況】

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

(2020年12月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率 (%)
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	6,500	100

UBS アセット・マネジメント (アメリカス) インク (シカゴ)

(2020年12月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBS アメリカス・インク (UBS Americas Inc.)	コーポレーション・サービス・ カンパニー、 251 リトル・フォールズ・ドライ ブ、 ウィルミントン、 デラウェア州、アメリカ合衆国	50	100

UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

(2020年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	5,000,000	100

(4) 【役員の状況】

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

(2020年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレ・ヴァレンテ (André Valente)	チェアマン	UBS ファンド・マネジメント (スイス) エイ・ジー、バーゼル、 チーフ・エグゼクティブ・ オフィサー	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	ディレクター / ボード・メンバー	ルクセンブルグ大公国、 デュドランジュ、 インディペンデント・ディレクター	該当なし
クリスティアン・マウラー (Christian Maurer)	ディレクター / ボード・メンバー	UBS アセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー、チューリッ ヒ、 プロダクト・マネジメント・ヘッド	該当なし
フランチェスカ・ジリ・ プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター / ボード・メンバー	UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ、 ルクセンブルグ、チーフ・ エグゼクティブ・オフィサー	該当なし

UBS アセット・マネジメント (アメリカス) インク (シカゴ)

(2020年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ウィリアム・ジェイ・フェ リ (William J. Ferri)	ディレクター / ボード・メンバー	2017年 2 月28日就任	非公開

UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

(2020年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ミーダーホフ・マーカス・ ジョアンヌ (Miederhoff Markus Johannes)	ディレクター/ ボード・メンバー	2019年6月20日就任	該当なし
ケッター・レト・ユー (Ketterer Reto U.)	ディレクター/ ボード・メンバー	2020年9月24日就任	該当なし
フォン・シャックマン・ ディエルク・ヨアヒム (von Schuckmann Dierk Joachim)	ヴァイス・チェアマン	2019年6月20日就任	該当なし
イヴァノビッチ・アレクサン ダー (Ivanovic Aleksandar)	チェアマン	2020年9月24日就任	該当なし
スティラート・シャープ・ イボンヌ・シルビア (Stillhart Sharp Yvonne Silvia)	社外インディペンデ ント・ディレクター	2019年6月20日就任	該当なし
ビョーハイム・ジェイコブ (Bjorheim Jacob)	社外インディペンデ ント・ディレクター	2019年6月20日就任	該当なし

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

管理会社は、本投資法人与管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

2020年12月末日現在、管理会社は以下のとおり、405本の投資信託 / 投資法人のサブ・ファンドの管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託 / 投資法人	366	542,113,652.79オーストラリア・ドル
			2,973,991,155.17カナダ・ドル
			12,537,509,397.32スイス・フラン
			7,108,109,321.35中国元
			830,727,756.84デンマーク・クローネ
			47,025,901,912.68ユーロ
			2,023,869,112.84英ポンド
			259,788,578.05香港ドル
			365,063,616,660.94日本円
			73,198,753.09シンガポール・ドル
			142,747,162,719.00米ドル
アイルランド	オープン・エンド型 投資信託 / 投資法人	39	482,966,738.79オーストラリア・ドル
			376,091,149.02スイス・フラン
			2,579,256,028.52ユーロ
			2,044,237,415.66英ポンド
			22,564,824,636.97米ドル

UBS アセット・マネジメント (アメリカス) インク (シカゴ)

2021年1月末日現在、UBS アセット・マネジメント (アメリカス) インク (シカゴ) は47本のサブ・ファンドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブ・ファンドは、以下のとおりである。

	名称	基本的性格	設定日	純資産総額 (ユーロ)
1	UBS (Lux) Real Estate Funds Selection - Global	変動資本を有する 投資法人	2008年4月24日	5,897,520,922.28
2	UBS (Lux) Equity Sicav - Long Term Themes (USD)	変動資本を有する 投資法人	2016年1月28日	3,729,248,091.10
3	Focused Fund - Corporate Bond USD	契約型投資信託	2003年9月12日	2,626,377,840.29
4	Focused Sicav - US Corporate Bond Sustainable USD	変動資本を有する 投資法人	2016年11月7日	2,459,471,985.76
5	UBS (Lux) Bond Sicav - USD Investment Grade Corporates (USD)	変動資本を有する 投資法人	2017年1月30日	2,158,345,745.78
6	UBS (Lux) Equity Sicav - USA Growth (USD)	変動資本を有する 投資法人	2004年10月13日	1,419,643,138.06
7	UBS (Lux) Emerging Economies Fund - Global Bonds (USD)	契約型投資信託	1998年3月20日	1,301,322,252.21
8	UBS (Lux) Key Selection Sicav - Digital Transformation Themes (USD)	変動資本を有する 投資法人	2020年4月3日	1,104,002,433.69
9	UBS (Lux) Equity Fund - Global Sustainable (USD)	契約型投資信託	1997年6月13日	1,040,982,110.10
10	UBS (Lux) Bond Sicav - 2023 (USD)	変動資本を有する 投資法人	2018年11月18日	949,315,468.79

(注1) 一単位当たり純資産価格は開示していない。

(注2) 上記は管理会社から提供された情報に基づく。

UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

2021年1月末日現在、UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) は139本のサブ・ファンドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブ・ファンドは、以下のとおりである。

	名称	基本的性格	設定日	純資産総額 (ユーロ)
1	UBS (Lux) Bond Sicav - Convert Global (EUR)	変動資本を有する 投資法人	2004年11月23日	4,726,002,670.56
2	UBS ETF - MSCI EMU UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2002年9月20日	3,795,805,171.89
3	UBS (Lux) Equity Sicav - Long Term Themes (USD)	変動資本を有する 投資法人	2016年1月28日	3,729,248,091.10
4	UBS (Lux) Money Market Fund - USD	契約型投資信託	1988年11月29日	2,966,104,731.75
5	UBS (Lux) Institutional Fund - Equities Europe (ex UK ex Switzerland) Passive II	契約型投資信託	2020年5月13日	2,244,758,872.45
6	UBS ETF - MSCI EMU Socially Responsible UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2011年8月18日	2,009,377,129.39
7	UBS (Lux) Equity Sicav - Global Emerging Markets Opportunity (USD)	変動資本を有する 投資法人	2008年9月25日	1,643,501,782.02
8	UBS ETF - MSCI Switzerland 20/35 UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2013年10月31日	1,606,099,674.32
9	Focused Sicav - High Grade Long Term Bond USD	変動資本を有する 投資法人	2006年10月31日	1,587,484,166.71
10	UBS (Lux) Strategy Sicav - Systematic Allocation Portfolio Medium (USD)	変動資本を有する 投資法人	2017年5月31日	1,567,091,349.53

(注1) 一単位当たり純資産価格は開示していない。

(注2) 上記は管理会社から提供された情報に基づく。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」「主支払事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

UBSヨーロッパSEの資本金は、2020年12月末日現在、446,001,000ユーロ(約566億円)である。なお、UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に資本金はない。

b. 事業の内容

UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS(ルクセンブルグ)エス・エイがUBS ドイツランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社(Societas Europaea)の法的形態が採用されたことにより設立された。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE

(Northern Trust Global Services SE)(「管理事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEの資本金は、2020年12月末日現在、416,513,837.28ユーロ(約529億円)である。

b. 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、欧州会社(Societas Europaea)であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則(EC)2157/2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動(投資会社のものを含む)に従事することである。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)(「元引受会社」)

a. 資本金の額

2020年12月末日現在、500,000スイス・フラン(約5,858万円)

b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

UBS証券株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2020年12月末日現在、321億円

b. 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

(2) 【関係業務の概要】

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

本投資法人は保管受託銀行との間で保管および支払事務代行契約を締結した。当該契約により、保管受託銀行はファンド資産の保管銀行として行為し、2002年12月20日付ルクセンブルグ法に基づく保管者としての任務および責任を担い、すべての必要な支払事務代行業務を行うことに同意した。

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEは、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

UBS証券株式会社

日本における投資証券の代行協会員ならびに販売会社としての業務を行う。

(3) 【資本関係】

該当事項なし。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

b. 原文の財務書類は、UBS (Lux) キー・セクション・シキャブおよびすべてのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載している。

日本文の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、各サブ・ファンドには以下に記載した投資証券以外の投資証券も存在するが、以下に記載した投資証券に関連する部分を抜粋して日本文に記載している。

グローバル・アロケーション(米ドル)クラスP - a c c 投資証券

グローバル・アロケーション(米ドル)円建クラスP - a c c 投資証券

グローバル・アロケーション(ユーロ)クラスP - a c c 投資証券

ダイナミック・アルファ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券

ダイナミック・アルファ(米ドル)ユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券

c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。

d. 原文の財務書類は、ユーロおよび米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=126.95円、1米ドル=103.50円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【2020年 9 月30日終了年度】

【貸借対照表】

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)
純資産計算書

	2020年 9 月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	319,697,401.67	33,088,681
投資有価証券、未実現評価 (損) 益	15,402,750.22	1,594,185
投資有価証券合計 (注 1)	335,100,151.89	34,682,866
現金預金、要求払預金および預託金勘定	6,008,815.07 *	621,912
その他の流動資産 (マージン)	7,862,066.20	813,724
発行未収金	1,661.72	172
有価証券に係る未収利息	408,331.94	42,262
金融先物に係る未実現利益 (注 1)	379,791.86	39,308
先渡為替契約に係る未実現利益 (注 1)	568,820.96	58,873
スワップに係る未実現利益 (注 1)	1,506,724.50	155,946
資産合計	351,836,364.14	36,415,064
負 債		
買戻未払金	(590,223.24)	(61,088)
その他の負債	(1,303.28)	(135)
定率報酬引当金 (注 2)	(265,901.63)	(27,521)
年次税引当金 (注 3)	(11,689.94)	(1,210)
その他の手数料および報酬に係る引当金 (注 2)	(31,578.00)	(3,268)
引当金合計	(309,169.57)	(31,999)
負債合計	(900,696.09)	(93,222)
期末現在純資産	350,935,668.05	36,321,842

* 2020年 9 月30日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、バンク・オブ・アメリカについては490,000.00米ドルである。

注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)
運用計算書

自2019年10月1日 至2020年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	45,501.51	4,709
有価証券に係る利息	2,073,076.26	214,563
配当金(注1)	717,969.84	74,310
スワップに係る受取利息(注1)	1,411,713.41	146,112
証券貸付に係る収益(注16)	132,472.87	13,711
その他の収益(注4)	88,337.39	9,143
収益合計	4,469,071.28	462,549
費 用		
スワップに係る支払利息(注1)	(123,948.51)	(12,829)
定率報酬(注2)	(6,808,975.57)	(704,729)
年次税(注3)	(61,524.45)	(6,368)
証券貸付に係るコスト(注16)	(52,989.15)	(5,484)
その他の手数料および報酬(注2)	(115,080.41)	(11,911)
現金および当座借越に係る利息	(58,790.08)	(6,085)
費用合計	(7,221,308.17)	(747,405)
投資純(損)益	(2,752,236.89)	(284,857)
実現(損)益(注1)		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	91,778,604.95	9,499,086
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現(損)益	(12,233.98)	(1,266)
金融先物に係る実現(損)益	(2,503,134.23)	(259,074)
先渡為替契約に係る実現(損)益	(6,874,915.35)	(711,554)
スワップに係る実現(損)益	(1,904,311.01)	(197,096)
為替差(損)益	553,449.66	57,282
実現(損)益合計	81,037,460.04	8,387,377
当期実現純(損)益	78,285,223.15	8,102,521
未実現評価(損)益の変動(注1)		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価(損)益	(63,886,427.31)	(6,612,245)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価(損)益	7,609.05	788
金融先物に係る未実現評価(損)益	(430,622.94)	(44,569)
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	(408,898.42)	(42,321)
スワップに係る未実現評価(損)益	(157,467.80)	(16,298)
未実現評価(損)益の変動合計	(64,875,807.42)	(6,714,646)
運用の結果による純資産の純増(減)	13,409,415.73	1,387,875

注記は当財務書類の一部である。

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)
純資産の変動

	自2019年10月1日 至2020年9月30日	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	410,826,248.90	42,520,517
発行額	24,401,448.95	2,525,550
買戻額	(97,701,445.53)	(10,112,100)
純発行(買戻)合計	(73,299,996.58)	(7,586,550)
投資純(損)益	(2,752,236.89)	(284,857)
実現(損)益合計	81,037,460.04	8,387,377
未実現評価(損)益の変動合計	(64,875,807.42)	(6,714,646)
運用の結果による純資産の純増(減)	13,409,415.73	1,387,875
期末現在純資産	350,935,668.05	36,321,842

発行済投資証券数の変動表

	自2019年10月1日 至2020年9月30日
クラスP-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	20,142,323.3070
期中発行投資証券数	469,826.1370
期中買戻投資証券数	(3,465,358.3330)
期末現在発行済投資証券数	17,146,791.1110
円建クラスP-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	6,421.0500
期中発行投資証券数	0.0000
期中買戻投資証券数	(5,137.3560)
期末現在発行済投資証券数	1,283.6940

注記は当財務書類の一部である。

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)

3 年度比較数値

	ISIN	2020年 9 月30日	2019年 9 月30日	2018年 9 月30日
純資産額 (米ドル)		350,935,668.05	410,826,248.90	492,951,333.20
クラスP-acc	LU0197216392			
発行済投資証券数 (口)		17,146,791.1110	20,142,323.3070	25,420,348.3340
1 口当たり純資産価格 (米ドル)		16.68	16.04	15.80
1 口当たり発行・買戻価格 (米ドル) ¹		16.68	16.04	15.80
円建クラスP-acc	LU0953722104			
発行済投資証券数 (口)		1,283.6940	6,421.0500	2,103.6940
1 口当たり純資産価格 (日本円)		13,269.00	13,076.00	13,518.00
1 口当たり発行・買戻価格 (日本円) ¹		13,269.00	13,076.00	13,518.00

¹ 注記 1 を参照

パフォーマンス

	通貨	2019年 / 2020年	2018年 / 2019年	2017年 / 2018年
クラスP-acc	米ドル	4.0%	1.5%	4.4%
円建クラスP-acc	日本円	1.5%	-3.3%	5.3%

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、投資証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

サブ・ファンドは、ベンチマークを持たない。

組入証券の構造

2020年 9 月30日現在

地域別分布表	(純資産に対する百分率)	業種別分布表	(純資産に対する百分率)
ルクセンブルグ	73.13 %	投資信託	73.13 %
アメリカ合衆国	12.30	国および中央政府	21.47
カナダ	4.16	公共、非営利機関	0.54
オーストラリア	4.13	カントン(州)、連邦国家	0.35
イタリア	1.77	合計	95.49
合計	95.49		

注記は当財務書類の一部である。

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ)

純資産計算書

	2020年9月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	242,973,155.96	30,845,442
投資有価証券、未実現評価(損)益	33,167,180.94	4,210,574
投資有価証券合計(注1)	276,140,336.90	35,056,016
現金預金、要求払預金および預託金勘定	9,049,703.68 *	1,148,860
その他の流動資産(マージン)	14,672,085.09	1,862,621
有価証券売却未収金(注1)	712,097.45	90,401
発行未収金	36,382.73	4,619
有価証券に係る未収利息	536,020.53	68,048
流動資産に係る未収利息	2,202.45	280
未収配当金	80,189.67	10,180
スワップに係る未収利息(注1)	34,058.66	4,324
その他の未収金	151,120.48	19,185
金融先物に係る未実現利益(注1)	26,835.72	3,407
スワップに係る未実現利益(注1)	237,066.46	30,096
資産合計	301,678,099.82	38,298,035
負 債		
先渡為替契約に係る未実現損失(注1)	(1,452,216.43)	(184,359)
有価証券購入未払金(注1)	(599,092.32)	(76,055)
買戻未払金	(153,285.00)	(19,460)
定率報酬引当金(注2)	(224,376.95)	(28,485)
年次税引当金(注3)	(32,500.74)	(4,126)
その他の手数料および報酬に係る引当金(注2)	(11,164.25)	(1,417)
引当金合計	(268,041.94)	(34,028)
負債合計	(2,472,635.69)	(313,901)
期末現在純資産	299,205,464.13	37,984,134

* 2020年9月30日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、バンク・オブ・アメリカについては383,746.22ユーロである。

注記は当財務書類の一部である。

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ)
運用計算書

自2019年10月1日 至2020年9月30日

	(ユーロ)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	31,239.06	3,966
有価証券に係る利息	2,320,620.64	294,603
配当金(注1)	2,369,326.64	300,786
スワップに係る受取利息(注1)	1,100,210.52	139,672
証券貸付に係る収益(注16)	240,972.43	30,591
その他の収益(注4)	16,037.37	2,036
収益合計	<u>6,078,406.66</u>	<u>771,654</u>
費 用		
スワップに係る支払利息(注1)	(111,044.54)	(14,097)
定率報酬(注2)	(5,747,535.99)	(729,650)
年次税(注3)	(132,731.99)	(16,850)
証券貸付に係るコスト(注16)	(96,388.97)	(12,237)
その他の手数料および報酬(注2)	(94,632.67)	(12,014)
現金および当座借越に係る利息	(64,747.55)	(8,220)
費用合計	<u>(6,247,081.71)</u>	<u>(793,067)</u>
投資純(損)益	<u>(168,675.05)</u>	<u>(21,413)</u>
実現(損)益(注1)		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	13,956,052.01	1,771,721
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現(損)益	(796,827.92)	(101,157)
金融先物に係る実現(損)益	(1,470,732.88)	(186,710)
先渡為替契約に係る実現(損)益	(3,274,264.04)	(415,668)
スワップに係る実現(損)益	(387,468.27)	(49,189)
為替差(損)益	730,479.26	92,734
実現(損)益合計	<u>8,757,238.16</u>	<u>1,111,731</u>
当期実現純(損)益	<u>8,588,563.11</u>	<u>1,090,318</u>
未実現評価(損)益の変動(注1)		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価(損)益	(11,324,203.68)	(1,437,608)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価(損)益	152,942.50	19,416
金融先物に係る未実現評価(損)益	11,952.59	1,517
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	6,085,029.07	772,494
スワップに係る未実現評価(損)益	(845,305.75)	(107,312)
未実現評価(損)益の変動合計	<u>(5,919,585.27)</u>	<u>(751,491)</u>
運用の結果による純資産の純増(減)	<u><u>2,668,977.84</u></u>	<u><u>338,827</u></u>

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ)
純資産の変動

	自2019年10月1日 至2020年9月30日	
	(ユーロ)	(千円)
期首現在純資産	328,913,271.81	41,755,540
発行額	19,983,058.26	2,536,849
買戻額	(51,551,767.03)	(6,544,497)
純発行(買戻)合計	(31,568,708.77)	(4,007,648)
支払配当金	(808,076.75)	(102,585)
投資純(損)益	(168,675.05)	(21,413)
実現(損)益合計	8,757,238.16	1,111,731
未実現評価(損)益の変動合計	(5,919,585.27)	(751,491)
運用の結果による純資産の純増(減)	2,668,977.84	338,827
期末現在純資産	299,205,464.13	37,984,134

発行済投資証券数の変動表

	自2019年10月1日 至2020年9月30日
クラスP-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	16,017,058.2640
期中発行投資証券数	504,592.7000
期中買戻投資証券数	(2,474,757.5780)
期末現在発行済投資証券数	14,046,893.3860

3年度比較数値

	ISIN	2020年9月30日	2019年9月30日	2018年9月30日
純資産額(ユーロ)		299,205,464.13	328,913,271.81	398,734,669.63
クラスP-acc	LU0197216558			
発行済投資証券数(口)		14,046,893.3860	16,017,058.2640	19,142,095.5940
1口当たり純資産価格(ユーロ)		14.76	14.48	14.45
1口当たり発行・買戻価格(ユーロ) ²		14.76	14.48	14.45
² 注記1を参照				

パフォーマンス

	通貨	2019年/2020年	2018年/2019年	2017年/2018年
クラスP-acc	ユーロ	1.9%	0.2%	4.0%

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、投資証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

サブ・ファンドは、ベンチマークを持たない。

注記は当財務書類の一部である。

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ)

組入証券の構造

2020年9月30日現在

地域別分布表	(純資産に対する百分率)	業種別分布表	(純資産に対する百分率)
アメリカ合衆国	48.76 %	国および中央政府	26.22 %
ルクセンブルグ	8.95	インターネット、ソフトウェア・ITサービス	11.81
イギリス	4.18	投資信託	8.95
カナダ	4.18	医薬品・化粧品・医療品	4.59
オーストラリア	4.10	金融および持株会社	4.28
フランス	3.30	銀行および金融機関	3.99
オランダ	3.23	小売り・百貨店	3.87
スイス	2.98	電子工学・半導体	3.15
ドイツ	2.92	保険	2.40
イタリア	2.72	通信	1.93
日本	1.99	食品・清涼飲料	1.87
デンマーク	1.49	コンピュータ・ハードウェア、ネットワーク装置	1.68
フィンランド	1.28	石油	1.25
スウェーデン	0.90	バイオテクノロジー	1.20
香港	0.66	各種消費財	1.11
アイルランド	0.54	自動車	1.11
スペイン	0.45	電気装置・部品	1.07
ケイマン諸島	0.41	交通・運輸	1.05
オーストリア	0.23	宿泊・仕出し・レジャー	1.05
バミューダ	0.22	たばこ・アルコール	1.02
ノルウェー	0.22	機械工学・産業機器	0.84
ベルギー	0.20	化学	0.84
中国	0.14	ヘルスケア、社会事業	0.83
アラブ首長国連邦	0.12	繊維・衣服・革製品	0.79
メキシコ	0.12	グラフィックデザイン・出版・メディア	0.71
合計	92.29	非鉄金属	0.66
		各種サービス	0.62
		公共、非営利機関	0.59
		各種資本財	0.47
		エネルギー・水道	0.43
		建築業・資材	0.43
		環境保護・リサイクル	0.40
		ゴム・タイヤ	0.39
		不動産	0.30
		カントン(州)、連邦国家	0.20
		農業・漁業	0.12
		航空宇宙産業	0.07
		合計	92.29

注記は当財務書類の一部である。

U B S (L u x) キー・セクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ (米ドル)

純資産計算書

	2020年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	35,857,320.42	3,711,233
投資有価証券、未実現評価(損)益	714,541.03	73,955
投資有価証券合計(注1)	36,571,861.45	3,785,188
現金預金、要求払預金および預託金勘定	6,505,521.85	673,322
その他の流動資産(マージン)	1,348,105.16	139,529
有価証券売却未収金(注1)	18.91	2
発行未収金	158.82	16
有価証券に係る未収利息	179,579.32	18,586
その他の未収金	32,359.63	3,349
スワップに係る未実現利益(注1)	108,024.52	11,181
資産合計	44,745,629.66	4,631,173
負 債		
金融先物に係る未実現損失(注1)	(113,287.94)	(11,725)
先渡為替契約に係る未実現損失(注1)	(402,504.69)	(41,659)
当座借越	(974,311.26)	(100,841)
買戻未払金	(92,316.40)	(9,555)
定率報酬引当金(注2)	(6,597.47)	(683)
年次税引当金(注3)	(1,831.12)	(190)
その他の手数料および報酬に係る引当金(注2)	(14,620.00)	(1,513)
引当金合計	(23,048.59)	(2,386)
負債合計	(1,605,468.88)	(166,166)
期末現在純資産	43,140,160.78	4,465,007

注記は当財務書類の一部である。

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ (米ドル)

運用計算書

自2019年10月1日 至2020年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	13,224.86	1,369
有価証券に係る利息	774,164.32	80,126
配当金(注1)	71,048.14	7,353
スワップに係る受取利息(注1)	213,998.73	22,149
証券貸付に係る収益(注16)	28,259.20	2,925
その他の収益(注4)	51,300.15	5,310
収益合計	1,151,995.40	119,232
費 用		
スワップに係る支払利息(注1)	(87,477.27)	(9,054)
定率報酬(注2)	(190,552.68)	(19,722)
年次税(注3)	(7,600.64)	(787)
証券貸付に係るコスト(注16)	(11,303.68)	(1,170)
その他の手数料および報酬(注2)	(14,019.84)	(1,451)
現金および当座借越に係る利息	(11,516.73)	(1,192)
費用合計	(322,470.84)	(33,376)
投資純(損)益	829,524.56	85,856
実現(損)益(注1)		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	947,354.82	98,051
オプションに係る実現(損)益	(22,754.46)	(2,355)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現(損)益	349,028.01	36,124
金融先物に係る実現(損)益	463,176.09	47,939
先渡為替契約に係る実現(損)益	633,159.20	65,532
スワップに係る実現(損)益	(538,839.50)	(55,770)
為替差(損)益	283,841.02	29,378
実現(損)益合計	2,114,965.18	218,899
当期実現純(損)益	2,944,489.74	304,755
未実現評価(損)益の変動(注1)		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価(損)益	(2,638.90)	(273)
オプションに係る未実現評価(損)益	13,232.22	1,370
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価(損)益	(118,423.29)	(12,257)
金融先物に係る未実現評価(損)益	(392,780.78)	(40,653)
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	(262,608.15)	(27,180)
スワップに係る未実現評価(損)益	334,880.57	34,660
未実現評価(損)益の変動合計	(428,338.33)	(44,333)
運用の結果による純資産の純増(減)	2,516,151.41	260,422

注記は当財務書類の一部である。

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ (米ドル)

純資産の変動

	自2019年10月 1 日 至2020年 9 月30日	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	57,425,010.94	5,943,489
発行額	6,305,481.78	652,617
買戻額	(23,078,141.69)	(2,388,588)
純発行(買戻)合計	(16,772,659.91)	(1,735,970)
支払配当金	(28,341.66)	(2,933)
投資純(損)益	829,524.56	85,856
実現(損)益合計	2,114,965.18	218,899
未実現評価(損)益の変動合計	(428,338.33)	(44,333)
運用の結果による純資産の純増(減)	2,516,151.41	260,422
期末現在純資産	43,140,160.78	4,465,007

発行済投資証券数の変動表

	自2019年10月 1 日 至2020年 9 月30日
クラスP-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	52,426.4050
期中発行投資証券数	2,758.1190
期中買戻投資証券数	(11,318.2510)
期末現在発行済投資証券数	43,866.2730
ユーロ・ヘッジクラスP-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	14,138.0130
期中発行投資証券数	269.0350
期中買戻投資証券数	(7,073.8350)
期末現在発行済投資証券数	7,333.2130

注記は当財務書類の一部である。

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ (米ドル)

3 年度比較数値

	ISIN	2020年 9 月30日	2019年 9 月30日	2018年 9 月30日
純資産額 (米ドル)		43,140,160.78	57,425,010.94	87,150,059.39
クラスP-acc	LU0218832805			
発行済投資証券数 (口)		43,866.2730	52,426.4050	91,312.8740
1 口当たり純資産価格 (米ドル)		118.53	118.02	117.15
1 口当たり発行・買戻価格 (米ドル) ²		118.53	118.02	116.99
ユーロ・ヘッジクラスP-acc	LU0849401350			
発行済投資証券数 (口)		7,333.2130	14,138.0130	28,167.4550
1 口当たり純資産価格 (ユーロ)		92.75	94.27	96.43
1 口当たり発行・買戻価格 (ユーロ) ²		92.75	94.27	96.29

² 注記 1 を参照

パフォーマンス

	通貨	2019年 / 2020年	2018年 / 2019年	2017年 / 2018年
クラスP-acc	米ドル	0.4%	0.9%	-3.7%
ユーロ・ヘッジクラスP-acc	ユーロ	-1.6%	-2.1%	-6.2%

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、投資証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

サブ・ファンドは、ベンチマークを持たない。

注記は当財務書類の一部である。

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ (米ドル)

組入証券の構造

2020年9月30日現在

地域別分布表	(純資産に対する百分率)	業種別分布表	(純資産に対する百分率)
アメリカ合衆国	50.30 %	国および中央政府	52.30 %
アイルランド	5.56	銀行および金融機関	8.48
フランス	3.98	金融および持株会社	6.25
日本	3.66	投資信託	4.18
イギリス	3.47	石油	2.45
ドイツ	3.27	エネルギー・水道	2.15
オランダ	2.54	保険	1.65
カナダ	2.22	化学	1.06
オーストラリア	1.92	医薬品・化粧品・医療品	1.03
ニュージーランド	1.90	不動産	0.89
スペイン	1.53	通信	0.85
メキシコ	1.15	各種サービス	0.67
香港	0.49	交通・運輸	0.58
シンガポール	0.47	電気装置・部品	0.51
フィンランド	0.28	機械工学・産業機器	0.28
ベルギー	0.28	たばこ・アルコール	0.26
ポルトガル	0.28	食品・清涼飲料	0.21
チェコ共和国	0.28	グラフィックデザイン・出版・メディア	0.16
ポーランド	0.27	バイオテクノロジー	0.15
スイス	0.27	鉱業・石炭・鋼鉄	0.14
ルーマニア	0.27	航空宇宙産業	0.11
ルクセンブルグ	0.26	コンピュータ・ハードウェア、ネットワーク装置	0.09
ケイマン諸島	0.08	各種非分類会社	0.08
キュラソー	0.04	自動車	0.07
合計	84.77	インターネット、ソフトウェア・ITサービス	0.06
		各種消費財	0.05
		小売り・百貨店	0.04
		繊維・衣服・革製品	0.02
		合計	84.77

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

財務書類に対する注記

2020年9月30日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・アセット・ディフェンシブ・グロース (ユーロ) および UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・アセット・ディフェンシブ・グロース (米ドル) に関して、計算書はこれらのサブ・ファンドの非継続企業の前提に基づいて作成された。重要な会計方針は、以下のとおり要約される。

a) 純資産価額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに帰するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの特定投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためのみに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）を指し、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

さらに、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - チャイナ・アロケーション・オポチュニティー (米ドル) に関して、中華人民共和国における通常の銀行営業日でない日は本サブ・ファンドの営業日とはみなされない。

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ (ユーロ) に関して、以下の日は営業日（「MSA営業日」）とはみなされない。

a) 英国およびアメリカ合衆国において通常の銀行営業日とみなされない日。

b) マスターファンド (DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives) が投資証券の発行および買戻しを行わない日。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、当該投資証券クラスに課される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる。

投資証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況は、取締役会の裁量により決定される。希薄化調整

を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の投資主（申込みの場合）または残存する投資主（買戻しの場合）が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落（すなわち買戻しによる純流出）を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- (c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- (d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、投資証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは投資証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、(i) 見積もり税金費用、() サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および() サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。調整は通常、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の最大2%に制限されるものとする。取締役会は、例外的な状況（例えば、高い市場ボラティリティおよび/または流動性、例外的な市況、市場の混乱等）において、サブ・ファンドおよび/または評価日に関して、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、当該調整が実勢の市況を代表するものであることおよび投資主の最善の利益に資するものであることを取締役会が正当化できることを条件とする。当該希薄化調整は、取締役会が決定した方法に従って計算される。投資主は、一時的措置が導入された時点および終了した時点で、通常の連絡経路を通じて通知される。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

シングル・スイング・プライシングの技法は、すべてのサブ・ファンドに適用される。

期末現在の純資産価額に対するシングル・スイング・プライシングの調整があった場合、サブ・ファンドの3年度比較数値の純資産価額の情報から参照することができる。1口当たり発行・買戻価格は調整済みの純資産価額を表す。

b) 評価原則

- 流動資産は、（現金、銀行預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息という形態にかかわらず）いずれも額面として評価されるが、かかる価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その評価額は、その真正価値に達するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。当該証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該資産の主要市場である証券取引所における直近の入手可能な価格が適用される。

証券取引所において通常取引されない証券、派生商品およびその他の資産について、標準的な市場に基づく値付けによる流通市場が証券トレーダー間で存在する場合、本投資法人はこれらの価格に基づいて当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていないが、公認され、公開の他の定期的に開かれる規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における直近の入手可能な価格により評価される。

- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場で取引されておらず、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、予想販売価格に基づき誠意をもって本投資法人が選ぶその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（店頭派生商品）は、独立の価格提供業者にに基づいて評価される。派生商品について、利用できる独立の価格提供業者がただ１社の場合、得られた評価の妥当性は、派生商品の原資産の時価に基づき本投資法人および本投資法人の監査人が認めた計算モデルを使用して検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／または集合投資事業（UCIs）の受益証券は、その最終資産価額で評価される。
サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ（ユーロ）に関して、純資産価額の計算は、マスターファンドの純資産価額を適時に受領することに依拠する。
- 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから計算される。このプロセスには次の原則が適用される。残余期間が最も近い金利が、各短期金融商品について補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手の信用力を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付けに重大な変更がある場合には調整される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグの平均為替レート（買呼値と売呼値の仲値）または入手不可能な場合、当該通貨を最も代表する市場におけるレートを用いて評価される。
- 定期預金および信託預金は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算はすべての現金流入出額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。）および／またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、当該証券に依拠し、適用されるUBS評価方針に従い選択される。

上述した規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、純資産の適切な評価を遂行するために、誠意をもって他の一般に認められておりかつ検証可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

本投資法人のサブ・ファンドの一部が、資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、本投資法人は、上記の規定に従うことなく、評価時のこれらのサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で１口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資される証券は、概して、上記の１口当たりの純資産価格を計算する時に入手可能な最新の価格に基づいて評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの１口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、本投資法人が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、本投資法人は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で１口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、本投資法人が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての投資証券クラスに常に適用される。

本投資法人は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置を本投資法人の関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な資産の評価よりも評価の信頼性を高める。また、適正価格での評価は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。本投資法人が1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、本投資法人が資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する場合に本投資法人が純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現投資主の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

さらに、特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。かかる新評価が投資証券の事後の発行、買戻しおよび転換について有効となる。再評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前にのみ行われる。発行、買戻しおよび転換は、唯一の純資産価格に基づいてのみ処理される。

c) 証券売買実現純(損)益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現(損)益は、評価日に適用される先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

本投資法人の連結財務書類は、ユーロ(EUR)で表示される。本投資法人の2020年9月30日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2020年9月30日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1ユーロ = 1.077372 スイスフラン(CHF)

1ユーロ = 1.172650 米ドル(USD)

i) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、「配当落ち」日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

k) サブ・ファンド間投資

2020年9月30日現在、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル) は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブの他のサブ・ファンドに以下の投資を行った。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)	金額 (米ドル)
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・エクイティーズ (米ドル)	57,764,556.18
クラスU - X - ACC 投資証券	
合計	57,764,556.18

サブ・ファンド間投資の総額は、102,728,565.31ユーロである。したがって、報告期間末現在の調整済み連結純資産は、5,077,624,166.68ユーロである。

1) スワップ

本投資法人は、金利スワップ契約、金利スワップションの金利先渡し契約およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。ただし、当該契約は、この種の取引を専門とする第一級の金融機関との間で執行される場合に限る。

シンセティック・エクイティ・スワップは、投資先の株式価格を基に評価される。スワップと株式が同じ通貨建てでない場合、株式価格が換算される。

スワップ取引の価値は、外部のサービス提供会社が計算し、また別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算は、インフローとアウトフロー双方のすべてのキャッシュフローの正味現在価値に基づいている。

特定の場合に、ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた当社内部での算出額および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。

評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBS 評価方針に従って決定される。

当該評価方法は、取締役会によって認可されている。

未実現損益の変動は、「スワップに係る未実現評価(損)益」の変動の下で運用計算書に計上される。

終了もしくは満期の時点で生じたスワップの損益は、運用計算書に「スワップに係る実現(損)益」として記帳される。

注2 - 定率報酬

本投資法人は、サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率報酬を投資証券クラス「P」「N」「K-1」「F」「G」「Q」「I-A1」「I-A2」および「I-A3」のために支払う。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ (米ドル)

上限定率報酬

定率報酬 名称に「ヘッジ」を含む
クラス受益証券の料率

名称に「P」が付く投資証券クラス 1.920% 年率1.970%

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ)

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)

上限定率報酬

定率報酬 名称に「ヘッジ」を含む
クラス受益証券の料率

名称に「P」が付く投資証券クラス 2.040% 年率2.090%

上記の定率報酬から、以下の報酬が支払われる。

1. 本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理、投資助言および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。名称に「ヘッジ」を含むクラス投資証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための報酬が含まれる。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよび特別な投資方針」に記載されている。

本報酬は、「定率報酬」として運用計算書に計上されている。

2. 上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人の資産にも請求される追加の費用を含まない。
 - a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に支払う一切の手数料。
 - c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査法人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。アドホック・レポートの作成に関してマスターファンドから請求される費用。ただし、当該費用は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ（ユーロ）の年次報告書または中間報告書の作成に関連して生じるものとする。
 - d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
 - f) 本投資法人の法的文書に関するコスト（目論見書、K I I D s、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
 - g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト（該当する場合、外国の監督官庁に支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。）。
 - h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用（外部顧問報酬を含む。）。
 - i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の使用権に関するコストおよび手数料。

j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。

k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ公表されており、および/または本投資法人の総費用率(TER)の開示において考慮される。

当該手数料および報酬は、「その他の手数料および報酬」として運用計算書に計上されている。

3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人の収益および資産に対し課せられるすべての税金、特に年次税("taxe d'abonnement")も本投資法人が負担する。

定率報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

投資証券クラス「I - B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用(本投資法人、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる)を賄うために請求される。資産運用および販売に関する費用は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の代理人との間で直接結ばれた個別契約に基づき、本投資法人を除いて請求される。

投資証券クラス「I - X」「K - X」および「U - X」の資産運用、ファンド管理事務(本投資法人、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる)および販売について実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

投資証券クラス「K - B」の資産運用を目的として実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の販売パートナーの1つが受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

個々のサブ・ファンドに帰属する費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。

個々の投資証券クラスに帰属する費用は、それらの投資証券クラスに請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンド/投資証券クラスに関連して発生した場合には、これらの費用は当該サブ・ファンド/投資証券クラスに対してその純資産額に比例して請求される。その投資方針がその他の現存する投資信託(UCIsまたはUCITS)に投資することを容認するサブ・ファンドに関しては、当該対象ファンドおよびサブ・ファンドの両段階で支払が生じる。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合がある。

サブ・ファンドが、管理会社により、または共同経営もしくは支配を通じてまたは実質的に直接保有もしくは間接保有を通じて、管理会社と関係する別の会社により、直接的または委託によって運営されるファンドの受益証券への投資を行う場合、対象ファンドの受益証券に関して、投資を行うサブ・ファンドに発行または買戻手数料は課されることはない。

本投資法人の現行の手数料の詳細は、KIIDsに記載されている。

注3 - 年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の各サブ・ファンドの純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税を課されているが、機関筋の投資証券クラスに関しては年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている純資産の部分に関して、年次税は課されない。

注4 - その他の収益

その他の収益は、主にシングル・スイング・プライシングから生じる収益で構成される。

注5 - 収益の分配

各サブ・ファンドの投資主総会は、管理会社の取締役会の提案によりサブ・ファンドの年次決算の終了後に、各サブ・ファンドおよび/または投資証券クラスから分配を行うか、および支払われる分配金の程度を決定する。本投資法人の純資産額が法律に規定されている最低資産額を下回る場合には、分配の支払は行われず、分配が行われる場合、分配金は年度末後4ヵ月以内に支払われる。

分配の詳細については、未監査である。

取締役会は、中間配当金を支払い、また分配金支払を停止する権限を有している。

注6 - ソフト・コミッション契約

ポートフォリオ・マネジャーに適用される法律で認められている場合、ポートフォリオ・マネジャーおよびその関係会社は、サブ・ファンドの代わりに証券取引を行う特定のブローカーとソフト・コミッション契約を結ぶことができる。この契約では、投資判断をサポートするために提供された特定の商品およびサービスは、見返りに直接支払うことなく受け取ることになる。このようなコミッションは、香港証券先物委員会によりソフト・ダラーと定義される。これは、取引執行が最良執行基準に合致している場合のみであり、執行サービスおよび/またはブローカーが提供するブローカー・サービスの価値に関連して、ブローカー・フィーが妥当であるという信念に基づいて決定されている。

受け取った商品およびサービスには、調査サービスのみが含まれていた。ブローカーから受け取る調査の相対的な費用または便益は、ポートフォリオ・マネジャーおよびその関連会社とその顧客または運用するファンドに対する全般的な責任を果たす上で、受け取った調査が全体として有利になると考えられるため、特定のクライアントまたはファンド間で配分されない。実行されたソフト・コミッション契約を有するブローカーと締結した取引金額および当該取引のためにサブ・ファンドにより支払われた関連報酬は、以下のとおりである。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	実行されたソフト・コミッション 契約を有するブローカーと締結し た取引金額 (米ドル)	当該取引のためにサブ・ファン ドにより支払われた関連報酬 (米ドル)
	該当なし	

上記の項目を除き、他のサブ・ファンドと比較可能な契約はない。

注7 - 金融先物、オプションおよびスワップの契約

2020年9月30日現在の個々のサブ・ファンドおよび各通貨の金融先物、オプションおよびスワップに係る契約は、以下のように要約できる。

a) 金融先物

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	指数関連金融先物 (購入)	指数関連金融先物 (売却)
- ダイナミック・アルファ (米ドル)	10,106,738.82 米ドル	2,760,918.79 米ドル
- グローバル・アロケーション (ユーロ)	59,580,343.12 ユーロ	55,232,832.39 ユーロ
- グローバル・アロケーション (米ドル)	39,550,072.03 米ドル	28,240,178.14 米ドル
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	債券関連金融先物 (購入)	債券関連金融先物 (売却)
- ダイナミック・アルファ (米ドル)	9,364,376.41 米ドル	5,676,361.27 米ドル
- グローバル・アロケーション (ユーロ)	95,756,813.03 ユーロ	71,191,435.07 ユーロ
- グローバル・アロケーション (米ドル)	111,607,854.27 米ドル	83,143,061.92 米ドル

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、金融先物の時価（契約数×想定契約規模×先物の市場価格）に基づき計算される。

b) オプション

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

指数に係るオプション、従来型
(売却)

該当なし

c) スワップ

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

クレジット・デフォルト・
スワップ (購入)

クレジット・デフォルト・
スワップ (売却)

- ダイナミック・アルファ (米ドル)

- 米ドル

2,215,165.35 米ドル

- グローバル・アロケーション (ユーロ)

- ユーロ

49,055,732.53 ユーロ

- グローバル・アロケーション (米ドル)

- 米ドル

39,714,262.00 米ドル

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

シンセティック・エクイティ・
スワップ
(購入)

シンセティック・エクイティ・
スワップ
(売却)

該当なし

注8 - 総費用比率 (TER)

この比率は、スイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント・アソシエーション (SFAMA) の「TERの計算および公表に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12カ月のTERは、以下のとおりである。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

総費用比率 (TER)

- ダイナミック・アルファ (米ドル) クラスP-acc投資証券

2.00%

- ダイナミック・アルファ (米ドル) ユーロ・ヘッジクラスP-acc投資証券

2.03%

- グローバル・アロケーション (ユーロ) クラスP-acc投資証券

2.11%

- グローバル・アロケーション (米ドル) クラスP-acc投資証券

2.10%

- グローバル・アロケーション (米ドル) 円建クラスP-acc投資証券

2.11%

運用期間が12ヵ月未満の投資証券のクラスに関するTERは、年率換算されている。

取引コスト、利息費用、証券貸付費用および為替ヘッジに関連して生じたその他コストは、TERに含まれていない。

注9 - ポートフォリオ回転率 (PTR)

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

(購入合計 + 売却合計) - (発行合計 + 買戻し合計)

当期中の平均純資産

当期中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

ポートフォリオ回転率 (PTR)

- ダイナミック・アルファ (米ドル)

191.03%

- グローバル・アロケーション (ユーロ)

133.79%

- グローバル・アロケーション (米ドル)

147.73%

注10 - 取引費用

取引費用には、当年度中に発生したブローカー手数料、印紙代、地方税およびその他の海外費用が含まれる。取引報酬には、購入および売却証券の費用が含まれる。

2020年9月30日に終了した年度に、ファンドは、以下のような投資有価証券の購入または売却ならびに類似取引に関連する取引費用を負担した。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	取引費用
- ダイナミック・アルファ (米ドル)	14,643.62米ドル
- グローバル・アロケーション (ユーロ)	266,991.82ユーロ
- グローバル・アロケーション (米ドル)	112,309.75米ドル

注11 - 関連当事者との取引

本注記の文脈での関連当事者とは、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドに関する香港証券先物委員会の規約に定義されている関連当事者をいう。サブ・ファンドとその関連当事者との間で年度中に締結されたすべての取引は、通常の業務の過程において通常の取引条件で行われた。

a) 証券取引およびデリバティブ金融商品取引

香港で販売が許可されている以下のサブ・ファンドに関して、2019年10月1日から2020年9月30日までの会計年度において管理会社の関連会社であるブローカー（オプションを除く）、ポートフォリオ運用会社、保管受託銀行または取締役会を通じて行われた証券およびデリバティブ金融商品の額について、記述されている。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との証券および デリバティブ金融商品の取引額 該当なし	証券取引比率
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との証券取引および デリバティブ金融商品取引の 手数料 該当なし	手数料平均比率

注記10「取引費用」に記載のとおり、確定利付投資、取引所で取引される先物契約およびその他のデリバティブ契約の取引費用は、投資の売買価格に含まれるため、ここでは個別には記載されていない。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との(株式、株式類似証券 およびデリバティブ金融商品を除く) その他の有価証券の取引数量	証券取引比率
	該当なし	

通常の市場慣行に従い、関連当事者との「(株式および株式類似証券を除く)その他の有価証券」に係る取引に関して本投資法人に課せられる手数料はなかった。

当該取引は、通常の取引の過程で、通常の取引条件で締結された。

関連当事者との取引の額のサブ・ファンドの通貨への換算に関して、2020年9月30日現在の財務書類の為替レートが使用された。

b) 本投資法人の投資証券取引

関連当事者は、サブ・ファンド/投資証券クラスが実質的な純資産を有するまでに投資され続けることを意図して、シード・キャピタル(「直接投資」)を提供する目的で、新しいサブ・ファンド/投資証券クラスに投資することができる。当該投資は独立企業間で行われ、事後取引/マーケット・タイミング防止の要件をすべて満たしている。関連当事者は、ファンドまたは本投資法人に対する管理または支配力を行使する目的で投資することができない。

以下のサブ・ファンド/投資証券クラスがUBSの事業体によってシードされた。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	投資証券クラス	時価 (米ドル)	ファンドの純資産に対する百分率
	該当なし		

c) 取締役の保有

管理会社およびその関連当事者は、サブ・ファンドの投資証券の発行および買戻しが認められている。管理会社の取締役および本投資法人の取締役は、2020年9月30日現在、香港で販売許可を受けたサブ・ファンドを保有していない。

注12 - マスター・フィーダー・ストラクチャー

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ(ユーロ)について、記述されている。

注13 - 報告期間中における重要な事象

2020年3月11日、世界保健機関は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の発生をパンデミックと宣言した。このウイルスが世界経済に及ぼす影響については引き続き懸念があり、この不確実性の結果として、本報告書の資産の評価は、これらの資産の実際の売却時の価値から大幅に乖離する可能性がある。ここ数か月の市場の大幅な修正と金融市場のボラティリティの高まりは、資産の将来的な評価の観点から本投資法人に大きな影響を与える可能性がある。取締役会と投資運用会社は、ウイルスの拡大を抑制し、ポートフォリオと本投資法人自体への経済的影響を減らすための各国政府の取り組みを引き続き注視する。

本投資法人の財務書類を作成する際に取締役会が行った継続企業の前提が不適切であるという証拠はない。

注14 - 後発事象

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・アセット・ディフェンシブ・グロース (ユーロ) およびUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・アセット・ディフェンシブ・グロース (米ドル) が、2020年10月27日付で償還された。

注15 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、管理会社および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資家の賠償請求に関する件については、管理会社および/または保管受託銀行は、ファンドの投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らおよびファンドを服せしめることを選択することができる。

当財務書類についてはドイツ語版が公認されたものであり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資家に対して投資証券が販売される場合、本投資法人および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳(すなわち、本投資法人によって承認されたもの)に自らが拘束されるものと認めることができる。

注16 - 店頭派生商品および証券貸付

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある(または履行することができない)リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。本投資法人が適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、本投資法人のため保管受託銀行により保管されるものとする。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関する本投資法人の権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅することもある。その場合、本投資法人は、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

本投資法人は、第三者に本投資法人の組入証券の一部分を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、証券貸付代理店として従事している。

店頭派生商品^{*}

以下のサブ・ファンドの無担保店頭派生商品は、代わりに証拠金勘定を有する。

サブ・ファンド 取引相手	未実現(損)益	受領した担保
U B S (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ(米ドル)		
バンク・オブ・アメリカ	-75,478.01 米ドル	0.00 米ドル
パークレイズ	-5,126.43 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	-269,458.25 米ドル	0.00 米ドル
H S B C	10,859.56 米ドル	0.00 米ドル
ジェー・ピー・モルガン	-22,441.97 米ドル	0.00 米ドル
モルガン・スタンレー	7,450.13 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	-2,218.47 米ドル	0.00 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	-46,091.25 米ドル	0.00 米ドル
U B S (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(ユーロ)		
バンク・オブ・アメリカ	-1,755,374.46 ユーロ	0.00 ユーロ
パークレイズ	379,779.17 ユーロ	0.00 ユーロ
シティバンク	169,150.37 ユーロ	0.00 ユーロ
ゴールドマン・サックス	-16,768.31 ユーロ	0.00 ユーロ
H S B C	-106,507.99 ユーロ	0.00 ユーロ
ジェー・ピー・モルガン	25,954.50 ユーロ	0.00 ユーロ
モルガン・スタンレー	-1,013.58 ユーロ	0.00 ユーロ
ステート・ストリート	7,034.55 ユーロ	0.00 ユーロ
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	-154,470.68 ユーロ	0.00 ユーロ
U B S (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)		
バンク・オブ・アメリカ	-406,714.91 米ドル	0.00 米ドル
パークレイズ	-24,356.46 米ドル	0.00 米ドル
カナディアン・インベリアル・バンク	293,671.27 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	351,233.55 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	2,225.09 米ドル	0.00 米ドル
H S B C	323,259.95 米ドル	0.00 米ドル
ジェー・ピー・モルガン	-238,491.08 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	253,487.10 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	14,506.45 米ドル	0.00 米ドル

^{*} 公認の取引所市場で取引される派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手に債務不履行が生じた場合、決済機関は、損失リスクを想定する。

貸付証券

U B S (Lux) キー・セレクション・ シキャブ	2020年9月30日現在の貸付証券による 相手方エクスポージャー				2020年9月30日 現在の担保内訳 (比重%)		
	貸付証券の時価		担保(ユービーエス・ スイス・エイ・ジー)		株式	債券	現金
- ダイナミック・アルファ(米ドル)	14,835,145.90	米ドル	15,802,612.89	米ドル	30.24	69.76	0.00
- グローバル・アロケーション(ユーロ)	84,764,979.43	ユーロ	90,292,887.29	ユーロ	30.24	69.76	0.00
- グローバル・アロケーション(米ドル)	47,707,121.52	米ドル	50,818,318.78	米ドル	30.24	69.76	0.00

【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

【投資有価証券明細表等】

U B S (Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)

2020年9月30日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
ノート、固定利付債			
豪ドル			
AUD AUSTRALIA 5.50000% 11-21.04.23	1 250 000.00	1 017 856.67	0.29
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 4.00000% 13-20.04.23	1 150 000.00	903 078.48	0.26
豪ドル合計		1 920 935.15	0.55
ノート、固定利付債合計		1 920 935.15	0.55
ボンド、固定利付債			
豪ドル			
AUD AUSTRALIA 2.75000% 12-21.04.24	3 850 000.00	3 009 828.21	0.86
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.25000% 16-21.05.28	1 500 000.00	1 205 526.91	0.34
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.75000% 14-21.06.35	1 600 000.00	1 400 151.06	0.40
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.75000% 16-21.11.27	2 100 000.00	1 735 271.11	0.49
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.00000% 16-21.03.47	1 350 000.00	1 250 929.44	0.36
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.25000% 13-21.04.25	2 150 000.00	1 747 569.82	0.50
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP 6.00000% 11-21.07.22	600 000.00	475 127.84	0.13
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-REG-S 4.25000% 12-21.07.23	950 000.00	756 779.77	0.22
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 6.00000% 03-17.10.22	1 250 000.00	1 002 240.48	0.29
豪ドル合計		12 583 424.64	3.59
カナダドル			
CAD CANADA, GOVERNMENT 0.75000% 16-01.09.21	2 350 000.00	1 768 336.52	0.50
CAD CANADA, GOVERNMENT 0.50000% 16-01.03.22	2 350 000.00	1 766 647.58	0.50
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.75000% 14-01.12.64	1 300 000.00	1 534 306.57	0.44
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.75000% 14-01.12.48	1 100 000.00	1 154 244.43	0.33
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.25000% 14-01.06.25	2 250 000.00	1 832 964.63	0.52
CAD CANADA, GOVERNMENT 3.25000% 10-01.06.21	5 000 000.00	3 819 951.34	1.09
CAD CANADA, GOVERNMENT 3.50000% 11-01.12.45	1 150 000.00	1 325 889.95	0.38
CAD CANADA, GOVERNMENT 5.75000% 01-01.06.33	1 150 000.00	1 384 993.45	0.39
カナダドル合計		14 587 334.47	4.15
ユーロ			
EUR ITALY, REPUBLIC OF BTP 3.75000% 10-01.03.21	2 250 000.00	2 684 081.51	0.77
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 4.00000% 05-01.02.37	800 000.00	1 304 029.96	0.37
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 2.20000% 17-01.06.27	1 700 000.00	2 214 337.51	0.63
ユーロ合計		6 202 448.98	1.77
ボンド、固定利付債合計		33 373 208.09	9.51
財務省証券 (T-note)、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 5.00000% 07-15.05.37	1 975 000.00	3 203 048.68	0.91
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.62500% 14-15.02.44	2 200 000.00	3 220 937.50	0.92
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 16-15.08.46	1 050 000.00	1 242 855.39	0.36

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.87500% 17-30.09.22	3 570 000.00	3 694 252.42	1.05
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 17-15.11.20	3 650 000.00	3 657 315.33	1.04
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.37500% 14-15.08.24	3 050 000.00	3 305 556.45	0.94
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 15-15.02.25	3 000 000.00	3 229 804.50	0.92
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.50000% 14-15.05.24	3 350 000.00	3 628 992.02	1.03
米ドル合計		25 182 762.29	7.17
財務省証券(T-note)、固定利付債合計		25 182 762.29	7.17
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		60 476 905.53	17.23
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
財務省証券(T-bill)、ゼロ・クーポン			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 23.07.20-21.01.21	9 000 000.00	8 997 129.99	2.56
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 05.12.19-03.12.20	9 000 000.00	8 998 503.75	2.57
米ドル合計		17 995 633.74	5.13
財務省証券(T-bill)、ゼロ・クーポン合計		17 995 633.74	5.13
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		17 995 633.74	5.13
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改訂済)の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIS			
投資信託、オープン・エンド型			
ルクセンブルグ			
USD UBS (LUX) BOND SICAV - GLOBAL CORPORATES U-X-DIST	1 284.00	16 391 466.96	4.67
USD UBS (LUX) BOND SICAV - ASIAN HIGH YIELD U-X-ACC	1 184.00	14 076 966.72	4.01
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X-ACC	2 087.00	28 720 187.89	8.19
EUR UBS (LUX) EQUITY FUND - EUROPEAN OPPORTUNITY U-X-ACC	650.00	21 229 748.83	6.05
USD UBS (LUX) EQUITY FUND - MID CAPS USA U-X-ACC	1 159.00	12 107 945.51	3.45
USD UBS (LUX) EQUITY FUND - SMALL CAPS USA (USD) U-X-ACC	878.00	9 192 563.42	2.62
USD UBS (LUX) EQUITY FUND - CHINA OPPORTUNITY (USD) U-X-ACC	702.00	7 065 061.38	2.01
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLB EM OPP(USD)-U-X-ACC	845.00	26 509 280.85	7.55
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - US OPP (USD)-U-X-ACC	1 053.00	10 827 188.19	3.09
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLOB OPPORT UNCONST USD-U-X-ACC	2 642.00	46 314 233.58	13.20
USD UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV - GLOBAL EQUITIES (USD) U-X-ACC	5 619.00	57 764 556.18	16.46
USD UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	1.00	11 212.32	0.00
USD UBS LUX BOND SICAV-CHINA FIXED INCOME (RMB)(USD HGD) U-X-ACC	627.00	6 417 200.79	1.83
ルクセンブルグ合計		256 627 612.62	73.13
投資信託、オープン・エンド型合計		256 627 612.62	73.13
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改訂済)の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIS合計		256 627 612.62	73.13
投資有価証券合計		335 100 151.89	95.49

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
金融派生商品			
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品			
債券関連金融先物			
EUR EURO-BUND FUTURE 08.12.20	-149.00	-130 281.42	-0.04
JPY JAPANESE GOVERNMENT 10Y BOND MINI (SGX) FUTURE 11.12.20	-101.00	-44 271.77	-0.01
AUD AUSTRALIA 10YR BOND FUTURE 15.12.20	202.00	209 361.28	0.06
CAD CAN 10YR BOND FUTURE 18.12.20	218.00	-16 320.42	-0.01
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.20	114.00	20 484.32	0.01
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 21.12.20	-273.00	-51 187.50	-0.01
USD US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.20	214.00	18 625.05	0.01
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 21.12.20	16.00	-27 625.01	-0.01
債券関連金融先物合計		-21 215.47	0.00
指数関連金融先物			
EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 18.12.20	113.00	60 954.35	0.01
EUR EURO STOXX SMALL 200 INDEX FUTURE 18.12.20	463.00	-168 732.61	-0.05
CHF SWISS MARKET INDEX FUTURE 18.12.20	-59.00	132 288.44	0.04
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 18.12.20	-1.00	2 255.94	0.00
SEK OMX 30 INDEX FUTURE 16.10.20	-211.00	-65 491.06	-0.02
USD S&P500 EMINI FUTURE 18.12.20	64.00	91 360.00	0.02
AUD SPI 200 INDEX FUTURES 17.12.20	-68.00	27 720.31	0.01
CAD S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 17.12.20	-22.00	-11 121.84	0.00
USD MINI MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 18.12.20	130.00	62 810.00	0.02
USD RUSSELL 2000 E-MINI INDEX FUTURE 18.12.20	-94.00	130 425.00	0.04
JPY TOPIX INDX FUTURE 10.12.20	68.00	138 538.80	0.04
指数関連金融先物合計		401 007.33	0.11
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品合計		379 791.86	0.11
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない金融派生商品			
クレジット・デフォルト・スワップ*			
USD ICE/CDX.NA.IG.35-V1 CDI REC 1.00000% 20-20.12.25	5 350 000.00	112 985.46	0.03
USD ICE/CDX.NA.HY.35-V1 CDI REC 5.00000% 20-20.12.25	32 900 000.00	1 393 739.04	0.40
クレジット・デフォルト・スワップ合計		1 506 724.50	0.43
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない金融派生商品合計		1 506 724.50	0.43
金融派生商品合計		1 886 516.36	0.54

* 額面が正：サブ・ファンドは「プロテクションの受取側」、額面が負：サブ・ファンドは「プロテクションの支払側」

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
先渡為替契約			
購入通貨 / 購入金額 / 売却通貨 / 売却金額 / 満期日			
USD	4 033 797.41	SEK 35 411 473.08 12.11.2020	75 213.39 0.02
JPY	2 992 904 079.00	USD 28 184 310.76 12.11.2020	191 714.22 0.05
USD	19 123 293.09	AUD 26 277 904.59 12.11.2020	286 735.48 0.08
USD	35 964 001.17	EUR 30 394 939.97 12.11.2020	288 178.42 0.08
USD	7 048 392.76	NZD 10 550 000.00 12.11.2020	74 956.91 0.02
NOK	99 462 905.12	USD 11 073 549.87 12.11.2020	-442 374.59 -0.13
USD	1 109 216.27	HKD 8 600 000.00 12.11.2020	-257.21 0.00
USD	3 764 084.50	GBP 2 870 000.00 12.11.2020	52 778.51 0.01
MXN	183 500 000.00	USD 8 380 663.91 12.11.2020	-109 362.23 -0.03
USD	21 397 824.20	CAD 28 107 997.85 12.11.2020	351 233.55 0.10
USD	11 716 418.28	CHF 10 729 367.45 12.11.2020	23 515.39 0.01
USD	4 325 111.37	DKK 27 200 000.00 12.11.2020	36 781.68 0.01
EUR	3 350 000.00	USD 3 947 821.91 12.11.2020	-15 785.65 0.00
USD	229 069.20	SEK 2 000 000.00 12.11.2020	5 492.85 0.00
EUR	1 730 000.00	USD 2 057 897.28 12.11.2020	-27 323.33 -0.01
USD	198 433.81	CHF 180 000.00 12.11.2020	2 269.17 0.00
ZAR	115 400 000.00	AUD 9 599 839.99 12.11.2020	2 225.09 0.00
EUR	500 000.00	USD 593 497.00 12.11.2020	-6 625.92 0.00
EUR	2 000 000.00	USD 2 359 321.20 12.11.2020	-11 836.86 0.00
USD	14 759 593.56	TWD 422 700 000.00 27.11.2020	44 898.42 0.01
USD	7 398 075.45	KRW 8 603 000 000.00 27.11.2020	13 954.07 0.00
COP	27 520 190 000.00	USD 7 216 044.58 27.11.2020	-97 128.79 -0.03
BRL	37 150 000.00	USD 6 849 820.23 27.11.2020	-268 419.56 -0.08
CLP	6 848 010 000.00	USD 8 873 352.77 27.11.2020	-176 328.93 -0.05
EUR	26 300 000.00	USD 30 702 622.63 12.11.2020	166 796.40 0.05
USD	5 275 426.51	JPY 557 000 000.00 12.11.2020	-5 546.58 0.00
USD	399 861.16	AUD 570 000.00 12.11.2020	-8 726.89 0.00
CHF	1 820 000.00	USD 1 961 434.74 12.11.2020	22 007.75 0.01
DKK	24 600 000.00	USD 3 841 563.31 12.11.2020	36 852.52 0.01
EUR	1 760 000.00	USD 2 047 026.08 12.11.2020	18 760.14 0.01
USD	4 617 763.11	HKD 35 800 000.00 12.11.2020	-742.77 0.00
SEK	13 500 000.00	USD 1 479 418.01 12.11.2020	29 722.38 0.01
USD	615 837.63	NOK 5 900 000.00 12.11.2020	-14 788.77 0.00
GBP	1 240 000.00	USD 1 575 764.72 12.11.2020	27 726.37 0.01
AUD	750 000.00	USD 530 460.75 12.11.2020	7 155.11 0.00
JPY	150 000 000.00	USD 1 423 960.64 12.11.2020	-1 795.53 0.00
GBP	840 000.00	USD 1 084 682.42 12.11.2020	1 553.48 0.00
USD	755 173.68	AUD 1 060 000.00 12.11.2020	-4 656.73 0.00
先渡為替契約合計			568 820.96 0.16
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産			13 870 881.27* 3.95
その他の資産および負債			-490 702.43 -0.14
純資産総額			350 935 668.05 100.00

* 2020年9月30日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、バンク・オブ・アメリカについては490,000.00米ドルである。

注記は当財務書類の一部である。

U B S (Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ)

2020年9月30日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量/ 額面	ユーロ建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
無記名株式			
オーストリア			
EUR ERSTE GROUP BK AG NPV	39 050.00	698 018.75	0.23
オーストリア合計		698 018.75	0.23
バミューダ			
USD MARVELL TECH GROUP COM USD0.002	19 283.00	652 824.88	0.22
バミューダ合計		652 824.88	0.22
デンマーク			
DKK GENMAB AS DKK1 (BEARER)	3 350.00	1 035 105.03	0.35
DKK ORSTED A/S DKK10	7 112.00	836 392.38	0.28
デンマーク合計		1 871 497.41	0.63
フランス			
EUR AIR LIQUIDE(L') EUR5.5 (POST-SUBDIVISION)	8 671.00	1 174 920.50	0.39
EUR ARKEMA EUR10	5 491.00	497 594.42	0.17
EUR AXA EUR2.29	44 197.00	697 251.87	0.24
EUR EIFFAGE EUR4	6 505.00	454 179.10	0.15
EUR LEGRAND SA EUR4	10 167.00	693 186.06	0.23
EUR LVMH MOET HENNESSY EURO.30	2 561.00	1 022 863.40	0.34
EUR SANOFI EUR2	21 484.00	1 833 229.72	0.61
EUR SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	12 736.00	1 350 652.80	0.45
EUR TELEPERFORMANCE EUR2.50	3 564.00	939 470.40	0.32
EUR VALEO EUR1 (POST SUBD)	26 008.00	682 710.00	0.23
EUR WORLDLINE EURO.68	7 749.00	543 359.88	0.18
フランス合計		9 889 418.15	3.31
ドイツ			
EUR CANCOM SE NPV	5 536.00	244 137.60	0.08
EUR CONTINENTAL AG ORD NPV	12 609.00	1 166 080.32	0.39
EUR SAP AG ORD NPV	13 631.00	1 809 651.56	0.60
EUR ZALANDO SE NPV	8 190.00	654 381.00	0.22
ドイツ合計		3 874 250.48	1.29
香港			
HKD AIA GROUP LTD NPV	156 600.00	1 307 866.52	0.44
HKD HONG KONG EXCHANGE HKD1	16 600.00	660 855.55	0.22
香港合計		1 968 722.07	0.66
イタリア			
EUR BANCA MEDIOLANUM NPV	100 127.00	615 781.05	0.21
EUR INFRASTRUTTURE WIR NPV	70 500.00	665 520.00	0.22
イタリア合計		1 281 301.05	0.43
日本			
JPY ファナック	4 600.00	747 896.44	0.25
JPY テクノプロ・ホールディングス	11 500.00	605 900.20	0.20
日本合計		1 353 796.64	0.45

銘柄	数量/ 額面	ユーロ建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
オランダ			
EUR KONINKLIJKE AHOLD EURO.01	36 751.00	927 962.75	0.31
EUR KONINKLIJKE PHILIPS NV EURO.20	27 437.00	1 102 967.40	0.37
USD NXP SEMICONDUCTORS EURO.20	5 727.00	609 548.35	0.20
EUR SHOP APOTHEKE EURO NPV	4 871.00	727 727.40	0.24
EUR WOLTERS KLUWER EURO.12	6 831.00	497 570.04	0.17
オランダ合計		3 865 775.94	1.29
スペイン			
EUR AENA SME S.A. EUR10	5 698.00	679 771.40	0.23
EUR EDP RENOVAVEIS SA EUR5	46 931.00	663 604.34	0.22
スペイン合計		1 343 375.74	0.45
スウェーデン			
SEK LUNDIN ENERGY AB NPV	26 363.00	448 375.22	0.15
スウェーデン合計		448 375.22	0.15
スイス			
GBP WIZZ AIR HLDGS PLC ORD GBP0.0001	11 287.00	387 489.62	0.13
スイス合計		387 489.62	0.13
イギリス			
GBP BRIT AMER TOBACCO ORD GBP0.25	25 741.00	788 210.87	0.26
GBP BT GROUP ORD GBP0.05	518 867.00	562 763.34	0.19
USD LIVANOVA PLC ORD GBP1.00 (DI)	10 800.00	416 379.99	0.14
GBP SAGE GROUP GBP0.01051948	109 742.00	872 068.47	0.29
GBP SOFTCAT PLC ORD GBP0.0005 (WI)	44 299.00	589 473.29	0.20
GBP SPECTRIS ORD GBP0.05	33 307.00	894 857.70	0.30
EUR UNILEVER EURO.16	46 798.00	2 410 097.00	0.80
イギリス合計		6 533 850.66	2.18
アメリカ合衆国			
USD ALIGN TECHNOLOGY INC COM	1 433.00	400 039.98	0.13
USD ARISTA NETWORKS IN COM USD0.0001	3 142.00	554 448.52	0.18
USD BIO RAD LABS INC CL A	1 920.00	843 971.52	0.28
USD BIOMARIN PHARMA COM USD0.001	5 400.00	350 344.95	0.12
USD BOSTON SCIENTIFIC COM USD0.01	23 041.00	750 775.26	0.25
USD COHERUS BIOSCIENCE COM USD0.0001	12 208.00	190 930.56	0.06
USD CONSTELLATION BRDS CLASS ' A ' COM USD0.01	1 835.00	296 551.27	0.10
USD COUPA SOFTWARE INC COM USD0.0001	2 400.00	561 272.33	0.19
USD DIGITAL REALTY TRU COM STK USD0.01	3 368.00	421 513.39	0.14
USD F M C CORP COM NEW	4 673.00	422 050.42	0.14
USD HILL-ROM HLDGS INC COM STK NPV	8 873.00	631 888.65	0.21
USD HUBSPOT INC COM USD0.001	2 727.00	679 581.47	0.23
USD INCYTE CORPORATION COM USD0.001	7 119.00	544 799.44	0.18
USD MARSH & MCLENNAN COM USD1	7 336.00	717 553.58	0.24
USD MIRATI THERAPEUTIC COM NPV	3 250.00	460 207.65	0.15
USD MSA SAFETY INC COM NPV	9 919.00	1 134 892.96	0.38
USD PEPSICO INC CAP USD0.016666	3 985.00	471 002.43	0.16
USD QORVO INC COM USD 0.0001	3 993.00	439 292.99	0.15
USD S&P GLOBAL INC COM USD1	2 198.00	675 903.98	0.23
USD SPLUNK INC COM USD0.001	4 709.00	755 471.94	0.25
USD TAKE TWO INTERACTI COM USD0.01	10 109.00	1 424 303.06	0.48
USD THE TRADE DESK INC COM USD0.000001 CL A	1 090.00	482 215.67	0.16
USD THOR INDS INC COM	3 612.00	293 420.13	0.10
USD TRIMBLE INC COM NPV	11 593.00	481 455.76	0.16
USD UNIVERSAL DISPLAY COM USD0.01	6 325.00	974 869.31	0.33

銘柄	数量/ 額面	ユーロ建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
USD VMWARE INC COM STK USD0.01 CLASS ' A '	9 021.00	1 105 229.24	0.37
USD ZENDESK INC COM USD0.01	8 950.00	785 514.86	0.26
アメリカ合衆国合計		16 849 501.32	5.63
無記名株式合計		51 018 197.93	17.05
その他の株式			
スイス			
CHF ROCHE HLDGS AG GENUSSSCHEINE NPV	8 266.00	2 417 947.98	0.81
スイス合計		2 417 947.98	0.81
その他の株式合計		2 417 947.98	0.81
優先株式			
ドイツ			
EUR HENKEL AG&CO. KGAA NON-VTG PRF NPV	10 375.00	926 695.00	0.31
ドイツ合計		926 695.00	0.31
優先株式合計		926 695.00	0.31
記名株式			
ベルギー			
EUR KBC GROUP NV NPV	13 992.00	598 717.68	0.20
ベルギー合計		598 717.68	0.20
デンマーク			
DKK CARLSBERG SER ' B ' DKK20	9 543.00	1 097 413.92	0.37
DKK NOVO-NORDISK AS DKK0.2 SER ' B '	25 138.00	1 483 724.03	0.49
デンマーク合計		2 581 137.95	0.86
フィンランド			
EUR NESTE OIL OYJ NPV	17 136.00	770 605.92	0.26
SEK NORDEA HOLDING ABP NPV	125 568.00	817 281.78	0.27
EUR SAMPO PLC SER ' A ' NPV	66 492.00	2 246 764.68	0.75
フィンランド合計		3 834 652.38	1.28
ドイツ			
EUR EXASOL AG ORD NPV	21 424.00	448 190.08	0.15
EUR MUENCHENER RUECKVE NPV(REGD)	3 323.00	719 761.80	0.24
EUR SIEMENS AG NPV(REGD)	12 931.00	1 394 996.28	0.47
EUR SIEMENS ENERGY AG NPV	6 465.50	148 706.50	0.05
ドイツ合計		2 711 654.66	0.91
アイルランド			
USD APTIV PLC COM USD0.01	10 307.00	805 820.80	0.27
EUR CRH ORD EURO.32	26 560.00	819 907.20	0.27
アイルランド合計		1 625 728.00	0.54
イタリア			
EUR ENEL EUR1	124 105.00	920 610.89	0.31
EUR MEDIOBANCA SPA EURO.5	82 393.00	551 868.31	0.18
EUR MONCLER SPA NPV	19 594.00	685 398.12	0.23
イタリア合計		2 157 877.32	0.72

銘柄	数量/ 額面	ユーロ建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
日本			
JPY 任天堂	1 700.00	819 573.35	0.27
JPY 日本電信電話	42 000.00	729 698.43	0.24
JPY ソフトバンクグループ	20 900.00	1 092 544.40	0.37
JPY ソニー	15 000.00	973 577.70	0.33
JPY 武田薬品工業	32 600.00	986 300.15	0.33
日本合計		4 601 694.03	1.54
オランダ			
EUR ADYEN NV EURO.01	521.00	819 272.50	0.27
EUR ASML HOLDING NV EURO.09	4 907.00	1 544 232.90	0.52
EUR KONINKLIJKE DSM NV EUR1.5	2 929.00	411 817.40	0.14
EUR NN GROUP N.V. EURO.12	26 106.32	836 707.65	0.28
EUR PROSUS N.V. EURO.05	16 396.00	1 290 365.20	0.43
GBP ROYAL DUTCH SHELL PLC 'A' SHS EURO.07	37 022.00	393 418.51	0.13
オランダ合計		5 295 814.16	1.77
ノルウェー			
NOK DNB ASA NOK10	23 591.00	278 008.71	0.09
NOK MOWI ASA NOK7.50	24 553.00	371 136.42	0.13
ノルウェー合計		649 145.13	0.22
スウェーデン			
SEK SANDVIK AB NPV (POST SPLIT)	53 548.00	897 465.27	0.30
SEK SWEDISH MATCH NPV	12 270.00	856 719.36	0.29
SEK TELE2 AB SHS	39 588.00	478 290.08	0.16
スウェーデン合計		2 232 474.71	0.75
スイス			
CHF ALCON AG CHF0.04	16 487.00	800 345.61	0.27
CHF CREDIT SUISSE GRP CHF0.04(REGD)	76 176.00	653 600.44	0.22
CHF NESTLE SA CHF0.10(REGD)	30 280.00	3 073 046.84	1.03
CHF NOVARTIS AG CHF0.50(REGD)	11 459.00	849 927.91	0.28
CHF SOFTWAREONE HLD AG CHF0.01	30 785.00	735 784.49	0.24
スイス合計		6 112 705.29	2.04
イギリス			
GBP ADMIRAL GROUP ORD GBP0.001	6 603.00	190 068.92	0.06
GBP ANGLO AMERICAN USD0.54945	42 995.00	889 134.41	0.30
GBP ASHTREAD GROUP ORD GBP0.10	18 156.00	560 455.51	0.19
GBP AVAST PLC ORD GBP0.10 (WI)	99 473.00	577 934.69	0.19
GBP LONDON STOCK EXCH ORD GBP0.06918604	8 767.00	857 889.27	0.29
GBP PRUDENTIAL ORD GBP0.05	38 800.00	474 379.82	0.16
GBP RIO TINTO ORD GBP0.10	21 202.00	1 088 193.42	0.36
イギリス合計		4 638 056.04	1.55
アメリカ合衆国			
USD 10X GENOMICS INC COM USD0.00001 CLASS A	3 346.00	355 757.71	0.12
USD ABBOTT LABS COM	6 573.00	610 019.69	0.20
USD ABBVIE INC COM USD0.01	13 353.00	997 389.90	0.33
USD ADOBE INC COM USD0.0001	750.00	313 667.76	0.11
USD ADVANCED MICRO DEV COM USD0.01	6 204.00	433 774.75	0.15
USD AGCO CORP COM USD0.01	14 425.00	913 609.99	0.31
USD ALEXION PHARMACEUT COM USD0.0001	6 119.00	597 106.70	0.20
USD ALPHABET INC CAP STK USD0.001 CL A	2 045.00	2 555 879.42	0.85
USD AMAZON COM INC COM USD0.01	2 532.00	6 798 775.73	2.27
USD AMERIPRISE FINL INC COM	9 462.00	1 243 498.76	0.42

銘柄	数量/ 額面	ユーロ建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD AMGEN INC COM USD0.0001	2 344.00	508 038.24	0.17
USD APPLE INC COM NPV	39 164.00	3 867 806.11	1.29
USD AUTODESK INC COM USD0.01	4 614.00	908 949.93	0.30
USD BOOKING HLDGS INC COM USD0.008	594.00	866 536.41	0.29
USD BUNGE LIMITED COM USD0.01	20 560.00	801 255.28	0.27
USD CF INDS HLDGS INC COM	18 719.00	490 223.42	0.16
USD COMCAST CORP COM CLS 'A' USD0.01	24 421.00	963 386.74	0.32
USD COOPER COS INC COM USD0.10	1 555.00	447 040.12	0.15
USD CROWN CASTLE INTL COM USD0.01	3 400.00	482 752.74	0.16
USD DOLLAR GENERAL CP COM USD0.875	4 614.00	824 787.17	0.28
USD DOLLAR TREE INC	14 690.00	1 144 232.81	0.38
USD FACEBOOK INC COM USD0.000006 CL 'A'	9 009.00	2 012 072.74	0.67
USD FIDELITY NATL INF COM STK USD0.01	18 129.00	2 275 845.38	0.76
USD GODADDY INC COM CL A USD0.001	7 962.00	515 817.29	0.17
USD HESS CORPORATION COM USD1	21 957.00	766 383.84	0.26
USD IAA INC COM USD0.01	10 573.00	469 480.33	0.16
USD IAC/INTERACTIVECOR COM USD0.001	2 427.00	247 905.22	0.08
USD INGERSOLL RAND INC COM USD1.00	34 072.00	1 034 377.86	0.35
USD IQVIA HOLDINGS INC COM USD0.01	4 687.00	630 036.08	0.21
USD LIVERAMP HOLDINGS COM USD0.10	16 147.00	712 855.66	0.24
USD LKQ CORP COM	22 441.00	530 668.94	0.18
USD LOWE 'S COS INC COM USD0.50	7 582.00	1 072 400.56	0.36
USD LYFT INC COM USD0.00001 CLASS A	20 590.00	483 737.26	0.16
USD MADISON SQUARE G.E COM USD0.01 CLASS A	8 465.00	494 408.26	0.17
USD MASTERCARD INC COM USD0.0001 CLASS 'A'	6 934.00	1 999 633.97	0.67
USD MATCH GRP INC NEW COM NPV	5 247.47	495 145.94	0.17
USD MICRON TECHNOLOGY COM USD0.10	12 100.00	484 557.20	0.16
USD MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	38 758.00	6 951 750.43	2.32
USD MONDELEZ INTL INC COM USD0.01	25 371.00	1 242 965.89	0.42
USD NETFLIX INC COM USD0.001	1 051.00	448 157.19	0.15
USD NVIDIA CORP COM USD0.001	1 000.00	461 535.84	0.15
USD PALO ALTO NETWORKS COM USD0.0001	3 866.00	806 893.36	0.27
USD PPD INC COM USD0.01	17 420.00	549 495.42	0.18
USD ROCKWELL AUTOMATIO COM USD1	2 200.00	414 016.12	0.14
USD SALESFORCE.COM INC COM USD0.001	6 374.00	1 366 062.92	0.46
USD SCHLUMBERGER COM USD0.01	38 524.00	511 178.48	0.17
USD SERVICENOW INC COM USD0.001	2 540.00	1 050 526.58	0.35
USD SOUTHWEST AIRLINES COM USD1	36 682.00	1 173 048.22	0.39
USD SPIRIT AEROSYSTEMS COM STK USD0.01 CLASS 'A'	12 694.00	204 701.78	0.07
USD STARBUCKS CORP COM USD0.001	27 095.00	1 985 249.14	0.66
USD STERICYCLE INC COM	9 969.00	536 089.32	0.18
USD TESLA INC COM USD0.001	1 494.00	546 574.80	0.18
USD TJX COS INC COM USD1	20 657.00	980 311.30	0.33
USD TWITTER INC COM USD0.000005	25 429.00	964 985.72	0.32
USD UNION PACIFIC CORP COM USD2.50	2 572.00	431 799.46	0.14
USD UNITED RENTALS INC COM	2 054.00	305 652.16	0.10
USD UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	7 754.00	2 061 539.74	0.69
USD VAIL RESORTS INC COM	3 586.00	654 326.89	0.22
USD VISA INC COM STK USD0.0001	10 220.00	1 742 799.13	0.58
USD WELLS FARGO & CO COM USD1 2/3	44 446.00	891 080.42	0.30
USD WESTERN DIGITAL CORP COM	10 404.00	324 279.37	0.11
アメリカ合衆国合計		66 954 835.59	22.38
記名株式合計		103 994 492.94	34.76

銘柄	数量/ 額面	ユーロ建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
預託証券			
中国			
USD ALIBABA GROUP HLDG SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	1 717.00	430 446.99	0.14
中国合計		430 446.99	0.14
預託証券合計		430 446.99	0.14
ノート、固定利付債			
豪ドル			
AUD AUSTRALIA 5.50000% 11-21.04.23	1 200 000.00	833 277.11	0.28
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 4.00000% 13-20.04.23	1 300 000.00	870 567.79	0.29
豪ドル合計		1 703 844.90	0.57
英ポンド			
GBP BRITISH TELECOMMUNICATIONS PLC 5.75000% 99-07.12.28	500 000.00	719 189.94	0.24
英ポンド合計		719 189.94	0.24
米ドル			
USD ABBVIE INC 2.90000% 13-06.11.22	400 000.00	357 693.74	0.12
USD APPLE INC 2.40000% 13-03.05.23	400 000.00	359 144.40	0.12
USD E.ON INTERNATIONAL FINANCE BV-REG-S 6.65000% 08-30.04.38	400 000.00	495 621.36	0.17
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.62500% 13-22.01.23	400 000.00	364 628.63	0.12
USD INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP 3.37500% 13-01.08.23	500 000.00	462 912.72	0.15
USD TAQA ABU DHABI NATIONAL ENERGY CO-REG-S 3.62500% 12-12.01.23	400 000.00	359 868.67	0.12
USD TIME WARNER CABLE LLC 4.00000% 11-01.09.21	500 000.00	435 620.47	0.15
USD TOTAL CAPITAL CANADA LTD 2.75000% 13-15.07.23	400 000.00	363 028.25	0.12
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 4.01600% 19-03.12.29	400 000.00	408 462.30	0.14
USD WALMART INC 6.50000% 07-15.08.37	500 000.00	683 251.69	0.23
USD WALT DISNEY CO 3.00000% 19-15.09.22	400 000.00	358 226.89	0.12
米ドル合計		4 648 459.12	1.56
ノート、固定利付債合計		7 071 493.96	2.37
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債			
ユーロ			
EUR WELLS FARGO & CO-REG-S 2.62500% 12-16.08.22	400 000.00	418 824.96	0.14
ユーロ合計		418 824.96	0.14
英ポンド			
GBP BANK OF AMERICA CORP-REG-S 2.30000% 16-25.07.25	400 000.00	470 556.49	0.16
英ポンド合計		470 556.49	0.16
米ドル			
USD SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD-REG-S 4.50000% 12-14.02.22	1 000 000.00	888 329.85	0.30
米ドル合計		888 329.85	0.30
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債合計		1 777 711.30	0.60
ミディアム・ターム・ノート、変動利付債			
英ポンド			
GBP IMPERIAL BRANDS FIN-REG-S 9.000%/RATING LINKED 09-17.02.22	500 000.00	612 087.14	0.20
英ポンド合計		612 087.14	0.20
ミディアム・ターム・ノート、変動利付債合計		612 087.14	0.20

銘柄	数量/ 額面	ユーロ建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
ボンド、固定利付債			
豪ドル			
AUD AUSTRALIA 2.75000% 12-21.04.24	4 000 000.00	2 666 690.18	0.89
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.25000% 16-21.05.28	1 350 000.00	925 232.78	0.31
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.75000% 14-21.06.35	1 720 000.00	1 283 556.38	0.43
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.75000% 16-21.11.27	2 350 000.00	1 655 951.05	0.55
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.00000% 16-21.03.47	1 150 000.00	908 716.64	0.30
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.25000% 13-21.04.25	2 350 000.00	1 628 904.14	0.55
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP 6.00000% 11-21.07.22	50 000.00	33 764.54	0.01
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-REG-S 4.25000% 12-21.07.23	850 000.00	577 426.12	0.19
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 6.00000% 03-17.10.22	1 300 000.00	888 867.18	0.30
豪ドル合計		10 569 109.01	3.53
カナダドル			
CAD CANADA, GOVERNMENT 0.75000% 16-01.09.21	2 350 000.00	1 507 983.21	0.50
CAD CANADA, GOVERNMENT 0.50000% 16-01.03.22	2 350 000.00	1 506 542.93	0.50
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.75000% 14-01.12.64	1 500 000.00	1 509 703.43	0.51
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.75000% 14-01.12.48	1 000 000.00	894 822.08	0.30
CAD CANADA, GOVERNMENT 2.25000% 14-01.06.25	1 800 000.00	1 250 476.87	0.42
CAD CANADA, GOVERNMENT 3.25000% 10-01.06.21	5 000 000.00	3 257 537.49	1.09
CAD CANADA, GOVERNMENT 3.50000% 11-01.12.45	1 150 000.00	1 130 678.34	0.38
CAD CANADA, GOVERNMENT 5.75000% 01-01.06.33	1 050 000.00	1 078 377.38	0.36
カナダドル合計		12 136 121.73	4.06
ユーロ			
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 1.50000% 14-15.05.24	200 000.00	216 504.00	0.07
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 4.75000% 98-04.07.28	200 000.00	286 127.60	0.10
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 4.00000% 05-04.01.37	350 000.00	605 377.50	0.20
EUR GERMANY, REPUBLIC OF 2.25000% 11-04.09.21	100 000.00	102 680.80	0.03
EUR ITALY, REPUBLIC OF BTP 3.75000% 10-01.03.21	2 200 000.00	2 238 038.00	0.75
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 4.00000% 05-01.02.37	660 000.00	917 430.36	0.31
EUR ITALY, REPUBLIC OF-BTP 2.20000% 17-01.06.27	1 400 000.00	1 555 086.40	0.52
ユーロ合計		5 921 244.66	1.98
米ドル			
USD CHINA OVERSEAS FINANCE CAYMAN II-REG-S 5.50000% 10-10.11.20	400 000.00	343 026.48	0.11
USD PFIZER INC 7.20000% 09-15.03.39	400 000.00	565 636.60	0.19
米ドル合計		908 663.08	0.30
ボンド、固定利付債合計		29 535 138.48	9.87
財務省証券(T-note)、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 5.00000% 07-15.05.37	3 100 000.00	4 287 357.76	1.43
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.50000% 09-15.02.39	400 000.00	479 456.24	0.16
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.62500% 14-15.02.44	3 590 000.00	4 482 142.47	1.50
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.00000% 15-15.05.45	1 200 000.00	1 372 971.91	0.46
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 16-15.08.46	1 400 000.00	1 413 158.67	0.47
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.87500% 17-30.09.22	6 450 000.00	5 691 800.34	1.90
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 17-15.11.20	5 000 000.00	4 272 392.45	1.43
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.37500% 14-15.08.24	4 800 000.00	4 436 265.88	1.48
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 15-15.02.25	4 700 000.00	4 315 036.07	1.44
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.50000% 14-15.05.24	4 750 000.00	4 387 997.86	1.47
米ドル合計		35 138 579.65	11.74
財務省証券(T-note)、固定利付債合計		35 138 579.65	11.74
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計			
		232 922 791.37	77.85

銘柄	数量/ 額面	ユーロ建評価額 先物/先渡為替契約/ スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
財務省証券(T-bill)、ゼロ・クーポン			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 23.07.20-21.01.21	9 000 000.00	7 672 476.86	2.56
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 05.12.19-03.12.20	9 000 000.00	7 673 648.36	2.57
米ドル合計		15 346 125.22	5.13
財務省証券(T-bill)、ゼロ・クーポン合計			15 346 125.22 5.13
ノート、固定利付債			
米ドル			
USD MORGAN STANLEY 3.75000% 13-25.02.23	400 000.00	366 116.20	0.12
米ドル合計		366 116.20	0.12
ノート、固定利付債合計			366 116.20 0.12
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債			
米ドル			
USD BANK OF AMERICA CORP 3.30000% 13-11.01.23	400 000.00	362 081.85	0.12
米ドル合計		362 081.85	0.12
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債合計			362 081.85 0.12
ボンド、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICA MOVIL SAB DE CV 3.12500% 12-16.07.22	400 000.00	354 752.06	0.12
米ドル合計		354 752.06	0.12
ボンド、固定利付債合計			354 752.06 0.12
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計			16 429 075.33 5.49
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改訂済)の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
ルクセンブルグ			
USD UBS (LUX) BOND SICAV - ASIAN HIGH YIELD U-X-ACC	1 163.00	11 791 490.03	3.94
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X-ACC	765.00	8 977 550.46	3.00
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLB EM OPP(USD)-U-X-ACC	225.00	6 019 429.71	2.01
ルクセンブルグ合計		26 788 470.20	8.95
投資信託、オープン・エンド型合計			26 788 470.20 8.95
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改訂済)の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs合計			26 788 470.20 8.95
投資有価証券合計			276 140 336.90 92.29

銘柄	数量/ 額面	ユーロ建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
金融派生商品			
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品			
債券関連金融先物			
EUR EURO-BUND FUTURE 08.12.20	-150.00	-111 470.00	-0.04
JPY JAPANESE GOVERNMENT 10Y BOND MINI (SGX) FUTURE 11.12.20	-100.00	-37 373.81	-0.01
AUD AUSTRALIA 10YR BOND FUTURE 15.12.20	203.00	179 420.74	0.06
CAD CAN 10YR BOND FUTURE 18.12.20	220.00	-13 330.21	0.00
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.20	115.00	17 281.86	0.01
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 21.12.20	-275.00	-43 970.92	-0.02
USD US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.20	215.00	15 989.47	0.01
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 21.12.20	16.00	-23 557.76	-0.01
債券関連金融先物合計		-17 010.63	0.00
指数関連金融先物			
EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 18.12.20	-343.00	222 570.00	0.07
EUR EURO STOXX SMALL 200 INDEX FUTURE 18.12.20	466.00	-144 820.00	-0.05
CHF SWISS MARKET INDEX FUTURE 18.12.20	-107.00	204 590.39	0.07
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 18.12.20	-89.00	171 217.59	0.06
SEK OMX 30 INDEX FUTURE 16.10.20	-370.00	-98 711.63	-0.03
USD S&P500 EMINI FUTURE 18.12.20	-53.00	-64 631.39	-0.02
AUD SPI 200 INDEX FUTURES 17.12.20	-66.00	150 544.09	0.05
CAD S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 17.12.20	-20.00	9 091.10	0.00
USD MINI MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 18.12.20	619.00	-408 233.49	-0.14
USD RUSSELL 2000 E-MINI INDEX FUTURE 18.12.20	-95.00	112 405.66	0.04
USD E-MINI RUSSELL 1000 VALUE INDEX FUTURE 18.12.20	299.00	-91 792.09	-0.03
JPY TOPIX INDX FUTURE 10.12.20	76.00	-18 383.88	-0.01
指数関連金融先物合計		43 846.35	0.01
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品合計		26 835.72	0.01
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない金融派生商品			
クレジット・デフォルト・スワップ*			
USD ICE/CDX.EM.34-V1 CDI REC 1.00000% 20-20.12.25	18 800 000.00	-1 013 502.56	-0.34
USD ICE/CDX.NA.IG.35-V1 CDI REC 1.00000% 20-20.12.25	5 350 000.00	96 350.54	0.03
USD ICE/CDX.NA.HY.35-V1 CDI REC 5.00000% 20-20.12.25	31 950 000.00	1 154 218.48	0.39
クレジット・デフォルト・スワップ合計	237 066.46	0.08	
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない金融派生商品合計		237 066.46	0.08
金融派生商品合計		263 902.18	0.09

* 額面が正：サブ・ファンドは「プロテクションの受取側」、額面が負：サブ・ファンドは「プロテクションの支払側」

銘柄						数量/ 額面	ユーロ建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）				
先渡為替契約												
購入通貨 / 購入金額 / 売却通貨 / 売却金額 / 満期日												
EUR	18	733	147.69	AUD	30	461	727.92	12.11.2020	129	740.72	0.04	
EUR	179	107	838.74	USD	211	931	320.37	12.11.2020	-1	452	461.43	-0.48
EUR	22	840	679.08	CAD	35	483	406.09	12.11.2020	204	437.89	0.07	
EUR	13	642	838.32	GBP	12	304	999.77	12.11.2020	86	148.56	0.03	
EUR	5	280	680.18	DKK	39	300	000.00	12.11.2020	1	832.84	0.00	
NOK	81	977	918.42	EUR	7	722	588.17	12.11.2020	-257	341.18	-0.09	
EUR	6	174	648.54	NZD	10	935	000.00	12.11.2020	16	640.49	0.01	
EUR	5	808	546.87	SEK	60	314	097.80	12.11.2020	64	183.05	0.02	
JPY	1	282	075	005.00	EUR	10	205	343.09	12.11.2020	150	833.19	0.05
EUR	18	208	995.89	CHF	19	727	917.49	12.11.2020	-108	108.19	-0.04	
EUR	2	305	959.48	HKD	21	149	999.57	12.11.2020	-18	681.75	-0.01	
MXN	162	950	000.00	EUR	6	292	208.87	12.11.2020	-34	453.67	-0.01	
EUR		165	792.08	AUD		270	000.00	12.11.2020		899.27	0.00	
EUR	11	474	483.77	USD	13	650	000.00	12.11.2020	-154	982.29	-0.05	
EUR		282	168.77	AUD		460	000.00	12.11.2020	1	240.28	0.00	
CAD	45	363	000.00	EUR	29	020	730.28	19.10.2020	-67	824.48	-0.02	
GBP	23	630	400.00	EUR	25	665	538.62	19.10.2020	379	779.17	0.13	
ZAR	116	370	000.00	AUD	9	680	531.88	12.11.2020	1	913.44	0.00	
EUR		176	913.36	CHF		190	000.00	12.11.2020		500.93	0.00	
USD	14	596	878.38	TWD	418	040	000.00	27.11.2020	37	557.84	0.01	
USD	7	317	180.77	KRW	8	508	930	000.00	27.11.2020	11	724.88	0.00
COP	23	689	110	000.00	USD	6	211	500.49	27.11.2020	-71	264.53	-0.02
BRL	36	740	000.00	USD	6	774	223.29	27.11.2020	-226	368.32	-0.08	
CLP	5	967	850	000.00	USD	7	732	879.82	27.11.2020	-131	041.79	-0.04
EUR		819	391.58	USD		960	000.00	12.11.2020	1	495.07	0.00	
EUR		80	508.17	GBP		73	800.00	19.10.2020	-833.85	0.00		
EUR	1	008	815.39	CAD	1	573	500.00	19.10.2020	4	530.02	0.00	
JPY	250	000	000.00	EUR	2	036	051.30	12.11.2020	-16	634.29	-0.01	
EUR		657	859.77	GBP		601	600.00	19.10.2020	-5	220.97	0.00	
EUR		188	412.27	USD		220	000.00	12.11.2020		977.65	0.00	
EUR		381	722.79	JPY	47	000	000.00	12.11.2020	2	072.39	0.00	
GBP		730	000.00	EUR		804	594.79	12.11.2020	-337.68	0.00		
EUR		296	448.85	AUD		490	000.00	12.11.2020	-2	801.06	0.00	
CAD		141	900.00	EUR		90	936.21	19.10.2020	-368.63	0.00		
先渡為替契約合計									-1	452	216.43	-0.49
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産									23	721	788.77**	7.93
その他の資産および負債										531	652.71	0.18
純資産総額									299	205	464.13	100.00

** 2020年9月30日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、バンク・オブ・アメリカについては383,746.22ユーロである。

注記は当財務書類の一部である。

U B S (Lux)キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ (米ドル)

2020年 9 月30日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現 (損) 益 (注 1)	純資産 比率 (%)
----	-----------	---	------------------

公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品

ノート、固定利付債

ユーロ

EUR	ABBVIE INC-144A 2.12500% 20-01.06.29	100 000.00	131 352.98	0.30
EUR	GOLDMAN SACHS GROUP INC-REG-S 3.37500% 20-27.03.25	45 000.00	59 644.66	0.14
ユーロ合計			190 997.64	0.44

米ドル

USD	3M CO 2.65000% 20-15.04.25	20 000.00	21 701.59	0.05
USD	ABBVIE INC 4.25000% 18-14.11.28	50 000.00	59 311.42	0.14
USD	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC 2.05000% 20-15.05.30	20 000.00	20 993.09	0.05
USD	ALBEMARLE CORPORATION 5.45000% 14-01.12.44	50 000.00	54 895.21	0.13
USD	ALTRIA GROUP INC 4.40000% 19-14.02.26	35 000.00	40 430.70	0.09
USD	ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC 4.15000% 19-23.01.25	25 000.00	28 288.19	0.07
USD	APACHE CORP 4.25000% 12-15.01.44	80 000.00	68 000.00	0.16
USD	APT PIPELINES LTD-REG-S 4.20000% 15-23.03.25	20 000.00	22 063.80	0.05
USD	ARCHER-DANIELS MIDLAND CO 2.75000% 20-27.03.25	15 000.00	16 298.96	0.04
USD	AT&T INC 4.35000% 19-01.03.29	80 000.00	94 168.57	0.22
USD	BAT CAPITAL CORP 3.55700% 18-15.08.27	40 000.00	43 200.43	0.10
USD	BIOGEN INC 2.25000% 20-01.05.30	65 000.00	66 565.07	0.15
USD	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD 2.95000% 17-15.01.23	35 000.00	36 403.75	0.08
USD	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD 3.85000% 17-01.06.27	50 000.00	53 835.71	0.13
USD	CCO LLC/CAPITAL 4.50000% 18-01.02.24	60 000.00	66 529.00	0.15
USD	CENOVUS ENERGY INC 4.25000% 17-15.04.27	40 000.00	36 163.21	0.08
USD	CHEVRON CORP 1.14100% 20-11.05.23	10 000.00	10 193.40	0.02
USD	CIGNA CORP 3.40000% 19-17.09.21	45 000.00	46 310.84	0.11
USD	CIGNA CORP 4.37500% 19-15.10.28	40 000.00	47 582.31	0.11
USD	CNOOC PETROLEUM NORTH AMERICA ULC 6.40000% 07-15.05.37	45 000.00	65 868.75	0.15
USD	COMCAST CORP 3.95000% 18-15.10.25	50 000.00	57 389.68	0.13
USD	CONAGRA BRANDS INC 3.80000% 18-22.10.21	20 000.00	20 680.65	0.05
USD	CVS HEALTH CORP 2.62500% 19-15.08.24	45 000.00	47 965.53	0.11
USD	CVS HEALTH CORP 3.35000% 18-09.03.21	16 000.00	16 208.94	0.04
USD	DIAMONDBACK ENERGY INC 3.25000% 19-01.12.26	50 000.00	50 164.69	0.12
USD	ENABLE MIDSTREAM PARTNERS LP 3.90000% 15-15.05.24	35 000.00	34 461.94	0.08
USD	ENERGY TRANSFER OPERATING LP 4.50000% 19-15.04.24	35 000.00	37 073.30	0.09
USD	EXELON CORP 3.40000% 16-15.04.26	25 000.00	27 991.53	0.07
USD	GENERAL ELECTRIC CO 3.45000% 20-01.05.27	10 000.00	10 587.87	0.02
USD	GENERAL ELECTRIC CO 3.62500% 20-01.05.30	10 000.00	10 356.13	0.02
USD	GENERAL ELECTRIC CO 3.15000% 12-07.09.22	30 000.00	31 331.89	0.07
USD	GENERAL MOTORS FINANCIAL CO 4.35000% 18-09.04.25	105 000.00	113 906.50	0.26
USD	GEORGIA POWER CO 2.10000% 20-30.07.23	35 000.00	36 536.63	0.08
USD	GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.50000% 20-01.04.25	130 000.00	143 477.07	0.33
USD	HCP INC 3.87500% 14-15.08.24	45 000.00	49 886.92	0.12
USD	ILLINOIS TOOL WORKS INC 2.65000% 16-15.11.26	60 000.00	66 538.69	0.15
USD	JPMORGAN CHASE & CO 3.20000% 13-25.01.23	270 000.00	287 004.06	0.67
USD	KINDER MORGAN INC 3.15000% 17-15.01.23	45 000.00	47 262.76	0.11
USD	KRAFT HEINZ FOODS CO 5.00000% 13-04.06.42	50 000.00	54 756.13	0.13
USD	LINCOLN NATIONAL CORP 3.80000% 18-01.03.28	80 000.00	92 099.09	0.21
USD	MARATHON OIL CORP 3.85000% 15-01.06.25	40 000.00	41 049.66	0.10
USD	MEXICHEM SAB DE CV-REG-S 5.50000% 17-15.01.48	200 000.00	224 250.00	0.52
USD	MORGAN STANLEY 2.50000% 16-21.04.21	140 000.00	141 695.91	0.33
USD	NATWEST GROUP PLC-SUB 6.10000% 13-10.06.23	65 000.00	71 877.12	0.17

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD NIKE INC 2.40000% 20-27.03.25	10 000.00	10 743.05	0.02
USD NOBLE ENERGY INC 3.85000% 17-15.01.28	30 000.00	34 067.66	0.08
USD ORACLE CORP 2.50000% 20-01.04.25	25 000.00	26 790.00	0.06
USD SCENTRE GROUP TRUST 1 /2-REG-S 2.37500% 15-28.04.21	55 000.00	55 353.98	0.13
USD SOUTHERN CO 3.25000% 16-01.07.26	50 000.00	55 793.04	0.13
USD SUNCOR ENERGY INC 3.10000% 20-15.05.25	20 000.00	21 485.16	0.05
USD TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NL III BV 2.80000% 16- 21.07.23	35 000.00	33 085.94	0.08
USD UNITED TECHNOLOGIES CORP 3.95000% 18-16.08.25	40 000.00	45 457.41	0.11
USD VALERO ENERGY CORP 2.85000% 20-15.04.25	10 000.00	10 494.18	0.02
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.37600% 18-15.02.25	26 000.00	28 978.64	0.07
USD VIRGINIA ELECTRIC & POWER CO 3.80000% 18-01.04.28	20 000.00	23 512.10	0.05
USD VISA INC 1.90000% 20-15.04.27	35 000.00	37 172.87	0.09
USD WELLS FARGO & CO 3.06900% 17-24.01.23	80 000.00	82 513.80	0.19
USD WESTPAC BANKING CORP 2.00000% 20-13.01.23	35 000.00	36 282.06	0.08
USD WILLIAMS COS INC/THE 4.30000% 14-04.03.24	35 000.00	38 274.63	0.09
USD WPP FINANCE 2010 3.75000% 14-19.09.24	30 000.00	32 932.42	0.08
USD XLIT LTD 5.25000% 13-15.12.43	25 000.00	34 317.65	0.08
米ドル合計		3 220 611.28	7.47
ノート、固定利付債合計		3 411 608.92	7.91
ノート、変動利付債			
米ドル			
USD BK OF AMERICA CORP 3.004%/VAR 18-20.12.23	120 000.00	125 975.43	0.29
USD ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 5.625%/VAR 14-PRP	185 000.00	193 787.50	0.45
USD NATWEST GROUP PLC 4.519%/VAR 18-25.06.24	200 000.00	215 565.24	0.50
米ドル合計		535 328.17	1.24
ノート、変動利付債合計		535 328.17	1.24
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債			
豪ドル			
AUD AURIZON NETWORK PTY LTD-REG-S 4.00000% 17-21.06.24	30 000.00	23 219.26	0.05
AUD BANCO SANTANDER SA 4.00000% 17-19.01.23	200 000.00	149 982.44	0.35
豪ドル合計		173 201.70	0.40
ユーロ			
EUR BANCO SANTANDER SA-REG-S-SUB 3.25000% 16-04.04.26	100 000.00	129 326.87	0.30
EUR BAT INTERNATIONAL FINANCE PLC-REG-S 0.87500% 15-13.10.23	100 000.00	119 383.51	0.28
EUR BNP PARIBAS-REG-S 1.00000% 18-17.04.24	100 000.00	120 643.87	0.28
EUR BPCE SA-REG-S 1.37500% 18-23.03.26	100 000.00	123 191.80	0.29
EUR CANAL DE ISABEL II GESTION SA-REG-S 1.68000% 15-26.02.25	100 000.00	124 393.63	0.29
EUR CREDIT AGRICOLE SA LONDON-REG-S 1.37500% 18-13.03.25	100 000.00	122 871.44	0.28
EUR DAIMLER AG-REG-S 2.00000% 20-22.08.26	25 000.00	31 717.25	0.07
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S 1.62500% 19-12.02.21	100 000.00	117 841.24	0.27
EUR FORD MOTOR CREDIT CO LLC 3.02100% 19-06.03.24	100 000.00	114 773.12	0.27
EUR GALP GAS NATURAL DISTRIBUICAO SA-REG-S 1.37500% 16- 19.09.23	100 000.00	120 248.23	0.28
EUR GLOBALWORTH REAL ESTATE INVEST-REG-S 3.00000% 18-29.03.25	100 000.00	117 851.33	0.27
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC-REG-S 1.62500% 16-27.07.26	50 000.00	62 443.26	0.14
EUR ING GROEP NV-REG-S 1.12500% 18-14.02.25	100 000.00	122 017.98	0.28
EUR NET4GAS SRO-REG-S 2.50000% 14-28.07.21	100 000.00	119 059.16	0.28
EUR PETROLEOS MEXICANOS-REG-S 3.75000% 17-21.02.24	100 000.00	110 705.49	0.26
EUR REDEXIS GAS FINANCE BV-REG-S 1.87500% 15-27.04.27	100 000.00	123 703.45	0.29
ユーロ合計		1 780 171.63	4.13

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
英ポンド			
GBP ANGLIAN WATER SERVICES FINANCING-REG-S 4.50000% 13- 22.02.26	100 000.00	142 590.41	0.33
GBP LLOYDS BANKING GROUP PLC 2.25000% 17-16.10.24	100 000.00	133 672.93	0.31
GBP PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC-REG-S-SUB 4.12500% 17-20.07.22	100 000.00	134 089.28	0.31
英ポンド合計		410 352.62	0.95
米ドル			
USD BANK OF AMERICA CORP 3.87500% 15-01.08.25	100 000.00	113 648.00	0.26
USD MORGAN STANLEY 4.00000% 15-23.07.25	110 000.00	124 327.52	0.29
USD MORGAN STANLEY-SUB 4.35000% 14-08.09.26	30 000.00	34 725.02	0.08
USD WALT DISNEY CO/THE 1.85000% 16-30.07.26	10 000.00	10 484.60	0.03
USD WELLS FARGO & CO 2.62500% 17-22.07.22	70 000.00	72 575.86	0.17
米ドル合計		355 761.00	0.83
ミディアム・ターム・ノート、固定利付債合計		2 719 486.95	6.31
ミディアム・ターム・ノート、変動利付債			
ユーロ			
EUR AXA SA-REG-S-SUB 3.250%/VAR 18-28.05.49	100 000.00	131 231.26	0.30
EUR BARCLAYS PLC-REG-S-SUB 2.625%/VAR 15-11.11.25	140 000.00	164 286.58	0.38
EUR COMMONWEALTH BK OF AUSTRLIA-REG-S-SUB 1.936%/VAR 17- 03.10.29	100 000.00	120 823.99	0.28
EUR IBERDROLA INTERNATIONAL BV-REG-S-SUB 2.625%/VAR 18-PRP	100 000.00	121 510.19	0.28
EUR UBS AG-REG-S-SUB 4.750%/VAR 14-12.02.26	100 000.00	118 584.23	0.28
ユーロ合計		656 436.25	1.52
英ポンド			
GBP BARCLAYS PLC-REG-S 2.375%/VAR 17-06.10.23	100 000.00	131 978.07	0.30
GBP CYBG PLC-REG-S 3.375%/VAR 18-24.04.26	100 000.00	129 538.82	0.30
GBP YORKSHIRE WATER SERVICES FIN-REG-S 3.750%/VAR 10-22.03.46	110 000.00	146 275.43	0.34
英ポンド合計		407 792.32	0.94
米ドル			
USD DBS GROUP HOLDINGS LTD-REG-S-SUB 3.600%/VAR 16-PRP	200 000.00	201 186.00	0.47
米ドル合計		201 186.00	0.47
ミディアム・ターム・ノート、変動利付債合計		1 265 414.57	2.93
ポンド、固定利付債			
豪ドル			
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.25000% 16-21.05.28	610 000.00	490 247.61	1.14
豪ドル合計		490 247.61	1.14
カナダドル			
CAD CANADA, GOVERNMENT 1.50000% 19-01.09.24	800 000.00	627 213.18	1.45
カナダドル合計		627 213.18	1.45
ユーロ			
EUR ADO PROPERTIES SA-REG-S 1.50000% 17-26.07.24	100 000.00	112 191.41	0.26
EUR IRELAND, REPUBLIC OF-REG-S 1.00000% 16-15.05.26	560 000.00	711 313.55	1.65
EUR RESA SA/BELGIUM-REG-S 1.00000% 16-22.07.26	100 000.00	120 404.02	0.28
EUR SPAIN, KINGDOM OF-REG-S 1.60000% 15-30.04.25	200 000.00	254 952.40	0.59
EUR TAURON POLSKA ENERGIA SA-REG-S 2.37500% 17-05.07.27	100 000.00	118 804.10	0.27
EUR TDF INFRASTRUCTURE SAS 2.87500% 15-19.10.22	100 000.00	120 944.78	0.28
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE II BV-REG-S 1.12500% 16- 15.10.24	140 000.00	141 751.40	0.33
EUR TRANSPORT ET INFRASTRUCTURES GAZ-REG-S 2.20000% 15- 05.08.25	100 000.00	127 091.81	0.29
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FIN NV-REG-S 1.12500% 17- 02.10.23	100 000.00	119 848.35	0.28

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FIN NV-REG-S 4.12500% 18- 16.11.38	100 000.00	157 686.24	0.37
EUR VVO-YHTYMA OYJ-REG-S 1.62500% 16-17.10.23	100 000.00	121 402.97	0.28
ユーロ合計		2 106 391.03	4.88
英ポンド			
GBP BARCLAYS BANK PLC-SUB 9.50000% 96-07.08.21	55 000.00	75 938.22	0.18
英ポンド合計		75 938.22	0.18
日本円			
JPY JAPAN 0.10000% 20-01.05.22	53 000 000.00	504 577.28	1.17
JPY JAPAN 0.40000% 15-20.03.25	80 000 000.00	775 968.92	1.80
日本円合計		1 280 546.20	2.97
米ドル			
USD AMERICAN AIRLINES PASS THROUGH TRUST 4.37500% 14-01.10.22	50 000.00	18 044.53	0.04
USD CITIGROUP INC 3.87500% 13-25.10.23	160 000.00	175 212.15	0.41
USD CNAC HK FINBRIDGE CO LTD-REG-S 4.62500% 18-14.03.23	200 000.00	211 750.00	0.49
USD MEXICO CITY AIRPORT TRUST-REG-S 5.50000% 17-31.07.47	200 000.00	162 554.00	0.38
USD MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 2.66500% 17-25.07.22	40 000.00	41 427.20	0.10
USD NATL RURAL UTIL COOPERATIVE FIN CORP 3.70000% 19-15.03.29	25 000.00	29 352.67	0.07
USD PACIFICORP 2.70000% 20-15.09.30	10 000.00	10 964.91	0.02
USD REYNOLDS AMERICAN INC 4.45000% 15-12.06.25	40 000.00	45 013.53	0.10
USD SOUTHERN CALIFORNIA EDISON CO 3.70000% 18-01.08.25	25 000.00	27 711.72	0.06
米ドル合計		722 030.71	1.67
債券、固定利付債合計		5 302 366.95	12.29
債券、ゼロ・クーポン債			
ユーロ			
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OAT-REG-S 0.00000% 19-25.03.25	310 000.00	373 535.79	0.87
EUR GERMANY, REPUBLIC OF-REG-S 0.00000% 20-11.04.25	1 040 000.00	1 260 230.63	2.92
ユーロ合計		1 633 766.42	3.79
債券、ゼロ・クーポン債合計		1 633 766.42	3.79
債券、変動利付債			
ユーロ			
EUR CREDIT LOGEMENT SA-SUB 4.60400%/3M EURIBOR+115BP 06-PRP	100 000.00	98 976.35	0.23
EUR SWISS LIFE AG VIA DEMETER INV BV-SUB 4.375%/VAR 15-PRP	100 000.00	130 219.85	0.30
EUR UNIBAIL-RODAMCO SE-REG-S-SUB 2.875%/VAR 18-PRP	100 000.00	102 371.17	0.24
EUR VOLKSWAGEN INTL FINANCE NV-REG-S-SUB 3.375%/VAR 18-PRP	100 000.00	118 057.65	0.27
ユーロ合計		449 625.02	1.04
米ドル			
USD SCOR SE-REG-S-SUB 5.250%/VAR 18-PRP	200 000.00	201 900.00	0.47
USD WESTPAC BANKING CORP-SUB 5.000%/VAR 17-PRP	90 000.00	91 278.00	0.21
米ドル合計		293 178.00	0.68
債券、変動利付債合計		742 803.02	1.72
財務省証券(T-note)、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.87500% 17-31.07.22	1 130 000.00	1 166 107.00	2.70
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.75000% 18-30.11.20	3 600 000.00	3 615 571.44	8.38
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.50000% 16-28.02.23	240 000.00	247 884.36	0.57

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 12-15.02.22	1 440 000.00	1 477 068.62	3.42
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.37500% 16-30.09.23	360 000.00	373 134.35	0.87
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.37500% 30.04.20-30.04.25	660 000.00	663 892.94	1.54
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.25000% 20-31.05.25	1 340 000.00	1 340 156.91	3.11
米ドル合計		8 883 815.62	20.59
財務省証券(T-note)、固定利付債合計		8 883 815.62	20.59
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		24 494 590.62	56.78
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
財務省証券(T-bill)、ゼロ・クーポン			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 26.03.20-25.03.21	4 300 000.00	4 297 752.95	9.96
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 05.12.19-03.12.20	3 400 000.00	3 399 434.75	7.88
米ドル合計		7 697 187.70	17.84
財務省証券(T-bill)、ゼロ・クーポン合計		7 697 187.70	17.84
ノート、固定利付債			
カナダドル			
CAD ROYAL BANK OF CANADA 1.65000% 16-15.07.21	95 000.00	71 851.51	0.16
CAD TELUS CORP 3.75000% 14-17.01.25	15 000.00	12 338.12	0.03
カナダドル合計		84 189.63	0.19
米ドル			
USD ABBVIE INC-144A 3.45000% 20-15.03.22	40 000.00	41 489.19	0.10
USD ABBVIE INC-144A 4.75000% 20-15.03.45	12 000.00	14 501.90	0.03
USD BRISTOL-MYERS SQUIBB CO 3.87500% 20-15.08.25	70 000.00	79 811.55	0.19
USD BROADCOM INC 3.15000% 20-15.11.25	35 000.00	37 909.50	0.09
USD CHEVRON PHILLIPS CHEMICAL CO LLC-144A 3.30000% 18-01.05.23	125 000.00	132 633.89	0.31
USD CITIGROUP INC-SUB 4.60000% 16-09.03.26	30 000.00	34 390.41	0.08
USD COSTCO WHOLESALE CORP 1.60000% 20-20.04.30	15 000.00	15 250.98	0.04
USD DELL INTERNATIONAL LLC / EMC CORP-144A 5.30000% 19-01.10.29	85 000.00	97 486.44	0.23
USD ENLINK MIDSTREAM PARTNERS LP 4.40000% 14-01.04.24	50 000.00	45 000.00	0.10
USD ERAC USA FINANCE LLC-144A 5.62500% 12-15.03.42	30 000.00	38 209.51	0.09
USD GLENCORE FUNDING LLC-144A 4.87500% 19-12.03.29	50 000.00	58 485.76	0.14
USD JPMORGAN CHASE & CO-SUB 3.62500% 16-01.12.27	75 000.00	83 984.60	0.19
USD KINDER MORGAN INC-144A 5.62500% 13-15.11.23	40 000.00	45 041.52	0.10
USD LIBERTY MUTUAL GROUP INC-144A 4.56900% 19-01.02.29	50 000.00	60 321.88	0.14
USD MPLX LP 4.25000% 20-01.12.27	20 000.00	22 415.87	0.05
USD NXP BV / NXP FDNG LLC / NXP USA-144A 2.70000% 20-01.05.25	5 000.00	5 296.81	0.01
USD ONCOR ELECTRIC DELIVERY CO 3.70000% 19-15.11.28	20 000.00	23 521.07	0.05
USD ORIGIN ENERGY FINANCE LTD-REG-S 5.45000% 11-14.10.21	40 000.00	41 751.20	0.10
USD OTIS WORLDWIDE CORP 2.56500% 20-15.02.30	50 000.00	53 736.54	0.12
USD PPL CAPITAL FUNDING INC 4.70000% 13-01.06.43	85 000.00	104 118.80	0.24
USD SOUTHWESTERN ELECTRIC POWER 6.20000% 10-15.03.40	75 000.00	103 144.51	0.24
USD SWISS RE TREASURY (US) CORP-144A 4.25000% 12-06.12.42	40 000.00	49 494.84	0.11
USD TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE IV LLC 3.65000% 11-10.11.21	20 000.00	19 931.25	0.05
USD UNITD AIRLNS 2016-1 CL B PAS THROUGH TRT 3.65000% 17-07.01.26	50 000.00	29 923.51	0.07
USD VIACOMCBS INC 4.75000% 20-15.05.25	95 000.00	109 144.81	0.25
USD XCEL ENERGY INC 4.80000% 11-15.09.41	120 000.00	150 189.46	0.35
米ドル合計		1 497 185.80	3.47
ノート、固定利付債合計		1 581 375.43	3.66

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
メディアム・ターム・ノート、固定利付債			
豪ドル			
AUD AUSGRID FINANCE PTY LTD-REG-S 3.75000% 17-30.10.24	50 000.00	39 107.31	0.09
豪ドル合計		39 107.31	0.09
カナダドル			
CAD SUNCOR ENERGY INC 3.00000% 16-14.09.26	40 000.00	31 847.87	0.08
カナダドル合計		31 847.87	0.08
メディアム・ターム・ノート、固定利付債合計		70 955.18	0.17
ボンド、変動利付債			
日本円			
JPY JAPAN 0.100%/CPI LINKED 19-10.03.29	27 000 000.00	255 970.92	0.59
日本円合計		255 970.92	0.59
ニュージーランド・ドル			
NZD NEW ZEALAND 3.000%/CPI LINKED 13-20.09.30	740 000.00	729 219.69	1.69
ニュージーランド・ドル合計		729 219.69	1.69
ボンド、変動利付債合計		985 190.61	2.28
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		10 334 708.92	23.95
最近発行された譲渡性のある証券および短期金融商品			
ノート、固定利付債			
米ドル			
USD CHEVRON PHILLIPS CHEMICAL CO LLC-144A 5.12500% 20-01.04.25	30 000.00	35 284.79	0.08
USD NXP BV / NXP FDNG LLC / NXP USA-144A 3.15000% 20-01.05.27	20 000.00	21 615.88	0.05
米ドル合計		56 900.67	0.13
ノート、固定利付債合計		56 900.67	0.13
最近発行された譲渡性のある証券および短期金融商品合計		56 900.67	0.13
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改訂済)の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD ISHARES EDGE MSCI WORLD VALUE FACTOR-ETF-ACCUM	30 716.00	825 338.92	1.91
EUR ISHARES VII PLC - ISHARES MSCI EMU SMALL CAP UCITS ETF-EUR	3 742.00	860 322.32	2.00
アイルランド合計		1 685 661.24	3.91
投資信託、オープン・エンド型合計		1 685 661.24	3.91
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改訂済)の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs合計		1 685 661.24	3.91
投資有価証券合計		36 571 861.45	84.77

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
金融派生商品			
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品			
債券関連金融先物			
EUR EURO-BUND FUTURE 08.12.20	-5.00	-2 579.83	0.00
EUR EURO-BUXL FUTURE 08.12.20	-1.00	-2 814.36	-0.01
GBP LONG GILT FUTURE 29.12.20	-6.00	-2 327.04	0.00
CAD CAN 10YR BOND FUTURE 18.12.20	3.00	-224.59	0.00
USD US 10YR ULTRA NOTE FUTURE 21.12.20	-5.00	-3 750.00	-0.01
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.20	19.00	4 007.80	0.01
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 21.12.20	-15.00	937.50	0.00
USD US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.20	30.00	1 406.28	0.00
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 21.12.20	-2.00	-562.50	0.00
債券関連金融先物合計		-5 906.74	-0.01
指数関連金融先物			
USD MSCI WORLD NR INDEX FUTURE 18.12.20	-12.00	2 760.00	0.01
EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 18.12.20	-29.00	40 978.25	0.10
EUR EURO STOXX BANKS PRICE INDEX FUTURE 18.12.20	223.00	-89 694.83	-0.21
CHF SWISS MARKET INDEX FUTURE 18.12.20	2.00	-5 159.18	-0.01
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 18.12.20	5.00	-12 688.83	-0.03
EUR FTSE/MIB INDEX FUTURE 18.12.20	7.00	-33 244.63	-0.08
USD S&P500 EMINI FUTURE 18.12.20	21.00	22 837.50	0.05
AUD SPI 200 INDEX FUTURES 17.12.20	2.00	-3 404.56	-0.01
CAD S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 17.12.20	2.00	-158.71	0.00
USD MINI MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 18.12.20	65.00	-34 820.00	-0.08
USD RUSSELL 2000 E-MINI INDEX FUTURE 18.12.20	-11.00	-1 182.50	0.00
JPY TOPIX INDX FUTURE 10.12.20	3.00	6 396.29	0.01
指数関連金融先物合計		-107 381.20	-0.25
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品合計		-113 287.94	-0.26
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない金融派生商品			
クレジット・デフォルト・スワップ*			
EUR ICE/ITRX.XOVER.34-V1 CDI REC 5.00000% 20-20.12.25	520 000.00	44 480.19	0.10
USD ICE/CDX.NA.HY.35-V1 CDI REC 5.00000% 20-20.12.25	1 500 000.00	63 544.33	0.15
クレジット・デフォルト・スワップ合計		108 024.52	0.25
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない金融派生商品合計		108 024.52	0.25
金融派生商品合計		-5 263.42	-0.01

* 額面が正：サブ・ファンドは「プロテクションの受取側」、額面が負：サブ・ファンドは「プロテクションの支払側」

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現（損）益 （注１）	純資産 比率 （％）
先渡為替契約			
購入通貨 / 購入金額 / 売却通貨 / 売却金額 / 満期日			
CLP	519 600 000.00 USD	681 862.92 26.10.2020	-22 222.77 -0.05
USD	639 032.82 TWD	18 500 000.00 26.10.2020	-1 787.67 0.00
MYR	2 951 000.00 USD	712 888.03 26.10.2020	-3 338.76 -0.01
USD	637 127.38 KRW	747 000 000.00 26.10.2020	-4 003.96 -0.01
COP	9 852 991 000.00 USD	2 647 173.35 26.10.2020	-93 922.13 -0.22
BRL	13 850 000.00 USD	2 627 559.97 26.10.2020	-171 532.16 -0.40
JPY	251 700 000.00 USD	2 408 131.51 26.10.2020	-22 441.97 -0.05
USD	7 833 308.03 EUR	6 670 000.00 26.10.2020	8 076.07 0.02
CHF	17 879 300.00 USD	19 526 176.80 26.10.2020	-53 255.24 -0.12
USD	2 497 651.39 THB	78 430 000.00 26.10.2020	22 671.97 0.05
ZAR	21 830 000.00 USD	1 299 648.37 26.10.2020	5 516.91 0.01
USD	3 312 639.19 NZD	4 970 000.00 27.10.2020	27 461.62 0.06
MXN	41 850 000.00 USD	1 951 642.91 26.10.2020	-61 007.85 -0.14
USD	3 482 877.92 CAD	4 635 000.00 26.10.2020	12 661.39 0.03
NOK	47 770 000.00 USD	5 123 013.45 26.10.2020	-17 415.16 -0.04
PLN	2 425 000.00 USD	631 745.84 26.10.2020	-4 511.09 -0.01
USD	2 782 283.93 GBP	2 175 000.00 26.10.2020	-29 884.20 -0.07
SEK	23 260 000.00 USD	2 625 331.95 26.10.2020	-25 843.63 -0.06
USD	3 296 048.52 AUD	4 570 000.00 26.10.2020	20 358.96 0.05
USD	3 991 495.00 CHF	3 655 000.00 26.10.2020	10 716.77 0.03
EUR	1 806 800.00 USD	2 122 290.77 26.10.2020	-2 556.27 -0.01
USD	658 780.38 AUD	925 000.00 26.10.2020	-4 242.12 -0.01
USD	327 473.29 TWD	9 500 000.00 26.10.2020	-1 596.69 0.00
USD	322 209.44 KRW	378 000 000.00 26.10.2020	-2 218.47 -0.01
AUD	920 000.00 USD	648 356.20 26.10.2020	11 082.40 0.03
USD	646 460.70 HUF	202 050 000.00 26.10.2020	-5 702.05 -0.01
RUB	50 509 600.00 USD	639 422.73 26.10.2020	10 082.23 0.02
USD	392 049.46 CHF	363 300.00 26.10.2020	-3 632.27 -0.01
USD	19 104.58 EUR	16 300.00 26.10.2020	-18.55 0.00
先渡為替契約合計			-402 504.69 -0.93
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産			7 853 627.01 18.20
当座借越およびその他の短期負債			-974 311.26 -2.26
その他の資産および負債			96 751.69 0.23
純資産総額			43 140 160.78 100.00

注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.9.2020
Investments in securities, cost	319 697 401.67
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	15 402 750.22
Total investments in securities (Note 1)	335 100 151.89
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	6 008 815.07*
Other liquid assets (Margins)	7 862 066.20
Receivable on subscriptions	1 661.72
Interest receivable on securities	408 331.94
Unrealized gain on financial futures (Note 1)	379 791.86
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	568 820.96
Unrealized gain on swaps (Note 1)	1 506 724.50
Total Assets	351 836 364.14
Liabilities	
Payable on redemptions	-590 223.24
Other liabilities	-1 303.28
Provisions for flat fee (Note 2)	-265 901.63
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-11 689.94
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-31 578.00
Total provisions	-309 169.57
Total Liabilities	-900 696.09
Net assets at the end of the financial year	350 935 668.05

Statement of Operations

	USD
Income	1.10.2019-30.9.2020
Interest on liquid assets	45 501.51
Interest on securities	2 073 076.26
Dividends (Note 1)	717 969.84
Interest received on swaps (Note 1)	1 411 713.41
Income on securities lending (Note 16)	132 472.87
Other income (Note 4)	88 337.39
Total income	4 469 071.28
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-123 948.51
Flat fee (Note 2)	-6 808 975.57
Taxe d'abonnement (Note 3)	-61 524.45
Cost on securities lending (Note 16)	-52 989.15
Other commissions and fees (Note 2)	-115 080.41
Interest on cash and bank overdraft	-58 790.08
Total expenses	-7 221 308.17
Net income (loss) on investments	-2 752 236.89
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	91 778 604.95
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	-12 233.98
Realized gain (loss) on financial futures	-2 503 134.23
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-6 874 915.35
Realized gain (loss) on swaps	-1 904 311.01
Realized gain (loss) on foreign exchange	553 449.66
Total realized gain (loss)	81 037 460.04
Net realized gain (loss) of the financial year	78 285 223.15
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-63 886 427.31
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	7 609.05
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-430 622.94
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-408 898.42
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-157 467.80
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-64 875 807.42
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	13 409 415.73

* As at 30 September 2020, cash amounts serve as collateral for the counterparty Bank of America for an amount of USD 490 000.00.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

121

Changes in Net Assets

	USD
	1.10.2019-30.9.2020
Net assets at the beginning of the financial year	410 826 248.90
Subscriptions	24 401 448.95
Redemptions	-97 701 445.53
Total net subscriptions (redemptions)	-73 299 996.58
Net income (loss) on investments	-2 752 236.89
Total realized gain (loss)	81 037 460.04
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-64 875 807.42
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	13 409 415.73
Net assets at the end of the financial year	350 935 668.05

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.10.2019-30.9.2020
Class	I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	170 783.9950
Number of shares issued	56 388.1330
Number of shares redeemed	-207 677.8520
Number of shares outstanding at the end of the financial year	19 494.2760
Class	K-1-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	3.3000
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	0.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	3.3000
Class	P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	20 142 323.3070
Number of shares issued	469 826.1370
Number of shares redeemed	-3 465 358.3330
Number of shares outstanding at the end of the financial year	17 146 791.1110
Class	(JPY) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	6 421.0500
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-5 137.3560
Number of shares outstanding at the end of the financial year	1 283.6940
Class	Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	234 113.5110
Number of shares issued	55 701.8360
Number of shares redeemed	-42 814.9050
Number of shares outstanding at the end of the financial year	247 000.4420

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.9.2020	30.9.2019	30.9.2018
Net assets in USD		350 935 668.05	410 826 248.90	492 951 333.20
Class I-X-acc	LU0423408631			
Shares outstanding		19 494,2760	170 783,9950	173 474,9310
Net asset value per share in USD		188.16	177.27	171.03
Issue and redemption price per share in USD ¹		188.16	177.27	171.03
Class K-1-acc	LU0423406858			
Shares outstanding		3 3000	3 3000	3 9000
Net asset value per share in USD		9 602 365.67	9 147 051.64	8 924 890.20
Issue and redemption price per share in USD ¹		9 602 365.67	9 147 051.64	8 924 890.20
Class P-acc	LU0197216392			
Shares outstanding		17 146 791,1110	20 142 323,3070	25 420 348,3340
Net asset value per share in USD		16.68	16.04	15.80
Issue and redemption price per share in USD ¹		16.68	16.04	15.80
Class (JPY) P-acc	LU0953722104			
Shares outstanding		1 283,6940	6 421,0500	2 103,6940
Net asset value per share in JPY ²		13 269.00	13 076.00	13 518.00
Issue and redemption price per share in JPY ³		13 269.00	13 076.00	13 518.00
Class Q-acc	LU0423407401			
Shares outstanding		247 000,4420	234 113,5110	241 083,8150
Net asset value per share in USD		119.24	113.50	110.66
Issue and redemption price per share in USD ¹		119.24	113.50	110.66

¹ See note 1.

Performance

	Currency	2019/2020	2018/2019	2017/2018
Class I-X-acc	USD	6.1%	3.6%	6.5%
Class K-1-acc	USD	5.0%	2.5%	5.4%
Class P-acc	USD	4.0%	1.5%	4.4%
Class (JPY) P-acc	JPY	1.5%	-3.3%	5.3%
Class Q-acc	USD	5.1%	2.6%	5.5%

Historical performance is no indicator of current or future performance.
The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming shares.
The performance data were not audited.
The subfund has no benchmark.

Report of the Portfolio Manager

The beginning of the financial year, from 1 October 2019 to 30 September 2020, was dominated by a continuation of headline news of Brexit talks and the US/China trade stand-off. The declining probability of a worst-case scenario on both issues helped support the upbeat mood amongst investors as 2019 drew to a close. However, economic and market turbulence resurfaced again in Q1 2020, reflecting the huge amount of uncertainty that the 2020 outbreak of the coronavirus, first in China and then worldwide, created over the outlook for both economic activity and corporate profits. COVID-19 and the resulting government actions have caused what is likely to be the sharpest contraction in economic growth in history. Since the peak of the pandemic in the spring, the market narrative has been dominated by the transition to a "new normal," driven by the forces of technological disruption, deficit spending, and further central bank action. Those forces continued to drive equity and credit markets higher throughout the second and third quarter of 2020. Towards the end of the third quarter 2020, political uncertainty moved back into focus. Various political event risks, ranging from the US election, US-China relations and Brexit, resurfaced and contributed to market volatility.

The subfund posted a positive performance for all share classes in the financial year from 1 October 2019 to 30 September 2020. While the subfund suffered drawdowns in the first quarter of 2020 related to the market turbulence across asset classes caused by the coronavirus outbreak, it strongly recovered during the subsequent two quarters in 2020. The major driver was a global equity market recovery and particularly a strong US equity market contributed to a large part of the performance. After initial losses caused by credit spread widening, the subfund benefitted from the subsequent recovery and spread tightening over the following two quarters. Overall, equities and investment-grade bonds contributed positively to performance, while high-yield credit and emerging market bonds contributed negatively.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
Luxembourg	73.13
United States	12.30
Canada	4.16
Australia	4.13
Italy	1.77
Total	95.49

Economic Breakdown as a % of net assets	
Investment funds	73.13
Countries & central governments	21.47
Public, non-profit institutions	0.54
Cantons, federal states	0.35
Total	95.49

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.9.2020
Investments in securities, cost	242 973 155.96
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	33 167 180.94
Total investments in securities (Note 1)	276 140 336.90
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	9 049 703.68*
Other liquid assets (Margins)	14 672 085.09
Receivable on securities sales (Note 1)	712 097.45
Receivable on subscriptions	36 382.73
Interest receivable on securities	536 020.53
Interest receivable on liquid assets	2 202.45
Receivable on dividends	80 189.67
Interest receivable on swaps (Note 1)	34 058.66
Other receivables	151 120.48
Unrealized gain on financial futures (Note 1)	26 835.72
Unrealized gain on swaps (Note 1)	237 066.46
Total Assets	301 678 099.82
Liabilities	
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-1 452 216.43
Payable on securities purchases (Note 1)	-599 092.32
Payable on redemptions	-153 285.00
Provisions for flat fee (Note 2)	-224 376.95
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-32 500.74
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-11 164.25
Total provisions	-268 041.94
Total Liabilities	-2 472 635.69
Net assets at the end of the financial year	299 205 464.13

Statement of Operations

	EUR
Income	1.10.2019-30.9.2020
Interest on liquid assets	31 239.06
Interest on securities	2 320 620.64
Dividends (Note 1)	2 369 326.64
Interest received on swaps (Note 1)	1 100 210.52
Income on securities lending (Note 16)	240 972.43
Other income (Note 4)	16 037.37
Total income	6 078 406.66
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-111 044.54
Flat fee (Note 2)	-5 747 535.99
Taxe d'abonnement (Note 3)	-132 731.99
Cost on securities lending (Note 16)	-96 388.97
Other commissions and fees (Note 2)	-94 632.67
Interest on cash and bank overdraft	-64 747.55
Total expenses	-6 247 081.71
Net income (loss) on investments	-168 675.05
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	13 956 052.01
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	-796 827.92
Realized gain (loss) on financial futures	-1 470 732.88
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-3 274 264.04
Realized gain (loss) on swaps	-387 468.27
Realized gain (loss) on foreign exchange	730 479.26
Total realized gain (loss)	8 757 238.16
Net realized gain (loss) of the financial year	8 588 563.11
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-11 324 203.68
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	152 942.50
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	11 952.59
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	6 085 029.07
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-845 305.75
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-5 919 585.27
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	2 668 977.84

* As at 30 September 2020, cash amounts serve as collateral for the counterparty Bank of America for an amount of EUR 303 746.22.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

Changes in Net Assets

	EUR
	1.10.2019-30.9.2020
Net assets at the beginning of the financial year	328 913 271.81
Subscriptions	19 983 058.26
Redemptions	-51 551 767.03
Total net subscriptions (redemptions)	-31 568 708.77
Dividend paid	-808 076.75
Net income (loss) on investments	-168 675.05
Total realized gain (loss)	8 757 238.16
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-5 919 585.27
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	2 668 977.84
Net assets at the end of the financial year	299 205 464.13

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.10.2019-30.9.2020
Class	I-A2-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	15 048.7340
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-15 048.7340
Number of shares outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	(CAD hedged) I-X-dist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	200 843.8660
Number of shares issued	30 904.2090
Number of shares redeemed	-437.2760
Number of shares outstanding at the end of the financial year	231 310.7990
Class	N-6%-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	108 111.1550
Number of shares issued	26 869.4130
Number of shares redeemed	-33 366.3290
Number of shares outstanding at the end of the financial year	101 614.2390
Class	N-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	22 587.5120
Number of shares issued	4 506.1210
Number of shares redeemed	-4 395.7330
Number of shares outstanding at the end of the financial year	22 697.9000
Class	P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	16 017 058.2640
Number of shares issued	504 592.7000
Number of shares redeemed	-2 474 757.5780
Number of shares outstanding at the end of the financial year	14 046 893.3860
Class	(CAD hedged) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	1 050 616.4490
Number of shares issued	35 261.1390
Number of shares redeemed	-97 526.2270
Number of shares outstanding at the end of the financial year	988 351.3610
Class	(GBP hedged) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	1 279 381.7290
Number of shares issued	36 392.2130
Number of shares redeemed	-136 359.0950
Number of shares outstanding at the end of the financial year	1 179 414.8470
Class	Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	175 222.2070
Number of shares issued	29 250.4010
Number of shares redeemed	-46 089.0650
Number of shares outstanding at the end of the financial year	158 383.5430
Class	(CAD hedged) Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	33 560.7960
Number of shares issued	838.9460
Number of shares redeemed	-6 149.0800
Number of shares outstanding at the end of the financial year	28 250.6620
Class	(GBP hedged) Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	29 919.4080
Number of shares issued	10 407.9790
Number of shares redeemed	-677.4270
Number of shares outstanding at the end of the financial year	39 649.9600

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

111

Annual Distribution¹**UBS (Lux) Key Selection SICAV****– Global Allocation (EUR)**

(CAD hedged) I-X-dist

Ex-Date
2.12.2019**Pay-Date**
5.12.2019**Currency**
CAD**Amount per share**
2.39**Monthly Distribution¹****UBS (Lux) Key Selection SICAV****– Global Allocation (EUR)**

N-6%-mdist

Ex-Date
10.10.2019**Pay-Date**
15.10.2019**Currency**
EUR**Amount per share**
0.40

N-6%-mdist

11.11.2019

14.11.2019

EUR

0.40

N-6%-mdist

10.12.2019

13.12.2019

EUR

0.40

N-6%-mdist

10.1.2020

15.1.2020

EUR

0.41

N-6%-mdist

10.2.2020

13.2.2020

EUR

0.40

N-6%-mdist

10.3.2020

13.3.2020

EUR

0.38

N-6%-mdist

14.4.2020

17.4.2020

EUR

0.34

N-6%-mdist

11.5.2020

14.5.2020

EUR

0.36

N-6%-mdist

10.6.2020

15.6.2020

EUR

0.37

N-6%-mdist

10.7.2020

15.7.2020

EUR

0.37

N-6%-mdist

10.8.2020

13.8.2020

EUR

0.38

N-6%-mdist

10.9.2020

15.9.2020

EUR

0.39

¹ See note 5UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)

Three-year comparison

	ISIN	30.9.2020	30.9.2019	30.9.2018
Net assets in EUR		299 205 464.13	328 913 271.81	398 734 669.63
Class I-A2-acc¹	LU0423399384			
Shares outstanding		-	15 048.7340	20 037.5960
Net asset value per share in EUR		-	109.93	108.17
Issue and redemption price per share in EUR ²		-	109.93	108.17
Class (CAD hedged) I-X-dist	LU0423402782			
Shares outstanding		231 310.7990	200 843.8660	205 220.4740
Net asset value per share in CAD		115.35	111.78	109.24
Issue and redemption price per share in CAD ²		115.35	111.78	109.24
Class (USD hedged) I-X-dist¹	LU1611256956			
Shares outstanding		-	-	62 694.0780
Net asset value per share in USD		-	-	109.38
Issue and redemption price per share in USD ²		-	-	109.38
Class K-1-UKdist¹	LU1240062015			
Shares outstanding		-	-	3.7000
Net asset value per share in EUR		-	-	3 087 817.39
Issue and redemption price per share in EUR ²		-	-	3 087 817.39
Class N-6%-mdist	LU1121266784			
Shares outstanding		101 614.2390	108 111.1550	115 825.9700
Net asset value per share in EUR		76.75	80.24	85.34
Issue and redemption price per share in EUR ²		76.75	80.24	85.34
Class N-acc	LU0423397842			
Shares outstanding		22 697.9000	22 587.5120	27 633.3980
Net asset value per share in EUR		141.08	139.06	139.37
Issue and redemption price per share in EUR ²		141.08	139.06	139.37
Class P-acc	LU0197216558			
Shares outstanding		14 046 893.3860	16 017 058.2640	19 142 095.5940
Net asset value per share in EUR		14.76	14.48	14.45
Issue and redemption price per share in EUR ²		14.76	14.48	14.45
Class (CAD hedged) P-acc	LU0218832045			
Shares outstanding		988 351.3610	1 050 616.4490	1 455 789.5160
Net asset value per share in CAD		14.54	14.09	13.78
Issue and redemption price per share in CAD ²		14.54	14.09	13.78
Class (GBP hedged) P-acc	LU0678606244			
Shares outstanding		1 179 414.8470	1 279 381.7290	1 438 550.7160
Net asset value per share in GBP		15.64	15.34	15.12
Issue and redemption price per share in GBP ²		15.64	15.34	15.12
Class Q-acc	LU0423398907			
Shares outstanding		158 383.5430	175 222.2070	183 136.0010
Net asset value per share in EUR		167.87	163.03	160.99
Issue and redemption price per share in EUR ²		167.87	163.03	160.99
Class (CAD hedged) Q-acc	LU0423401628			
Shares outstanding		28 250.6620	33 560.7960	30 533.7580
Net asset value per share in CAD		128.62	123.41	119.46
Issue and redemption price per share in CAD ²		128.62	123.41	119.46
Class (GBP hedged) Q-acc	LU1240794971			
Shares outstanding		39 649.9600	29 919.4080	32 762.5430
Net asset value per share in GBP		124.49	120.86	117.94
Issue and redemption price per share in GBP ²		124.49	120.86	117.94

¹ The share class I-A2-acc was in circulation until 22.10.2019.

² See note 1.

³ The share class (USD hedged) I-X-dist was in circulation until 13.2.2019.

⁴ The share class K-1-UKdist was in circulation until 26.3.2019.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

Performance

	Currency	2019/2020	2018/2019	2017/2018
Class I-A2-acc ¹	EUR	-	1.6%	5.4%
Class (CAD hedged) I-X-dist	CAD	5.4%	4.4%	8.1%
Class (USD hedged) I-X-dist ²	USD	-	-	8.6%
Class K-1-UKdist ³	EUR	-	-	4.7%
Class N-6%-mdist	EUR	1.5%	-0.2%	3.5%
Class N-acc	EUR	1.5%	-0.2%	3.5%
Class P-acc	EUR	1.9%	0.2%	4.0%
Class (CAD hedged) P-acc	CAD	3.2%	2.2%	5.9%
Class (GBP hedged) P-acc	GBP	2.0%	1.5%	4.9%
Class Q-acc	EUR	3.0%	1.3%	5.0%
Class (CAD hedged) Q-acc	CAD	4.2%	3.3%	7.0%
Class (GBP hedged) Q-acc	GBP	3.0%	2.5%	6.0%

¹ The share class I-A2-acc was in circulation until 22.10.2019. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

² The share class (USD hedged) I-X-dist was in circulation until 13.2.2019. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

³ The share class K-1-UKdist was in circulation until 26.9.2019. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming shares.

The performance data were not audited.

The subfund has no benchmark.

Report of the Portfolio Manager

The beginning of the financial year, from 1 October 2019 to 30 September 2020, was dominated by a continuation of headline news of Brexit talks and the US/China trade stand-off. The declining probability of a worst-case scenario on both issues helped support the upbeat mood amongst investors as 2019 drew to a close. However, economic and market turbulence resurfaced again in Q1 2020, reflecting the huge amount of uncertainty that the 2020 outbreak of the coronavirus, first in China and then worldwide, created over the outlook for both economic activity and corporate profits. COVID-19 and the resulting government actions have caused what is likely to be the sharpest contraction in economic growth in history. Since the peak of the pandemic in the spring, the market narrative has been dominated by the transition to a "new normal," driven by the forces of technological disruption, deficit spending, and further central bank action. Those forces continued to drive equity and credit markets higher throughout the second and third quarter of 2020. Towards the end of the third quarter 2020, political uncertainty moved back into focus. Various political event risks, ranging from the US election, US-China relations and Brexit, resurfaced and contributed to market volatility.

The subfund posted a positive performance for all share classes in the financial year from 1 October 2019 to 30 September 2020. While the subfund suffered draw-downs in the first quarter of 2020 related to the market turbulence across asset classes caused by the coronavirus outbreak, it strongly recovered during the subsequent two quarters in 2020. The major driver was a global equity market recovery and particularly a strong US equity market contributed to a large part of the performance. After initial losses caused by credit spread widening, the subfund benefitted from the subsequent recovery and spread tightening over the following two quarters. Overall, equities and investment-grade bonds contributed positively to performance, while high-yield credit and emerging market bonds contributed negatively.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
United States	46.76
Luxembourg	8.95
United Kingdom	4.18
Canada	4.18
Australia	4.10
France	3.30
The Netherlands	3.23
Switzerland	2.98
Germany	2.92
Italy	2.72
Japan	1.99
Denmark	1.49
Finland	1.28
Sweden	0.90
Hong Kong	0.66
Ireland	0.54
Spain	0.45
Cayman Islands	0.41
Austria	0.23
Bermuda	0.22
Norway	0.22
Belgium	0.20
China	0.14
United Arab Emirates	0.12
Mexico	0.12
Total	92.29

Economic Breakdown as a % of net assets	
Countries & central governments	26.22
Internet, software & IT services	11.81
Investment funds	8.95
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	4.59
Finance & holding companies	4.28
Banks & credit institutions	3.99
Retail trade, department stores	3.87
Electronics & semiconductors	3.15
Insurance	2.40
Telecommunications	1.93
Food & soft drinks	1.87
Computer hardware & network equipment providers	1.68
Petroleum	1.25
Biotechnology	1.20
Miscellaneous consumer goods	1.11
Vehicles	1.11
Electrical devices & components	1.07
Traffic & transportation	1.05
Lodging, catering & leisure	1.05
Tobacco & alcohol	1.02
Mechanical engineering & industrial equipment	0.84
Chemicals	0.84
Healthcare & social services	0.83
Textiles, garments & leather goods	0.79
Graphic design, publishing & media	0.71
Non-ferrous metals	0.66
Miscellaneous services	0.62
Public, non-profit institutions	0.59
Various capital goods	0.47
Energy & water supply	0.43
Building industry & materials	0.43
Environmental services & recycling	0.40
Rubber & tyres	0.39
Real Estate	0.30
Cantons, federal states	0.20
Agriculture & fishery	0.12
Aerospace industry	0.07
Total	92.29

Statement of Net Assets

	USD
	30.9.2020
Assets	
Investments in securities, cost	35 857 320.42
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	714 541.03
Total investments in securities (Note 1)	36 571 861.45
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	6 505 521.85
Other liquid assets (Margins)	1 348 105.16
Receivable on securities sales (Note 1)	18.91
Receivable on subscriptions	158.82
Interest receivable on securities	179 579.32
Other receivables	32 359.63
Unrealized gain on swaps (Note 1)	108 024.52
Total Assets	44 745 629.66
Liabilities	
Unrealized loss on financial futures (Note 1)	-113 287.94
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-402 504.69
Bank overdraft	-974 311.26
Payable on redemptions	-92 316.40
Provisions for flat fee (Note 2)	-6 597.47
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-1 831.12
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-14 620.00
Total provisions	-23 048.99
Total Liabilities	-1 605 468.88
Net assets at the end of the financial year	43 140 160.78

Statement of Operations

	USD
	1.10.2019-30.9.2020
Income	
Interest on liquid assets	13 224.86
Interest on securities	774 164.32
Dividends (Note 1)	71 048.14
Interest received on swaps (Note 1)	213 998.73
Income on securities lending (Note 16)	28 259.20
Other income (Note 4)	51 300.15
Total income	1 151 995.40
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-87 477.27
Flat fee (Note 2)	-190 552.68
Taxe d'abonnement (Note 3)	-7 600.64
Cost on securities lending (Note 16)	-11 303.68
Other commissions and fees (Note 2)	-14 019.84
Interest on cash and bank overdraft	-11 516.73
Total expenses	-322 470.84
Net income (loss) on investments	829 524.56
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	947 354.82
Realized gain (loss) on options	-22 754.46
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	349 028.01
Realized gain (loss) on financial futures	463 176.09
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	633 159.20
Realized gain (loss) on swaps	-538 839.50
Realized gain (loss) on foreign exchange	283 841.02
Total realized gain (loss)	2 114 965.18
Net realized gain (loss) of the financial year	2 944 489.74
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-2 638.90
Unrealized appreciation (depreciation) on options	13 232.22
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-1 18 423.29
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-392 780.78
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-262 608.15
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	334 880.57
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-428 338.33
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	2 516 151.41

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

Changes in Net Assets

	USD
	1.10.2019-30.9.2020
Net assets at the beginning of the financial year	57 425 010.94
Subscriptions	6 305 481.78
Redemptions	-23 078 141.69
Total net subscriptions (redemptions)	-16 772 659.91
Dividend paid	-28 341.66
Net income (loss) on investments	829 524.56
Total realized gain (loss)	2 114 965.18
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-428 338.33
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	2 516 151.41
Net assets at the end of the financial year	43 140 160.78

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.10.2019-30.9.2020
Class	I-A1-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	4 087.0000
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-4 087.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	(EUR hedged) I-A2-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	74 639.4450
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-74 639.4450
Number of shares outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	I-B-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	117 032.7840
Number of shares issued	21 806.1670
Number of shares redeemed	-20 116.8700
Number of shares outstanding at the end of the financial year	118 722.0810
Class	I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	11 013.3600
Number of shares issued	152.4560
Number of shares redeemed	-3 902.9530
Number of shares outstanding at the end of the financial year	7 262.8630
Class	(CHF hedged) I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	183 781.4010
Number of shares issued	27 457.0000
Number of shares redeemed	-40 140.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	171 098.4010
Class	(EUR hedged) I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	48 721.1760
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-48 721.1760
Number of shares outstanding at the end of the financial year	0.0000
Class	(EUR hedged) N-4%-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	3 144.9090
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-644.1500
Number of shares outstanding at the end of the financial year	2 500.7590
Class	(EUR hedged) N-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	4 799.4780
Number of shares issued	413.7010
Number of shares redeemed	-1 826.9130
Number of shares outstanding at the end of the financial year	3 386.2660
Class	(EUR hedged) P-4%-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	6 818.9950
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-616.7860
Number of shares outstanding at the end of the financial year	6 202.2090
Class	P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	52 426.4050
Number of shares issued	2 758.1190
Number of shares redeemed	-11 318.2510
Number of shares outstanding at the end of the financial year	43 866.2730
Class	(CHF hedged) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	2 140.0990
Number of shares issued	867.0150
Number of shares redeemed	-797.4050
Number of shares outstanding at the end of the financial year	2 209.7090

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

67

Class	(EUR hedged) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	14 138,0130
Number of shares issued	269,0350
Number of shares redeemed	-7 073,8350
Number of shares outstanding at the end of the financial year	7 333,2130
Class	(EUR hedged) Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	3 342,9160
Number of shares issued	532,6790
Number of shares redeemed	-925,6570
Number of shares outstanding at the end of the financial year	2 949,9380

Monthly Distribution¹

UBS (Lux) Key Selection SiCAV – Dynamic Alpha (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
(EUR hedged) N-4 %-mdist	10.10.2019	15.10.2019	EUR	0.23
(EUR hedged) N-4 %-mdist	11.11.2019	14.11.2019	EUR	0.23
(EUR hedged) N-4 %-mdist	10.12.2019	13.12.2019	EUR	0.23
(EUR hedged) N-4 %-mdist	10.1.2020	15.1.2020	EUR	0.23
(EUR hedged) N-4 %-mdist	10.2.2020	13.2.2020	EUR	0.23
(EUR hedged) N-4 %-mdist	10.3.2020	13.3.2020	EUR	0.22
(EUR hedged) N-4 %-mdist	14.4.2020	17.4.2020	EUR	0.20
(EUR hedged) N-4 %-mdist	11.5.2020	14.5.2020	EUR	0.21
(EUR hedged) N-4 %-mdist	10.6.2020	15.6.2020	EUR	0.21
(EUR hedged) N-4 %-mdist	10.7.2020	15.7.2020	EUR	0.21
(EUR hedged) N-4 %-mdist	10.8.2020	13.8.2020	EUR	0.22
(EUR hedged) N-4 %-mdist	10.9.2020	15.9.2020	EUR	0.22
(EUR hedged) P-4 %-mdist	10.10.2019	15.10.2019	EUR	0.23
(EUR hedged) P-4 %-mdist	11.11.2019	14.11.2019	EUR	0.24
(EUR hedged) P-4 %-mdist	10.12.2019	13.12.2019	EUR	0.23
(EUR hedged) P-4 %-mdist	10.1.2020	15.1.2020	EUR	0.24
(EUR hedged) P-4 %-mdist	10.2.2020	13.2.2020	EUR	0.23
(EUR hedged) P-4 %-mdist	10.3.2020	13.3.2020	EUR	0.23
(EUR hedged) P-4 %-mdist	14.4.2020	17.4.2020	EUR	0.21
(EUR hedged) P-4 %-mdist	11.5.2020	14.5.2020	EUR	0.21
(EUR hedged) P-4 %-mdist	10.6.2020	15.6.2020	EUR	0.22
(EUR hedged) P-4 %-mdist	10.7.2020	15.7.2020	EUR	0.22
(EUR hedged) P-4 %-mdist	10.8.2020	13.8.2020	EUR	0.22
(EUR hedged) P-4 %-mdist	10.9.2020	15.9.2020	EUR	0.22

¹ See note 5

UBS (Lux) Key Selection SiCAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.9.2020	30.9.2019	30.9.2018
Net assets in USD		43 140 160.78	57 425 010.94	87 150 059.39
Class F-acc¹	LU0425150785			
Shares outstanding		-	-	20 800.0000
Net asset value per share in USD		-	-	100.46
Issue and redemption price per share in USD ²		-	-	100.32
Class I-A1-acc³	LU0425151833			
Shares outstanding		-	4 087.0000	4 562.0000
Net asset value per share in USD		-	94.52	93.07
Issue and redemption price per share in USD ²		-	94.52	92.94
Class (EUR hedged) I-A2-acc⁴	LU0920342325			
Shares outstanding		-	74 639.4450	74 639.4450
Net asset value per share in EUR		-	93.81	95.08
Issue and redemption price per share in EUR ²		-	93.81	94.95
Class I-B-acc	LU0425154183			
Shares outstanding		118 722.0810	117 032.7840	121 689.6200
Net asset value per share in USD		131.77	128.74	125.39
Issue and redemption price per share in USD ²		131.77	128.74	125.21
Class (EUR hedged) I-B-acc⁵	LU0945635695			
Shares outstanding		-	-	126 791.5270
Net asset value per share in EUR		-	-	104.87
Issue and redemption price per share in EUR ²		-	-	104.72
Class I-X-acc	LU0425154852			
Shares outstanding		7 262.8630	11 013.3600	39 084.4970
Net asset value per share in USD		131.13	128.03	124.62
Issue and redemption price per share in USD ²		131.13	128.03	124.45
Class (CHF hedged) I-X-acc	LU0943632256			
Shares outstanding		171 098.4010	183 781.4010	187 868.2040
Net asset value per share in CHF		102.12	101.89	102.60
Issue and redemption price per share in CHF ²		102.12	101.89	102.46
Class (EUR hedged) I-X-acc⁶	LU1191107694			
Shares outstanding		-	48 721.1760	48 721.1770
Net asset value per share in EUR		-	90.00	90.26
Issue and redemption price per share in EUR ²		-	90.00	90.13
Class (EUR hedged) N-4%-mdist	LU1240811577			
Shares outstanding		2 500.7590	3 144.9090	2 786.8140
Net asset value per share in EUR		65.77	69.93	74.82
Issue and redemption price per share in EUR ²		65.77	69.93	74.72
Class (EUR hedged) N-acc	LU1089022138			
Shares outstanding		3 386.2660	4 799.4780	6 679.3020
Net asset value per share in EUR		81.85	83.69	86.11
Issue and redemption price per share in EUR ²		81.85	83.69	85.99
Class (EUR hedged) P-4%-mdist	LU1240811494			
Shares outstanding		6 202.2090	6 818.9950	5 870.4390
Net asset value per share in EUR		67.78	71.64	76.23
Issue and redemption price per share in EUR ²		67.78	71.64	76.12
Class P-acc	LU0218832805			
Shares outstanding		43 866.2730	52 426.4050	91 312.8740
Net asset value per share in USD		118.53	118.02	117.15
Issue and redemption price per share in USD ²		118.53	118.02	116.99
Class (CHF hedged) P-acc	LU0849400626			
Shares outstanding		2 209.7090	2 140.0990	3 846.4610
Net asset value per share in CHF		89.72	91.34	93.81
Issue and redemption price per share in CHF ²		89.72	91.34	93.68
Class (EUR hedged) P-acc	LU0849401350			
Shares outstanding		7 333.2130	14 138.0130	28 167.4550
Net asset value per share in EUR		92.75	94.27	96.43
Issue and redemption price per share in EUR ²		92.75	94.27	96.29

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

	ISIN	30.9.2020	30.9.2019	30.9.2018
Class Q-acc¹	LU1240792256			
Shares outstanding		-	-	181.8080
Net asset value per share in USD		-	-	98.71
Issue and redemption price per share in USD ²		-	-	98.57
Class (EUR hedged) Q-acc	LU1121267162			
Shares outstanding		2 949.9380	3 342.9160	2 965.6790
Net asset value per share in EUR		87.40	88.21	89.59
Issue and redemption price per share in EUR ²		87.40	88.21	89.46

¹ The share class F-acc was in circulation until 1.10.2018.

² See note 1.

³ The share class I-A1-acc was in circulation until 6.1.2020.

⁴ The share class (EUR hedged) I-A2-acc was in circulation until 6.12.2019.

⁵ The share class (EUR hedged) I-B-acc was in circulation until 6.8.2019.

⁶ The share class (EUR hedged) I-X-acc was in circulation until 6.3.2020.

⁷ The share class Q-acc was in circulation until 12.10.2018.

Performance

	Currency	2019/2020	2018/2019	2017/2018
Class F-acc ¹	USD	-	-	-2.3%
Class I-A1-acc ²	USD	-	1.6%	-3.1%
Class (EUR hedged) I-A2-acc ³	EUR	-	-1.3%	-5.5%
Class I-B-acc	USD	2.4%	2.7%	-2.0%
Class (EUR hedged) I-B-acc ⁴	EUR	-	-	-4.6%
Class I-X-acc	USD	2.4%	2.7%	-2.0%
Class (CHF hedged) I-X-acc	CHF	0.2%	-0.7%	-4.9%
Class (EUR hedged) I-X-acc ⁵	EUR	-	-0.3%	-4.5%
Class (EUR hedged) N-4%-midst	EUR	-2.2%	-2.7%	-6.7%
Class (EUR hedged) N-acc	EUR	-2.2%	-2.7%	-6.7%
Class (EUR hedged) P-4%-midst	EUR	-1.6%	-2.1%	-6.2%
Class P-acc	USD	0.4%	0.9%	-3.7%
Class (CHF hedged) P-acc	CHF	-1.8%	-2.5%	-6.6%
Class (EUR hedged) P-acc	EUR	-1.6%	-2.1%	-6.2%
Class Q-acc ⁶	USD	-	-	-3.0%
Class (EUR hedged) Q-acc	EUR	-0.9%	-1.4%	-5.3%

¹ The share class F-acc was in circulation until 1.10.2018. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

² The share class I-A1-acc was in circulation until 6.1.2020. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

³ The share class (EUR hedged) I-A2-acc was in circulation until 6.12.2019. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

⁴ The share class (EUR hedged) I-B-acc was in circulation until 6.8.2019. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

⁵ The share class (EUR hedged) I-X-acc was in circulation until 6.3.2020. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

⁶ The share class Q-acc was in circulation until 12.10.2018. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming shares.

The performance data were not audited.

The subfund has no benchmark.

Report of the Portfolio Manager

The financial year, from 1 October 2019 to 30 September 2020, was characterized by extreme market volatility. Initial market optimism in Q4 2019 due to a phase 1 trade deal between China and the US diminished as the coronavirus spread globally and led to a sell-off across risky asset classes in Q1 2020. In Q2, financial markets recovered on the back of fiscal and monetary support. In Q3, economic data generally kept beating expectations globally, vaccine developments made further progress, and better testing and treatment capacities helped avoid full lockdowns.

There was a high dispersion across the various asset classes. US stocks, in particular tech companies, were up significantly, while European equities ended the year in negative territory.

The subfund's performance was positive in the financial year for USD share classes and negative for the CHF and EUR hedged share classes. Mainly driven by a de-risking in March, the allocation to equities moved in a range of 15% to 25%. Equity and currency-related tactical trades overall detracted while fixed income positioning was additive.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
United States	50.30
Ireland	5.56
France	3.98
Japan	3.66
United Kingdom	3.47
Germany	3.27
The Netherlands	2.54
Canada	2.22
Australia	1.92
New Zealand	1.90
Spain	1.53
Mexico	1.15
Hong Kong	0.49
Singapore	0.47
Finland	0.28
Belgium	0.28
Portugal	0.28
Czech Republic	0.28
Poland	0.27
Switzerland	0.27
Romania	0.27
Luxembourg	0.26
Cayman Islands	0.08
Curacao	0.04
Total	84.77

Economic Breakdown as a % of net assets	
Countries & central governments	52.30
Banks & credit institutions	8.48
Finance & holding companies	6.25
Investment funds	4.18
Petroleum	2.45
Energy & water supply	2.15
Insurance	1.65
Chemicals	1.06
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	1.03
Real Estate	0.89
Telecommunications	0.85
Miscellaneous services	0.67
Traffic & transportation	0.58
Electrical devices & components	0.51
Mechanical engineering & industrial equipment	0.28
Tobacco & alcohol	0.26
Food & soft drinks	0.21
Graphic design, publishing & media	0.16
Biotechnology	0.15
Mining, coal & steel	0.14
Aerospace industry	0.11
Computer hardware & network equipment providers	0.09
Miscellaneous unclassified companies	0.08
Vehicles	0.07
Internet, software & IT services	0.06
Miscellaneous consumer goods	0.05
Retail trade, department stores	0.04
Textiles, garments & leather goods	0.02
Total	84.77

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. For the subfunds UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Defensive Growth (EUR) and UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Defensive Growth (USD), the accounts were prepared according to the discontinuation of these subfunds. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per share of any subfund or of any share class are expressed in the currencies of account of the subfund or share classes concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund, into which each share class is to be allocated, by the number of shares in circulation in the respective share class of this subfund. However, the net asset value of a share may also be calculated on days where no shares are issued or redeemed, as described in the following section. In this case, the net asset value may be published, but it may only be used for the purpose of calculating performance, statistics or fees. Under no circumstances should it be used as a basis for subscription and redemption orders.

A "business day" is a normal bank business day in Luxembourg (i.e. a day when the banks are open during normal business hours), except for 24 and 31 December; individual, non-statutory days of rest in Luxembourg; and days on which stock exchanges in the main countries in which the respective subfund invests are closed, or on which 50% or more of the investments of the subfund cannot be adequately valued.

Furthermore, with regard to the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD), days which are not normal banking days in the People's Republic of China are not deemed business days of this subfund.

The following days are not regarded as business days ("MSA business days") for the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)*:

a) Days that are not normal banking days in England and in the United States of America;

b) Days on which the Master Fund (DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives) is closed for share subscriptions and redemptions.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of subfund shares in circulation, taking into account the fees charged to that share class.

Due to fees and charges as well as the buy-sell spread for the underlying investments, the actual costs of buying and selling assets and investments for a subfund may differ from the last available price or, if applicable, the net asset value used to calculate the net asset value per share. These costs have a negative effect on the value of a subfund and are termed "dilution". To reduce the effects of dilution, the Board of Directors may at its own discretion make a dilution adjustment to the net asset value per share.

Shares are generally issued and redeemed based on a single price: the net asset value. To reduce the effects of dilution, the net asset value per share is nevertheless adjusted on valuation days as described below; this takes place irrespective of whether the subfund is in a net subscription or net redemption position on the relevant valuation day. If no trading is taking place in any subfund or class of a subfund on a particular valuation day, the unadjusted net asset value per share is applied. The circumstances in which such a dilution adjustment takes place are determined at the discretion of the Board of Directors. The requirement to carry out a dilution adjustment generally depends on the scale of subscriptions or redemptions of shares in the relevant subfund. The Board of Directors may carry out a dilution adjustment if, in its view, the existing shareholders (in the case of subscriptions) or remaining shareholders (in the case of redemptions) could be put at a disadvantage. The dilution adjustment may take place if:

(a) a subfund records a steady fall (i.e. a net outflow due to redemptions);

(b) a subfund records a considerable volume of net subscriptions relative to its size;

(c) a subfund shows a net subscription or net redemption position on a particular valuation day; or

(d) in all other cases in which the Board of Directors believes a dilution adjustment is necessary in the interests of the shareholders.

When a valuation adjustment is made, a value is added to or deducted from the net asset value per share depending on whether the subfund is in a net subscription or net redemption position; the extent of the valuation adjustment shall, in the opinion of the Board of Directors, adequately cover the fees and charges as well as the spreads of buy and sell prices. In particular, the net asset value of the respective subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount that (i) reflects the estimated tax expenses, (ii) the trading costs that may be incurred by the subfund, and (iii) the estimated bid-ask spread for the assets in which the subfund invests. As some equity markets and countries may show different fee structures on the buyer and seller side, the adjustment for net inflows and outflows may vary. The adjustments are generally limited to a maximum of 2% of the prevailing net asset value per share at the time. The Board of Directors may decide to temporarily apply a dilution adjustment of more than 2% of the prevailing net asset value per share at the time in respect of any subfund and/or valuation date in exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or liquidity, exceptional market conditions, market disruption, etc.), provided the Board of Directors can justify that this is representative of the prevailing market conditions and that it is in the best interest of the shareholders. This dilution adjustment will be calculated in accordance with the method determined by the Board of Directors. Shareholders will be informed via the usual communication channels when the temporary measures are introduced and when they end.

The net asset value of each class of the subfund is calculated separately. However, dilution adjustments affect the net asset value of each class to the same degree in percentage terms. The dilution adjustment is made at subfund level and relates to capital activity, but not to the specific circumstances of each individual investor transaction.

For all subfunds the Single Swing Pricing methodology is applied.

If there were Single Swing Pricing adjustments to the net asset value at the end of the financial year, this can be seen from the three-year comparison of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per unit represents the adjusted net asset value.

b) Valuation principles

– Liquid assets (whether in the form of cash and bank deposits, bills of exchange, cheques, promissory notes, expense advances, cash dividends and declared or accrued interest still receivable) are valued at face value, unless this value is unlikely to be fully paid or received, in which case their value is determined by deducting an amount deemed appropriate to arrive at their real value.

- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset shall apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market exists among securities traders with pricing based on market standards, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated market that operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the most recently available price on this market.
- Securities and other investments not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company on the basis of the likely sales prices according to other principles chosen by the Company in good faith.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Company and the Company's auditors, based on the market value of that derivative's underlying.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last known asset value.
Calculation of the net asset value for the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR) is dependent on the timely receipt of the net asset value of the Master Fund.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: The interest rate nearest the residual maturity is interpolated for each money market instrument. Thus calculated, the interest rate is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the creditworthiness of the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the borrower's credit rating.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the relevant subfund's currency of account, and not hedged by foreign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

– The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. Such calculations are based on the net present value of all cash flows (both inflows and outflows). In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg) and/or broker statement valuations may be used. The valuation method depends on the security in question and is chosen pursuant to the applicable UBS Valuation Policy.

If valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be impossible or inaccurate, the Company is entitled to use other generally recognised and verifiable valuation criteria in good faith in order to achieve a suitable valuation of the net assets.

As some of the Company's subfunds may be invested in markets that are closed at the time their assets are valued, the Company may – by way of derogation from the aforementioned provisions – allow the net asset value per share to be adjusted in order to more accurately reflect the fair value of these subfunds' assets at the time of valuation. In practice, the securities in which the subfunds are invested are generally valued on the basis of the latest available prices at the time of calculating the net asset value per share, as described above. There may, however, be a substantial time difference between the close of the markets in which a subfund invests and the time of valuation.

As a result, developments that may influence the value of these securities and that occur between the closure of the markets and the valuation time are not generally taken into account in the net asset value per share of the subfund concerned. If, as a result of this, the Company deems that the most recently available prices of the securities in a subfund's portfolio do not reflect their fair value, it may allow the net asset value per share to be adjusted in order to reflect the assumed fair value of the portfolio at the time of valuation. Such an adjustment is based on the investment policy determined by the Company and a number of practices. If the value is adjusted as described above, this will be applied consistently to all share classes in the same subfund.

The Company reserves the right to apply this measure to the relevant subfunds of the Company whenever it deems this to be appropriate.

Valuing assets at fair value calls for greater reliability of judgement than valuing assets for which readily available market quotations can be referred to. Fair-value calculations may also be based on quantitative models used by price reporting providers to determine the fair value. No guarantee can be given that the Company will be in a position to accurately establish the fair value of an asset when it is about to sell the asset around the time at which the Company determines the net asset value per share. As a consequence, if the Company sells or

redeems shares at the net asset value at a time when one or more participations are valued at fair value, this may lead to a dilution or increase in the economic participation of the existing shareholders.

Furthermore, in exceptional circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then prevail for the subsequent issue, redemption and conversion of shares. Revaluations only take place before publishing the only net asset value for that day. Issues, redemptions and conversions are only processed based on this sole net asset value.

c) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

d) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

e) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

h) Combined financial statements

The combined financial statements of the Company are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets and the combined statement of operations as of 30 September 2020 of the Company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as at 30 September 2020:

Exchange rates	
EUR 1 = CHF	1.077372
EUR 1 = USD	1.172650

i) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the "ex-dividend" date. Interest income is accrued on a daily basis.

j) Receivable on securities sales,

Payable on securities purchases

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

k) Cross-subfund investments

As per 30 September 2020 the subfunds of UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD), UBS (Lux) Key Selection SICAV – Emerging Markets Income (USD), UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF), UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD) and UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation Focus Europe (EUR) had the following investments in other subfunds of UBS (Lux) Key Selection SICAV:

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD)	Amount in USD
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV – ASIAN EQUITIES (USD) U-X-ACC	27 343 458.45
Total	27 343 458.45

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Emerging Markets Income (USD)	Amount in USD
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV – ASIAN EQUITIES (USD) I-X-DIST	7 281 356.67
Total	7 281 356.67

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)	Amount in CHF
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV – GLOBAL EQUITIES (USD) U-X-ACC	18 795 454.73
Total	18 795 454.73

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)	Amount in USD
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV – GLOBAL EQUITIES (USD) U-X-ACC	57 764 556.18
Total	57 764 556.18

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation Focus Europe (EUR)	Amount in EUR
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV – GLOBAL EQUITIES (USD) U-X-ACC	6 496 092.63
Total	6 496 092.63

The total amount of cross subfund investments amounts to 102 728 565.31 EUR. Accordingly, the adjusted combined net assets at the end of the reporting period are 5 077 624 166.68 EUR.

l) Swaps

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

Synthetic equity swaps are valued on the basis of the price of the underlying equity. If the swap and the equity are not denominated in the same currency, then the price of the equity is converted.

The value of swap transactions is calculated by an external service provider and a second independent valuation is made available by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows.

In some specific cases, internal calculations based on models and market data available from Bloomberg and/or broker statement valuations may be used.

The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

This valuation method is approved by the Board of Directors.

Changes in unrealized gains and losses are reflected in the statement of operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a maximum monthly flat fee for share classes "P", "N", "K-1", "F", "G", "Q", "QL", "I-A1", "I-A2" and "I-A3", calculated on the average net asset value of the subfunds.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-B" in their name	0.180%	0.180%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "Q" in their name	1.080%	1.130%
Share classes with "I-A1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A2" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-B" in their name	0.180%	0.180%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.880%	1.930%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-B" in their name	0.145%	0.145%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.990%	1.020%
Share classes with "Q" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "I-A1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "I-A2" in their name	1.050%	1.080%
Share classes with "I-A3" in their name	0.990%	1.020%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "I-B" in their name	0.145%	0.145%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – China A Equity Quantitative (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.600%	1.650%
Share classes with "N" in their name	2.080%	2.130%
Share classes with "K-1" in their name	1.060%	1.090%
Share classes with "K-B" in their name	0.180%	0.180%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "Q" in their name	0.960%	1.010%
Share classes with "I-A1" in their name	0.840%	0.870%
Share classes with "I-A2" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-A3" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-B" in their name	0.180%	0.180%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "N" in their name	2.400%	2.450%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-B" in their name	0.145%	0.145%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "Q" in their name	1.100%	1.150%

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "I-A1" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "I-A2" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-B" in their name	0.145%	0.145%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– China Equity Long Short (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	2.600%	2.650%
Share classes with "N" in their name	3.350%	3.400%
Share classes with "K-1" in their name	1.800%	1.830%
Share classes with "K-B" in their name	0.180%	0.180%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "Q" in their name	1.600%	1.650%
Share classes with "I-A1" in their name	1.400%	1.430%
Share classes with "I-A2" in their name	1.350%	1.380%
Share classes with "I-A3" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "I-B" in their name	0.180%	0.180%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Digital Transformation Dynamic (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.900% ¹	1.950% ²
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.890%	0.920%
Share classes with "Q" in their name	1.020% ³	1.070% ⁴
Share classes with "I-A1" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "I-A2" in their name	0.950%	0.980%
Share classes with "I-A3" in their name	0.890%	0.920%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Dynamic (USD) P: max: 1.900% eff: 1.740% (as per 30.9.2020)
² for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Dynamic (USD) P hedged: max: 1.950% eff: 1.790% (as per 30.9.2020)
³ for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Dynamic (USD) Q: max: 1.020% eff: 0.940% (as per 30.9.2020)
⁴ for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Dynamic (USD) Q hedged: max: 1.070% eff: 0.990% (as per 30.9.2020)

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Digital Transformation Themes (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.800% ¹	1.850% ²
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.890% ³	0.920% ⁴
Share classes with "Q" in their name	1.020% ⁵	1.070% ⁶
Share classes with "I-A1" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "I-A2" in their name	0.950%	0.980%
Share classes with "I-A3" in their name	0.890%	0.920%

¹ for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Dynamic (USD) P: max: 1.800% eff: 1.710% (as per 30.9.2020)
² for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Dynamic (USD) P hedged: max: 1.850% eff: 1.760% (as per 30.9.2020)
³ for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Dynamic (USD) F: max: 0.890% eff: 0.850% (as per 30.9.2020)
⁴ for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Dynamic (USD) F hedged: max: 0.920% eff: 0.860% (as per 30.9.2020)
⁵ for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Dynamic (USD) Q: max: 1.020% eff: 0.910% (as per 30.9.2020)
⁶ for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Dynamic (USD) Q hedged: max: 1.070% eff: 0.960% (as per 30.9.2020)

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.920%	1.970%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.580%	0.610%
Share classes with "Q" in their name	1.200%	1.250%
Share classes with "I-A1" in their name	1.150%	1.180%
Share classes with "I-A2" in their name	1.050%	1.080%
Share classes with "I-A3" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Emerging Markets Income (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	2.080%	2.130%
Share classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Share classes with "K-1" in their name	1.400%	1.430%
Share classes with "K-B" in their name	0.150%	0.150%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "Q" in their name	1.120%	1.170%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "I-A1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A2" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-B" in their name	0.150%	0.150%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equity Value Opportunity (EUR)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.680%	0.710%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-A2" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A3" in their name	0.680%	0.710%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Growth and Income (EUR)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.700%	1.750%
Share classes with "N" in their name	1.900%	1.950%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%	1.130%

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "Q" in their name	0.960%	1.010%
Share classes with "QL" in their name	0.770%	0.820%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.580%	0.610%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD) K-1: max. 1.300% w/l: 1.100% (as per 30.9.2020)

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation Focus Europe (EUR)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Equities (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.640%	0.670%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Global Multi Income (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.300%	1.350%
Share classes with "N" in their name	1.600%	1.650%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "Q" in their name	0.780%	0.830%
Share classes with "I-A1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Multi Asset Defensive Growth (EUR)
UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Multi Asset Defensive Growth (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "N" in their name	1.300%	1.350%
Share classes with "K-1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "Q" in their name	0.650%	0.700%
Share classes with "I-A1" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A2" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A3" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Multi Strategy Alternatives (EUR)

	Maximum flat fee at feeder fund level (maximum management fee) p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.000%	1.050%
Share classes with "N" in their name	1.350%	1.400%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.200%	0.230%
Share classes with "Q" in their name	0.500%	0.550%
Share classes with "I-A1" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-A2" in their name	0.250%	0.280%
Share classes with "I-A3" in their name	0.200%	0.230%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

Investment management fee and fixed fee p.a. at Master Fund level for the MFC-E Euro share class p.a.: 1.99%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "N" in their name	2.350%	2.400%
Share classes with "K-1" in their name	1.180%	1.210%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.610%	0.640%
Share classes with "Q" in their name	0.830%	0.880%
Share classes with "I-A1" in their name	0.690%	0.720%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.610%	0.640%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

Out of the aforementioned flat fee the following fees are paid:

1. In accordance with the following provisions, a maximum flat management fee based on the net asset value of the Company is paid from the Company's assets for the management, administration, portfolio management, investment advice, and distribution of the Company (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the "Depositary and Main Paying Agent" of the sales prospectus. This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat management fee). The maximum flat fee for share classes with "hedged" in their name may include foreign exchange risk hedging charges. The relevant maximum flat management fee will not be charged until the corresponding share classes have been launched. An overview of the maximum flat management fees can be found under "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.

This fee is shown in the Statement of Operations as "Flat fee".

2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also charged to the Company's assets:
 - a) all additional expenses related to management of the Company's assets for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section titled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
 - b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as any other fees paid to the audit firm for the services it provides in relation to the administration of the Fund as permitted by law. Costs charged by the Master Fund for the preparation of ad hoc reports, provided that these arise in relation to the preparation of annual or semi-annual reports for the Feeder Fund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR);

- d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Company, as well as for the general safeguarding of the interests of the Company and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) Costs for the publication of the Company's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) costs for the Company's legal documents (prospectuses, KIIDs, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) costs for the Company's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Company, including fees for external advisers;
- i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or to the Company's rights of usufruct;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;
- k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Company's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable, and published and/or taken into account in the disclosure of the Company's total expense ratio (TER).

These commissions and fees are shown in the Statement of Operations as "Other commissions and fees".

3. The Management Company may pay retrocessions to cover the distribution activities of the Company.

All taxes levied on the income and assets of the Company, particularly the *taxe d'abonnement*, will also be borne by the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat management fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat management fee.

For share class "I-B", a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Company, the administrative agent and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Company under a separate contract concluded directly between the shareholder and UBS Asset

Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for share classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Company, the administrative agent and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled to under a separate contract with the shareholder.

Costs relating to the services to be performed for share classes "K-B" for asset management purposes are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distribution partners is entitled under a separate contract with the investor.

All costs that can be allocated to specific subfunds will be charged to those subfunds.

Costs that can be attributed to individual share classes will be charged to these share classes. If costs are incurred in connection with several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to these subfunds/share classes in proportion to their relative net asset values. With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the relevant target fund as well as at the level of the subfund. The management fees of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3.00%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details on the Company's ongoing charges can be found in the KIIDs.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05%, for institutional share classes only a reduced "taxe d'abonnement" of 0.01% p.a., payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of each subfund at the end of each quarter.

The "taxe d'abonnement" is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the "taxe

d'abonnement" in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Single Swing Pricing.

Note 5 – Income distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfunds shall decide, at the proposal of the Board of Directors of the Management Company and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund resp each share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount of assets prescribed by law. If distributions are made, they will be paid out within four months of the end of the financial year.

The details of the distribution are unaudited.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

Note 6 – Soft commission arrangements

If permitted by the laws governing the Portfolio Manager, the Portfolio Manager and its affiliates may enter into soft commission arrangements with certain brokers which they engage in security transactions on behalf of the subfunds under which certain goods and services used to support investment decision making will be received without a direct payment in return. Such commissions are defined as soft dollars by the Hong Kong Securities and Futures Commission. This is only done when the transaction execution is consistent with the best execution standards, and it has been determined in good faith that the brokerage fee is reasonable in relation to the value of the execution and/or brokerage services provided by the broker.

Goods and services received solely included research services. The relative costs or benefits of research received from brokers are not allocated among particular clients or funds because it is believed that the research received is, in the aggregate, of assistance in fulfilling the Portfolio Manager and its affiliates' overall responsibilities to their clients or funds they manage. The amounts of transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place and the related commissions that have been paid by the subfunds for these transactions are as follow:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Amounts of transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place (in USD)	Related commissions that have been paid by the subfunds for these transactions (in USD)
- China Allocation Opportunity (USD)	283 926 701.45	59 960.99
- Emerging Markets Income (USD)	-	-
- European Growth and Income (EUR)	-	-

Except of the above item there are no other comparable agreements for the other subfunds.

Note 7 – Commitments on Financial Futures, Options and Swaps

Commitments on Financial Futures, Options and Swaps per subfund and respective currency as of 30 September 2020 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on indices (purchased)	Financial Futures on indices (sold)
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	17 730 693.08 USD	15 169 437.72 USD
- China Allocation Opportunity (USD)	139 804 720.90 USD	- USD
- Digital Transformation Dynamic (USD)	45 498 007.27 USD	- USD
- Dynamic Alpha (USD)	10 106 738.82 USD	2 760 918.79 USD
- Emerging Markets Income (USD)	7 504 506.45 USD	2 333 833.40 USD
- Global Allocation (CHF)	12 920 221.36 CHF	9 249 037.88 CHF
- Global Allocation (EUR)	59 580 343.12 EUR	55 232 832.39 EUR
- Global Allocation (USD)	39 550 072.03 USD	28 240 178.14 USD
- Global Allocation Focus Europe (EUR)	5 030 564.91 EUR	2 817 260.98 EUR
- Global Multi Income (USD)	10 807 507.02 USD	- USD
- Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	55 268 204.52 USD	- USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	- USD	9 830 437.50 USD
- China Allocation Opportunity (USD)	- USD	67 172 125.15 USD
- Dynamic Alpha (USD)	9 364 376.41 USD	5 676 361.27 USD
- Global Allocation (CHF)	36 724 872.98 CHF	27 295 664.59 CHF
- Global Allocation (EUR)	95 756 813.03 EUR	71 191 435.07 EUR
- Global Allocation (USD)	111 607 854.27 USD	83 143 061.92 USD
- Global Allocation Focus Europe (EUR)	12 935 339.24 EUR	9 490 881.53 EUR
- Global Multi Income (USD)	19 306 321.50 USD	20 641 560.02 USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Options

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Options on indices, classic-styled (sold)
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	3 075 885.72 USD

c) Swaps

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Credit Default Swaps (purchased)	Credit Default Swaps (sold)
- Dynamic Alpha (USD)	- USD	2 215 165.35 USD
- Global Allocation (CHF)	- CHF	12 838 337.82 CHF
- Global Allocation (EUR)	- EUR	49 055 732.53 EUR
- Global Allocation (USD)	- USD	39 714 262.00 USD
- Global Allocation Focus Europe (EUR)	- EUR	4 488 605.23 EUR

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Synthetic Equity Swaps (purchased)	Synthetic Equity Swaps (sold)
- China Equity Long Short (USD)	- USD	180 034.96 USD

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
- Asian Equities (USD) I-A2-acc	0.89 %
- Asian Equities (USD) I-B-acc	0.22 %
- Asian Equities (USD) I-X-acc	0.04 %
- Asian Equities (USD) I-X-dist	0.04 %
- Asian Equities (USD) K-X-acc	0.08 %
- Asian Equities (USD) P-acc	2.12 %
- Asian Equities (USD) (GBP) P-dist	2.12 %
- Asian Equities (USD) Q-acc	1.16 %
- Asian Equities (USD) U-X-acc	0.04 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) P-4%-mdist	2.05 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) P-acc	2.05 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) (HKD) P-acc	2.05 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) P-dist	2.05 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) P-mdist	2.05 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) (HKD) P-mdist	2.05 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) (SGD hedged) P-mdist	2.10 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) Q-4%-mdist	1.27 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) Q-acc	1.27 %
- China A Equity Quantitative (USD) I-X-acc	0.04 %
- China A Equity Quantitative (USD) Q-acc	1.03 %
- China Allocation Opportunity (USD) I-A3-acc	0.83 %
- China Allocation Opportunity (USD) I-X-acc	0.04 %
- China Allocation Opportunity (USD) P-6%-mdist	1.89 %
- China Allocation Opportunity (USD) (HKD) P-6%-mdist	1.90 %
- China Allocation Opportunity (USD) (AUD hedged) P-6%-mdist	1.94 %

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– China Allocation Opportunity (USD) (RMB hedged) P-6%-mdist	1.94%
– China Allocation Opportunity (USD) (SGD hedged) P-6%-mdist	1.91%
– China Allocation Opportunity (USD) P-acc	1.90%
– China Allocation Opportunity (USD) P-mdist	1.89%
– China Allocation Opportunity (USD) (HKD) P-mdist	1.90%
– China Allocation Opportunity (USD) (AUD hedged) P-mdist	1.89%
– China Allocation Opportunity (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.92%
– China Allocation Opportunity (USD) Q-6%-mdist	1.18%
– China Allocation Opportunity (USD) Q-acc	1.15%
– China Equity Long Short (USD) I-X-acc	0.04%
– Digital Transformation Dynamic (USD) P-acc	1.82%
– Digital Transformation Dynamic (USD) (CHF hedged) P-acc	1.87%
– Digital Transformation Dynamic (USD) (EUR hedged) P-acc	1.86%
– Digital Transformation Dynamic (USD) Q-acc	1.02%
– Digital Transformation Dynamic (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.07%
– Digital Transformation Dynamic (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.07%
– Digital Transformation Themes (USD) F-acc	0.76%
– Digital Transformation Themes (USD) (EUR hedged) F-dist	0.74%
– Digital Transformation Themes (USD) F-UKdist	0.77%
– Digital Transformation Themes (USD) I-X-acc	0.04%
– Digital Transformation Themes (USD) K-X-acc	0.09%
– Digital Transformation Themes (USD) P-acc	1.82%
– Digital Transformation Themes (USD) (CHF hedged) P-acc	1.81%
– Digital Transformation Themes (USD) (EUR hedged) P-acc	1.83%
– Digital Transformation Themes (USD) Q-acc	1.00%
– Digital Transformation Themes (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.04%
– Digital Transformation Themes (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.03%
– Digital Transformation Themes (USD) (GBP hedged) Q-acc	1.08%
– Dynamic Alpha (USD) I-B-acc	0.11%
– Dynamic Alpha (USD) I-X-acc	0.04%
– Dynamic Alpha (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.04%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) N-4%-mdist	2.63%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) N-acc	2.63%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) P-4%-mdist	2.05%
– Dynamic Alpha (USD) P-acc	2.00%
– Dynamic Alpha (USD) (CHF hedged) P-acc	2.05%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) P-acc	2.03%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.33%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) N-8%-mdist	2.95%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) N-acc	2.95%
– Emerging Markets Income (USD) P-acc	2.23%
– Emerging Markets Income (USD) (CHF hedged) P-acc	2.28%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) P-acc	2.27%
– Emerging Markets Income (USD) P-dist	2.23%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) P-dist	2.25%
– Emerging Markets Income (USD) P-mdist	2.23%
– Emerging Markets Income (USD) (HKD) P-mdist	2.23%
– Emerging Markets Income (USD) Q-acc	1.27%
– Emerging Markets Income (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.32%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.32%
– Emerging Markets Income (USD) Q-dist	1.27%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) Q-dist	1.32%
– European Equity Value Opportunity (EUR) I-B-acc	0.10%
– European Equity Value Opportunity (EUR) K-1-acc	1.16%
– European Equity Value Opportunity (EUR) P-acc	2.12%
– European Equity Value Opportunity (EUR) Q-acc	1.10%
– European Growth and Income (EUR) K-1-8%-mdist	1.19%
– European Growth and Income (EUR) (HKD hedged) P-6%-mdist	1.82%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-6%-mdist	1.83%

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– European Growth and Income (EUR) P-8%-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (AUD hedged) P-8%-mdist	1.82%
– European Growth and Income (EUR) (GBP hedged) P-8%-mdist	1.82%
– European Growth and Income (EUR) (HKD hedged) P-8%-mdist	1.82%
– European Growth and Income (EUR) (RMB hedged) P-8%-mdist	1.83%
– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-8%-mdist	1.84%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-8%-mdist	1.82%
– European Growth and Income (EUR) P-acc	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-acc	1.82%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-acc	1.81%
– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-mdist	1.84%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-mdist	1.82%
– European Growth and Income (EUR) Q-8%-mdist	1.04%
– European Growth and Income (EUR) (GBP hedged) Q-8%-mdist	1.10%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-8%-mdist	1.09%
– European Growth and Income (EUR) Q-acc	1.05%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-acc	1.09%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-mdist	1.10%
– European Growth and Income (EUR) QL-8%-mdist	0.86%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) QL-8%-mdist	0.89%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) QL-acc	0.89%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) QL-mdist	0.89%
– Global Allocation (CHF) K-1-acc	1.36%
– Global Allocation (CHF) P-acc	2.10%
– Global Allocation (CHF) Q-acc	1.08%
– Global Allocation (EUR) (CAD hedged) I-X-dist	0.04%
– Global Allocation (EUR) N-6%-mdist	2.57%
– Global Allocation (EUR) N-acc	2.57%
– Global Allocation (EUR) P-acc	2.11%
– Global Allocation (EUR) (CAD hedged) P-acc	2.15%
– Global Allocation (EUR) (GBP hedged) P-acc	2.15%
– Global Allocation (EUR) Q-acc	1.10%
– Global Allocation (EUR) (CAD hedged) Q-acc	1.14%
– Global Allocation (EUR) (GBP hedged) Q-acc	1.15%
– Global Allocation (USD) I-X-acc	0.04%
– Global Allocation (USD) K-1-acc	1.16%
– Global Allocation (USD) P-acc	2.10%
– Global Allocation (USD) (JPY) P-acc	2.11%
– Global Allocation (USD) Q-acc	1.07%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) P-acc	2.10%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) (CHF hedged) P-acc	2.15%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) Q-acc	1.08%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) (CHF hedged) Q-acc	1.13%
– Global Equities (USD) I-B-acc	0.11%
– Global Equities (USD) I-X-acc	0.04%
– Global Equities (USD) P-acc	2.12%
– Global Equities (USD) (EUR) P-acc	2.12%
– Global Equities (USD) Q-acc	1.10%
– Global Equities (USD) (EUR) Q-acc	1.10%
– Global Equities (USD) U-X-acc	0.04%
– Global Multi Income (USD) I-X-acc	0.11%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) P-4%-qdist	1.48%
– Global Multi Income (USD) P-acc	1.43%
– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) P-acc	1.48%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) P-acc	1.48%
– Global Multi Income (USD) (GBP hedged) P-acc	1.48%
– Global Multi Income (USD) P-dist	1.43%
– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) P-dist	1.48%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) P-dist	1.48%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Global Multi Income (USD) (GBP hedged) P-UKdist	1.48%
– Global Multi Income (USD) P-midst	1.43%
– Global Multi Income (USD) (HKD) P-midst	1.43%
– Global Multi Income (USD) (RMB hedged) P-midst	1.48%
– Global Multi Income (USD) (SGD hedged) P-midst	1.48%
– Global Multi Income (USD) Q-acc	0.91%
– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.96%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.96%
– Global Multi Income (USD) Q-dist	0.91%
– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) Q-dist	0.96%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.96%
– Multi Asset Defensive Growth (EUR) I-X-acc	0.09%
– Multi Asset Defensive Growth (EUR) P-acc	1.23%
– Multi Asset Defensive Growth (EUR) Q-acc	0.77%
– Multi Asset Defensive Growth (USD) I-X-acc	0.08%
– Multi Asset Defensive Growth (USD) P-acc	1.21%
– Multi Asset Defensive Growth (USD) Q-acc	0.76%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) I-A1-acc	1.76%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (CHF hedged) I-A1-acc	1.79%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (USD hedged) I-A1-acc	1.79%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) I-B-acc	1.53%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) P-acc	2.46%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (CHF hedged) P-acc	2.51%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (USD hedged) P-acc	2.51%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) Q-acc	1.96%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (CHF hedged) Q-acc	2.01%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (GBP hedged) Q-acc	2.01%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (USD hedged) Q-acc	2.01%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) U-X-acc	1.46%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) F-acc	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (CHF hedged) F-acc	0.75%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (EUR hedged) F-acc	0.75%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (JPY hedged) F-acc	0.74%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) F-UKdist	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (CHF hedged) F-UKdist	0.75%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (EUR hedged) F-UKdist	0.75%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (GBP hedged) F-UKdist	0.75%

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 9 – Portfolio Turnover Ratio (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{(\text{Total purchases} + \text{total sales}) - (\text{total subscriptions} + \text{total redemptions})}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Asian Equities (USD)	13.35%
– Asian Global Strategy Balanced (USD)	87.65%
– China A Equity Quantitative (USD)	42.50%
– China Allocation Opportunity (USD)	-162.39%
– China Equity Long Short (USD)	26.04%
– Digital Transformation Dynamic (USD)	58.38%
– Digital Transformation Themes (USD)	-7.80%
– Dynamic Alpha (USD)	191.03%
– Emerging Markets Income (USD)	21.47%
– European Equity Value Opportunity (EUR)	16.06%
– European Growth and Income (EUR)	76.07%
– Global Allocation (CHF)	149.12%
– Global Allocation (EUR)	133.79%
– Global Allocation (USD)	147.73%
– Global Allocation Focus Europe (EUR)	140.35%
– Global Equities (USD)	81.14%
– Global Multi Income (USD)	55.07%
– Multi Asset Defensive Growth (EUR)	345.65%
– Multi Asset Defensive Growth (USD)	415.53%
– Multi Strategy Alternatives (EUR)	-20.92%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	56.96%

Note 10 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 30 September 2020, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Transaction costs
– Asian Equities (USD)	825 507.03 USD
– Asian Global Strategy Balanced (USD)	110 976.05 USD
– China A Equity Quantitative (USD)	1 264.72 USD
– China Allocation Opportunity (USD)	1 080 275.68 USD
– China Equity Long Short (USD)	2 510.30 USD
– Digital Transformation Dynamic (USD)	38 543.55 USD
– Digital Transformation Themes (USD)	197 791.33 USD
– Dynamic Alpha (USD)	14 643.62 USD
– Emerging Markets Income (USD)	4 809.31 USD
– European Equity Value Opportunity (EUR)	91 681.33 EUR
– European Growth and Income (EUR)	- EUR
– Global Allocation (CHF)	35 757.86 CHF
– Global Allocation (EUR)	266 991.82 EUR
– Global Allocation (USD)	112 309.75 USD
– Global Allocation Focus Europe (EUR)	14 030.83 EUR
– Global Equities (USD)	114 903.24 USD
– Global Multi Income (USD)	10 381.48 USD
– Multi Asset Defensive Growth (EUR)	91 738 EUR
– Multi Asset Defensive Growth (USD)	726.29 USD
– Multi Strategy Alternatives (EUR)	- EUR
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	200 872.73 USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

Note 11 – Related party transactions

Connected persons in the context of this note are those defined in the SFC Code on Unit Trusts and Mutual Funds. All transactions entered into during the year between the subfunds and its connected persons were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms.

a) Transactions on securities and derivative financial instruments

The volume of securities and derivative financial instruments undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company (except options), the Portfolio Manager, the Depositary or the Board of Directors for the financial year from 1 October 2019 to 30 September 2020 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Volume of transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	As a % of the total of security transactions
– China Allocation Opportunity (USD)	2 561 587 492.36 USD	42.11%
– Emerging Markets Income (USD)	248 134 455.74 USD	33.07%
– European Growth and Income (EUR)	675 849 916.96 EUR	14.47%

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Commissions on transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	Average rate of commission
– China Allocation Opportunity (USD)	660 192.95 USD	0.03%
– Emerging Markets Income (USD)	4 806.89 USD	0.00%
– European Growth and Income (EUR)	- EUR	-

As disclosed in Note 10 – Transaction Costs, the transaction costs for fixed-income investments, exchange-traded futures contracts and other derivative contracts are included in the purchase and sale price of the investment and are therefore not listed individually here.

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Volume of transactions in other securities (except equities, equity-like securities and derivative financial instruments) with related parties	As a % of the total of security transactions
– China Allocation Opportunity (USD)	94 162 310.50 USD	1.55%
– Emerging Markets Income (USD)	- USD	-
– European Growth and Income (EUR)	9 375 497.95 EUR	0.20%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the Company on transactions on “other securities (except equities and equity-like securities)” with related parties.

Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 30 September 2020 were used.

b) Transactions in Shares of the Company

Connected persons may invest in a new subfund/share-class for the purpose of providing seed capital (“Direct Investment”), with the intent of remaining invested until the subfund/shareclass has substantial net assets. Such investments are at arm’s length and comply with all late trading/market timing prevention requirements. No connected person may invest for the purpose of exercising management or control over any Fund or the Company.

The below subfunds/shareclasses were seeded by UBS entities:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Share class	Market value (USD)	% Net fund assets
– European Growth and Income (EUR)	QL-8%-midst	9 899.07 EUR	0.00%
– European Growth and Income (EUR)	(USD hedged) QL-8%-midst	9 903.74 USD	0.00%
– European Growth and Income (EUR)	(USD hedged) QL-acc	9 903.74 USD	0.00%
– European Growth and Income (EUR)	(USD hedged) QL-midst	9 903.70 USD	0.00%

c) Holding of the Directors

The Management Company and its connected persons are allowed to subscribe for, and redeem, shares in the subfunds. The Directors of the Management Company and the Directors of the Company had no holdings in the subfunds licensed for sale in Hong Kong as at 30 September 2020.

Note 12 – Master Feeder Structure

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR) subfund (the “feeder fund”) is a feeder fund in accordance with Article 77 of the 2010 Law. It invests at least 85% of its net assets in units of Alma Platinum IV UBS Multi Strategy Alternatives (the “Master Fund”), a subfund of Alma Platinum IV, to an investment company established under Luxembourg law in the form of a public limited company (société anonyme), which is a société d’investissement à capital variable (SICAV) that was approved by the CSSF. The master fund has DWS Investment S.A. as its management company and DWS Alternatives Global Limited as its investment manager (“master management company” or “master investment manager”).

Since 11 January 2020, Alma Capital Investment Management S.A. is management company and the investment manager of the Master Fund and the Master- Fund was renamed Alma Platinum IV UBS Multi Strategy Alternatives (previously DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives).

The feeder fund may hold up to 15% of its net assets in the following assets:

- a) accessory liquid assets in accordance with Article 41 paragraph 2 subparagraph 2 of the 2010 Act;
- b) derivative financial instruments that may only be used for hedging purposes, in accordance with Article 41 paragraph 1 letter g) of the 2010 Law and Article 42 paragraphs 2 and 3 of the 2010 Law.

As of 30 September 2020, the feeder UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR) held 55.95% of the net fund assets of Alma PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives.

The sum of the costs of the feeder fund with the pro rata costs of the master fund can be seen in Note 8 – Total Expense Ratio (TER). The performance fees at master fund level for an amount of 746 603 EUR are not included in the TER.

The investment policy of the master fund is defined in its prospectus.

The sales prospectus, the KIID, the articles of association of the master fund, the annual and semi-annual reports as well as the portfolio movements of the master fund are available free of charge at Alma Capital Investment Management S.A., 5 rue Aldringen, L-1118 Luxembourg.

Note 13 – Significant event during the reporting period

On 11 March 2020, the World Health Organization declared the outbreak of COVID-19 to be a pandemic. It exists a continuing concern about the effects of this virus on the global economy and as a result of this uncertainty the valuation of assets in this report can deviate significantly from the value of actual sales of these assets. Significant corrections in the market and the increased financial market volatility in recent months could significantly affect the fund in terms of future valuations of its assets. The Board of Directors and the Investment managers continue to monitor the efforts of government to reduce the spread of the virus and hence the economic impact on the portfolios and the fund itself.

There is no evidence that the going concern assumption made by the Board of Directors when preparing the financial statements of the fund is inappropriate.

Not 14 – Subsequent event

The subfunds UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Defensive Growth (EUR) and UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Defensive Growth (USD) were liquidated as of 27 October 2020.

Note 15 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Management Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Depositary can elect to make themselves and the fund subject to the jurisdiction of the countries in which the fund units were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of company shares sold to investors from the other countries in which company shares can be bought and sold, the company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the company) into the languages concerned as binding upon itself.

Note 16 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD)		
Bank of America	-12 987.95 USD	0.00 USD
Barclays	-234.41 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	64 557.32 USD	0.00 USD
Citibank	10 689.75 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	7 842.03 USD	0.00 USD
HSBC	13 950.91 USD	0.00 USD
JP Morgan	5 293.92 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	6 337.84 USD	0.00 USD
State Street	-17 747.69 USD	0.00 USD
UBS AG	-18 470.18 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	7 182.35 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)		
Barclays	-2 288.39 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-251 724.61 USD	0.00 USD
HSBC	2 805.24 USD	0.00 USD
JP Morgan	-2 473 234.00 USD	0.00 USD
State Street	408 849.63 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	11 499.50 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Equity Long Short (USD)		
Morgan Stanley	11 687.72 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Dynamic (USD)		
Bank of America	460 485.94 USD	0.00 USD
Barclays	681 714.29 USD	0.00 USD
Citibank	5 637.39 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Themes (USD)		
Bank of America	-183 469.91 USD	0.00 USD
Barclays	-423 345.20 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-1 198.09 USD	0.00 USD
Citibank	6 739.35 USD	0.00 USD
JP Morgan	3 491.59 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	1 162.51 USD	0.00 USD
State Street	-4 144.52 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-7 243.61 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)		
Bank of America	-75 478.01 USD	0.00 USD
Barclays	-5 126.43 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-269 458.25 USD	0.00 USD
HSBC	10 859.56 USD	0.00 USD
JP Morgan	-22 441.97 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	7 450.13 USD	0.00 USD
State Street	-2 218.47 USD	0.00 USD
UBS AG	-46 091.25 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Emerging Markets Income (USD)		
Bank of America	-148 717.82 USD	0.00 USD
Barclays	-254 880.43 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-24 067.45 USD	0.00 USD
HSBC	3 069.18 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-180 506.36 USD	0.00 USD
State Street	-5 398.53 USD	0.00 USD
UBS AG	-46 592.79 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Growth and Income (EUR)		
Barclays	1 977 215.25 EUR	0.00 EUR
HSBC	512 142.74 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-205 803.68 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-16 448.11 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	348 936.43 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)		
Bank of America	-134 330.46 CHF	0.00 CHF
Barclays	5 632.28 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	139 633.88 CHF	0.00 CHF
Citibank	23 187.96 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	-32 105.29 CHF	0.00 CHF
HSBC	8 455.51 CHF	0.00 CHF
JP Morgan	-79 806.62 CHF	0.00 CHF
State Street	198 872.35 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-680.52 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)		
Bank of America	-1 755 374.46 EUR	0.00 EUR
Barclays	379 779.17 EUR	0.00 EUR
Citibank	169 150.37 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	-16 768.31 EUR	0.00 EUR
HSBC	-106 507.99 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	25 954.50 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-1 013.58 EUR	0.00 EUR
State Street	7 034.55 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-154 470.68 EUR	0.00 EUR

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)		
Bank of America	-406 714.91 USD	0.00 USD
Barclays	-24 356.46 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	293 671.27 USD	0.00 USD
Citibank	351 233.55 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	2 225.09 USD	0.00 USD
HSBC	323 259.95 USD	0.00 USD
JP Morgan	-238 491.08 USD	0.00 USD
State Street	253 487.10 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	14 506.45 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation Focus Europe (EUR)		
Bank of America	-255 091.05 EUR	0.00 EUR
Barclays	9 178.47 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	3 662.73 EUR	0.00 EUR
Citibank	21 907.43 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	-1 653.88 EUR	0.00 EUR
HSBC	6 595.57 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-15 710.50 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-8 373.08 EUR	0.00 EUR
State Street	12 876.95 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	1 154.83 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Multi Income (USD)		
Bank of America	-621 146.63 USD	0.00 USD
Barclays	-215 207.65 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-7 626.63 USD	0.00 USD
Citibank	-133 839.70 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	55 346.10 USD	0.00 USD
HSBC	-18 107.62 USD	0.00 USD
JP Morgan	115 977.75 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-68 771.37 USD	0.00 USD
State Street	6 157.59 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Defensive Growth (EUR)		
Canadian Imperial Bank	283.65 EUR	0.00 EUR
State Street	-1 055.41 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Defensive Growth (USD)		
Bank of America	1 044.82 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	1 532.09 USD	0.00 USD
JP Morgan	282.83 USD	0.00 USD
State Street	256.34 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)		
UBS AG	95 958.30 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)		
Bank of America	-937 978.25 USD	0.00 USD
Barclays	-1 315 050.84 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-418 958.03 USD	0.00 USD
Citibank	15 663.50 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-14 333.48 USD	0.00 USD
HSBC	-114 820.38 USD	0.00 USD
JP Morgan	-11 992.29 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	12 554.97 USD	0.00 USD
State Street	-16 618.49 USD	0.00 USD
UBS AG	-24 904.58 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	3 507.47 USD	0.00 USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

Securities Lending

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 30 September 2020		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 30 September 2020		
	Market value of Securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
- Asian Equities (USD)	25 023 658.01 USD	26 655 563.98 USD	30.24	69.76	0.00
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	5 680 252.28 USD	6 050 687.24 USD	30.24	69.76	0.00
- Digital Transformation Dynamic (USD)	52 495 574.23 USD	55 919 048.16 USD	30.24	69.76	0.00
- Digital Transformation Themes (USD)	316 443 867.82 USD	337 080 604.28 USD	30.24	69.76	0.00
- Dynamic Alpha (USD)	14 835 145.90 USD	15 802 612.89 USD	30.24	69.76	0.00
- European Equity Value Opportunity (EUR)	7 299 754.90 EUR	7 775 804.94 EUR	30.24	69.76	0.00
- European Growth and Income (EUR)	26 500 936.27 EUR	28 229 182.24 EUR	30.24	69.76	0.00
- Global Allocation (CHF)	15 963 905.56 CHF	17 004 984.08 CHF	30.24	69.76	0.00
- Global Allocation (EUR)	84 764 979.43 EUR	90 292 887.29 EUR	30.24	69.76	0.00
- Global Allocation (USD)	47 707 121.52 USD	50 818 318.78 USD	30.24	69.76	0.00
- Global Allocation Focus Europe (EUR)	5 773 688.69 EUR	6 150 217.05 EUR	30.24	69.76	0.00
- Global Equities (USD)	14 856 226.53 USD	15 825 068.29 USD	30.24	69.76	0.00
- Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	46 882 204.38 USD	49 939 605.06 USD	30.24	69.76	0.00

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 September 2020

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Notes, fixed rate

AUD			
AUD AUSTRALIA 5.50000% 11-21-04-23	1 250 000.00	1 017 856.67	0.29
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 8.00000% 13-20-04-23	1 150 000.00	909 078.48	0.26
Total AUD		1 926 935.15	0.55
Total Notes, fixed rate		1 926 935.15	0.55

Bonds, fixed rate

AUD			
AUD AUSTRALIA 2.75000% 12-21-04-24	9 850 000.00	3 009 838.21	0.86
AUD AUSTRALIA-REG-1 2.25000% 16-21-05-28	1 500 000.00	1 205 524.91	0.34
AUD AUSTRALIA-REG-2 2.75000% 14-21-06-30	1 800 000.00	1 400 151.06	0.40
AUD AUSTRALIA-REG-3 2.75000% 16-21-11-27	2 100 000.00	1 735 271.11	0.49
AUD AUSTRALIA-REG-4 3.00000% 16-21-03-27	1 850 000.00	1 250 929.44	0.36
AUD AUSTRALIA-REG-5 3.25000% 13-21-04-25	2 150 000.00	1 747 569.82	0.50
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP 6.00000% 11-21-07-22	800 000.00	475 127.84	0.13
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-REG-1 4.25000% 12-21-07-23	950 000.00	756 779.77	0.22
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 8.00000% 03-17-10-22	1 250 000.00	1 002 240.48	0.29
Total AUD		12 583 428.64	3.59

CAD			
CAD CANADA GOVERNMENT 0.75000% 16-01-09-21	2 350 000.00	1 766 336.52	0.50
CAD CANADA GOVERNMENT 0.50000% 16-01-09-22	2 350 000.00	1 766 647.58	0.50
CAD CANADA GOVERNMENT 2.75000% 14-01-12-84	1 300 000.00	1 534 306.57	0.44
CAD CANADA GOVERNMENT 2.75000% 14-01-12-88	1 100 000.00	1 154 244.83	0.33
CAD CANADA GOVERNMENT 2.25000% 14-01-06-25	2 250 000.00	1 832 964.83	0.52
CAD CANADA GOVERNMENT 3.25000% 10-01-06-21	5 000 000.00	3 619 951.34	1.09
CAD CANADA GOVERNMENT 3.50000% 11-01-12-45	1 150 000.00	1 325 889.95	0.38
CAD CANADA GOVERNMENT 5.75000% 01-01-06-30	1 150 000.00	1 384 993.45	0.39
Total CAD		18 587 338.67	5.15

EUR			
EUR ITALY REPUBLIC OF RTP 3.75000% 10-01-03-21	2 250 000.00	2 664 081.51	0.77
EUR ITALY REPUBLIC OF RTP 4.00000% 05-01-02-37	800 000.00	1 304 029.96	0.37
EUR ITALY REPUBLIC OF RTP 2.20000% 17-01-06-27	1 700 000.00	2 214 337.51	0.63
Total EUR		6 262 449.98	1.77

Total Bonds, fixed rate		33 373 208.09	9.51
-------------------------	--	---------------	------

Treasury notes, fixed rate

USD			
USD AMERICA UNITED STATES OF 5.00000% 07-15-05-37	1 505 000.00	3 200 048.68	0.91
USD AMERICA UNITED STATES OF 3.62500% 14-15-02-44	2 200 000.00	3 220 937.50	0.92
USD AMERICA UNITED STATES OF 2.25000% 16-15-08-46	1 050 000.00	1 242 855.39	0.36
USD AMERICA UNITED STATES OF 1.87500% 17-30-09-22	3 570 000.00	3 694 252.42	1.05
USD AMERICA UNITED STATES OF 1.75000% 17-15-11-20	3 850 000.00	3 657 315.33	1.04
USD AMERICA UNITED STATES OF 2.37500% 14-15-08-24	3 050 000.00	3 305 556.45	0.94
USD AMERICA UNITED STATES OF 2.00000% 15-15-02-25	3 000 000.00	3 229 804.50	0.92
USD AMERICA UNITED STATES OF 2.50000% 14-15-05-24	3 350 000.00	3 626 992.02	1.03
Total USD		25 182 762.29	7.17

Total Treasury notes, fixed rate		25 182 762.29	7.17
----------------------------------	--	---------------	------

Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		60 475 905.53	17.23
---	--	---------------	-------

Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market

Treasury bills, zero coupon

USD			
USD AMERICA UNITED STATES OF TB 0.00000% 23-07-20-21-01-21	9 000 000.00	8 997 129.99	2.56
USD AMERICA UNITED STATES OF TB 0.00000% 05-12-19-03-12-20	9 000 000.00	8 996 503.75	2.57
Total USD		17 995 633.74	5.13

Total Treasury bills, zero coupon		17 995 633.74	5.13
-----------------------------------	--	---------------	------

Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		17 995 633.74	5.13
---	--	---------------	------

UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Investment funds, open end

Luxembourg			
USD UBS (LUX) BOND SICAV - GLOBAL CORPORATE U-X-DIST	1 284.00	16 399 466.96	4.67
USD UBS (LUX) BOND SICAV - ASIAN HIGH YIELD U-X-ACC	1 184.00	14 076 966.72	4.01
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X-ACC	2 087.00	28 720 187.89	8.19
EUR UBS (LUX) EQUITY FUND - EUROPEAN OPPORTUNITY U-X-ACC	630.00	21 229 748.83	6.05
USD UBS (LUX) EQUITY FUND - MID CAPS USA U-X-ACC	1 139.00	12 107 945.51	3.45
USD UBS (LUX) EQUITY FUND - SMALL CAPS USA (USD) U-X-ACC	878.00	9 192 563.42	2.62
USD UBS (LUX) EQUITY FUND - CHINA OPPORTUNITY (USD) U-X-ACC	702.00	7 085 061.38	2.01
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLE EM OPPORTUNITY U-X-ACC	845.00	26 509 280.85	7.55
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - US OPP (USD)-U-X-ACC	1 058.00	10 827 188.19	3.09
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLOB OPPORT UNCONST USD-U-X-ACC	2 642.00	46 314 233.58	13.20

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

123

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV - GLOBAL EQUITIES (USD) U-X-ACC	5 619.00	57 764 556.18	16.46
USD UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	1.00	11 212.32	0.00
USD UBS LUX BOND SICAV-CHINA FRIED INCOME (EMER)USD HSGD U-X-ACC	627.00	6 417 200.79	1.83
Total Luxembourg		256 627 612.62	73.13
Total investment funds, open end		256 627 612.62	73.13
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		256 627 612.62	73.13
Total investments in securities		335 100 151.89	95.49

Derivative instruments

Derivative instruments listed on an official stock exchange

Financial Futures on bonds

EUR EURO-BUND FUTURE 06.12.20	-149.00	-130 281.42	-0.04
JPY JAPANESE GOVERNMENT 10Y BOND MINI(SGX) FUTURE 11.12.20	-101.00	-44 271.77	-0.01
AUD AUSTRALIA 10YR BOND FUTURE 15.12.20	202.00	209 361.26	0.06
CAD CAN 10YR BOND FUTURE 18.12.20	218.00	-16 320.42	-0.01
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.20	114.00	20 464.32	0.01
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 21.12.20	-273.00	-51 187.50	-0.01
USD US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.20	214.00	16 625.05	0.01
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 21.12.20	16.00	-27 625.01	-0.01
Total Financial Futures on bonds		-21 215.47	0.00

Financial Futures on indices

EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 18.12.20	113.00	80 954.35	0.01
EUR EURO STOXX SMALL 200 INDEX FUTURE 18.12.20	463.00	-166 732.61	-0.05
CHF SWISS MARKET INDEX FUTURE 18.12.20	-39.00	132 266.44	0.04
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 18.12.20	-1.00	2 255.94	0.00
SEK OMX 30 INDEX FUTURE 18.10.20	-211.00	-65 491.06	-0.02
USD S&P500 E-MINI FUTURE 18.12.20	84.00	91 360.00	0.02
AUD SPI 200 INDEX FUTURE 17.12.20	-66.00	27 720.31	0.01
CAD S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 17.12.20	-22.00	-11 121.64	0.00
USD MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 18.12.20	130.00	62 810.00	0.02
USD RUSSEL 2000 E-MINI INDEX FUTURE 18.12.20	-94.00	130 425.00	0.04
JPY TOPIX INDX FUTURE 10.12.20	58.00	136 538.80	0.04
Total Financial Futures on indices		401 007.33	0.11

Total Derivative Instruments listed on an official stock exchange		379 791.86	0.11
---	--	------------	------

Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market

Credit default swaps*

USD ICIC/CDX.NA IG 35-V1 CDR REC 1.000000% 20-20.12.25	5 350 000.00	112 985.45	0.03
USD ICIC/CDX.NA HY 35-V1 CDR REC 5.000000% 20-20.12.25	32 900 000.00	1 399 739.04	0.40
Total Credit default swaps		1 506 724.50	0.43

Total Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		1 506 724.50	0.43
--	--	--------------	------

Total Derivative instruments		1 885 515.36	0.54
------------------------------	--	--------------	------

Forward Foreign Exchange contracts

Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date

USD	4 033 797.41	SEK	35 411 473.06	12.11.2020	75 213.39	0.02
JPY	2 992 904 079.00	USD	28 184 310.75	12.11.2020	151 714.22	0.05
USD	19 123 293.09	AUD	26 277 904.59	12.11.2020	286 735.48	0.08
USD	35 964 001.17	EUR	30 394 939.97	12.11.2020	268 178.42	0.08
USD	7 048 392.76	NZD	10 550 000.00	12.11.2020	74 956.91	0.02
NOK	99 462 905.12	USD	11 073 549.87	12.11.2020	-442 374.39	-0.13
USD	1 109 216.27	HKD	8 600 000.00	12.11.2020	-257.21	0.00
GBP	3 764 064.50	GBP	2 870 000.00	12.11.2020	52 776.51	0.01
MXN	183 500 000.00	USD	8 380 663.91	12.11.2020	-109 362.23	-0.03
USD	21 397 824.20	CAD	28 107 997.85	12.11.2020	351 233.55	0.10
USD	11 716 416.28	CHF	10 729 367.45	12.11.2020	23 515.99	0.01
USD	4 325 111.37	DKK	27 200 000.00	12.11.2020	36 781.66	0.01
EUR	3 350 000.00	USD	3 947 821.91	12.11.2020	-15 765.65	0.00
USD	229 069.20	SEK	2 000 000.00	12.11.2020	5 492.85	0.00
EUR	1 730 000.00	USD	2 057 897.28	12.11.2020	-27 323.33	-0.01
USD	196 433.61	CHF	180 000.00	12.11.2020	2 269.17	0.00
ZAR	115 400 000.00	AUD	9 599 839.99	12.11.2020	2 225.09	0.00
EUR	500 000.00	USD	593 497.00	12.11.2020	-6 625.92	0.00
EUR	2 000 000.00	USD	2 359 321.20	12.11.2020	-11 836.66	0.00
USD	14 759 593.56	TWD	422 700 000.00	27.11.2020	44 808.42	0.01
USD	7 398 075.45	KRW	8 608 000 000.00	27.11.2020	13 954.07	0.00
COP	27 520 190 000.00	USD	7 216 044.58	27.11.2020	-97 128.79	-0.03
BRL	37 150 000.00	USD	6 849 820.23	27.11.2020	-266 419.56	-0.08
CLP	6 848 010 000.00	USD	6 873 352.77	27.11.2020	-176 328.93	-0.05
EUR	26 300 000.00	USD	30 702 622.49	12.11.2020	166 796.40	0.05
USD	5 275 426.51	JPY	557 000 000.00	12.11.2020	-15 546.58	0.00
USD	399 861.16	AUD	570 000.00	12.11.2020	-6 726.69	0.00
CHF	1 820 000.00	USD	1 961 434.74	12.11.2020	22 007.75	0.01
DKK	24 600 000.00	USD	3 841 563.31	12.11.2020	36 852.52	0.01
EUR	1 760 000.00	USD	2 047 026.06	12.11.2020	16 760.14	0.01

* Positive nominal: the subfund is "Receiver of protection", negative nominal: the subfund is "Seller of protection".

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

Description			Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets	
Forward Foreign Exchange contracts (Continued)						
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date						
USD	4 617 763.11	HKD	35 800 000.00	12.11.2020	-742.77	0.00
SEK	13 500 000.00	USD	1 479 418.01	12.11.2020	29 722.38	0.01
USD	615 837.63	NOK	5 900 000.00	12.11.2020	-14 768.77	0.00
GBP	1 240 000.00	USD	1 575 784.72	12.11.2020	27 726.37	0.01
AUD	750 000.00	USD	530 460.75	12.11.2020	7 155.11	0.00
JPY	150 000 000.00	USD	1 423 960.64	12.11.2020	-1 795.53	0.00
GBP	840 000.00	USD	1 084 682.42	12.11.2020	1 553.48	0.00
USD	755 173.68	AUD	1 060 000.00	12.11.2020	-4 856.73	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts					558 820.95	0.16
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets					13 870 881.27*	3.95
Other assets and liabilities					-490 702.43	-0.14
Total net assets					350 935 658.05	100.00

* As at 30 September 2020, cash amounts serve as collateral for the counterparty Bank of America for an amount of USD 490 000.00.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

125

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 September 2020

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR/ Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange			
Bearer shares			
Austria			
EUR ERSTE GROUP BK AG NPV	39 030.00	696 018.75	0.23
Total Austria		696 018.75	0.23
Bermuda			
USD MARVELL TECH GROUP COM USD0.002	19 283.00	652 824.88	0.22
Total Bermuda		652 824.88	0.22
Denmark			
DKK GENMAR AS DKK1 (BEARER)	3 330.00	1 035 105.03	0.35
DKK ØRSTED A/S DKK10	7 112.00	836 392.38	0.28
Total Denmark		1 871 497.41	0.63
France			
EUR AIR LIQUIDE (L) EUR5 (POSTSUBORDIN)	8 671.00	1 134 920.50	0.39
EUR ARTEMA EURO	5 431.00	497 594.42	0.17
EUR AXA EUR2.29	44 197.00	697 251.87	0.24
EUR EIFFAGE EUR4	6 505.00	454 179.10	0.15
EUR LEGRAND SA EURM	10 167.00	698 185.06	0.23
EUR LVMH MOET HENNESSY EURO 30	2 581.00	1 022 863.40	0.34
EUR SANDP EUR2	21 484.00	1 839 229.72	0.61
EUR SCHNEIDER ELECTRIC EUR8	12 736.00	1 350 652.80	0.45
EUR TELEPERFORMANCE EUR2.30	3 564.00	939 470.40	0.32
EUR VALEO EUR1 (POST SUBD)	26 008.00	682 710.00	0.23
EUR WORLDLINE EURO 68	7 749.00	543 359.88	0.18
Total France		9 889 418.15	3.31
Germany			
EUR CANCOM SE NPV	5 536.00	244 137.80	0.08
EUR CONTINENTAL AG ORD NPV	12 609.00	1 166 080.32	0.39
EUR SAP AG ORD NPV	13 631.00	1 809 651.56	0.60
EUR ZALANDO SE NPV	6 190.00	654 381.00	0.22
Total Germany		3 874 250.68	1.29
Hong Kong			
HKD AIA GROUP LTD NPV	158 606.00	1 307 866.52	0.44
HKD HONG KONG EXCHANGE HKD1	16 600.00	660 855.55	0.22
Total Hong Kong		1 968 722.07	0.66
Italy			
EUR BANCA MEDIOLANUM NPV	100 127.00	615 781.05	0.21
EUR INFRASTRUTTURE WIR NPV	70 500.00	665 520.00	0.22
Total Italy		1 281 301.05	0.43
Japan			
JPY FANUC CORP NPV	4 600.00	747 896.44	0.25
JPY TECHNOFORD HDGS IN NPV	11 500.00	605 900.20	0.20
Total Japan		1 353 796.64	0.45
The Netherlands			
EUR KONINKLIJKE AHOLD EURO 01	36 751.00	927 962.75	0.31
EUR KONINKLIJKE PHILIPS NV EURO 20	27 437.00	1 102 967.40	0.37
USD NXP SEMICONDUCTORS EURO 20	5 727.00	609 548.35	0.20
EUR SHOP APOTHEKE EURO NPV	4 671.00	727 727.40	0.24
EUR WOTERS KLUWER EURO 12	6 831.00	497 570.04	0.17
Total The Netherlands		3 865 775.94	1.29
Spain			
EUR AENA SME S.A. EURO	5 698.00	679 771.40	0.23
EUR EDF RENOUVELES SA EUR5	46 931.00	663 604.34	0.22
Total Spain		1 343 375.74	0.45
Sweden			
SEK LUNDA ENERGY AB NPV	26 363.00	446 375.22	0.15
Total Sweden		446 375.22	0.15
Switzerland			
GBP WIZZ AIR HDGS PLC ORD GBP0.0001	11 287.00	387 489.62	0.13
Total Switzerland		387 489.62	0.13
United Kingdom			
GBP BRIT AMER TOBACCO ORD GBP0.25	25 741.00	786 210.87	0.26
GBP BT GROUP ORD GBP0.05	59 867.00	562 763.34	0.19
USD UNANION PLC ORD GBP1.00 (D8)	10 800.00	416 379.99	0.14
GBP SAGE GROUP GBP0.01051948	109 742.00	872 068.47	0.29
GBP SOFTCAT PLC ORD GBP0.0005 (N8)	44 299.00	589 473.29	0.20
GBP SPECTRIS ORD GBP0.05	33 307.00	654 857.70	0.20
EUR UNILEVER EURO 16	46 798.00	2 410 097.00	0.80
Total United Kingdom		6 533 850.66	2.18
United States			
USD ALGENT TECHNOLOGY INC COM	1 433.00	400 039.98	0.13
USD ARISTA NETWORKS INC COM USD0.0001	3 142.00	534 448.52	0.18
USD BIO RAD LABS INC CL A	1 920.00	843 971.52	0.28
USD BISMARCK PHARMA COM USD0.001	5 400.00	350 344.95	0.12

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

113

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR/ Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD BOSTON SCIENTIFIC COM USD0.01	23 041.00	730 775.26	0.25
USD COHERUS BIOSCIENCE COM USD0.0001	12 208.00	190 930.56	0.06
USD CONSTELLATION BRDS CLASS 'A' COM USD0.01	1 835.00	296 551.27	0.10
USD COURA SOFTWARE INC COM USD0.0001	2 400.00	561 272.33	0.19
USD DIGITAL REALTY TRU COM STK USD0.01	3 368.00	421 513.39	0.14
USD F M C CORP COM NEW	4 673.00	422 050.42	0.14
USD HILL-ROM HLDGS INC COM STK NPV	8 873.00	631 866.65	0.21
USD HUBSPOT INC COM USD0.001	2 727.00	679 561.47	0.23
USD INCYTE CORPORATION COM USD0.001	7 119.00	544 799.44	0.18
USD MARSH & MCLENNAN COM USD1	7 336.00	717 553.58	0.24
USD MIRATI THERAPEUTIC COM NPV	3 230.00	480 207.65	0.15
USD MSA SAFETY INC COM NPV	9 919.00	1 134 892.36	0.38
USD PEPSICO INC CAP USD0.016886	3 985.00	871 002.43	0.16
USD QORVO INC COM USD 0.0001	3 993.00	439 292.99	0.15
USD S&P GLOBAL INC COM USD1	2 196.00	675 903.98	0.23
USD SLUNK INC COM USD0.001	4 709.00	755 471.94	0.25
USD TAKE TWO INTERACTI COM USD0.01	10 109.00	1 424 303.06	0.48
USD THE TRADE DESK INC COM USD0.000001 CL A	1 090.00	482 215.87	0.16
USD THOR INDOS INC COM	3 812.00	290 420.13	0.10
USD TRIMBLE INC COM NPV	11 593.00	481 455.76	0.16
USD UNIVERSAL DISPLAY COM USD0.01	8 325.00	974 889.31	0.33
USD VMWARE INC COM STK USD0.01 CLASS 'A'	9 021.00	1 105 229.24	0.37
USD ZEASER INC COM USD0.01	8 930.00	785 514.86	0.26
Total United States		16 889 561.32	5.63
Total Bearer shares		51 018 197.93	17.05
Other shares			
Switzerland			
CHF ROCHE HLDGS AG GENUSSCHEINE NPV	8 266.00	2 417 947.98	0.81
Total Switzerland		2 417 947.98	0.81
Total Other shares		2 417 947.98	0.81
Preference shares			
Germany			
EUR HENKEL AG CO. KGAA NON-VTS PRF NPV	10 375.00	926 695.00	0.31
Total Germany		926 695.00	0.31
Total Preference shares		926 695.00	0.31
Registered shares			
Belgium			
EUR KBC GROUP NV NPV	13 992.00	598 717.68	0.20
Total Belgium		598 717.68	0.20
Denmark			
DKK CARLSBERG SERIE 'DKK20	9 543.00	1 097 413.92	0.37
DKK NOVO-NORDISK AS DKK0.2 SERIE 'A'	25 138.00	1 483 724.03	0.49
Total Denmark		2 581 137.95	0.86
Finland			
EUR NESTE OIL OYJ NPV	17 136.00	770 605.92	0.26
SEK NORDEA HOLDING ABP NPV	125 568.00	617 281.78	0.27
EUR SAMPO PLC SERIA NPV	66 492.00	2 246 764.66	0.75
Total Finland		3 634 652.36	1.28
Germany			
EUR EXASOL AG ORD NPV	21 424.00	446 190.08	0.15
EUR MUENCHENER RUECKE NPVREGIO	3 323.00	719 761.80	0.24
EUR SIEMENS AG NPVREGIO	12 931.00	1 394 996.28	0.47
EUR SIEMENS ENERGY AG NPV	8 465.50	148 706.50	0.05
Total Germany		2 711 658.66	0.91
Ireland			
USD APTIV PLC COM USD0.01	10 307.00	805 820.80	0.27
EUR CRH QRD EURO 32	26 580.00	619 907.20	0.27
Total Ireland		1 425 728.00	0.54
Italy			
EUR ENEL EUR1	124 105.00	920 610.89	0.31
EUR MEDIOBANCA SPA EURO S	82 393.00	551 866.31	0.18
EUR MONCLER SPA NPV	19 594.00	685 396.12	0.23
Total Italy		2 157 873.32	0.72
Japan			
JPY NINTENDO CO LTD NPV	1 700.00	619 573.35	0.27
JPY NIPPON TELETEL CP NPV	42 000.00	729 656.43	0.24
JPY SANITARY GROUP CO NPV	20 900.00	1 092 544.40	0.37
JPY TORY COOP NPV	15 000.00	979 177.70	0.33
JPY TAKEDA PHARMACEUTICAL NPV	32 600.00	966 300.15	0.33
Total Japan		4 607 658.03	1.54
The Netherlands			
EUR ADYEN NV EURO 01	521.00	619 272.50	0.27
EUR ASML HOLDING NV EURO 09	4 907.00	1 544 232.90	0.52
EUR KONINKLIJKE DSM NV EUR1.5	2 929.00	411 817.40	0.14
EUR NN GROUP N.V. EURO 12	26 106.32	636 707.85	0.28
EUR PROSUS N.V. EURO 05	16 596.00	1 290 365.20	0.43
GBP ROYAL DUTCH SHELL PLC 'A' SHS EURO 07	37 022.00	959 416.51	0.13
Total The Netherlands		5 295 818.16	1.77

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR/ Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Norway			
NOK DNB ASA NOK10	23 591.00	278 008.71	0.09
NOK MOW ASA NOK7.50	24 553.00	371 136.82	0.13
Total Norway		649 145.53	0.22
Sweden			
SEK SANDVIK AB NPV (POST SPUT)	53 548.00	897 465.27	0.30
SEK SWEDISH MATCH NPV	12 270.00	856 719.56	0.29
SEK TELZ AB SHS	39 598.00	476 290.08	0.16
Total Sweden		2 232 474.91	0.75
Switzerland			
CHF ALCON AG CHRD.04	16 487.00	800 345.81	0.27
CHF CREDIT SUISSE GRP CHFD.0408(GO)	76 178.00	853 800.44	0.22
CHF NESTLE SA CHRD.1008(GO)	30 280.00	3 073 046.84	1.03
CHF NOVARTIS AG CHFD.3008(GO)	11 459.00	849 927.91	0.28
CHF SOFTWAREONE HLD AG CHRD.01	30 785.00	735 784.49	0.24
Total Switzerland		6 112 765.29	2.04
United Kingdom			
GBP ADMIRAL GROUP ORD GRPD.001	6 803.00	190 068.92	0.06
GBP ANGLO AMERICAN USD0.54945	42 995.00	889 134.41	0.30
GBP ASHLEAD GROUP ORD GRPD.10	18 156.00	580 455.51	0.19
GBP AVAST PLC ORD GRPD.10(NV)	99 473.00	577 934.89	0.19
GBP LONDON STOCK EXCH ORD GRPD.08918804	8 787.00	857 889.27	0.29
GBP PRUDENTIAL ORD GRPD.05	38 800.00	474 379.82	0.16
GBP RIO TINTO ORD GRPD.10	21 202.00	1 088 193.42	0.36
Total United Kingdom		4 638 056.04	1.55
United States			
USD 10X GENOMICS INC COM USD0.00001 CLASS A	3 348.00	355 757.71	0.12
USD ABBOTT LABS COM	6 573.00	610 019.89	0.20
USD ABBVIE INC COM USD0.01	13 353.00	997 389.90	0.33
USD ADOBE INC COM USD0.0001	730.00	313 867.76	0.11
USD ADVANCED MICRO DEV COM USD0.01	6 204.00	438 774.75	0.15
USD AGCO CORP COM USD0.01	14 425.00	913 609.99	0.31
USD ALEXION PHARMACEUT COM USD0.0001	6 119.00	597 106.70	0.20
USD ALPHABET INC CAP STK USD0.001 CL A	2 045.00	2 555 879.42	0.85
USD AMAZON COM INC COM USD0.01	2 532.00	6 796 775.73	2.27
USD AMERPREP FIN INC COM	9 482.00	1 243 498.76	0.42
USD AMGEN INC COM USD0.0001	2 344.00	508 038.24	0.17
USD APPLE INC COM NPV	39 164.00	3 887 806.11	1.29
USD AUTODESK INC COM USD0.01	4 614.00	908 949.93	0.30
USD BOOKING HLDGS INC COM USD0.008	594.00	886 536.41	0.29
USD BUNGE LIMITED COM USD0.01	20 580.00	801 255.28	0.27
USD CF INDUSTRIES INC COM	18 719.00	490 223.42	0.16
USD COMCAST CORP COM CLS A USD0.01	24 421.00	363 386.74	0.12
USD COOPER COS INC COM USD0.10	1 555.00	447 040.12	0.15
USD CROWN CASTLE INTL COM USD0.01	3 406.00	482 752.74	0.16
USD DOLLAR GENERAL CF COM USD0.875	4 614.00	824 787.17	0.28
USD DOLLAR TREE INC	14 690.00	1 144 232.81	0.38
USD FACEBOOK INC COM USD0.000008 CL A	9 009.00	2 012 072.74	0.67
USD FIDELITY NATL INF COM STK USD0.01	18 129.00	2 275 845.38	0.76
USD GOODBODY INC COM CL A USD0.001	7 962.00	515 817.29	0.17
USD HESS CORPORATION COM USD1	21 957.00	786 383.84	0.26
USD IAA INC COM USD0.01	10 573.00	489 480.33	0.16
USD IACINTERACTIVECOR COM USD0.001	2 427.00	247 905.22	0.08
USD INGERSOLL RAND INC COM USD1.00	34 072.00	1 034 377.88	0.35
USD IQVIA HOLDINGS INC COM USD0.01	4 687.00	630 036.08	0.21
USD LIVERAMP HOLDINGS COM USD0.10	16 147.00	712 855.86	0.24
USD LKQ CORP COM	22 441.00	530 868.94	0.18
USD LVMH S COG INC COM USD0.50	7 582.00	1 072 400.56	0.36
USD LYFT INC COM USD0.00001 CLASS A	20 990.00	489 737.26	0.16
USD MADSON'S SQUARE G J COM USD0.01 CLASS A	8 485.00	494 408.28	0.17
USD MASTERCARD INC COM USD0.0001 CLASS A	6 934.00	1 999 833.97	0.67
USD MATCH GRP INC NEW COM NPV	5 247.47	495 145.94	0.17
USD MICRON TECHNOLOGY COM USD0.10	12 100.00	484 557.20	0.16
USD MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	38 758.00	6 951 750.43	2.32
USD MONSIEUR INTL INC COM USD0.01	25 371.00	1 242 965.89	0.42
USD NETLIX INC COM USD0.001	1 051.00	448 157.19	0.15
USD NVIDIA CORP COM USD0.001	1 000.00	481 535.84	0.15
USD PALO ALTO NETWORKS COM USD0.0001	3 886.00	806 893.36	0.27
USD PPD INC COM USD0.01	17 420.00	549 495.42	0.18
USD ROCKWELL AUTOMATIO COM USD1	2 306.00	414 016.12	0.14
USD SAATCHI & SAATCHI INC COM USD0.001	6 374.00	1 366 062.92	0.46
USD SCHLUMBERGER COM USD0.01	38 524.00	511 178.48	0.17
USD SERVICE NOW INC COM USD0.001	2 540.00	1 090 526.58	0.35
USD SOUTHWEST AIRLINES COM USD1	36 682.00	1 173 048.22	0.39
USD SPIRIT AEROSYSTEMS COM STK USD0.01 CLASS A	12 694.00	204 701.78	0.07
USD STARBUCKS CORP COM USD0.001	27 095.00	1 985 249.14	0.66
USD STERIS CYCLE INC COM	9 989.00	536 089.32	0.18
USD TELIA INC COM USD0.001	1 494.00	546 574.80	0.18
USD TJX COS INC COM USD1	20 857.00	980 311.30	0.33
USD TWITTER INC COM USD0.000003	25 429.00	964 985.72	0.32
USD UNION PACIFIC CORP COM USD0.50	2 572.00	431 799.46	0.14
USD UNITED RENTALS INC COM	2 054.00	305 652.16	0.10
USD UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	7 754.00	2 061 539.74	0.69
USD VAIL RESORTS INC COM	3 586.00	654 326.89	0.22
USD VISA INC COM STK USD0.0001	10 220.00	1 742 799.19	0.58
USD WELLS FARGO & CO COM USD1 2/3	44 446.00	891 080.42	0.30
USD WESTERN DIGITAL CORP COM	10 404.00	324 279.57	0.11
Total United States		66 954 835.59	22.38
Total Registered shares		103 994 492.94	34.76

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

115

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Depository receipts			
China			
USD ALIBABA GROUP HUGG SPON ADS EACH REP ONE ORD-ADR	1 717.00	430 446.99	0.14
Total China		430 446.99	0.14
Total Depository receipts		430 446.99	0.14
Notes, fixed rate			
AUD			
AUD AUSTRALIA 5.50000% 11-21-04-23	1 300 000.00	839 277.11	0.28
AUD NEW SOUTH WALES TREASURY CORP 4.00000% 13-20-04-23	1 300 000.00	679 567.79	0.29
Total AUD		1 518 844.90	0.57
GBP			
GBP BRITISH TELECOMMUNICATIONS PLC 5.75000% 99-07-12-28	500 000.00	719 189.94	0.24
Total GBP		719 189.94	0.24
USD			
USD ABBVIE INC 2.90000% 13-06-11-22	400 000.00	357 899.74	0.12
USD APPLE INC 2.40000% 13-09-05-23	400 000.00	359 144.40	0.12
USD E.ON INTERNATIONAL FINANCE BV-REG-S 6.85000% 08-30-04-38	400 000.00	495 821.36	0.17
USD GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.62500% 13-22-01-23	400 000.00	364 628.89	0.12
USD INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP 3.37500% 13-01-08-23	500 000.00	462 912.72	0.15
USD TAQA ABU DHABI NATIONAL ENERGY CO-REG-S 3.62500% 12-12-01-23	400 000.00	339 866.67	0.12
USD TIME WARNER CABLE LLC 4.00000% 11-01-09-21	500 000.00	435 620.47	0.15
USD TOTAL CAPITAL CANADA LTD 2.75000% 13-15-07-23	400 000.00	369 026.25	0.12
USD VERIZON COMMUNICATIONS INC 4.01800% 19-03-12-29	400 000.00	406 462.30	0.14
USD WALMART INC 6.50000% 07-15-08-37	500 000.00	669 251.49	0.23
USD WALT DISNEY CO 3.00000% 19-15-09-22	400 000.00	356 228.89	0.12
Total USD		4 680 459.12	1.56
Total Notes, fixed rate		7 071 493.95	2.37
Medium term notes, fixed rate			
EUR			
EUR WELLS FARGO & CO-REG-S 2.62500% 12-16-08-22	400 000.00	416 824.96	0.14
Total EUR		416 824.96	0.14
GBP			
GBP BANK OF AMERICA CORP-REG-S 2.30000% 16-25-07-25	400 000.00	470 556.49	0.16
Total GBP		470 556.49	0.16
USD			
USD SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD-REG-S 4.50000% 12-14-02-22	1 000 000.00	886 329.85	0.30
Total USD		886 329.85	0.30
Total Medium term notes, fixed rate		1 777 711.30	0.60
Medium term notes, floating rate			
GBP			
GBP IMPERIAL BRANDS FIN-REG-S 9.000%WRATING LINKED 09-17-02-22	500 000.00	612 087.14	0.20
Total GBP		612 087.14	0.20
Total Medium term notes, floating rate		612 087.14	0.20
Bonds, fixed rate			
AUD			
AUD AUSTRALIA 2.75000% 12-21-04-24	4 000 000.00	2 686 890.18	0.89
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.25000% 15-21-05-28	1 350 000.00	925 212.78	0.31
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.75000% 14-21-08-35	1 720 000.00	1 289 556.38	0.43
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.75000% 18-21-11-27	2 350 000.00	1 655 951.05	0.55
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.00000% 15-21-03-47	1 150 000.00	908 716.84	0.30
AUD AUSTRALIA-REG-S 3.25000% 13-21-04-25	2 350 000.00	1 628 904.14	0.55
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP 6.00000% 11-21-07-22	50 000.00	39 764.34	0.01
AUD QUEENSLAND TREASURY CORP-REG-S 4.25000% 12-21-07-23	850 000.00	577 426.12	0.19
AUD TREASURY CORP OF VICTORIA 6.00000% 03-17-10-22	1 300 000.00	886 867.18	0.30
Total AUD		16 549 169.01	5.53
CAD			
CAD CANADA GOVERNMENT 0.75000% 16-01-09-21	2 350 000.00	1 507 983.21	0.50
CAD CANADA GOVERNMENT 0.50000% 16-01-09-22	2 350 000.00	1 506 542.93	0.50
CAD CANADA GOVERNMENT 2.75000% 14-01-12-64	1 500 000.00	1 509 709.43	0.51
CAD CANADA GOVERNMENT 2.75000% 14-01-12-48	1 000 000.00	894 822.06	0.30
CAD CANADA GOVERNMENT 2.25000% 14-01-06-25	1 800 000.00	1 250 476.87	0.42
CAD CANADA GOVERNMENT 3.25000% 10-01-06-21	5 000 000.00	3 257 537.49	1.09
CAD CANADA GOVERNMENT 3.50000% 11-01-12-45	1 150 000.00	1 130 678.34	0.38
CAD CANADA GOVERNMENT 5.75000% 01-01-06-33	1 050 000.00	1 076 377.38	0.36
Total CAD		12 136 121.73	4.06
EUR			
EUR GERMANY REPUBLIC OF 1.50000% 14-15-05-24	200 000.00	216 504.00	0.07
EUR GERMANY REPUBLIC OF 4.75000% 98-04-07-28	200 000.00	286 127.80	0.10
EUR GERMANY REPUBLIC OF 4.00000% 05-04-01-37	350 000.00	605 377.50	0.20
EUR GERMANY REPUBLIC OF 2.25000% 11-04-09-21	100 000.00	102 680.00	0.03
EUR ITALY REPUBLIC OF 3.75000% 10-01-03-21	2 200 000.00	2 238 038.00	0.75
EUR ITALY REPUBLIC OF 4.00000% 05-01-02-37	660 000.00	917 430.36	0.31
EUR ITALY REPUBLIC OF 4.875% 2.20000% 17-01-06-27	1 400 000.00	1 555 088.40	0.52
Total EUR		5 921 244.66	1.98

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR/ Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD			
USD CHINA OVERSEAS FINANCE CAYMAN 8-BIG-2 5.50000% 10-10-11-20	400 000.00	343 026.48	0.11
USD PFIZER INC 7.20000% 09-15-03-39	400 000.00	565 636.50	0.19
Total USD		908 663.08	0.30
Total Bonds, fixed rate		29 535 138.48	9.87
Treasury notes, fixed rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 5.00000% 07-15-05-37	3 100 000.00	4 287 357.76	1.43
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.50000% 09-15-02-39	400 000.00	479 456.24	0.16
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.62500% 14-15-02-44	3 990 000.00	4 482 142.47	1.50
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.00000% 15-15-05-45	1 200 000.00	1 372 971.91	0.46
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 16-15-06-46	1 400 000.00	1 419 158.67	0.47
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.87500% 17-30-09-32	6 450 000.00	5 694 800.34	1.90
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 17-15-11-20	5 000 000.00	4 272 392.45	1.43
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.37500% 14-15-08-24	4 800 000.00	4 436 265.66	1.48
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 15-15-02-25	4 700 000.00	4 315 036.07	1.44
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.50000% 14-15-05-24	4 750 000.00	4 387 997.86	1.47
Total USD		35 138 579.65	11.74
Total Treasury notes, fixed rate		35 138 579.65	11.74
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		232 922 791.37	77.85
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Treasury bills, zero coupon			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 23-07-20-21-01-21	9 000 000.00	7 672 476.86	2.56
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 05-12-19-08-12-20	9 000 000.00	7 679 648.36	2.57
Total USD		15 346 125.22	5.13
Total Treasury bills, zero coupon		15 346 125.22	5.13
Notes, fixed rate			
USD			
USD MORGAN STANLEY 3.75000% 13-25-02-23	400 000.00	366 116.20	0.12
Total USD		366 116.20	0.12
Total Notes, fixed rate		366 116.20	0.12
Medium term notes, fixed rate			
USD			
USD BANK OF AMERICA CORP 3.30000% 13-11-01-23	400 000.00	362 081.85	0.12
Total USD		362 081.85	0.12
Total Medium term notes, fixed rate		362 081.85	0.12
Bonds, fixed rate			
USD			
USD AMERICA MOVIL SAB DE CV 3.12500% 13-16-07-22	400 000.00	354 752.06	0.12
Total USD		354 752.06	0.12
Total Bonds, fixed rate		354 752.06	0.12
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		15 429 075.33	5.49

UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Investment funds, open end

Luxembourg			
USD UBS (LUX) BOND SICAV - ASIAN HIGH YIELD U-X-ACC	1 163.00	11 794 490.03	3.94
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X-ACC	785.00	8 977 550.46	3.00
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLE IM OPP/USD-U-X-ACC	223.00	6 019 429.71	2.01
Total Luxembourg		26 788 470.20	8.95
Total Investment funds, open end		26 788 470.20	8.95
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		26 788 470.20	8.95
Total investments in securities		275 140 335.90	92.29

Derivative instruments

Derivative instruments listed on an official stock exchange

Financial futures on bonds

EUR EURO-BOND FUTURE 06-12-20	-150.00	-111 470.00	-0.04
JPY JAPANESE GOVERNMENT 10YR BOND MBI(SGX) FUTURE 11-12-20	-100.00	-37 373.81	-0.01
AUD AUSTRALIA 10YR BOND FUTURE 15-12-20	203.00	179 420.74	0.06
CAD CAN 10YR BOND FUTURE 18-12-20	220.00	-18 390.21	0.00

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)

Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

117

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in EUR Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets	
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.20	115.00	17 281.86	0.01	
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 21.12.20	-275.00	-43 970.92	-0.02	
USD US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.20	215.00	15 989.47	0.01	
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 21.12.20	16.00	-23 557.76	-0.01	
Total Financial Futures on bonds		-17 010.53	0.00	
Financial Futures on Indices				
EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 18.12.20	-343.00	222 570.00	0.07	
EUR EURO STOXX SMALL 200 INDEX FUTURE 18.12.20	466.00	-144 820.00	-0.05	
CHF SWISS MARKET INDEX FUTURE 18.12.20	-107.00	204 590.39	0.07	
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 18.12.20	-89.00	171 217.59	0.06	
SEK OMX 30 INDEX FUTURE 18.10.20	-370.00	-96 711.83	-0.03	
USD S&P500 E-MINI FUTURE 18.12.20	-53.00	-64 631.39	-0.02	
AUD S&P 200 INDEX FUTURES 17.12.20	-86.00	150 544.09	0.05	
CAD S&P500 60 INDEX FUTURE 17.12.20	-20.00	9 091.10	0.00	
USD MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 18.12.20	619.00	-406 233.49	-0.14	
USD RUSSELL 2000 E-MINI INDEX FUTURE 18.12.20	-95.00	112 405.86	0.04	
USD E-MINI RUSSELL 1000 VALUE INDEX FUTURE 18.12.20	299.00	-54 792.09	-0.03	
JPY TOPIX INDEX FUTURE 18.12.20	76.00	-15 383.88	-0.01	
Total Financial Futures on Indices		43 845.35	0.01	
Total Derivative instruments listed on an official stock exchange		25 835.72	0.01	
Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market				
Credit default swaps*				
USD ICBCOM.EM.B4-V1 CDF REC 1.00000% 20-20.12.25	18 800 000.00	-1 013 502.56	-0.34	
USD ICBCOM.NA.B5-V1 CDF REC 1.00000% 20-20.12.25	5 350 000.00	96 350.54	0.03	
USD ICBCOM.NA.HV35-V1 CDF REC 5.00000% 20-20.12.25	31 950 000.00	1 154 218.48	0.39	
Total Credit default swaps		237 055.46	0.08	
Total Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		237 055.46	0.08	
Total Derivative instruments		253 902.18	0.09	
Forward Foreign Exchange contracts				
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date				
EUR 18 733 147.69	AUD 30 481 727.32	12.11.2020	129 740.72	0.04
EUR 179 107 886.74	USD 211 931 320.37	12.11.2020	-4 452 461.43	-0.48
EUR 22 840 079.08	CAD 35 483 406.09	12.11.2020	204 437.89	0.07
EUR 13 842 888.32	GBP 12 304 999.77	12.11.2020	86 148.56	0.03
EUR 5 280 660.18	DKK 39 300 000.00	12.11.2020	1 832.84	0.00
NOK 81 977 968.42	EUR 7 722 588.17	12.11.2020	-257 341.18	-0.09
EUR 6 174 648.54	NZD 10 935 000.00	12.11.2020	16 640.49	0.01
EUR 5 608 546.87	SEK 80 314 097.80	12.11.2020	64 183.05	0.02
JPY 1 282 075 005.00	EUR 10 205 843.09	12.11.2020	150 833.19	0.05
EUR 18 208 995.89	CHF 19 727 917.49	12.11.2020	-108 108.19	-0.04
EUR 2 305 959.48	HKD 21 149 999.57	12.11.2020	-18 681.75	-0.01
MXN 162 950 000.00	EUR 5 292 208.87	12.11.2020	-34 453.67	-0.01
EUR 165 792.08	AUD 270 000.00	12.11.2020	899.27	0.00
EUR 11 474 483.77	USD 13 650 000.00	12.11.2020	-154 982.29	-0.05
EUR 282 166.77	AUD 480 000.00	12.11.2020	1 240.26	0.00
CAD 45 363 000.00	EUR 29 020 730.28	19.10.2020	-67 824.48	-0.02
GBP 23 630 400.00	EUR 25 665 538.62	19.10.2020	379 779.17	0.13
ZAR 116 370 000.00	AUD 9 680 531.88	12.11.2020	1 913.44	0.00
EUR 176 993.36	CHF 190 000.00	12.11.2020	500.93	0.00
USD 14 598 878.38	TWD 418 040 000.00	27.11.2020	37 557.84	0.01
USD 7 317 180.77	KRW 8 506 930 000.00	27.11.2020	11 724.88	0.00
COP 23 689 110 000.00	USD 6 211 500.49	27.11.2020	-31 264.58	-0.02
BRL 36 740 000.00	USD 6 774 223.29	27.11.2020	-226 368.32	-0.08
CLP 5 967 850 000.00	USD 7 732 879.82	27.11.2020	-131 041.79	-0.04
EUR 819 391.58	USD 960 000.00	12.11.2020	1 495.07	0.00
EUR 80 506.17	GBP 79 800.00	19.10.2020	-493.85	0.00
EUR 1 008 815.39	CAD 1 573 500.00	19.10.2020	4 530.02	0.00
JPY 250 000 000.00	EUR 2 036 051.30	12.11.2020	-15 634.29	-0.01
EUR 857 859.77	GBP 801 600.00	19.10.2020	-5 220.97	0.00
EUR 188 412.27	USD 220 000.00	12.11.2020	977.65	0.00
EUR 381 722.79	JPY 47 000 000.00	12.11.2020	2 072.99	0.00
GBP 730 000.00	EUR 804 994.79	12.11.2020	-337.68	0.00
EUR 295 448.85	AUD 490 000.00	12.11.2020	-2 801.06	0.00
CAD 141 900.00	EUR 90 936.21	19.10.2020	-368.63	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts		-1 452 216.43	-0.49	
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		23 721 788.77**	7.93	
Other assets and liabilities		531 652.71	0.18	
Total net assets		239 205 454.13	100.00	

* Positive nominal: the subfund is "Receiver of protection", negative nominal: the subfund is "Seller of protection".

** As at 30 September 2020, cash amounts serve as collateral for the counterparty Bank of America for an amount of EUR 583,746.22.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 September 2020

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Notes, fixed rate

EUR			
EUR	ABBIE INC 144A 2.125000% 20-01-06-29	100 000.00	131 352.98
EUR	GOLDMAN SACHS GROUP INC REG-S 3.375000% 20-27-03-25	45 000.00	59 644.66
Total EUR			190 997.64

USD			
USD	3M CO 2.850000% 20-15-04-25	20 000.00	21 701.39
USD	ABBIE INC 4.250000% 18-11-11-28	50 000.00	59 311.42
USD	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC 2.050000% 20-15-05-30	20 000.00	20 993.09
USD	ALBEMARLE CORPORATION 5.450000% 14-01-12-44	50 000.00	54 895.21
USD	ALTRIA GROUP INC 4.400000% 19-11-02-25	35 000.00	40 430.70
USD	ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC 4.150000% 19-23-01-25	25 000.00	28 268.19
USD	APACHE CORP 4.250000% 12-15-01-44	80 000.00	88 000.00
USD	APT PRELINES LTD-REG-S 4.200000% 15-23-03-25	20 000.00	22 063.80
USD	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO 2.750000% 20-27-03-25	15 000.00	16 298.96
USD	AT&T INC 4.350000% 19-01-09-29	80 000.00	94 168.57
USD	BAT CAPITAL CORP 3.557000% 18-15-08-27	40 000.00	43 200.43
USD	BIOGEN INC 2.250000% 20-01-05-30	65 000.00	66 565.07
USD	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD 2.950000% 17-15-04-23	35 000.00	36 403.75
USD	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD 3.850000% 17-01-06-27	50 000.00	53 835.71
USD	CCO ULICAPITAL 4.500000% 18-01-02-24	80 000.00	86 529.00
USD	CEMNUS ENERGY INC 4.250000% 17-15-04-27	40 000.00	36 143.21
USD	CHEVRON CORP 1.141000% 20-11-05-23	10 000.00	10 193.40
USD	CIGNA CORP 3.400000% 19-17-09-21	45 000.00	46 310.84
USD	CIGNA CORP 4.375000% 19-15-10-28	40 000.00	47 582.31
USD	CNOOC PETROLEUM NORTHAMERICA LLC 6.400000% 07-15-05-37	45 000.00	65 868.75
USD	COMCAST CORP 3.950000% 18-15-10-25	50 000.00	57 389.68
USD	CONAGRA BRANDS INC 3.800000% 18-22-10-21	20 000.00	20 680.65
USD	CVS HEALTH CORP 2.825000% 19-15-08-24	45 000.00	47 965.53
USD	CVS HEALTH CORP 3.350000% 18-09-03-21	16 000.00	16 208.94
USD	DIAMONDBACK ENERGY INC 3.250000% 19-01-12-28	50 000.00	50 164.89
USD	ENABLE MIDSTREAM PARTNERS LP 3.900000% 15-15-05-24	35 000.00	34 461.94
USD	ENERGY TRANSFER OPERATING LP 4.500000% 19-15-04-24	35 000.00	37 073.30
USD	EXELON CORP 3.400000% 18-15-04-28	25 000.00	27 991.53
USD	GENERAL ELECTRIC CO 3.450000% 20-01-05-27	10 000.00	10 587.87
USD	GENERAL ELECTRIC CO 3.625000% 20-01-05-30	10 000.00	10 356.13
USD	GENERAL ELECTRIC CO 3.150000% 12-07-09-22	30 000.00	31 331.89
USD	GENERAL MOTORS FINANCIAL CO 4.350000% 18-09-04-25	105 000.00	113 906.50
USD	GEORGIA POWER CO 2.100000% 20-30-07-23	35 000.00	36 536.63
USD	GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.500000% 20-01-04-25	130 000.00	143 477.07
USD	HCP INC 3.875000% 14-15-08-24	45 000.00	49 886.92
USD	ILLINOIS TOOL WORKS INC 2.650000% 18-15-11-28	60 000.00	66 538.89
USD	JPMORGAN CHASE & CO 3.200000% 18-25-01-23	270 000.00	287 004.06
USD	KINDER MORGAN INC 3.150000% 17-15-01-23	45 000.00	47 262.76
USD	KRAFT HEINZ FOODS CO 5.000000% 13-04-08-42	50 000.00	54 756.13
USD	LINCOLN NATIONAL CORP 3.800000% 18-01-03-28	80 000.00	92 099.09
USD	MARATHON OIL CORP 3.850000% 15-01-06-25	40 000.00	41 049.66
USD	MEXICHEM SAB DE CV-REG-S 5.500000% 17-15-01-48	200 000.00	224 250.00
USD	MORGAN STANLEY 2.500000% 18-21-04-21	140 000.00	141 895.91
USD	NATWEST GROUP PLC-SUB 6.100000% 18-10-06-23	65 000.00	71 877.12
USD	NIKE INC 2.400000% 20-27-03-25	10 000.00	10 743.05
USD	NOBLE ENERGY INC 3.850000% 17-15-01-28	30 000.00	34 067.66
USD	ORACLE CORP 2.500000% 20-01-04-25	25 000.00	26 790.00
USD	SCENTRE GROUP TRUST 1 (2-REG-S 2.375000% 15-28-04-21	55 000.00	55 353.98
USD	SOUTHERN CO 3.250000% 18-01-07-28	50 000.00	55 793.04
USD	SUNCOR ENERGY INC 3.100000% 20-15-05-25	20 000.00	21 485.16
USD	TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NL BV 2.800000% 16-21-07-23	35 000.00	39 085.94
USD	UNITED TECHNOLOGIES CORP 3.950000% 18-16-08-25	40 000.00	45 457.41
USD	VALERO ENERGY CORP 2.850000% 20-15-04-25	10 000.00	10 494.18
USD	VERIZON COMMUNICATIONS INC 3.378000% 18-15-02-25	26 000.00	26 978.64
USD	VIRGINIA ELECTRIC & POWER CO 3.800000% 18-01-04-28	20 000.00	23 512.10
USD	VISA INC 1.900000% 20-15-04-27	35 000.00	37 172.87
USD	WELLS FARGO & CO 3.089000% 17-24-01-23	80 000.00	82 513.80
USD	WESTRAC BANKING CORP 2.000000% 20-13-01-23	35 000.00	36 282.06
USD	WILLIAMS COS INC/ITHE 4.300000% 14-04-03-24	35 000.00	36 274.63
USD	WPP FINANCE 2010 3.750000% 14-19-09-24	30 000.00	32 932.42
USD	XUT LTD 5.250000% 13-15-12-43	25 000.00	34 317.85
Total USD			8 226 411.28

Total Notes, fixed rate 3 411 608.92 7.91

Notes, floating rate

USD			
USD	BE OF AMERICA CORP 3.004%/VAR 18-20-12-23	120 000.00	125 975.43
USD	ELECTRICITE DE FRANCE SA-REG-S-SUB 5.625%/VAR 14-PP	185 000.00	199 787.50
USD	NATWEST GROUP PLC 4.519%/VAR 18-25-06-24	200 000.00	215 565.24
Total USD			535 328.17

Total Notes, floating rate 535 328.17 1.24

Medium term notes, fixed rate

AUD			
AUD	AURIZON NETWORK PTY LTD-REG-S 4.000000% 17-21-06-24	30 000.00	23 219.26
AUD	BANCO SANTANDER SA 4.000000% 17-19-01-23	200 000.00	149 982.44
Total AUD			173 201.70

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)

Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
EUR			
EUR BANCO SANTANDER SA-REG-SUB 3.25000% 15-09-04-26	100 000.00	129 326.87	0.30
EUR BAT INTERNATIONAL FINANCE PLC-REG-S 0.87500% 15-10-10-29	100 000.00	119 363.51	0.28
EUR BNP PARIBAS-REG-S 1.00000% 18-17-04-24	100 000.00	120 643.87	0.28
EUR BPCE SA-REG-S 1.37500% 18-23-03-28	100 000.00	129 191.80	0.29
EUR CANAL DE SABLE GESTION SA-REG-S 1.88000% 15-26-02-25	100 000.00	124 393.83	0.29
EUR CREDIT AGRICOLE SA LONDON-REG-S 1.37500% 18-10-03-25	100 000.00	122 871.44	0.28
EUR DAIICHI-REG-S 2.00000% 20-22-08-28	25 000.00	31 717.25	0.07
EUR DEUTSCHE BANK AG-REG-S 1.82500% 19-12-02-21	100 000.00	117 841.24	0.27
EUR FORD MOTOR CREDIT CO LLC 3.02100% 19-08-03-24	100 000.00	114 773.12	0.27
EUR GALP GAS NATURAL DISTRIBUCAO SA-REG-S 1.37500% 16-19-09-29	100 000.00	120 246.29	0.28
EUR GLOBALWORTH REAL ESTATE INVEST-REG-S 3.00000% 18-29-03-25	100 000.00	117 851.33	0.27
EUR GOLDMAN SACHS GROUP INC-REG-S 1.82500% 18-27-07-28	50 000.00	62 443.28	0.14
EUR ING GROEP NV-REG-S 1.12500% 18-14-02-25	100 000.00	122 017.98	0.28
EUR NETGAS SRO-REG-S 2.50000% 14-28-07-21	100 000.00	119 059.16	0.28
EUR PETROLEOS MEXICANOS-REG-S 3.75000% 17-21-02-24	100 000.00	110 705.49	0.26
EUR REDXIS GAS FINANCE BV-REG-S 1.87500% 15-27-04-27	100 000.00	128 703.45	0.29
Total EUR		1 786 171.63	4.13
GBP			
GBP ANGLIAN WATER SERVICES FINANCING-REG-S 4.50000% 13-22-02-28	100 000.00	142 590.41	0.33
GBP LLOYDS BANKING GROUP PLC 2.25000% 17-16-10-24	100 000.00	139 872.93	0.31
GBP PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC-REG-SUB 4.12500% 17-20-07-22	100 000.00	134 089.28	0.31
Total GBP		416 552.62	0.95
USD			
USD BANK OF AMERICA CORP 3.87500% 15-01-06-25	100 000.00	119 848.00	0.26
USD MORGAN STANLEY 4.00000% 15-23-07-25	110 000.00	124 327.52	0.29
USD MORGAN STANLEY SUB 4.35000% 14-08-09-26	30 000.00	34 725.02	0.08
USD WALT DISNEY CO THE 1.85000% 16-30-07-26	10 000.00	10 484.80	0.03
USD WELLS FARGO & CO 2.82500% 17-22-07-22	70 000.00	72 575.86	0.17
Total USD		355 761.60	0.83
Total Medium term notes, fixed rate		2 719 485.95	6.31
Medium term notes, floating rate			
EUR			
EUR AXA SA-REG-S-SUB 3.250%/VAR 18-28-05-49	100 000.00	131 231.26	0.30
EUR BARCLAYS PLC-REG-S-SUB 2.625%/VAR 15-11-11-25	140 000.00	164 266.58	0.36
EUR COMMONWEALTH BK OF AUSTRALIA-REG-S-SUB 1.938%/VAR 17-03-10-29	100 000.00	120 823.99	0.28
EUR HEBERDEU INTERNATIONAL BV-REG-S-SUB 2.625%/VAR 18-PRP	100 000.00	121 510.19	0.28
EUR UBS AG-REG-S-SUB 4.750%/VAR 14-12-02-28	100 000.00	118 584.23	0.28
Total EUR		456 416.25	1.52
GBP			
GBP BARCLAYS PLC-REG-S 2.375%/VAR 17-06-10-23	100 000.00	131 978.07	0.30
GBP CYBG PLC-REG-S 3.375%/VAR 18-24-04-28	100 000.00	129 538.82	0.30
GBP YORKSHIRE WATER SERVICES FIN-REG-S 3.750%/VAR 10-22-08-46	110 000.00	146 275.43	0.34
Total GBP		407 792.32	0.94
USD			
USD DBS GROUP HOLDINGS LTD-REG-S-SUB 3.800%/VAR 16-PRP	200 000.00	201 186.00	0.47
Total USD		201 186.00	0.47
Total Medium term notes, floating rate		1 265 414.57	2.93
Bonds, fixed rate			
AUD			
AUD AUSTRALIA-REG-S 2.25000% 18-21-05-28	810 000.00	490 247.81	1.14
Total AUD		490 247.81	1.14
CAD			
CAD CANADA GOVERNMENT 1.50000% 19-01-09-24	800 000.00	627 213.18	1.45
Total CAD		627 213.18	1.45
EUR			
EUR ADO PROPERTIES SA-REG-S 1.50000% 17-26-07-24	100 000.00	112 191.41	0.26
EUR IRELAND REPUBLIC OF-REG-S 1.00000% 16-15-05-28	560 000.00	711 313.55	1.65
EUR RESA SA/BELGIUM-REG-S 1.00000% 16-22-07-26	100 000.00	120 404.02	0.28
EUR SPAIN KINGDOM OF-REG-S 1.60000% 15-30-04-25	200 000.00	254 952.40	0.59
EUR TAURON POLSKA ENERGIA SA-REG-S 2.37500% 17-05-07-27	100 000.00	118 804.10	0.27
EUR TDF INFRASTRUCTURE SAS 2.87500% 15-19-10-22	100 000.00	120 944.76	0.28
EUR TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE II BV-REG-S 1.72500% 16-15-10-24	140 000.00	141 751.40	0.33
EUR TRANSPORT ET INFRASTRUCTURES GAZ-REG-S 2.20000% 15-03-08-23	100 000.00	127 091.81	0.29
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL RIN NV-REG-S 1.12500% 17-02-10-29	100 000.00	119 848.35	0.28
EUR VOLKSWAGEN INTERNATIONAL RIN NV-REG-S 1.12500% 18-18-11-30	100 000.00	157 666.24	0.37
EUR VVO-PHYTOMA OY-REG-S 1.62500% 16-17-10-23	100 000.00	121 452.97	0.28
Total EUR		2 106 351.63	4.88
GBP			
GBP BARCLAYS BANK PLC-SUB 9.50000% 96-07-08-21	55 000.00	75 938.22	0.18
Total GBP		75 938.22	0.18
JPY			
JPY JAPAN 0.10000% 20-01-05-22	59 000 000.00	504 577.28	1.17
JPY JAPAN 0.40000% 15-20-08-25	80 000 000.00	775 968.92	1.80
Total JPY		1 280 546.20	2.97

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD			
USD AMERICAN AIRLINES PASS THROUGH TRUST # 3.7500% 18-01-10-22	50 000.00	18 044.53	0.04
USD CITIGROUP INC 3.87500% 13-25-10-23	160 000.00	175 212.15	0.41
USD CNAC HK FNBRIEGE CO LTD-REG-S # 6.2500% 16-18-03-23	200 000.00	211 750.00	0.49
USD MEXICO CITY AIRPORT TRUST-REG-S 5.50000% 17-01-07-47	200 000.00	162 554.00	0.38
USD MITSUBISHI UFJ FINANCIAL GROUP INC 2.86500% 17-25-07-22	40 000.00	41 427.20	0.10
USD NATL RURAL UTIL COOPERATIVE FIN CORP 3.70000% 19-15-03-29	25 000.00	29 352.67	0.07
USD PACIFICORP 2.70000% 20-15-09-30	10 000.00	10 964.91	0.02
USD REYNOLDS AMERICAN INC # 4.5000% 15-12-06-25	40 000.00	45 013.53	0.10
USD SOUTHERN CALIFORNIA Edison CO 3.70000% 18-01-08-25	25 000.00	27 711.72	0.06
Total USD		722 630.71	1.67
Total Bonds, fixed rate		5 302 355.95	12.29
Bonds, zero coupon			
EUR			
EUR FRANCE, REPUBLIC OF-OF-REG-S 0.00000% 19-25-03-25	310 000.00	379 535.79	0.87
EUR GERMANY, REPUBLIC OF-REG-S 0.00000% 20-11-04-25	1 040 000.00	1 200 230.63	2.92
Total EUR		1 633 766.42	3.79
Total Bonds, zero coupon		1 633 766.42	3.79
Bonds, floating rate			
EUR			
EUR CREDIT LOGEMENT SA-SUB # 604000/UM EURBOR-11 SEP 06-PRP	100 000.00	96 976.35	0.23
EUR SVWS LIFE AG VIA DEMETER INV BV-SUB # 375%VAR 15-PRP	100 000.00	130 219.85	0.30
EUR UNIBAIL-RODAMCO SE-REG-S-SUB 2.875%VAR 18-PRP	100 000.00	102 371.17	0.24
EUR VOLKSWAGEN INTL FRANCE NV-REG-S-SUB 3.375%VAR 18-PRP	100 000.00	118 057.65	0.27
Total EUR		449 625.02	1.04
USD			
USD SCOR SE-REG-S-SUB 5.250%VAR 18-PRP	200 000.00	201 900.00	0.47
USD WESTRAC BANKING CORP-SUB 5.000%VAR 17-PRP	90 000.00	91 278.00	0.21
Total USD		293 178.00	0.68
Total Bonds, floating rate		742 803.02	1.72
Treasury notes, fixed rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.87500% 17-31-07-22	1 130 000.00	1 186 107.00	2.70
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.75000% 16-30-11-20	3 000 000.00	3 615 571.44	8.38
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.50000% 16-28-02-23	240 000.00	247 884.36	0.57
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.00000% 12-15-02-22	1 440 000.00	1 477 068.62	3.42
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.37500% 16-30-09-23	360 000.00	379 134.35	0.87
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.37500% 30-04-20-30-04-25	660 000.00	661 892.34	1.54
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.25000% 20-31-05-25	1 340 000.00	1 349 158.31	3.11
Total USD		8 883 815.62	20.59
Total Treasury notes, fixed rate		8 883 815.62	20.59
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		24 494 590.62	56.78
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Treasury bills, zero coupon			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 26-03-20-25-03-21	4 300 000.00	4 297 752.95	9.96
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 05-12-19-03-12-20	3 400 000.00	3 399 434.75	7.88
Total USD		7 697 187.70	17.84
Total Treasury bills, zero coupon		7 697 187.70	17.84
Notes, fixed rate			
CAD			
CAD ROYAL BANK OF CANADA 1.85000% 16-15-07-21	95 000.00	71 851.51	0.16
CAD TELUS CORP 3.75000% 14-17-01-25	15 000.00	12 338.12	0.03
Total CAD		84 189.63	0.19
USD			
USD ABIEVE INC-1AAA 3.45000% 20-15-03-22	40 000.00	41 489.19	0.10
USD ABIEVE INC-1AAA 4.75000% 20-15-03-45	12 000.00	14 501.90	0.03
USD BRISTOL-MYERS SQUIBB CO 3.87500% 20-15-08-25	70 000.00	79 811.55	0.19
USD BROADCOM INC 3.15000% 20-15-11-25	35 000.00	37 909.50	0.09
USD CHEVRON PHILLIPS CHEMICAL CO LLC-1AAA 3.30000% 18-01-05-23	125 000.00	132 633.89	0.31
USD CITIGROUP INC-SUB # 60000% 16-09-03-26	30 000.00	34 390.41	0.08
USD COSTCO WHOLESALE CORP 1.60000% 20-20-08-30	15 000.00	15 250.98	0.04
USD DELL INTERNATIONAL LLC / EMC CORP-1AAA 5.30000% 19-01-10-29	85 000.00	97 486.44	0.23
USD ENLINK MIDSTREAM PARTNERS LP # 4.0000% 14-01-04-24	50 000.00	45 000.00	0.10
USD ERAC USA FINANCE LLC-1AAA 5.62500% 12-15-03-42	30 000.00	36 209.51	0.09
USD GLENCORE FUNDING LLC-1AAA 4.87500% 19-12-03-29	50 000.00	56 485.76	0.14
USD JPMORGAN CHASE & CO-SUB 3.62500% 16-01-12-27	75 000.00	80 984.60	0.19
USD KINDER MORGAN INC-1AAA 5.62500% 13-15-11-23	40 000.00	45 041.52	0.10
USD LIBERTY MUTUAL GROUP INC-1AAA 4.56900% 19-01-02-29	50 000.00	60 321.88	0.14
USD MPX LP # 2.25000% 20-01-12-27	20 000.00	22 415.87	0.05
USD NXP BV / NXP FDAG LLC / NXP USA-1AAA 2.70000% 20-01-05-25	5 000.00	5 236.81	0.01
USD ONCOR ELECTRIC DELIVERY CO 3.70000% 19-15-11-28	20 000.00	23 521.07	0.05
USD ORIGIN ENERGY FINANCE LTD-REG-S 5.45000% 11-14-10-21	40 000.00	41 751.20	0.10
USD OTS WORLDWIDE CORP 2.56500% 20-15-02-30	50 000.00	53 736.54	0.12
USD PPL CAPITAL FUNDING INC 4.70000% 13-01-06-43	85 000.00	104 118.80	0.24

UBS (Lux) Key Selection SiCAV – Dynamic Alpha (USD)

Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

71

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD SOUTHWESTERN ELECTRIC POWER S.20000% 10-15.03.40	75 000.00	100 144.51	0.24
USD SWISS RE TREASURY (US) CORP-1AAA 4.25000% 12-06.12.42	40 000.00	49 494.84	0.11
USD TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE N LLC 3.65000% 11-10.11.21	20 000.00	19 931.25	0.05
USD UNITED AIRLINS 2016-1 CL B PAS THROUGH TRT 3.65000% 17-07.01.26	50 000.00	29 923.51	0.07
USD VACOMCBS INC 4.75000% 20-15.05.25	95 000.00	109 144.81	0.25
USD XCEL ENERGY INC 4.60000% 11-15.09.41	120 000.00	150 189.46	0.35
Total USD		1 497 185.80	3.47
Total Notes, fixed rate		1 581 375.43	3.55
Medium term notes, fixed rate			
AUD			
AUD AUSTRALIAN FINANCE PTY LTD-REG-S 3.75000% 17-10.10.24	50 000.00	39 107.31	0.09
Total AUD		39 107.31	0.09
CAD			
CAD SUNCOR ENERGY INC 3.00000% 16-11.09.26	40 000.00	31 547.87	0.08
Total CAD		31 547.87	0.08
Total Medium term notes, fixed rate		70 655.18	0.17
Bonds, floating rate			
JPY			
JPY JAPAN 0.100%/CPI LINKED 19-10.09.29	27 000 000.00	255 970.92	0.59
Total JPY		255 970.92	0.59
NZD			
NZD NEW ZEALAND 3.000%/CPI LINKED 19-20.09.30	740 000.00	729 219.69	1.69
Total NZD		729 219.69	1.69
Total Bonds, floating rate		985 190.61	2.28
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		10 334 708.92	23.95
Recently issued transferable securities and money market instruments			
Notes, fixed rate			
USD			
USD CHEVRON PHILLIPS CHEMICAL CO LLC-1AAA 5.12500% 20-01.04.25	30 000.00	35 284.79	0.08
USD NXP BV / NXP FDSG LLC / NXP USA-1AAA 3.15000% 20-01.05.27	20 000.00	21 415.88	0.05
Total USD		56 700.67	0.13
Total Notes, fixed rate		56 700.67	0.13
Total Recently issued transferable securities and money market instruments		56 700.67	0.13
UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010			
Investment funds, open end			
Ireland			
USD iSHARES EDGE MSCI WORLD VALUE FACTOR-ETF-ACCUM	30 716.00	825 338.92	1.91
EUR iSHARES VIFLC - iSHARES MSCI EMU SMALL CAP UCITS ETF-EUR	9 742.00	880 322.32	2.00
Total Ireland		1 685 661.24	3.91
Total Investment funds, open end		1 685 661.24	3.91
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		1 685 661.24	3.91
Total investments in securities		35 571 851.45	84.77
Derivative instruments			
Derivative instruments listed on an official stock exchange			
Financial Futures on bonds			
EUR EURO-BUND FUTURE 06.12.20	-5.00	-2 579.83	0.00
EUR EURO-BUND FUTURE 06.12.20	-1.00	-2 814.36	-0.01
GBP LONG GILT FUTURE 29.12.20	-6.00	-2 327.04	0.00
CAD CAN 10YR BOND FUTURE 18.12.20	3.00	-224.59	0.00
USD US 10YR ULTRA NOTE FUTURE 21.12.20	-5.00	-3 750.00	-0.01
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.20	19.00	4 007.60	0.01
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 21.12.20	-15.00	997.50	0.00
USD US 2YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.20	30.00	1 406.26	0.00
USD US ULTRA LONG BOND (CBT) FUTURE 21.12.20	-2.00	-562.50	0.00
Total Financial Futures on bonds		-5 906.74	-0.01

UBS (Lux) Key Selection SiCAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Financial Futures on Indices			
USD MSCI WORLD NR INDEX FUTURE 18.12.20	-12.00	2 760.00	0.01
EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 18.12.20	-29.00	40 978.25	0.10
EUR EURO STOXX BANKS PRICE INDEX FUTURE 18.12.20	223.00	-89 894.83	-0.21
CHF SWISS MARKET INDEX FUTURE 18.12.20	2.00	-5 159.18	-0.01
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 18.12.20	5.00	-12 688.83	-0.03
EUR FTSEMIB INDEX FUTURE 18.12.20	7.00	-39 244.83	-0.08
USD S&P500 EMINI FUTURE 18.12.20	21.00	22 837.50	0.05
AUD S&P200 INDEX FUTURE 17.12.20	2.00	-9 404.56	-0.01
CAD S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 17.12.20	2.00	-158.71	0.00
USD MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 18.12.20	65.00	-34 820.00	-0.08
USD RUSSEL 2000 E-MINI INDEX FUTURE 18.12.20	-11.00	-1 182.50	0.00
JPY TOPIX INDEX FUTURE 10.12.20	3.00	6 396.29	0.01
Total Financial Futures on Indices		-107 381.20	-0.25
Total Derivative Instruments listed on an official stock exchange		-111 287.94	-0.26
Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market			
Credit default swaps*			
EUR ICEDRCKCOVER 34-V1 CBI REC 5.00000% 20-20.12.25	520 000.00	44 480.19	0.10
USD ICEDCDXNA HY 35-V1 CBI REC 5.00000% 20-20.12.25	1 500 000.00	69 544.33	0.15
Total Credit default swaps		108 024.52	0.25
Total Derivative Instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		108 024.52	0.25
Total Derivative Instruments		-5 263.42	-0.01
Forward Foreign Exchange contracts			
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date			
CLP 519 600 000.00 USD 681 862.92 28.10.2020		-22 222.77	-0.05
USD 639 002.82 TWD 18 500 000.00 28.10.2020		-1 767.67	0.00
MYR 2 951 000.00 USD 712 888.03 28.10.2020		-9 338.76	-0.01
USD 637 127.36 KRW 747 000 000.00 28.10.2020		-4 003.96	-0.01
COP 9 852 991 000.00 USD 2 647 173.35 28.10.2020		-99 922.13	-0.22
BRL 13 650 000.00 USD 2 627 559.97 28.10.2020		-179 532.16	-0.40
JPY 251 700 000.00 USD 2 408 191.31 28.10.2020		-22 441.97	-0.05
USD 7 633 306.03 EUR 8 670 000.00 28.10.2020		8 076.07	0.02
CHF 17 879 300.00 USD 19 526 178.80 28.10.2020		-59 255.24	-0.12
USD 2 497 651.39 THB 78 430 000.00 28.10.2020		22 671.97	0.05
ZAR 21 830 000.00 USD 1 299 848.37 28.10.2020		5 516.91	0.01
USD 3 312 699.19 NZD 4 970 000.00 27.10.2020		27 461.62	0.06
MXN 41 850 000.00 USD 1 951 842.91 28.10.2020		-61 007.85	-0.14
USD 3 482 677.92 CAD 4 635 000.00 28.10.2020		12 661.39	0.03
NOK 47 770 000.00 USD 5 123 013.45 28.10.2020		-17 415.18	-0.04
PLN 2 425 000.00 USD 631 745.84 28.10.2020		-4 511.09	-0.01
USD 2 782 263.93 GBP 2 175 000.00 28.10.2020		-29 684.20	-0.07
SEK 23 260 000.00 USD 2 625 331.95 28.10.2020		-25 643.63	-0.06
USD 3 298 948.52 AUD 4 570 000.00 28.10.2020		20 358.96	0.05
USD 3 991 495.00 CHF 3 655 000.00 28.10.2020		10 716.77	0.03
EUR 1 806 800.00 USD 2 122 290.77 28.10.2020		-2 556.27	-0.01
USD 458 780.58 AUD 925 000.00 28.10.2020		-4 242.12	-0.01
USD 327 473.29 TWD 9 500 000.00 28.10.2020		-1 998.69	0.00
USD 322 309.44 KRW 378 000 000.00 28.10.2020		-2 218.47	-0.01
AUD 920 000.00 USD 848 356.20 28.10.2020		11 082.40	0.03
USD 846 460.70 HUF 202 050 000.00 28.10.2020		-5 702.05	-0.01
RUB 50 509 800.00 USD 839 422.73 28.10.2020		10 082.28	0.02
USD 392 049.46 CHF 363 300.00 28.10.2020		-8 632.37	-0.01
USD 19 104.58 EUR 16 300.00 28.10.2020		-18.55	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts		-402 504.69	-0.93
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets		7 853 627.01	18.20
Bank overdraft and other short-term liabilities		-974 311.25	-2.25
Other assets and liabilities		96 751.69	0.23
Total net assets		43 140 150.78	100.00

* Positive nominal: the subfund is "Receiver of protection", negative nominal: the subfund is "Seller of protection".

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual report and audited financial statements as of 30 September 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

73

(2) 【2019年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)

純資産計算書

	2019年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	310,777,123.13	32,165,432
投資有価証券、未実現評価(損)益	79,281,568.48	8,205,642
投資有価証券合計(注1)	390,058,691.61	40,371,075
現金預金、要求払預金および預託金勘定	17,462,853.16	1,807,405
有価証券売却未収金(注1)	1,392,827.53	144,158
発行未収金	1,603.83	166
有価証券に係る未収利息	712,287.24	73,722
金融先物に係る未実現(損)益(注1)	810,414.80	83,878
先渡為替契約に係る未実現(損)益(注1)	977,719.38	101,194
スワップに係る未実現(損)益(注1)	1,664,192.30	172,244
資産合計	413,080,589.85	42,753,841
負 債		
当座借越	(240,000.00)	(24,840)
その他の短期負債(マージン)	(83,031.31)	(8,594)
有価証券購入未払金(注1)	(1,321,992.71)	(136,826)
買戻未払金	(286,962.69)	(29,701)
定率報酬引当金(注2)	(298,206.91)	(30,864)
年次税引当金(注3)	(17,457.27)	(1,807)
その他の手数料および報酬に係る引当金(注2)	(6,690.06)	(692)
引当金合計	(322,354.24)	(33,364)
負債合計	(2,254,340.95)	(233,324)
期末現在純資産	410,826,248.90	42,520,517

注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)
運用計算書

	自2018年10月 1 日 至2019年 9 月30日	
	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	164,185.27	16,993
有価証券に係る利息	2,356,746.74	243,923
配当金(注1)	648,315.80	67,101
スワップに係る受取利息(注1)	398,822.13	41,278
証券貸付に係る収益(注16)	117,170.00	12,127
その他の収益(注4)	33,863.27	3,505
収益合計	3,719,103.21	384,927
費 用		
スワップに係る支払利息(注1)	(129,722.27)	(13,426)
定率報酬(注2)	(7,775,328.47)	(804,746)
年次税(注3)	(72,984.35)	(7,554)
証券貸付に係るコスト(注16)	(46,868.00)	(4,851)
その他の手数料および報酬(注2)	(127,550.56)	(13,201)
現金および当座借越に係る利息	(55,454.60)	(5,740)
費用合計	(8,207,908.25)	(849,519)
投資純(損)益	(4,488,805.04)	(464,591)
実現(損)益(注1)		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	20,772,017.31	2,149,904
オプションに係る実現(損)益	332,963.20	34,462
金融先物に係る実現(損)益	(2,604,991.75)	(269,617)
先渡為替契約に係る実現(損)益	8,726,171.74	903,159
スワップに係る実現(損)益	(1,451,323.43)	(150,212)
為替差(損)益	(1,761,649.26)	(182,331)
実現(損)益合計	24,013,187.81	2,485,365
当期実現純(損)益	19,524,382.77	2,020,774
未実現評価(損)益の変動(注1)		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価(損)益	(17,163,512.91)	(1,776,424)
オプションに係る未実現評価(損)益	208,170.00	21,546
利回り評価証券および短期金融商品に係る未実現評価(損)益	(2,196.16)	(227)
金融先物に係る未実現評価(損)益	(840,541.11)	(86,996)
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	2,200,717.31	227,774
スワップに係る未実現評価(損)益	1,350,976.30	139,826
未実現評価(損)益の変動合計	(14,246,386.57)	(1,474,501)
運用の結果による純資産の純増(減)	5,277,996.20	546,273

注記は当財務書類の一部である。

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ)

純資産計算書

	2019年9月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	272,492,902.29	34,592,974
投資有価証券、未実現評価(損)益	44,338,442.12	5,628,765
投資有価証券合計(注1)	316,831,344.41	40,221,739
現金預金、要求払預金および預託金勘定	17,691,020.53	2,245,875
その他の流動資産(マージン)	119,237.01	15,137
有価証券売却未収金(注1)	1,123,971.56	142,688
発行未収金	101,602.31	12,898
有価証券に係る未収利息	818,087.41	103,856
未収配当金	152,162.81	19,317
その他の未収金	279,248.28	35,451
金融先物に係る未実現(損)益(注1)	14,883.13	1,889
先渡為替契約に係る未実現(損)益(注1)	(7,537,245.50)	(956,853)
スワップに係る未実現(損)益(注1)	1,082,372.21	137,407
資産合計	330,676,684.16	41,979,405
負 債		
当座借越	(220,143.09)	(27,947)
有価証券購入未払金(注1)	(1,083,135.57)	(137,504)
買戻未払金	(123,637.31)	(15,696)
定率報酬引当金(注2)	(250,743.33)	(31,832)
年次税引当金(注3)	(35,972.37)	(4,567)
その他の手数料および報酬に係る引当金(注2)	(49,780.68)	(6,320)
引当金合計	(336,496.38)	(42,718)
負債合計	(1,763,412.35)	(223,865)
期末現在純資産	328,913,271.81	41,755,540

注記は当財務書類の一部である。

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ)

運用計算書

自2018年10月1日 至2019年9月30日

	(ユーロ)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	110,714.45	14,055
有価証券に係る利息	2,929,241.11	371,867
配当金(注1)	3,764,023.34	477,843
スワップに係る受取利息(注1)	237,471.94	30,147
証券貸付に係る収益(注16)	195,376.97	24,803
その他の収益(注4)	27,714.14	3,518
収益合計	7,264,541.95	922,234
費 用		
スワップに係る支払利息(注1)	(67,283.01)	(8,542)
定率報酬(注2)	(6,508,656.66)	(826,274)
年次税(注3)	(150,783.38)	(19,142)
証券貸付に係るコスト(注16)	(78,150.79)	(9,921)
その他の手数料および報酬(注2)	(100,991.42)	(12,821)
現金および当座借越に係る利息	(54,623.82)	(6,934)
費用合計	(6,960,489.08)	(883,634)
投資純(損)益	304,052.87	38,600
実現(損)益(注1)		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	22,588,026.66	2,867,550
オプションに係る実現(損)益	264,470.58	33,575
利回り評価証券および短期金融商品に係る実現(損)益	(593.94)	(75)
金融先物に係る実現(損)益	(3,479,109.27)	(441,673)
先渡為替契約に係る実現(損)益	(6,961,253.04)	(883,731)
スワップに係る実現(損)益	(1,178,712.46)	(149,638)
為替差(損)益	(1,637,563.20)	(207,889)
実現(損)益合計	9,595,265.33	1,218,119
当期実現純(損)益	9,899,318.20	1,256,718
未実現評価(損)益の変動(注1)		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価(損)益	(856,214.40)	(108,696)
オプションに係る未実現評価(損)益	165,653.02	21,030
利回り評価証券および短期金融商品に係る未実現評価(損)益	(1,470.94)	(187)
金融先物に係る未実現評価(損)益	(143,663.81)	(18,238)
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	(8,040,002.70)	(1,020,678)
スワップに係る未実現評価(損)益	1,082,372.21	137,407
未実現評価(損)益の変動合計	(7,793,326.62)	(989,363)
運用の結果による純資産の純増(減)	2,105,991.58	267,356

注記は当財務書類の一部である。

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ (米ドル)

純資産計算書

	2019年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	54,352,133.27	5,625,446
投資有価証券、未実現評価(損)益	822,371.00	85,115
投資有価証券合計(注1)	55,174,504.27	5,710,561
現金預金、要求払預金および預託金勘定	2,775,375.68	287,251
その他の流動資産(マージン)	223,773.73	23,161
有価証券売却未収金(注1)	106,862.25	11,060
有価証券に係る未収利息	228,147.26	23,613
流動資産に係る未収利息	136.26	14
その他の未収金	20,080.75	2,078
金融先物に係る未実現(損)益(注1)	279,492.84	28,928
先渡為替契約に係る未実現(損)益(注1)	(139,896.54)	(14,479)
スワップに係る未実現(損)益(注1)	(226,856.05)	(23,480)
資産合計	58,441,620.45	6,048,708
負 債		
当座借越	(873,001.11)	(90,356)
有価証券購入未払金(注1)	(101,431.67)	(10,498)
買戻未払金	(16,485.08)	(1,706)
定率報酬引当金(注2)	(11,509.25)	(1,191)
年次税引当金(注3)	(2,271.85)	(235)
その他の手数料および報酬に係る引当金(注2)	(11,910.55)	(1,233)
引当金合計	(25,691.65)	(2,659)
負債合計	(1,016,609.51)	(105,219)
期末現在純資産	57,425,010.94	5,943,489

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ (米ドル)

運用計算書

自2018年10月1日 至2019年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	48,349.72	5,004
有価証券に係る利息	1,109,345.96	114,817
配当金(注1)	174,213.10	18,031
スワップに係る受取利息(注1)	170,441.57	17,641
証券貸付に係る収益(注16)	52,495.55	5,433
その他の収益(注4)	59,008.38	6,107
収益合計	1,613,854.28	167,034
費 用		
スワップに係る支払利息(注1)	(257,820.90)	(26,684)
定率報酬(注2)	(334,867.83)	(34,659)
年次税(注3)	(11,206.61)	(1,160)
証券貸付に係るコスト(注16)	(20,998.22)	(2,173)
その他の手数料および報酬(注2)	(13,619.01)	(1,410)
現金および当座借越に係る利息	(10,701.77)	(1,108)
費用合計	(649,214.34)	(67,194)
投資純(損)益	964,639.94	99,840
実現(損)益(注1)		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	80,909.00	8,374
オプションに係る実現(損)益	(4,944.60)	(512)
利回り評価証券および短期金融商品に係る実現(損)益	746,793.09	77,293
金融先物に係る実現(損)益	(1,839,821.09)	(190,421)
先渡為替契約に係る実現(損)益	(3,009,442.30)	(311,477)
スワップに係る実現(損)益	(389,471.58)	(40,310)
為替差(損)益	280,359.69	29,017
実現(損)益合計	(4,135,617.79)	(428,036)
当期実現純(損)益	(3,170,977.85)	(328,196)
未実現評価(損)益の変動(注1)		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価(損)益	1,237,167.99	128,047
オプションに係る未実現評価(損)益	(13,232.22)	(1,370)
利回り評価証券および短期金融商品に係る未実現評価(損)益	(66,338.23)	(6,866)
金融先物に係る未実現評価(損)益	(556,444.25)	(57,592)
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	514,400.79	53,240
スワップに係る未実現評価(損)益	188,705.47	19,531
未実現評価(損)益の変動合計	1,304,259.55	134,991
運用の結果による純資産の純増(減)	(1,866,718.30)	(193,205)

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

財務書類に対する注記

2019年9月30日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のとおり要約される。

a) 純資産価額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに帰するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの特定投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためのみに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）を指し、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

さらに、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - チャイナ・アロケーション・オポチュニティー（米ドル）に関して、中華人民共和国における通常の銀行営業日でない日は本サブ・ファンドの営業日とはみなされない。

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ（ユーロ）^{*}に関して、以下の日は営業日（「MSA営業日」）とはみなされない。

^{*} 旧UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アルファ・オポチュニティーズ（ユーロ）

a) 英国およびアメリカ合衆国において通常の銀行営業日とみなされない日。

b) マスターファンド（DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives）が投資証券の発行および買戻しを行わない日。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、当該投資証券クラスに課される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

あるサブ・ファンドの全投資証券クラスにおける発行または買戻しの総額が、単一の取引日において純資本の流入または流出をもたらす場合、当該サブ・ファンドの純資産価額はそれに伴い増加または減少することがある（「シングル・スイング・プライシング」）。最大調整額は、純資産価額の2%である。サブ・ファンドが負担する見積取引費用および課税金ならびにサブ・ファンドが投資する資産の見積呼値スプレッドは、計算上考慮される。関連するサブ・ファンドの投資証券口数が純増する場合、かかる調整は純資産価額の増加を導く。投資証券が純減する場合、調整は純資産価額の減少となる。本投資法人の取締役会は、各サブ・ファンドに関して限界値を設定することができる。これは、ファンドの純資産に対する1取引日の純変動額の割合または関連するサブ・ファンドの通貨の絶対額から計算することができる。かかる場合、この限界値が1取引日に越えられた場合にのみ、純資産価額は調整される。

b) 評価原則

- 流動資産は、（現金、銀行預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息という形態にかかわらず）いずれも額面として評価されるが、かかる

価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その評価額は、その真正価値に達するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。

- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。当該証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該資産の主要市場である証券取引所における直近の入手可能な価格が適用される。
証券取引所において通常取引されない証券、派生商品およびその他の資産について、標準的な市場に基づく値付けによる流通市場が証券トレーダー間で存在する場合、本投資法人はこれらの価格に基づいて当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていないが、公認され、公開の他の定期的に関われる規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における直近の入手可能な価格により評価される。
- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場で取引されておらず、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、予想販売価格に基づき誠意をもって本投資法人が選ぶその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（店頭派生商品）は、独立の価格提供者に基づいて評価される。派生商品について、利用できる独立の価格提供者がただ1社の場合、得られた評価の妥当性は、派生商品の原資産の時価に基づき本投資法人および本投資法人の監査人が認めた計算モデルを使用して検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および/または集合投資事業（UCIs）の受益証券は、その最終資産価額で評価される。

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ（ユーロ）^{*} に関して、純資産価額の計算は、マスターファンドの純資産価額を適時に受領することに依拠する。

^{*} 旧UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アルファ・オポチュニティーズ（ユーロ）

- 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから計算される。このプロセスには次の原則が適用される。残余期間が最も近い金利が、各短期金融商品について補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手の信用力を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付けに重大な変更がある場合には調整される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグの平均為替レート（買呼値と売呼値の仲値）または入手不可能な場合、当該通貨を最も代表する市場におけるレートを用いて評価される。
- 定期預金および信託預金は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算はすべての現金流入入額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。）および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、当該証券に依拠し、適用されるUBS評価方針に従い選択される。

上述した規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、純資産の適切な評価を遂行するために、誠意をもって他の一般に認められておりかつ検証可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

本投資法人のサブ・ファンドの一部が、資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、本投資法人は、上記の規定に従うことなく、評価時のこれらのサブ・ファンドの資産の適正価格

をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資される証券は、概して、上記の1口当たりの純資産価格を計算する時に入手可能な最新の価格に基づいて評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、本投資法人が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、本投資法人は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、本投資法人が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての投資証券クラスに常に適用される。

本投資法人は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置を本投資法人の関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な資産の評価よりも評価の信頼性を高める。また、適正価格での評価は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。本投資法人が1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、本投資法人が資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する場合に本投資法人が純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現投資主の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

さらに、特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。かかる新評価が投資証券の事後の発行、買戻しおよび転換について有効となる。再評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前にのみ行われる。発行、買戻しおよび転換は、唯一の純資産価格に基づいてのみ処理される。

c) 証券売買実現純(損)益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現(損)益は、評価日に適用される先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建てで保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

本投資法人の連結財務書類は、ユーロ(EUR)で表示される。本投資法人の2019年9月30日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2019年9月30日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ = 1.087093 スイスフラン (CHF)

1 ユーロ = 1.090200 米ドル (USD)

償還または統合したサブ・ファンドに関して、償還日または統合日現在の為替レートが使用された。

i) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、「配当落ち」日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

k) サブ・ファンド間投資

2019年9月30日現在、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - アジアン・グローバル・ストラテジー・バランسد (米ドル) は、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - アジアン・エクイティーズ (米ドル) に57,644,878.56米ドルを投資した。

2019年9月30日現在、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - エマージング・マーケット・インカム (米ドル) は、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - アジアン・エクイティーズ (米ドル) に6,908,759.45米ドルを投資した。

l) スワップ

本投資法人は、金利スワップ契約、金利スワップションの金利先渡し契約およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。ただし、当該契約は、この種の取引を専門とする第一級の金融機関との間で執行される場合に限る。

スワップ取引の価値は、外部のサービス提供会社が計算し、また別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算は、インフローとアウトフロー双方のすべてのキャッシュフローの正味現在価値に基づいている。

特定の場合に、ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた当社内部での算出額および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。

評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBS評価方針に従って決定される。

当該評価方法は、取締役会によって認可されている。

未実現損益の変動は、「スワップに係る未実現評価(損)益」の変動の下で運用計算書に計上される。

終了もしくは満期の時点で生じたスワップの損益は、運用計算書に「スワップに係る実現(損)益」として記帳される。

注2 - 定率報酬

本投資法人は、サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率報酬を投資証券クラス「P」「N」「K-1」「F」「G」「Q」「I-A1」「I-A2」および「I-A3」のために支払う。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ (米ドル)

上限定率報酬

定率報酬 名称に「ヘッジ」を含む
クラス受益証券の料率¹

名称に「P」が付く投資証券クラス

1.920%

年率1.970%

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ)

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)

上限定率報酬

定率報酬 名称に「ヘッジ」を含む

クラス受益証券の料率¹

名称に「P」が付く投資証券クラス	2.040%	年率2.090%
------------------	--------	----------

¹ ヘッジを行う投資証券クラスの実効料率は、ヘッジを行わない投資証券クラスと同じである。

上記の定率報酬から、以下の報酬が支払われる。

1. 本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理、投資助言および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。名称に「ヘッジ」を含むクラス投資証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための報酬が含まれる。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよび特別な投資方針」に記載されている。
 2. 上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人の資産にも請求される追加の費用を含まない。
 - a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に支払う一切の手数料。
 - c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査法人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。アドホック・レポートの作成に関してマスターファンドから請求される費用。ただし、当該費用は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ (ユーロ)^{*}の年次報告書または中間報告書の作成に関連して生じるものとする。
- ^{*} 旧UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アルファ・オポチュニティーズ (ユーロ)
- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
 - f) 本投資法人の法的文書に関するコスト（目論見書、K I I D s、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
 - g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト（該当する場合、外国の監督官庁に支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。）。

- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の使用権に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ公表されており、および/または本投資法人の総費用率(TER)の開示において考慮される。

3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人の収益および資産に対し課せられるすべての税金、特に年次税("taxe d'abonnement")も本投資法人が負担する。

定率報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

投資証券クラス「I - B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用(本投資法人、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる)を賄うために請求される。資産運用および販売に関する費用は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の代理人との間で直接結ばれた個別契約に基づき、本投資法人を除いて請求される。

投資証券クラス「I - X」「K - X」および「U - X」の資産運用、ファンド管理事務(本投資法人、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる)および販売について実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

個々のサブ・ファンドに帰属する費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。

個々の投資証券クラスに帰属する費用は、それらの投資証券クラスに請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンド/投資証券クラスに関連して発生した場合には、これらの費用は当該サブ・ファンド/投資証券クラスに対してその純資産額に比例して請求される。その投資方針がその他の現存する投資信託(UCIsまたはUCITS)に投資することを容認するサブ・ファンドに関しては、当該対象ファンドおよびサブ・ファンドの両段階で支払が生じる。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合がある。

サブ・ファンドが、管理会社により、または共同経営もしくは支配を通じてまたは実質的に直接保有もしくは間接保有を通じて、管理会社と関係する別の会社により、直接的または委託によって運営されるファンドの受益証券への投資を行う場合、対象ファンドの受益証券に関して、投資を行うサブ・ファンドに発行または買戻手数料は課されることはない。

本投資法人の現行の手数料の詳細は、KIIDsに記載されている。

注3 - 年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の各サブ・ファンドの純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税を課されているが、機関筋の投資証券クラスに関しては年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている純資産の部分に関して、年次税は課されない。

注4 - その他の収益

その他の収益は、主にシングル・スイング・プライシングから生じる収益で構成される。

注 5 - 関連当事者との取引

香港で販売が許可されている以下のサブ・ファンドに関して、2018年10月1日から2019年9月30日までの期間の管理会社の関連会社であるブローカー、ポートフォリオ運用会社または取締役会を通じて行われた証券取引および金融市場取引の額について、記述されている。

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との株式および 株式類似証券の取引額 該当なし	証券取引比率
U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との株式および 株式類似証券の取引の手数料 該当なし	手数料比率
U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との(株式および 株式類似証券を除く) その他の有価証券の取引数量 該当なし	証券取引比率

通常の市場慣行に従い、関連当事者との「(株式および株式類似証券を除く)その他の有価証券」に係る取引に関して本投資法人に課せられる手数料はなかった。

当該取引は、通常の取引の過程で、通常の取引条件で締結された。

関連当事者との取引の額のサブ・ファンドの通貨への換算に関して、2019年9月30日現在の財務書類の為替レートが使用された。

注 6 - 収益の分配

各サブ・ファンドの投資主総会は、管理会社の取締役会の提案によりサブ・ファンドの年次決算の終了後に、各サブ・ファンドおよび/または投資証券クラスから分配を行うか、および支払われる分配金の程度を決定する。本投資法人の純資産額が法律に規定されている最低資産額を下回る場合には、分配の支払は行われない。分配が行われる場合、分配金は年度末後4ヵ月以内に支払われる。

分配の詳細については、未監査である。

取締役会は、中間配当金を支払い、また分配金支払を停止する権限を有している。

注 7 - ソフト・ダラー取決め

2018年10月1日から2019年9月30日までの年度中に、U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブのために締結された「ソフト・ダラー取決め」はなく、「ソフト・ダラー」の金額は零である。

注 8 - 金融先物およびスワップの契約

2019年9月30日現在の個々のサブ・ファンドおよび各通貨の金融先物およびスワップに係る契約は、以下のように要約できる。

a) 金融先物

U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ	指数関連金融先物(購入)	指数関連金融先物(売却)
- ダイナミック・アルファ(米ドル)	12,365,018.87 米ドル	4,019,345.78 米ドル
- グローバル・アロケーション(ユーロ)	59,638,673.72 ユーロ	65,987,187.11 ユーロ
- グローバル・アロケーション(米ドル)	61,416,491.96 米ドル	56,115,760.12 米ドル
U B S (L u x) キー・セレクション・シキャブ	債券関連金融先物(購入)	債券関連金融先物(売却)
- ダイナミック・アルファ(米ドル)	3,040,636.84 米ドル	10,949,761.37 米ドル

- グローバル・アロケーション(ユーロ)	21,118,254.99 ユーロ	47,692,360.18 ユーロ
- グローバル・アロケーション(米ドル)	25,884,124.43 米ドル	58,560,772.41 米ドル

債券または指数に係る金融先物契約(もしあれば)は、金融先物の時価(契約数×想定契約規模×先物の市場価格)に基づき計算される。

b) スワップ

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	クレジット・デフォルト・スワップ(購入)	クレジット・デフォルト・スワップ(売却)
- ダイナミック・アルファ(米ドル)	19,554,235.33 米ドル	2,886,334.31 米ドル
- グローバル・アロケーション(ユーロ)	- ユーロ	16,837,381.49 ユーロ
- グローバル・アロケーション(米ドル)	- 米ドル	37,182,595.08 米ドル

注9 - 総費用比率(TER)

この比率は、スイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント・アソシエーション(SFAMA)の「TERの計算および公表に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産(運用費用)に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12カ月のTERは、以下のとおりである。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	総費用比率(TER)
- ダイナミック・アルファ(米ドル) P-acc	2.00%
- ダイナミック・アルファ(米ドル) ユーロ・ヘッジP-acc	2.00%
- グローバル・アロケーション(ユーロ) P-acc	2.13%
- グローバル・アロケーション(米ドル) P-acc	2.13%
- グローバル・アロケーション(米ドル) 円建P-acc	2.13%

運用期間が12ヵ月未満の投資証券のクラスに関するTERは、年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

注10 - 取引費用

取引費用には、当年度中に発生したブローカー手数料、印紙代、地方税およびその他の海外費用が含まれる。取引報酬には、購入および売却証券の費用が含まれる。

2019年9月30日に終了した年度に、ファンドは、以下のような投資有価証券の購入または売却ならびに類似取引に関連する取引費用を負担した。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	取引費用
- ダイナミック・アルファ(米ドル)	40,850.94米ドル
- グローバル・アロケーション(ユーロ)	326,453.66ユーロ
- グローバル・アロケーション(米ドル)	208,988.09米ドル

注11 - 合併

以下の合併が生じた。

サブ・ファンド	合併先	日付
	該当なし	

注12 - 名称の変更

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セクション・シキャブ - ヨーロピアン・エクイティーズ (ユーロ) の名称は、2018年12月13日付でUBS (Lux) キー・セクション・シキャブ - ヨーロピアン・エクイティ・バリュー・オポチュニティー (ユーロ) に変更された。

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セクション・シキャブ - グローバル・アルファ・オポチュニティーズ (ユーロ) の名称は、2019年8月28日付でUBS (Lux) キー・セクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ (ユーロ) に変更され、本ファンドは純資産の85%以上をマスターファンドであるDB PLATINUM IV UBS Multi - Strategy Alternatives (「マスターファンド」) に投資するフィーダーファンドへ転換された。

注13 - マスター・フィーダー・ストラクチャー

UBS (Lux) キー・セクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ (ユーロ) について、記述されている。

注14 - 当期中における重要な事象

スイスUBSアセット・マネジメントの事業は、ユービーエス・エイ・ジーからUBSグループの一員であるUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーへ譲渡された。当該譲渡は、2019年6月17日付で効力が発生した。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーは、スイス金融市場調査局により承認された集団投資スキームの資産運用管理会社である。

注15 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、管理会社および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資家の賠償請求に関する件については、管理会社および/または保管受託銀行は、ファンドの投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らおよびファンドを服せしめることを選択することができる。

当財務書類についてはドイツ語版が公認されたものであり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資家に対して投資証券が販売される場合、本投資法人および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳(すなわち、本投資法人によって承認されたもの)に自らが拘束されるものと認めることができる。

注16 - 店頭派生商品および証券貸付

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある(または履行することができない)リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。本投資法人が適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、本投資法人のため保管受託銀行により保管されるものとする。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関する本投資法人の権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅することもある。その場合、本投資法人は、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

本投資法人は、第三者に本投資法人の組入証券の一部分を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われ

る。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、証券貸付代理店として従事している。

店頭派生商品^{*}

以下のサブ・ファンドの無担保店頭派生商品は、代わりに証拠金勘定を有する。

サブ・ファンド 取引相手	未実現(損)益	受領した担保
UBS (Lux) キー・セクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ(米ドル)		
パークレイズ	-124,420.35 米ドル	0.00 米ドル
カナディアン・インペリアル・バンク	-24,581.41 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	-75,288.29 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	-38,982.50 米ドル	0.00 米ドル
ジェー・ピー・モルガン	43.33 米ドル	0.00 米ドル
メリルリンチ	1,955.60 米ドル	0.00 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	128,788.52 米ドル	0.00 米ドル
UBS (Lux) キー・セクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(ユーロ)		
バンク・オブ・アメリカ	311,166.14 ユーロ	0.00 ユーロ
パークレイズ	-6,480,777.13 ユーロ	0.00 ユーロ
カナディアン・インペリアル・バンク	-29,505.03 ユーロ	0.00 ユーロ
シティバンク	77,267.21 ユーロ	0.00 ユーロ
H S B C	-507.38 ユーロ	0.00 ユーロ
ジェー・ピー・モルガン	162,112.11 ユーロ	0.00 ユーロ
ステート・ストリート	-693,593.43 ユーロ	0.00 ユーロ
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	-883,407.99 ユーロ	0.00 ユーロ
UBS (Lux) キー・セクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)		
バンク・オブ・アメリカ	452,573.51 米ドル	0.00 米ドル
パークレイズ	245,175.59 米ドル	0.00 米ドル
カナディアン・インペリアル・バンク	-37,790.36 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	-304,396.93 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	7,132.85 米ドル	0.00 米ドル
H S B C	-215,087.67 米ドル	0.00 米ドル
ジェー・ピー・モルガン	1,084,418.79 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	-687,166.57 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	432,860.17 米ドル	0.00 米ドル

* 公認の取引所市場で取引される派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手に債務不履行が生じた場合、決済機関は、損失リスクを想定する。

貸付証券

UBS (Lux) キー・セクション・シキャブ	2019年9月30日現在の貸付証券による 相手方エクスポージャー		2019年9月30日 現在の担保内訳 (比重%)		
	貸付証券の時価	担保(ユービーエス・ スイス・エイ・ジー)	株式	債券	現金
- ダイナミック・アルファ(米ドル)	14,269,632.53 米ドル	14,540,245.17 米ドル	31.31	68.69	0.00
- グローバル・アロケーション(ユーロ)	85,496,387.73 ユーロ	87,117,761.16 ユーロ	31.31	68.69	0.00
- グローバル・アロケーション(米ドル)	72,872,262.40 米ドル	74,254,228.98 米ドル	31.31	68.69	0.00

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.9.2019
Investments in securities, cost	310 777 123.13
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	79 281 568.48
Total investments in securities (Note 1)	390 058 691.61
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	17 462 853.16
Receivable on securities sales (Note 1)	1 392 827.53
Receivable on subscriptions	1 603.83
Interest receivable on securities	712 287.24
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	810 414.80
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	977 719.38
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	1 664 192.30
Total Assets	413 080 589.85
Liabilities	
Bank overdraft	-240 000.00
Other short-term liabilities (Margins)	-83 031.31
Payable on securities purchases (Note 1)	-1 321 992.71
Payable on redemptions	-286 962.69
Provisions for flat fee (Note 2)	-298 206.91
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-17 457.27
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-6 690.06
Total provisions	-322 354.24
Total Liabilities	-2 254 340.95
Net assets at the end of the financial year	410 826 248.90

Statement of Operations

	USD
Income	1.10.2018-30.9.2019
Interest on liquid assets	164 185.27
Interest on securities	2 356 746.74
Dividends (Note 1)	648 315.80
Interest received on swaps (Note 1)	398 822.13
Income on securities lending (Note 16)	117 170.00
Other income (Note 4)	33 863.27
Total income	3 719 103.21
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-129 722.27
Flat fee (Note 2)	-7 775 328.47
Taxe d'abonnement (Note 3)	-72 984.35
Cost on securities lending (Note 16)	-46 868.00
Other commissions and fees (Note 2)	-127 550.56
Interest on cash and bank overdraft	-55 454.60
Total expenses	-8 207 908.25
Net income (loss) on investments	-4 488 805.04
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	20 772 017.31
Realized gain (loss) on options	332 963.20
Realized gain (loss) on financial futures	-2 604 991.75
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	8 726 171.74
Realized gain (loss) on swaps	-1 451 323.43
Realized gain (loss) on foreign exchange	-1 761 649.26
Total realized gain (loss)	24 013 187.81
Net realized gain (loss) of the financial year	19 524 382.77
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-17 163 512.91
Unrealized appreciation (depreciation) on options	208 170.00
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-2 196.16
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-840 541.11
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	2 200 717.31
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	1 350 976.30
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-14 246 386.57
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	5 277 996.20

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

99

Statement of Net Assets

	EUR
Assets	30.9.2019
Investments in securities, cost	272 492 902.29
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	44 338 442.12
Total investments in securities (Note 1)	316 831 344.41
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	17 691 020.53
Other liquid assets (Margins)	119 237.01
Receivable on securities sales (Note 1)	1 123 971.56
Receivable on subscriptions	101 602.31
Interest receivable on securities	818 087.41
Receivable on dividends	152 162.81
Other receivables	279 248.28
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	14 883.13
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-7 537 245.50
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	1 082 372.21
Total Assets	330 676 684.16
Liabilities	
Bank overdraft	-220 143.09
Payable on securities purchases (Note 1)	-1 083 135.57
Payable on redemptions	-123 637.31
Provisions for flat fee (Note 2)	-250 743.33
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-35 972.37
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-49 780.68
Total provisions	-336 496.38
Total Liabilities	-1 763 412.35
Net assets at the end of the financial year	328 913 271.81

Statement of Operations

	EUR
Income	1.10.2018-30.9.2019
Interest on liquid assets	110 714.45
Interest on securities	2 929 241.11
Dividends (Note 1)	3 764 023.34
Interest received on swaps (Note 1)	237 471.94
Income on securities lending (Note 16)	195 376.97
Other income (Note 4)	27 714.14
Total income	7 264 541.95
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-67 283.01
Flat fee (Note 2)	-6 508 656.66
Taxe d'abonnement (Note 3)	-150 783.38
Cost on securities lending (Note 16)	-78 150.79
Other commissions and fees (Note 2)	-100 991.42
Interest on cash and bank overdraft	-54 623.82
Total expenses	-6 960 489.08
Net income (loss) on investments	304 052.87
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	22 588 026.66
Realized gain (loss) on options	264 470.58
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	-593.94
Realized gain (loss) on financial futures	-3 479 109.27
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-6 961 253.04
Realized gain (loss) on swaps	-1 178 712.46
Realized gain (loss) on foreign exchange	-1 637 563.20
Total realized gain (loss)	9 595 265.33
Net realized gain (loss) of the financial year	9 899 318.20
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	-856 214.40
Unrealized appreciation (depreciation) on options	165 653.02
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-1 470.94
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-143 663.81
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-8 040 002.70
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	1 082 372.21
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	-7 793 326.62
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	2 105 991.58

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Annual Report as of 30 September 2019

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.9.2019
Investments in securities, cost	54 352 133.27
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	822 371.00
Total investments in securities (Note 1)	55 174 504.27
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	2 775 375.68
Other liquid assets (Margins)	223 773.73
Receivable on securities sales (Note 1)	106 862.25
Interest receivable on securities	228 147.26
Interest receivable on liquid assets	136.26
Other receivables	20 080.75
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	279 492.84
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-139 896.54
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	-226 856.05
Total Assets	58 441 620.45
Liabilities	
Bank overdraft	-873 001.11
Payable on securities purchases (Note 1)	-101 431.67
Payable on redemptions	-16 485.08
Provisions for flat fee (Note 2)	-11 509.25
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-2 271.85
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-11 910.55
Total provisions	-25 691.65
Total Liabilities	-1 016 609.51
Net assets at the end of the financial year	57 425 010.94

Statement of Operations

	USD
Income	1.10.2018-30.9.2019
Interest on liquid assets	48 349.72
Interest on securities	1 109 345.96
Dividends (Note 1)	174 213.10
Interest received on swaps (Note 1)	170 441.57
Income on securities lending (Note 16)	52 495.55
Other income (Note 4)	59 008.38
Total income	1 613 854.28
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-257 820.90
Flat fee (Note 2)	-334 867.83
Taxe d'abonnement (Note 3)	-11 206.61
Cost on securities lending (Note 16)	-20 998.22
Other commissions and fees (Note 2)	-13 619.01
Interest on cash and bank overdraft	-10 701.77
Total expenses	-649 214.34
Net income (loss) on investments	964 639.94
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	80 909.00
Realized gain (loss) on options	-4 944.60
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	746 793.09
Realized gain (loss) on financial futures	-1 839 821.09
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-3 009 442.30
Realized gain (loss) on swaps	-389 471.58
Realized gain (loss) on foreign exchange	280 359.69
Total realized gain (loss)	-4 135 617.79
Net realized gain (loss) of the financial year	-3 170 977.85
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	1 237 167.99
Unrealized appreciation (depreciation) on options	-13 232.22
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-66 338.23
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-556 444.25
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	514 400.79
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	188 705.47
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	1 304 259.55
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-1 866 718.30

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Annual Report as of 30 September 2019

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per share of any subfund or of any share class are expressed in the currencies of account of the subfund or share classes concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund, into which each share class is to be allocated, by the number of shares in circulation in the respective share class of this subfund. However, the net asset value of a share may also be calculated on days where no shares are issued or redeemed, as described in the following section. In this case, the net asset value may be published, but it may only be used for the purpose of calculating performance, statistics or fees. Under no circumstances should it be used as a basis for subscription and redemption orders.

A "business day" is a normal bank business day in Luxembourg (i.e. a day when the banks are open during normal business hours), except for 24 and 31 December; individual, non-statutory days of rest in Luxembourg; and days on which stock exchanges in the main countries in which the respective subfund invests are closed, or on which 50% or more of the investments of the subfund cannot be adequately valued.

Furthermore, with regard to the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD), days which are not normal banking days in the People's Republic of China are not deemed business days of this subfund.

The following days are not regarded as business days ("MSA business days") for the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)*:

- a) Days that are not normal banking days in England and in the United States of America;
- b) Days on which the Master Fund (DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives) is closed for share subscriptions and redemptions.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of subfund shares in circulation, taking into account the fees charged to that share class.

If the total subscriptions or redemptions in all the share classes of a subfund on a single trading day should result in a net capital inflow or outflow, this subfund's net asset value may be increased or reduced accordingly ("single swing pricing"). The maximum adjustment amounts to 2% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund, as well as the estimated bid-ask spreads of the assets in which the subfund invests, may be taken into account. Such an adjustment will lead to an increase in net asset value if the net movements result in an increase in the number of shares in the relevant subfund. It will lead to a decrease in net asset value if the net movements result in a decrease in the shares. The Board of Directors of the Company can set a threshold value for each subfund. This may be calculated from the ratio of net movement on a given trading day to the net fund assets, or from a single amount in the currency of the relevant subfund. In such a case, the net asset value would only be adjusted if this threshold were to be exceeded on a given trading day.

b) Valuation principles

- Liquid assets (whether in the form of cash and bank deposits, bills of exchange, cheques, promissory notes, expense advances, cash dividends and declared or accrued interest still receivable) are valued at face value, unless this value is unlikely to be fully paid or received, in which case their value is determined by deducting an amount deemed appropriate to arrive at their real value.
- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset shall apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market exists among securities traders with pricing based on market standards, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated market

* formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR)

that operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the most recently available price on this market.

- Securities and other investments not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company on the basis of the likely sales prices according to other principles chosen by the Company in good faith.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Company and the Company's auditors, based on the market value of that derivative's underlying.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last known asset value.
Calculation of the net asset value for the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)* is dependent on the timely receipt of the net asset value of the Master Fund.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: The interest rate nearest the residual maturity is interpolated for each money market instrument. Thus calculated, the interest rate is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the creditworthiness of the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the borrower's credit rating.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the relevant subfund's currency of account, and not hedged by foreign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. Such calculations are based on the net present value of all cash flows (both inflows and outflows). In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg) and/or broker statement valuations may be used. The valuation method depends on the security in question and is chosen pursuant to the applicable UBS Valuation Policy.

* Formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR)

If valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be impossible or inaccurate, the Company is entitled to use other generally recognised and verifiable valuation criteria in good faith in order to achieve a suitable valuation of the net assets.

As some of the Company's subfunds may be invested in markets that are closed at the time their assets are valued, the Company may – by way of derogation from the aforementioned provisions – allow the net asset value per share to be adjusted in order to more accurately reflect the fair value of these subfunds' assets at the time of valuation. In practice, the securities in which the subfunds are invested are generally valued on the basis of the latest available prices at the time of calculating the net asset value per share, as described above. There may, however, be a substantial time difference between the close of the markets in which a subfund invests and the time of valuation.

As a result, developments that may influence the value of these securities and that occur between the closure of the markets and the valuation time are not generally taken into account in the net asset value per share of the subfund concerned. If, as a result of this, the Company deems that the most recently available prices of the securities in a subfund's portfolio do not reflect their fair value, it may allow the net asset value per share to be adjusted in order to reflect the assumed fair value of the portfolio at the time of valuation. Such an adjustment is based on the investment policy determined by the Company and a number of practices. If the value is adjusted as described above, this will be applied consistently to all share classes in the same subfund.

The Company reserves the right to apply this measure to the relevant subfunds of the Company whenever it deems this to be appropriate.

Valuing assets at fair value calls for greater reliability of judgement than valuing assets for which readily available market quotations can be referred to. Fair-value calculations may also be based on quantitative models used by price reporting providers to determine the fair value. No guarantee can be given that the Company will be in a position to accurately establish the fair value of an asset when it is about to sell the asset around the time at which the Company determines the net asset value per share. As a consequence, if the Company sells or redeems shares at the net asset value at a time when one or more participations are valued at fair value, this may lead to a dilution or increase in the economic participation of the existing shareholders.

Furthermore, in exceptional circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then prevail for the subsequent issue, redemption and conversion of shares. Revaluations only take place before publishing the only net asset value for that day. Issues, redemptions and conversions are only processed based on this sole net asset value.

c) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

d) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

e) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

h) Combined financial statements

The combined financial statements of the Company are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets and the combined statement of operations as of 30 September 2019 of the Company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as at 30 September 2019:

Exchange rates		
EUR 1 =	CHF	1.087093
EUR 1 =	USD	1.090200

For the liquidated or merged subfunds the exchange rates as at liquidation or merger date were used.

i) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the "ex-dividend" date. Interest income is accrued on a daily basis.

*j) Receivable on securities sales,**Payable on securities purchases*

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

k) Cross-subfund investments

As per 30 September 2019 the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD) was invested 57 644 878.56 USD in the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD).

As per 30 September 2019 the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Emerging Markets Income (USD) was invested 6 908 759.45 USD in the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD).

l) Swaps

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

The value of swap transactions is calculated by an external service provider and a second independent valuation is made available by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows.

In some specific cases, internal calculations based on models and market data available from Bloomberg and/or broker statement valuations may be used.

The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

This valuation method is approved by the Board of Directors.

Changes in unrealized gains and losses are reflected in the statement of operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a maximum monthly flat fee for share classes "P", "N", "K-1", "F", "G", "Q", "I-A1", "I-A2" and "I-A3", calculated on the average net asset value of the subfunds.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name¹
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "Q" in their name	1.080%	1.130%
Share classes with "I-A1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A2" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-B" in their name	0.180%	0.180%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name¹
Share classes with "P" in their name	1.880%	1.930%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.990%	1.020%
Share classes with "Q" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "I-A1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "I-A2" in their name	1.050%	1.080%
Share classes with "I-A3" in their name	0.990%	1.020%
Share classes with "I-B" in their name	0.145%	0.145%

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name¹
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name¹
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "N" in their name	2.400%	2.450%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "Q" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "I-A1" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "I-A2" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-B" in their name	0.145%	0.145%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name¹
Share classes with "P" in their name	1.920%	1.970%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.580%	0.610%
Share classes with "Q" in their name	1.200%	1.250%
Share classes with "I-A1" in their name	1.150%	1.180%
Share classes with "I-A2" in their name	1.050%	1.080%

¹ The effective fee for hedged share classes is the same as the one for non-hedged share classes.

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "I-A3" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Emerging Markets Income (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	2.080%	2.130%
Share classes with "N" in their name	2.750%	2.800%
Share classes with "K-1" in their name	1.400%	1.430%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "Q" in their name	1.120%	1.170%
Share classes with "I-A1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A2" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-B" in their name	0.150%	0.150%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– European Equity Value Opportunity (EUR)*

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.680%	0.710%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.800%	0.830%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "I-A2" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A3" in their name	0.680%	0.710%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– European Growth and Income (EUR)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	1.700%	1.750%
Share classes with "N" in their name	1.900%	1.950%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "G" in their name	0.960%	1.010%
Share classes with "Q" in their name	0.960%	1.010%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300% ²	1.330%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%

* Formerly UBS Global Key Selection SICAV – European Equities (EUR)

¹ The effective fee for hedged share classes is the same as the one for non-hedged share classes.

² For UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD) K-1: max. 1.300% all: 1.100% (as per 30/9/2019)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "F" in their name	0.580%	0.610%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Global Allocation Focus Europe (EUR)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Equities (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.640%	0.670%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Global Multi Income (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	1.300%	1.350%
Share classes with "N" in their name	1.600%	1.650%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "Q" in their name	0.780%	0.830%
Share classes with "I-A1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ The effective fee for hedged share classes is the same as the one for non-hedged share classes.

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

UBS (Lux) Key Selection SICAV
 – Multi Asset Defensive Growth (EUR)
 UBS (Lux) Key Selection SICAV
 – Multi Asset Defensive Growth (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "N" in their name	1.300%	1.350%
Share classes with "K-1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "Q" in their name	0.650%	0.700%
Share classes with "I-A1" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A2" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A3" in their name	0.450%	0.480%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
 – Multi Asset Income (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	1.480%	1.530%
Share classes with "N" in their name	2.000%	2.050%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "I-A1" in their name	0.780%	0.810%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
 Annual Report as of 30 September 2019

UBS (Lux) Key Selection SICAV
 – Multi Strategy Alternatives (EUR)**

a) until 27 August 2019

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	1.750%	1.800%
Share classes with "N" in their name	2.000%	2.050%
Share classes with "K-1" in their name	1.250%	1.280%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.950%	0.980%
Share classes with "Q" in their name	1.000%	1.050%
Share classes with "I-A1" in their name	0.950%	0.980%
Share classes with "I-A2" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A3" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

b) since 28 August 2019

	Maximum flat fee at Feeder Fund level (maximum management fee) p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name ¹
Share classes with "P" in their name	1.000%	1.050%
Share classes with "N" in their name	1.350%	1.400%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.200%	0.230%
Share classes with "Q" in their name	0.500%	0.550%
Share classes with "I-A1" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-A2" in their name	0.250%	0.280%
Share classes with "I-A3" in their name	0.200%	0.230%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

** formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR)

¹ The effective fee for hedged share classes is the same as the one for non-hedged share classes.

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name [*]
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "N" in their name	2.350%	2.400%
Share classes with "K-1" in their name	1.180%	1.210%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.610%	0.640%
Share classes with "Q" in their name	0.830%	0.880%
Share classes with "I-A1" in their name	0.690%	0.720%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.610%	0.640%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

^{*} The effective fee for hedged share classes is the same as the one for non-hedged share classes.

Out of the aforementioned flat fee the following fees are paid:

1. In accordance with the following provisions, a maximum flat management fee based on the net asset value of the Company is paid from the Company's assets for the management, administration, portfolio management, investment advice, and distribution of the Company (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the "Depositary and Main Paying Agent" of the sales prospectus. This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat management fee). The maximum flat fee for share classes with "hedged" in their name may include foreign exchange risk hedging charges. The relevant maximum flat management fee will not be charged until the corresponding share classes have been launched. An overview of the maximum flat management fees can be found under "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.
2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also charged to the Company's assets:

- a) all additional expenses related to management of the Company's assets for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section titled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
- b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
- c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as any other fees paid to the audit firm for the services it provides in relation to the administration of the Fund as permitted by law. Costs charged by the Master Fund for the preparation of ad hoc reports, provided that these arise in relation to the preparation of annual or semi-annual reports for the Feeder Fund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)*;
- d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Company, as well as for the general safeguarding of the interests of the Company and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) Costs for the publication of the Company's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) costs for the Company's legal documents (prospectuses, KIIDs, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) costs for the Company's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Company, including fees for external advisers;
- i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or to the Company's rights of usufruct;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;

^{*} formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR)

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Company's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable, and published and/or taken into account in the disclosure of the Company's total expense ratio (TER).

3. The Management Company may pay retrocessions to cover the distribution activities of the Company.

All taxes levied on the income and assets of the Company, particularly the *taxe d'abonnement*, will also be borne by the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat management fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat management fee.

For share class "I-B", a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Company, the administrative agent and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Company under a separate contract concluded directly between the shareholder and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for share classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Company, the administrative agent and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled to under a separate contract with the shareholder.

All costs that can be allocated to specific subfunds will be charged to those subfunds.

Costs that can be attributed to individual share classes will be charged to these share classes. If costs are incurred in connection with several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to these subfunds/share classes in proportion to their relative net asset values. With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the relevant target fund as well as at the level of the subfund. The management fees of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3.00%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect

holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details on the Company's ongoing charges can be found in the KIIDs.

Note 3 – *Taxe d'abonnement*

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05%, for institutional share classes only a reduced "*taxe d'abonnement*" of 0.01% p.a., payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of each subfund at the end of each quarter.

The "*taxe d'abonnement*" is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the "*taxe d'abonnement*" in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Single Swing Pricing.

Note 5 – Related party transactions

The volume of securities and money-market transactions undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company, the Portfolio Manager or the Board of Directors for the period from 1 October 2018 to 30 September 2019 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Volume of transactions in equities and equity- like securities with related parties	As a percentage of the total of security transactions
– China Allocation Opportunity (USD)	48 903 255.96 USD	14.47%
– Emerging Markets Income (USD)	49 855 207.90 USD	63.58%
– European Growth and Income (EUR)	466 591 326.22 EUR	48.49%

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Commissions on transactions in equities and equity-like securities with related parties	As a percentage of the total commissions
– China Allocation Opportunity (USD)	15 117.85 USD	24.53%
– Emerging Markets Income (USD)	- USD	-
– European Growth and Income (EUR)	404.94 EUR	0.76%

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Volume of transactions in other securities (except equities and equity-like securities) with related parties	As a % of the total of security transactions
- China Allocation Opportunity (USD)	34 006 095.57 USD	10.06%
- Emerging Markets Income (USD)	- USD	-
- European Growth and Income (EUR)	13 917 855.47 EUR	1.45%

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the Company on transactions on "other securities (except equities and equity-like securities)" with related parties.

Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 30 September 2019 were used.

Note 6 – Income distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfunds shall decide, at the proposal of the Board of Directors of the Management Company and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund resp each share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount of assets prescribed by law. If distributions are made, they will be paid out within four months of the end of the financial year.

The details of the distribution are unaudited.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

Note 7 – Soft dollar arrangements

During the financial year from 1 October 2018 until 30 September 2019, no "soft dollar arrangements" were entered into on behalf of UBS (Lux) Key Selection SICAV and "soft dollars" amount to nil.

Note 8 – Commitments on Financial Futures and Swaps

Commitments on Financial Futures and Swaps per subfund and respective currency as of 30 September 2019 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on indices (purchased)	Financial Futures on indices (sold)
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	12 760 094.08 USD	16 569 010.10 USD
- China Allocation Opportunity (USD)	30 163 704.14 USD	- USD
- Dynamic Alpha (USD)	12 365 018.87 USD	4 019 345.78 USD
- Emerging Markets Income (USD)	7 965 105.00 USD	2 680 650.00 USD
- Global Allocation (CHF)	20 496 421.82 CHF	19 649 580.10 CHF
- Global Allocation (EUR)	59 638 673.72 EUR	65 987 187.11 EUR
- Global Allocation (USD)	61 416 491.96 USD	56 115 760.12 USD
- Global Allocation Focus Europe (EUR)	10 454 352.53 EUR	10 180 805.17 EUR
- Global Multi Income (USD)	3 254 459.99 USD	- USD
- Multi Asset Defensive Growth (EUR)	1 997 592.19 EUR	- EUR
- Multi Asset Defensive Growth (USD)	1 887 745.00 USD	- USD
- Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	168 100 916.04 USD	- USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	10 795 650.99 USD	- USD
- Dynamic Alpha (USD)	3 040 636.84 USD	10 949 761.37 USD
- Emerging Markets Income (USD)	- USD	5 559 546.89 USD
- Global Allocation (CHF)	8 296 883.73 CHF	19 281 818.16 CHF
- Global Allocation (EUR)	21 118 254.99 EUR	47 692 360.18 EUR
- Global Allocation (USD)	25 884 124.43 USD	58 560 772.41 USD
- Global Allocation Focus Europe (EUR)	3 096 698.64 EUR	7 116 676.80 EUR
- Global Multi Income (USD)	12 709 063.44 USD	17 722 500.00 USD
- Multi Asset Defensive Growth (EUR)	1 789 884.86 EUR	- EUR
- Multi Asset Defensive Growth (USD)	1 677 656.58 USD	- USD
- Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	- USD	137 019 125.22 USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Swaps

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Credit Default Swaps (purchased)	Credit Default Swaps (sold)
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	- USD	10 263 864.02 USD
- Dynamic Alpha (USD)	19 554 235.33 USD	2 886 334.31 USD
- Global Allocation (CHF)	- CHF	12 401 862.73 CHF
- Global Allocation (EUR)	- EUR	16 837 381.49 EUR
- Global Allocation (USD)	- USD	37 182 595.08 USD
- Global Allocation Focus Europe (EUR)	- EUR	4 650 113.57 EUR

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

Note 9 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Asian Equities (USD) I-B-acc	0.23%
– Asian Equities (USD) I-X-dist	0.04%
– Asian Equities (USD) K-X-acc	0.08%
– Asian Equities (USD) P-acc	2.13%
– Asian Equities (USD) (GBP) P-dist	2.13%
– Asian Equities (USD) Q-acc	1.16%
– Asian Equities (USD) U-X-acc	0.04%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-4%-mdist	1.96%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-acc	1.95%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) (HKD) P-acc	1.95%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-dist	1.96%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-mdist	1.95%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) (HKD) P-mdist	1.95%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.95%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) Q-4%-mdist	1.18%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) Q-acc	1.18%
– China Allocation Opportunity (USD) I-X-acc	0.04%
– China Allocation Opportunity (USD) P-6%-mdist	1.93%
– China Allocation Opportunity (USD) (HKD) P-6%-mdist	1.92%
– China Allocation Opportunity (USD) (AUD hedged) P-6%-mdist	1.91%
– China Allocation Opportunity (USD) (RMB hedged) P-6%-mdist	1.92%
– China Allocation Opportunity (USD) (SGD hedged) P-6%-mdist	1.92%
– China Allocation Opportunity (USD) P-acc	1.92%
– China Allocation Opportunity (USD) P-mdist	1.91%
– China Allocation Opportunity (USD) (HKD) P-mdist	1.86%
– China Allocation Opportunity (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.91%
– China Allocation Opportunity (USD) Q-6%-mdist	1.22%
– Dynamic Alpha (USD) I-A1-acc	1.18%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) I-A2-acc	1.09%
– Dynamic Alpha (USD) I-B-acc	0.10%
– Dynamic Alpha (USD) I-X-acc	0.02%
– Dynamic Alpha (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.03%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.03%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) N-4%-mdist	2.58%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) N-acc	2.58%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) P-4%-mdist	2.00%
– Dynamic Alpha (USD) P-acc	2.00%
– Dynamic Alpha (USD) (CHF hedged) P-acc	2.01%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) P-acc	2.00%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.28%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) N-8%-mdist	2.94%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) N-acc	2.94%
– Emerging Markets Income (USD) P-acc	2.28%
– Emerging Markets Income (USD) (CHF hedged) P-acc	2.28%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) P-acc	2.28%
– Emerging Markets Income (USD) P-dist	2.28%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) P-dist	2.28%

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Emerging Markets Income (USD) P-mdist	2.26%
– Emerging Markets Income (USD) (HKD) P-mdist	2.26%
– Emerging Markets Income (USD) Q-acc	1.31%
– Emerging Markets Income (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.31%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.31%
– Emerging Markets Income (USD) Q-dist	1.31%
– Emerging Markets Income (USD) (EUR hedged) Q-dist	1.31%
– European Equity Value Opportunity (EUR) I-B-acc*	0.11%
– European Equity Value Opportunity (EUR) K-1-acc*	1.15%
– European Equity Value Opportunity (EUR) P-acc*	2.12%
– European Equity Value Opportunity (EUR) Q-acc*	1.11%
– European Growth and Income (EUR) K-1-8%-mdist	1.19%
– European Growth and Income (EUR) (HKD hedged) P-6%-mdist	1.78%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-6%-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) P-8%-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (AUD hedged) P-8%-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (GBP hedged) P-8%-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (HKD hedged) P-8%-mdist	1.78%
– European Growth and Income (EUR) (RMB hedged) P-8%-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-8%-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-8%-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) P-acc	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-acc	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-acc	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-mdist	1.79%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-mdist	1.78%
– European Growth and Income (EUR) Q-8%-mdist	1.05%
– European Growth and Income (EUR) (GBP hedged) Q-8%-mdist	1.05%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-8%-mdist	1.06%
– European Growth and Income (EUR) Q-acc	1.05%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-acc	1.07%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-mdist	1.05%
– Global Allocation (CHF) K-1-acc	1.39%
– Global Allocation (CHF) P-acc	2.13%
– Global Allocation (CHF) Q-acc	1.10%
– Global Allocation (EUR) I-A2-acc	0.74%
– Global Allocation (EUR) (CAD hedged) I-X-dist	0.03%
– Global Allocation (EUR) N-6%-mdist	2.58%
– Global Allocation (EUR) N-acc	2.58%
– Global Allocation (EUR) P-acc	2.13%
– Global Allocation (EUR) (CAD hedged) P-acc	2.12%
– Global Allocation (EUR) (GBP hedged) P-acc	2.12%
– Global Allocation (EUR) Q-acc	1.10%
– Global Allocation (EUR) (CAD hedged) Q-acc	1.10%
– Global Allocation (EUR) (GBP hedged) Q-acc	1.10%
– Global Allocation (USD) I-X-acc	0.06%
– Global Allocation (USD) K-1-acc	1.18%
– Global Allocation (USD) P-acc	2.13%
– Global Allocation (USD) (JPY) P-acc	2.13%
– Global Allocation (USD) Q-acc	1.10%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) P-acc	2.12%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) (CHF hedged) P-acc	2.12%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) Q-acc	1.10%
– Global Allocation Focus Europe (EUR) (CHF hedged) Q-acc	1.10%
– Global Equities (USD) I-X-acc	0.03%
– Global Equities (USD) P-acc	2.12%
– Global Equities (USD) (EUR) P-acc	2.12%
– Global Equities (USD) Q-acc	1.09%
– Global Equities (USD) (EUR) Q-acc	1.10%

* formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equities (EUR)

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Global Multi Income (USD) I-X-acc	0.13%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) I-X-acc	0.12%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) P-4% qdist	1.45%
– Global Multi Income (USD) P-acc	1.47%
– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) P-acc	1.46%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) P-acc	1.46%
– Global Multi Income (USD) (GBP hedged) P-acc	1.44%
– Global Multi Income (USD) P-dist	1.44%
– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) P-dist	1.46%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) P-dist	1.45%
– Global Multi Income (USD) (GBP hedged) P-UKdist	1.45%
– Global Multi Income (USD) P-mdist	1.49%
– Global Multi Income (USD) (HKD) P-mdist	1.50%
– Global Multi Income (USD) (RMB hedged) P-mdist	1.49%
– Global Multi Income (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.49%
– Global Multi Income (USD) Q-acc	0.92%
– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.92%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.92%
– Global Multi Income (USD) Q-dist	0.92%
– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) Q-dist	0.93%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.93%
– Multi Asset Defensive Growth (EUR) I-X-acc	0.21%
– Multi Asset Defensive Growth (EUR) P-acc	1.35%
– Multi Asset Defensive Growth (EUR) Q-acc	0.91%
– Multi Asset Defensive Growth (USD) I-X-acc	0.23%
– Multi Asset Defensive Growth (USD) P-acc	1.37%
– Multi Asset Defensive Growth (USD) Q-acc	0.92%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) I-A1-acc**	2.50%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (USD hedged) I-A1-acc**	2.49%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) P-acc**	3.36%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (CHF hedged) P-acc**	3.38%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (USD hedged) P-acc**	3.31%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) Q-acc**	2.59%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (CHF hedged) Q-acc**	2.60%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (GBP hedged) Q-acc**	2.58%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) (USD hedged) Q-acc**	2.61%
– Multi Strategy Alternatives (EUR) U-X-acc**	1.62%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) F-acc	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (CHF hedged) F-acc	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (EUR hedged) F-acc	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (JPY hedged) F-acc	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) F-UKdist	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (CHF hedged) F-UKdist	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (EUR hedged) F-UKdist	0.71%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (GBP hedged) F-UKdist	0.71%

** Formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR)

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 10 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 30 September 2019, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Transaction costs
– Asian Equities (USD)	754 307.97 USD
– Asian Global Strategy Balanced (USD)	224 612.94 USD
– China Allocation Opportunity (USD)	317 278.11 USD
– Dynamic Alpha (USD)	40 850.94 USD
– Emerging Markets Income (USD)	18 158.63 USD
– European Equity Value Opportunity (EUR)*	97 065.31 EUR
– European Growth and Income (EUR)	111 580.03 EUR
– Global Allocation (CHF)	68 420.14 CHF
– Global Allocation (EUR)	326 453.66 EUR
– Global Allocation (USD)	208 988.09 USD
– Global Allocation Focus Europe (EUR)	26 831.37 EUR
– Global Equities (USD)	38 288.52 USD
– Global Multi Income (USD)	8 332.27 USD
– Multi Asset Defensive Growth (EUR)	1 134.57 EUR
– Multi Asset Defensive Growth (USD)	924.33 USD
– Multi Asset Income (USD)	496.49 USD
– Multi Strategy Alternatives (EUR)**	34 230.86 EUR
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	269 183.26 USD

* Formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equities (EUR)

** Formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR)

Note 11 – Merger

The following merger took place:

Subfund	merged into	Date
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Income (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Multi Income (USD)	27.2.2019

Note 12 – Name Change

The name of the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equities (EUR) was changed into UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equity Value Opportunity (EUR) with effect 13 December 2018.

The name of the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR) was changed into UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR) with effect 28 August 2019 and it was converted into a feeder fund investing at least 85% of its net assets into the master fund DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives (the “Master-Fund”).

Note 13 – Master Feeder Structure

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR) subfund (the “feeder fund”) is a feeder fund in accordance with Article 77 of the 2010 Law. It invests at least 85% of its net assets in units of DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives (the “Master Fund”), a subfund of DB Platinum IV, to an investment company established under Luxembourg

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

law in the form of a public limited company (société anonyme), which is a société d'investissement à capital variable (SICAV) that was approved by the CSSF. The master fund has DWS Investment S.A. as its management company and DWS Alternatives Global Limited as its investment manager ("master management company" or "master investment manager").

Since 11 January 2020, Alma Capital Investment Management S.A. is management company and the investment manager of the Master Fund and the Master Fund was renamed Alma Platinum IV UBS Multi Strategy Alternatives.

The feeder fund may hold up to 15% of its net assets in the following assets:

- a) accessory liquid assets in accordance with Article 41 paragraph 2 subparagraph 2 of the 2010 Act;
- b) derivative financial instruments that may only be used for hedging purposes, in accordance with Article 41 paragraph 1 letter g) of the 2010 Law and Article 42 paragraphs 2 and 3 of the 2010 Law.

As of 30 September 2019, the feeder UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR) held 68.83% of the net fund assets of DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives.

The sum of the costs of the feeder fund with the pro rata costs of the master fund can be seen in Note 9 – Total Expense Ratio (TER). The performance fees at master fund level for an amount of 255 193 EUR are not included in the TER.

The investment policy of the master fund is defined in its prospectus.

The sales prospectus, the KIID, the articles of association of the master fund, the annual and semi-annual reports as well as the portfolio movements of the master fund are available free of charge at Alma Capital Investment Management S.A., 5 rue Aldringen, L-1118 Luxembourg.

Note 14 – Significant event during the period

The Swiss UBS asset management business was transferred from UBS AG to UBS Asset Management Switzerland AG, a member of UBS Group. The transfer became effective on 17 June 2019.

UBS Asset Management Switzerland AG is a FINMA approved asset manager of collective investment schemes.

Note 15 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Management Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Depositary can elect to make themselves and the fund subject to the jurisdiction of the countries in which the fund units were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of company shares sold to investors from the other countries in which company shares can be bought and sold, the company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the company) into the languages concerned as binding upon itself.

Note 16 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD)		
Barclays	-850.38 USD	0.00 USD
Citibank	-113 122.16 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-53 314.18 USD	0.00 USD
HSBC	60 365.08 USD	0.00 USD
JP Morgan	26 550.27 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-19 678.07 USD	0.00 USD
State Street	-9 733.05 USD	0.00 USD
UBS AG	9 577.91 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp.	210 849.63 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)		
State Street	-37 936.82 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp.	-134 243.47 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)		
Barclays	-124 420.35 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-24 581.41 USD	0.00 USD
Citibank	-75 288.29 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-38 982.50 USD	0.00 USD
JP Morgan	43.33 USD	0.00 USD
Merrill Lynch	1 955.60 USD	0.00 USD
UBS AG	128 788.52 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Emerging Markets Income (USD)		
Barclays	-41 661.63 USD	0.00 USD
HSBC	-154 144.81 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-1 568.22 USD	0.00 USD
State Street	-208 963.75 USD	0.00 USD
UBS AG	-9 588.76 USD	0.00 USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Growth and Income (EUR)		
HSBC	90 628.56 EUR	0.00 EUR
State Street	1 933 467.61 EUR	0.00 EUR
UBS AG	763 136.23 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)		
Bank of America	-196.16 CHF	0.00 CHF
Barclays	-212 557.87 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	-11 280.77 CHF	0.00 CHF
Citibank	-112 998.43 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	127 309.79 CHF	0.00 CHF
J.P. Morgan	-2 009 845.38 CHF	0.00 CHF
State Street	94 749.90 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-583 542.68 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)		
Bank of America	311 166.14 EUR	0.00 EUR
Barclays	-6 480 777.13 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	-29 505.03 EUR	0.00 EUR
Citibank	77 267.21 EUR	0.00 EUR
HSBC	-507.38 EUR	0.00 EUR
J.P. Morgan	162 112.11 EUR	0.00 EUR
State Street	-693 593.43 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-883 407.99 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)		
Bank of America	452 573.51 USD	0.00 USD
Barclays	245 175.59 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-37 790.36 USD	0.00 USD
Citibank	-304 396.93 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	7 132.85 USD	0.00 USD
HSBC	-215 087.67 USD	0.00 USD
J.P. Morgan	1 084 418.79 USD	0.00 USD
State Street	-687 166.57 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	432 860.17 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation Focus Europe (EUR)		
Barclays	-856 191.50 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	-3 880.84 EUR	0.00 EUR
Citibank	44 152.31 EUR	0.00 EUR
HSBC	202.81 EUR	0.00 EUR
J.P. Morgan	-50 157.64 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-8 997.46 EUR	0.00 EUR
State Street	-303 613.88 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Multi Income (USD)		
Barclays	12 131.83 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	149 815.50 USD	0.00 USD
HSBC	-653 036.37 USD	0.00 USD
State Street	-20 825.43 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-1 010.12 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Defensive Growth (EUR)		
Barclays	-405.54 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	-605.92 EUR	0.00 EUR
State Street	-23 017.20 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Asset Defensive Growth (USD)		
Bank of America	-5 039.96 USD	0.00 USD
Barclays	337.74 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-3 268.30 USD	0.00 USD
State Street	50 012.62 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)**		
UBS AG	177 176.62 EUR	0.00 EUR

** Formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Alpha Opportunities (EUR)

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)		
Bank of America	-199 337.77 USD	0.00 USD
Citibank	-165 879.00 USD	0.00 USD
HSBC	-437 166.30 USD	0.00 USD
J.P. Morgan	136 163.19 USD	0.00 USD
State Street	-677 934.41 USD	0.00 USD
UBS AG	45 466.87 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp.	210 221.98 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Securities Lending

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 30 September 2019		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 30 September 2019		
	Market value of Securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Asian Equities (USD)	6 367 426.73 USD	6 488 180.09 USD	31.31	68.69	0.00
– Asian Global Strategy Balanced (USD)	42 789 314.74 USD	43 600 781.28 USD	31.31	68.69	0.00
– Dynamic Alpha (USD)	14 269 632.53 USD	14 540 245.17 USD	31.31	68.69	0.00
– Emerging Markets Income (USD)	724 325.11 USD	738 061.38 USD	31.31	68.69	0.00
– European Equity Value Opportunity (EUR)*	8 773 642.67 EUR	8 940 028.08 EUR	31.31	68.69	0.00
– Global Allocation (CHF)	24 712 219.69 CHF	25 180 867.99 CHF	31.31	68.69	0.00
– Global Allocation (EUR)	85 496 387.73 EUR	87 117 761.16 EUR	31.31	68.69	0.00
– Global Allocation (USD)	72 872 262.40 USD	74 254 228.98 USD	31.31	68.69	0.00
– Global Allocation Focus Europe (EUR)	9 014 269.74 EUR	9 185 218.46 EUR	31.31	68.69	0.00
– Global Equities (USD)	9 750 719.77 USD	9 935 634.70 USD	31.31	68.69	0.00
– Multi Asset Defensive Growth (EUR)	2 302 656.41 EUR	2 346 324.52 EUR	31.31	68.69	0.00
– Multi Asset Defensive Growth (USD)	421 850.17 USD	429 850.23 USD	31.31	68.69	0.00
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	25 589 942.07 USD	26 075 235.70 USD	31.31	68.69	0.00

* Formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equities (EUR)

UBS (Lux) Key Selection SICAV
Annual Report as of 30 September 2019

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(グローバル・アロケーション(米ドル))

(2020年12月末日現在)

	米ドル	千円 (dおよびeを除く。)
a 資産総額	356,616,128.16	36,909,769
b 負債総額	5,274,616.61	545,923
c 純資産総額(a - b)	351,341,511.55	36,363,846
d 発行済株式総数 (クラスP - a c c 投資証券) (円建クラスP - a c c 投資証券)	16,552,084.258口 1,283.694口	
e 1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券) (円建クラスP - a c c 投資証券)	18.62 14,492円	1,927円 -

(グローバル・アロケーション(ユーロ))

(2020年12月末日現在)

	ユーロ	千円 (dおよびeを除く。)
a 資産総額	328,037,970.91	41,644,420
b 負債総額	4,904,859.59	622,672
c 純資産総額(a - b)	323,133,111.32	41,021,748
d 発行済株式総数 (クラスP - a c c 投資証券)	13,579,087.296口	
e 1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券)	16.30	2,069円

(ダイナミック・アルファ(米ドル))

(2020年12月末日現在)

	米ドル	千円 (dおよびeを除く。)
a 資産総額	47,417,147.86	4,907,675
b 負債総額	1,896,554.68	196,293
c 純資産総額(a - b)	45,520,593.18	4,711,381
d 発行済株式総数 (クラスP - a c c 投資証券) (ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券)	37,928.692口 6,932.912口	
e 1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券) (ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券)	126.68 98.81ユーロ	13,111円 12,544円

第6【販売及び買戻しの実績】

(グローバル・アロケーション(米ドル))

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2011年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	8,692,627.996 (112,900.000)	50,957,597.565 (668,662.000)	171,203,320.408 (4,795,405.000)
2012年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	2,332,658.483 (100,000.000)	37,351,133.728 (1,216,082.000)	136,184,845.163 (3,679,323.000)
2013年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	9,330,653.889 (181,285.000)	27,668,994.950 (606,490.000)	117,846,504.102 (3,254,118.000)
	円建クラス P - a c c 投資証券	57,040.000 (57,040.000)	0 (0)	57,040.000 (57,040.000)
2014年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	11,476,381.426 (420,634.000)	24,180,828.411 (528,360.000)	105,142,057.117 (3,146,392.000)
	円建クラス P - a c c 投資証券	0 (0)	25,088.000 (25,088.000)	31,952.000 (31,952.000)
2015年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	7,656,853.503 (64,000.000)	25,346,653.428 (981,292.000)	87,452,257.192 (2,247,533.121)
	円建クラス P - a c c 投資証券	3,550.000 (3,550.000)	3,550.000 (3,550.000)	31,952.000 (31,952.000)
2016年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	1,053,745.574 (15,000.000)	35,770,687.969 (880,573.121)	52,735,314.797 (1,381,960.000)
	円建クラス P - a c c 投資証券	2,314.531 (2,160.000)	28,000.000 (28,000.000)	6,266.531 (6,112.000)
2017年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	529,339.728 (0)	21,242,872.556 (429,005.000)	32,021,781.969 (952,955.000)
	円建クラス P - a c c 投資証券	8.822 (0)	4,159.106 (4,159.000)	2,116.247 (1,953.000)
2018年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	276,006.924 (0)	6,877,440.559 (108,290.000)	25,420,348.334 (844,665.000)
	円建クラス P - a c c 投資証券	0.511 (0)	13.064 (0)	2,103.694 (1,953.000)
2019年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	224,549.321 (0)	5,502,574.348 (49,040.000)	20,142,323.307 (795,625.000)
	円建クラス P - a c c 投資証券	4,317.447 (0)	0.091 (0)	6,421.050 (1,953.000)
2020年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	469,826.137 (0)	3,465,358.333 (75,000.000)	17,146,791.111 (720,625.000)
	円建クラス P - a c c 投資証券	0 (0)	5,137.356 (820.000)	1,283.694 (1,133.000)

(注1) ()内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数であり、受渡し日を基準として算出している。一方、()の上段の数字は約定日を基準として算出している。以下各サブ・ファンドについて同様とする。

(注2) 2011年9月末日に終了する会計年度中に、クラスP - a c c 投資証券の本邦内における発行済口数のうち1,400口が海外の口座に移管された。

(注3) 2015年9月末日に終了する会計年度中に、クラスP - a c c 投資証券の本邦内における発行済口数のうち18,433.121口が海外の口座から移管された。

(グローバル・アロケーション(ユーロ))

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2011年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	10,407,249.257 (24,300.000)	35,608,324.340 (299,040.000)	81,337,961.263 (671,663.000)
2012年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	13,253,592.405 (0)	28,050,033.113 (320,069.000)	66,541,520.555 (351,594.000)
2013年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	6,562,959.543 (0)	15,119,645.111 (44,100.000)	57,984,834.987 (307,494.000)
2014年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	9,793,468.512 (0)	14,838,715.009 (174,000.000)	52,939,588.490 (133,494.000)
2015年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	7,282,753.642 (0)	15,242,051.614 (10,000.000)	44,980,290.518 (123,494.000)
2016年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	3,161,280.287 (0)	14,600,236.002 (15,085.000)	33,541,334.803 (108,409.000)
2017年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	842,767.571 (41,998.551)	12,254,646.466 (73,400.000)	22,129,455.908 (77,007.551)
2018年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	545,456.877 (0)	3,532,817.191 (22,199.000)	19,142,095.594 (54,808.551)
2019年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	255,518.238 (0)	3,380,555.568 (8,000.000)	16,017,058.264 (46,808.551)
2020年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	504,592.700 (0)	2,474,757.578 (41,998.551)	14,046,893.386 (4,810.000)

(ダイナミック・アルファ(米ドル))

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2011年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	9,450.397 (4,700.000)	406,766.972 (10,126.8320)	623,493.965 (24,353.000)
2012年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	214,367.658 (0)	418,715.460 (0)	419,146.163 (24,353.000)
2013年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	173,263.450 (0)	153,277.057 (0)	439,132.556 (24,353.000)
	ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券	19,909.106 (10,000)	10,800.000 (10,000)	9,109.106 (0)
2014年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	97,098.521 (32,451.000)	154,653.709 (4,464.000)	381,577.368 (52,340.000)
	ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券	20,077.169 (0)	6,113.832 (0)	23,072.443 (0)
2015年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	428,142.196 (17,020.000)	188,637.301 (29,871.000)	621,082.263 (39,489.000)
	ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券	207,488.692 (0)	31,380.546 (0)	199,180.589 (0)
2016年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	17,656.671 (0)	297,117.933 (9,070.000)	341,621.001 (30,419.000)
	ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券	39,008.219 (0)	146,012.906 (0)	92,175.902 (0)
2017年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	21,872.047 (0)	178,538.088 (9,480.000)	184,954.960 (17,939.000)
	ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券	892.130 (0)	52,843.141 (0)	40,224.891 (0)
2018年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	2,457.205 (0)	96,099.291 (8,460.000)	91,312.874 (9,479.000)
	ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券	3,132.338 (0)	15,189.774 (0)	28,167.455 (0)
2019年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	296.169 (0)	39,182.638 (9,479.000)	52,426.405 (0)
	ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券	886.497 (0)	14,915.939 (0)	14,138.013 (0)
2020年9月末日に 終了する会計年度末	クラスP - a c c 投資証券	2,758.119 (0)	11,318.251 (0)	43,866.273 (0)
	ユーロ・ヘッジクラス P - a c c 投資証券	269.035 (0)	7,073.835 (0)	7,333.213 (0)

(注) 2017年9月末日に終了する会計年度中に本邦内における発行済口数のうち3,000口が海外の口座に移管された。

第四部【特別情報】

第1【投資法人制度の概要】

(2020年5月付)

定 義

1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(随時改正および補足済)
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法(随時改正および補足済)
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(随時改正および補足済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(随時改正および補足済)
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(随時改正および補足済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	通達2011/61/EU第4条第1項(a号)に記載される投資信託(その投資コンパートメントを含む。)であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 (a)多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 (b)通達2009/65/EC第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルグにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体(現在はE Cが継承)
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合(特に、E Cにより構成)
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルグの官報であるメモリアルA
パート ファンド	2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(通達2009/65/ECをルクセンブルグ法に導入)。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
R C S	ルクセンブルグ大公国の商業および法人登記所 (Registre de Commerce et des Sociétés)
R E S A	ルクセンブルグ大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 (Recueil Electronique des Sociétés et des Associations)
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

．ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要および統計

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。2020年3月31日現在、規制を受ける契約型UCIは1,334存在し¹、純資産総額は、7,696億5,700万ユーロ²である。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけて初めて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング(Pan-Holding)、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ(Selected Risks Investments)およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト(Commonwealth and European Investment Trust)があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド(United States Trust Investment Fund)である。2020年3月31日現在、規制を受けるSICAV型およびSICAR型のUCIは2,322存在し、純資産総額は、3兆3,485億8,500万ユーロ³である。

2020年3月31日現在、ルクセンブルグ籍のファンドが運用する純資産の総額は4兆6,687億1,300万ユーロ⁴に達している。

．ルクセンブルグの投資信託の監督

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によって行われている。これは、当初は、銀行および信用取引ならびに有価証券の発行を規制する1965年6月19日付の大公令、その後は、投資信託の監督に関する1972年12月22日付の大公令に基づく管轄権を有する銀行監督官であった。

監督機関の機能は、その後、1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁(以下「IML」という。)(同法第30条に基づき銀行監督官の継承者となり、1998年4月22日法に基づきルクセンブルグ中央銀行(以下「BCL」という。))になった。)に委譲された。

1999年1月1日以降、監督機能は、BCLとは分離されており、1998年12月23日法により新たに創設された公的機関である金融監督委員会(以下「CSSF」という。)によって行使されている。CSSFは、銀行、金融セクターで業務を行っているその他の機関および投資信託の監督に関し以前はBCLに委託されていたあらゆる規制に関する権限、ならびにルクセンブルグ証券取引所およびルクセンブルグ証券取引所での有価証券の公募および有価証券の上場に関し証券取引委員会に委託されていたあらゆる規制に関する権限を行使している。

．ルクセンブルグの投資信託の形態

1．前書き

1.1 一般⁵

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法(随時改正および補足済)(以下「1915年法」という。)ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

¹ この数値は、UCITS、パート ファンドであるUCI、SIFおよびSICARを含む。

² CSSFウェブサイト(<http://www.cssf.lu/en/supervision/ivm/ucits/statistics/>)上で入手可能な最新の統計を参照のこと。

³ Idem

⁴ ALFIウェブサイト(https://www.alfi.lu/Alfi/media/Statistics/Luxembourg/ouverture_section_statistique_chiffres_du_mois.pdf)上で入手可能な最新の統計を参照のこと。

⁵ ルクセンブルグの投資信託制度は、特に欧州連合の法律に基づいており、かかる法律は現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと(特にその射程が投資信託以外に及ぶ場合)に留意されたい。

1.2 UCITS / UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法(改正済)(以下「1988年3月30日法」という。)が制定された。1988年3月30日法は、通達85/611/EEC(以下「UCITS通達」という。)の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法(以下「2002年法」という。)により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、直ちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)により、ルクセンブルグは、2009年7月13日付通達2009/65/EC(以下「UCITS 通達」という。)を実施した。2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パートIに基づくUCIについては、2011年1月1日より2010年法が法律上適用された。

2010年法は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(以下「2013年法」という。)により改正された。2013年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行され、近時、預託業務、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014/91/EU(以下「UCITS V通達」という。)をルクセンブルグ法に適用する2016年5月10日法により改正された。2016年5月10日法は、2016年5月12日にメモリアルに公告され、2016年6月1日付で施行された。

2010年法の最後の改正は、2019年4月11日のメモリアル第238号において公告されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国が欧州連合から離脱する場合に金融セクターに関して講じられるべき措置に関する2019年4月8日法により行われた。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法(以下「1991年法」という。)は、ルクセンブルグの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法は、2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった(以下、併せて「2007年法」という。)。これによりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託(以下「SIF」という。)が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。2007年法の最後の改正は、2019年4月11日のメモリアル第238号において公告されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国が欧州連合から離脱する場合に金融セクターに関して講じられるべき措置に関する2019年4月8日法により行われた。

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、監督義務がより緩やかである。このことは、いかなるプロモーターもCSSFの承認を得る必要がないという事実からも明らかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(以下「RAIF法」という。)は、2013年法および2010年法を改正し、AIFの新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ

投資ファンド(以下「RAIF」という。)を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で、認可されたAIFMによって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。よって、RAIFは、CSSFの事前の許可を必要とせず、またCSSFによる継続的で(直接的で)慎重な監督に服するものでもない。RAIFは、CSSFの監督に服することなく、SIF制度およびSICAR制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

RAIF法の最後の改正は、2019年7月18日のメモリアル第514号において公告されたEUV ECA、EUSEF、MMF、ELTIFおよび証券化STSの規則の適切な適用に関する規則を制定する2019年7月16日法により行われた。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS(以下「パート 」という。)

パート その他のUCI(以下「パート 」という。)

パート 外国のUCI(以下「パート 」という。)

パート 管理会社(以下「パート 」という。)

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定(以下「パート 」という。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「UCITS」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「UCI」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくUCIは、2013年法に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

2.1.2. 欧州連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パート ファンド」という。)としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のよう

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資すること、および/またはリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCITSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

a) クローズド・エンド型のUCITS

b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS

c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS

d) 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d) の分類は、2003年1月22日付CSSF 通達03/88(2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。)によって以下のとおり定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項(現2010年法第41条第1項)に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および/またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託(以下「レバレッジ・ファンド」という。)
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパート(現在は2010年法のパート)の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), common fund)

2) 投資法人(investment companies)、これは

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)である場合と、
- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に記載される特徴に加え、2010年法第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第66条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125 - 1条は、特定の特性を規定しており、または、CSSF規則によって特定の追加要件が定められる可能性を規定している。

(注)本書の日付において、この点に関して、CSSF規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条、ただし、これらに限られない。)および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定される。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- F C P の純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F 規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
 - 管理会社は、F C P の運用管理業務を約款に定められている範囲内で執行すること。
 - 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。また、パート が適用されるその他のすべての投資信託の場合は、少なくとも1か月に1度は計算されること。しかしながら、C S S F は、頻度の減少が受益者の利益を毀損しないことを条件として、U C I T S がこの頻度を1か月に1度に減らすことを許可することができ、また、適式かつ適正な請求により、パート が適用されるその他の投資信託に対してもかかる減少を許可することができる。
 - 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C P の名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C P から受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C P の会計期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C P の解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- (注) 2010年法パートIに基づくFCPに関し、管理会社は、状況により必要とされる例外的な場合、および受益者の利益を考慮した上で停止することが妥当であると認められる場合、受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。いかなる場合も、純資産価額の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、(特に、FCPの業務および運営に関する法律、規則または契約の規定が遵守されていない場合)、C S S F はこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C P に適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I に適用される制限とを明確に区別している。

A) パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T S は、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制ある市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T S の設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T S は、U C I T S 通達に従い認可されたU C I T S または同通達第1条第2項第1号および/または第2号に規定する範囲のその他のU C I の受益証券に(設立国がE U

加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度であると判断する監督に服すること、および監督機関間の協力が十分に確保されることが定められている法律に基づき認可されたものであること。
- かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS 通達の要件と同等であること。
- かかるUCIの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のUCIに関して、CSSFは、2018年1月5日付CSSFプレスリリース18/02で公表されるとおり、UCITSの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のUCIは、以下の基準を遵守しなければならない。

- (i) その他のUCIは、UCITS通達第1条第2項(a)に従い、非流動資産(商品および不動産など)に投資することを禁止される。
 - () その他のUCIは、UCITS通達第50条第1項(e)()に従い、UCITS通達の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。
 - () ファンドの規則または設立文書において、UCITS通達第50条第1項(e)()に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達

11 / 512 (改正済) を発布した。通達11 / 512は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR / ESMAガイドラインならびに2010年12月22日付CS SF規則10 - 4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。CS SF通達11 / 512は、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSの従前の区別および関連するデリバティブ商品の利用の違いを克服するものである。全体的エクスポージャーの適切な計算方法を選択する目的において、管理会社は、金融デリバティブ商品の利用を含め、投資方針および投資戦略を基準として各UCITSのリスク特性を評価するものとする。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3) EC法が規定する基準に従った慎重な監督に服している発行体またはEC法が規定する基準と少なくとも同程度の厳格さを有しているとCS SFが判断する慎重なルールに服しかつこれを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- 4) CS SFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、その発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロあり、通達2013 / 34 / EUに従い年次財務書類を公表する会社であるか、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従するもしくは銀行の与信ラインを享受する証券化目的のビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9) (a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CS SFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的风险、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CS SFに定期的に報告しなければならない。かかる運用においてデリバティブ商品が使用される場合、かかる条件および制限は、2010年法に定められている規定に従うものとする。いかなる状況においても、かかる運用により、UCITSが、UCITSの約款または目論見書に定められている投資目的から逸脱することになってはならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCS SFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

(10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、かかる機関が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品、かかる機関への預金および/またはかかる機関と行ったOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャーの総額が、その純資産の20%を超える投資を行ってはならない。

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSFは、本(10)に定める基準に適合した債券の発行に関する本(10)(d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10)(d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)に送付するものとする。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金ま

たはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社

により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび/またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 2010年法第2条第2項の趣旨内の同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

- 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16)(a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17)(a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b)(a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18)(a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b)(a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド(以下「フィーダー」という。)またはかかるUCITS(以下「マスター」という。)のコンパートメン

トのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
 - 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品(ヘッジ目的のためにのみ利用可能)
 - フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産
- フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還(ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計)の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

(21) UC Iのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUC I(以下「対象ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および/または保有する場合がある。

- 対象ファンドが、反対に、対象ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計で対象ファンドの10%を超える資産を、その他の対象ファンドの受益証券に投資することはできない。
- 対象ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUC Iに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUC Iの純資産の計算について考慮されない。
- 対象ファンドに投資しているUC Iのコンパートメントの段階と対象ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および/または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、以下の法的文書が特に考慮されなければならない。

- 純資産価格の計算の誤りの場合における投資家の保護および投資信託に適用される投資規則の不遵守により生じる影響の是正に関する1997年1月21日付CSSF通達02/77
- 一定の定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/CE(以下「2007/16通達」という。)を、ルクセンブルグにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則(以下「大公規則」という。)
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339。

C S S F 通達08 / 339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、U C I T S がこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸付取引においてU C I T S (および原則としてU C I も) が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されたC S S F 通達08 / 356 (C S S F 通達11 / 512 (改正済) により改正済である。)

C S S F 通達08 / 356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、U C I T S (U C I) のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってU C I T S (U C I) のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- 2008年11月26日にC S S F は、U C I T S による投資の対象となる適格資産に関するC E S R のガイドラインを規定するC S S F 通達08/380を示達した。同通達は、U C I T S による投資の対象となる適格資産に関するC E S R のガイドラインであり、委員会によってC S S F 通達08/339により公布された2007年3月付のC E S R /07-044を取消し、これに取って代わった。

このC S S F 通達08/380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とする技法および商品に関する、U C I T S による投資の対象となる適格資産に関するC E S R のガイドラインの変更のみに焦点を当てたものである。この通達には、U C I T S 通達第21条の規定に従わなくてはならないという要件は、特に、U C I T S が買戻条件付き売買契約または証券貸付を使用することを許可された場合、かかる取引は、U C I T S のグローバル・エクスポージャーを算定するために配慮されなければならないことを含意していることが記載されている。

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S R ガイドライン10 - 049 (改定済)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関する通達2009 / 65 / E C を実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010 / 43 / E U を置換する2010年12月22日付C S S F 規則10 - 4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定に関する通達2009 / 65 / E C を実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010 / 44 / E U を置換する2010年12月22日付C S S F 規則10 - 5 (改正済)
- 他の欧州連合加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T S およびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他の欧州連合加盟国のU C I T S が踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F 通達11 / 509
- C S S F 規則10 - 4およびE S M A による明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するC S S F によるさらなる明確化ならびにC S S F に対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットの定義に関する2011年5月30日C S S F 通達11 / 512。C S S F 通達11/512は、C S S F 通達18/698によって改正された。
- 運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関する2012年7月9日付C S S F 通達12 / 540

- オープン・エンド型投資信託に重大な変更が生じた場合における投資家保護に関する2014年7月22日付C S S F 通達14 / 591
- E T F およびその他のU C I T S に関するE S M A ガイドライン2014 / 937 (改定済) に言及する2014年9月30日付C S S F 通達14 / 592 (同通達は、C S S F 通達13 / 559により実施された、2012年公告の関連するE S M A ガイドライン (E S M A / 2012 / 832) に取って代わった。)

このC S S F 通達14 / 592は、主に、U C I T S、インデックス - トラッキングU C I T S、レバレッジU C I T S および逆レバレッジU C I T S、証券貸付などの担保を利用するU C I T S、レボおよび逆レボ契約を扱う。この点に関して、E U 規則2015 / 2365も考慮しなければならない。

- ヨーロッパのマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するC E S R のガイドライン (C E S R / 10-049) のレビューに関するESMAの意見に関する2014年12月2日付のC S S F 通達14 / 598
- 税務情報の自動的交換および税務事項におけるマネー・ロンダリング防止の動向に関する2015年3月27日付C S S F 通達15 / 609
- 管理委員会/戦略に関する文書の調製、交付および協議の外部委託システムに関するリスク管理に関する2015年4月16日付のC S S F 通達15 / 611
- C S S F に対する新たな月次報告に関する2015年12月3日付C S S F 通達15 / 627
- 休眠または不活動口座に関する2015年12月28日付C S S F 通達15 / 631 - 投資信託に関する2010年法パート に服するU C I T S の預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S (該当する場合) に適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F 通達16 / 644。C S S F 通達16 / 644は、2018年8月23日付C S S F 通達18 / 697により改正済である。
- ルクセンブルグ法により規制される投資ファンド運用者の認可および規制に関する2018年8月23日付C S S F 通達18 / 698
- 証券 (E S M A) および銀行 (E B A) セクターの苦情処理に関する2018年10月4日付ガイドラインの採択に関する2019年4月30日付C S S F 通達19 / 718
- 非A B C P 証券化のS T S 基準およびA B C P 証券化のS T S 基準に関するE B A ガイドラインの実施に関する2019年5月15日付C S S F 通達19 / 719
- オープン・エンド型の投資信託の流動性リスク管理に関するI O S C O の勧告に関する2019年12月20日付通達19 / 733
- 新型コロナウイルスの世界的流行下における金融犯罪およびA M L / C F T への影響に関する2020年4月10日付C S S F 通達20 / 740

(注) 2002年法に関連して示達された上記のC S S F 通達および大公規則は、2010年法上でも引き続き適用される。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施という文脈において、ルクセンブルグの管理会社およびS I C A V は、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度を監視・測定することを可能とし、かつO T C デリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に出されたC S S F 通達11 / 512 (C S S F 通達18 / 698により改正済みである。) 、に基づき定められた要件を遵守するものとし、当該通達は、リスク管理における主要な規制変更を示し、リスク管理ルールに関してC S S F よりさらに明確化しており、かつC S S F に対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、U C I T S の目論見書は、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブVaRまたは絶対的VaRアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジ・レベル、ならびにそれより高いレバレッジ・レベルの可能性(VaRアプローチを用いるUCITSについて)
- レラティブVaRアプローチを用いるUCITSについての参照ポートフォリオに関する情報

また、CSSF通達14/592により実施された、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937(改定済)も、同文脈の中で考慮されるべきである。

当該ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングUCITSおよびUCITS ETFに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UCITSが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う時および効率的なポートフォリオ管理を行う時に利用する一定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パート ファンドに該当するFCPに適用される投資制限に関して、2010年法パート には、UCIの投資規則または借入規則についての規定はない。パート ファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。

(注) かかるCSSF規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パート に準拠するUCIに適用される投資制限は、1991年1月21日付IML通達91/75およびオルタナティブ投資戦略を実行するUCIに関するCSSF通達02/80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定められる要件を遵守しなければならない(以下を参照のこと。)。

パート ファンドのみを管理する管理会社は、2010年法第16章によって規制される。

パート ファンドの資格を有するFCPの管理は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125 - 1条に服する管理会社と同法第125 - 2条に従う管理会社とを区別している。

(1) 2010年法第125 - 1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってそのウェブサイト上で入手可能なオフィシャル・リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。

2010年法第125 - 2条の適用を損なうことなく、本(1)に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

(a) 通達2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルの管理を確保すること

(b) 通達2011/61/EUに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人

もしくは固定資本を有する投資法人(いずれも、単数が複数かを問わない。)のために、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部AIFMを任命しなければならない。

(c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数のAIFの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

- 自らが管理するAIFについてCSSFに確認すること
- 自らが管理するAIFの投資戦略に関する情報を、CSSFに提供すること
- CSSFが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するAIFの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、CSSFに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、CSSFに認可を申請しなければならない。通達2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記(b)または(c)に記載される業務を遂行することなく、上記(a)に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、UCIの管理以外の活動に従事してはならない(ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠するUCIでなければならない。

当該管理会社の本店(中央管理機構)および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) (c) または(d)の条件が充足されない場合、当該委託は、CSSFによる事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部AIFM自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能にかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注)：現在はかかる規則は存在しない。

b) a) に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

d) 管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がC S S F に提供されなければならない。C S S F は、管理会社が適用法(特に、自己資金に関する要件に関する法)により課された健全性要件を遵守することを約束する受益者に関連するスポンサーシップ・レターを要求することができる。

e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

C S S F は、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。

e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(2) 2010年法第125 - 2条に服する管理会社

2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、通達2011/61/EUに規定する一または複数のAIFを管理し、2010年法第125 - 2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、C S S F による事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙に記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有する、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される(下記2.2.1.2.2.の(17)および(18)を参照のこと。)。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

(1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってそのウェブサイト上で入手可能なオフィシャル・リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。

(2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていないその他のUCIの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの管理のための活動は、2010年法別表に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの管理(年金基金が保有するものも含む)で、かかるポートフォリオが、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)の付属書類 セクションBに記載されている一または複数の金融商品を含む場合

(b) 付随的業務としての、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)の付属書類 セクションBに記載されている一または複数の金融商品に関する投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

(4) 上記(2)からの一部修正として、通達2011/61/EUに規定するAIFのAIFMとして任命され、ルクセンブルグに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがCSSFに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条

件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙 に記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するUCITSの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するAIFの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本(4)に規定するAIFのAIFMとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- (5) 金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

上記(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および金融機関の資本の十分性に関するEU規則575/2013の規定および金融機関の業務および金融機関および投資会社の慎重な監督へのアクセスに関する2006年6月26日付欧州議会および理事会通達2013/36/EUを施行するルクセンブルグの規則を遵守しなければならない。

- (6) 管理会社が支払不能となった場合、上記(2)(3)の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (7) CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

- (a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、EU規則575/2013第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- (e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

- (f) 管理会社の業務を遂行する者は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。
- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2013/36/EUの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に適合しない場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、(2010年法第116条に従い)集合的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格参加権を有する株主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報またはかかる参加の金額が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への参加資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条の規定と同様の規定に服する。
- CSSFは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- 以下に該当する管理会社の認可については、事前に、関係する他の加盟国の管轄官庁と協議しなければならない。
- (a) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
 - (b) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社、または

(c) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を管理している自然人または法人と同一の自然人または法人によって管理されている管理会社

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

(15) 承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

(16) 1915年法および同法第900条の3により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。

(17) CSSFは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

(18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはUCIに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、CSSFに対し速やかに報告しなければならない。

- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
- 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
- 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をCSSFに対し速やかに報告する義務を有する。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはCSSFに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がCSSFに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

CSSFは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。

管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社に関する慎重な監督は、管理会社が2010年法第1条において定義されている支店を設立しているか、または他の加盟国において業務を提供しているかにかかわらず、投資先の加盟国の機関に責任を課すUCITS通達の規定を毀損することなく、CSSFの責任である。

管理会社の適格ポジションは、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条において投資会社に関し定められている規則と同一の規則に服する。

2010年法の趣旨上、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条に記載されている「会社/投資会社」という用語は、「管理会社」と解釈されるものとする。

- (2) 管理会社が管理するUCITSの性質に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき健全性規制の強化にあたり、管理会社は、UCITS 通達に従い、以下を義務づけられる。

(a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- (3) 2.2.1.2.2.のA.(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、

(i) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。

() (3) の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。

(a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

(b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。

(c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。

(d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

(e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

(f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。

(g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

(h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。

(i) UCITS の目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。

(5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。

(a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理する UCITS の最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。

(b) 管理会社が管理する UCITS の最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。

(c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。

(d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理する UCITS が公正に取り扱われるよう確保しなければならない。

(e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。2010年法は、管理会社が以下のすべてを満たす報酬に関する方針および実務を策定しなければならない旨を定めている。

- UCITS の健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであること。
- 該当する UCITS のリスク特性または該当する UCITS について規定するファンド・ルールと矛盾するリスク・テakingを奨励しないものであること。
- UCITS の最善の利益に適うよう行為する UCITS 運用者の義務の遵守を阻害しないものであること。

報酬に関する方針および実務は、給与および裁量的年金給付の固定および変動の構成要素を含むものとする。

報酬に関する方針および実務は、経営幹部、リスク・テカー、コントロール・ファンクションおよび経営幹部の報酬区分に該当する報酬総額を受け取る従業員およびその専門的業務が管理会社またはかかる者が管理する UCITS のリスク特性に重大な影響を及ぼすリスク・テカーを含むスタッフに適用される。

(6) 上記 (5) において言及される報酬に関する方針を策定および適用する際、管理会社は、その規模、内部組織ならびにその活動の性質、範囲および複雑性に照らして適切である方法で、かつ、適切である限りにおいて、以下の原則を遵守するものとする。

(a) 報酬に関する方針は、健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進し、管理会社が管理する UCITS のリスク特性、規則または設立文書と矛盾するリスク・テakingを奨励しない。

(b) 報酬に関する方針は、管理会社およびこれが管理する UCITS ならびに当該 UCITS の投資家の事業戦略、目的、価値および利益に沿ったものであり、利益相反を回避するための措置を含んでいる。

(c) 報酬に関する方針は、管理会社の経営体によりその監督職務において採択され、当該経営体は、報酬に関する方針の一般原則を採択し、少なくとも年に一度再検討し、その実施について責任を負い、これを監督する。本 (c) において言及される職務は、当該管理会社において業務執行職務を遂行せず、かつ、リスク管理および報酬について専門知識を有する経営体のメンバーによってのみ行われるものとする。

(d) 報酬に関する方針の実施は、少なくとも年に一度、経営体によりその監督職務において採択された報酬に関する方針および手続の遵守について中心的かつ独立した内部調査に服する。

- (e) コントロール・ファンクションに従事するスタッフは、これがコントロールする事業分野の業績に関係なく、その職務に関連する目的の達成に応じて報酬を受領する。
- (f) リスク管理および遵守職務に従事する上級役員の報酬は、報酬委員会(かかる委員会が存在する場合)によって直接監督される。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬の総額は、財務基準および財務以外の基準を考慮した上で、個人の業績および事業部門または該当するUCITSの業績に関する評価ならびにこれらのリスクに関する評価と、個人の業績を評価する際の管理会社の全体的な業績の組み合わせに基づく。
- (h) 評価プロセスがより長期にわたるUCITSの業績およびその投資リスクに基づき、かつ、業績に連動する報酬の構成要素の実際の支払が同期間にわたって分散されることを確保するために、業績の評価は、管理会社が管理するUCITSの投資家に推奨される保有期間に照らして適切な複数年の枠組みにおいて設定される。
- () 保証される変動報酬は、例外的であり、新たなスタッフを雇用するという状況下においてのみ発生し、かつ、雇用の最初の年に限定される。
- (j) 報酬総額の固定および変動の構成要素は、適切にバランスを保ち、また、報酬の固定の構成要素は、報酬の変動の構成要素を一切支払わない可能性を含め、変動の構成要素に関する十分に柔軟な方針の運用を可能にするために、報酬総額の十分に高い割合を占める。
- (k) 契約の早期終了に関連する支払は、時を経て達成された業績を反映し、不履行に報酬を与えないように意図される。
- (l) 報酬の変動の構成要素または報酬の変動の構成要素のプールを計算するために用いられる業績の測定方法は、すべての関連する種類の現在および将来のリスクを統合するための包括的な調整メカニズムを含む。
- (m) UCITSの法的構造およびそのファンド規則またはその設立文書に従い、報酬の変動の構成要素の大部分(いかなる場合も50%以上)は、当該UCITSの受益証券、同等の所有持分または株式関連商品もしくは本(m)において言及されるあらゆる商品と同等に有効なインセンティブを有する同等の非現金商品により構成される。ただし、UCITSの経営幹部が占める割合が、管理会社が管理するポートフォリオ全体の50%未満である場合は、50%の最低基準は適用されない。本(m)において言及される商品は、インセンティブを管理会社およびこれが管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の利益と調整することを目的とする適切な保有方針に従うものとする。本(m)は、報酬の変動の構成要素のうち(n)に従って繰り延べられる部分および報酬の変動の構成要素のうち繰り延べられない部分の両方に適用されるものとする。
- (n) 報酬の変動の構成要素の大部分(いかなる場合も40%以上)は、関連するUCITSの投資家に対して推奨される保有期間の点において適切な期間にわたって繰り延べられ、当該UCITSのリスクの性質と正しく調整される。本(n)において言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づき支払うべき報酬は、比例按分ベースより早く付与されない。報酬の変動の構成要素が特に高額である場合、当該金額の60%以上が繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分を含め、管理会社全体の財政状態に照らして持続可能であり、かつ、事業部門、UCITSおよび該当する個人の業績に応じて正当化される場合にのみ支払われまたは付与される。変動報酬の総額は、管理会社または該当するUCITSの財務業績が低迷しまたはマイナスとなった場合、マルスまたはクローバックの取決めに含め、現行の報酬および以前に獲得した金額の支払金の削減の両方を考慮した上で、通常、かなり縮小されるものとする。

(p) 年金に関する方針は、管理会社およびこれが管理するUCITSの事業戦略、目的、価値および長期的な利益に合致する。従業員が定年の前に管理会社を退職する場合、裁量的年金給付は、(m)において定義される商品の形式で、管理会社により5年間保有されるものとする。定年に達する従業員の場合、裁量的年金給付は、5年間の保有期間を条件として、(m)において定義される商品の形式で従業員に支払われるものとする。

(q) スタッフは、その報酬の取決めに内包されるリスク調整効果を弱めるために、報酬および責任に関連する保険の個人的なヘッジ戦略を用いないことを約束することを要求される。

(r) 変動報酬は、2010年法の要件の回避を助長する手段または方法によって支払われない。

第1項に定める原則は、管理会社により支払われるあらゆる種類の給付、UCITS自体により直接支払われる業績報酬を含む金額、ならびに、経営幹部、リスク・テカー、コントロール・ファンクションおよび経営幹部およびリスク・テカーの報酬区分に該当する報酬総額を受け取る従業員を含め、その専門的業務がこれらのリスク特性またはこれらが管理するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼすスタッフのために行われるUCITSの受益証券または投資証券の譲渡に適用されるものとする。

その規模、これが管理するUCITSの規模、その内部組織ならびにその活動の性質、範囲および複雑性の点において重要である管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務ならびにリスクを管理するために創出されるインセンティブに関して適当かつ独立した判断を行うことが可能になる形で構成されるものとする。適切な場合には、通達2009/65/EC第14a条(4)において言及される欧州証券市場監督局のガイドラインに従って設置される報酬委員会は、管理会社または該当するUCITSのリスクおよびリスク管理に関係する決定ならびに経営体によりその監督職務において行われるべき決定を含め、報酬に関する決定の準備について責任を負うものとする。該当する管理会社において業務執行職務を遂行しない経営体のメンバーが報酬委員会の議長を務めるものとする。該当する管理会社において業務執行職務を遂行しない経営体のメンバーが報酬委員会のメンバーとなるものとする。経営体に従業員代表を入れることが労働法典により規定されている管理会社において、報酬委員会は、一または複数の従業員代表を含むものとする。その決定を準備する際、報酬委員会は、投資家およびその他の利害関係者の長期的な利益ならびに公益を考慮するものとする。

(7) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

(8) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命する場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第37-8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37-8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

(1) UCITS 通達に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置または業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルグにおいて設定されたUCITSは、UCITS 通達第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、またはUCITS 通達に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

(2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置または業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルグ法に基づき設立された投資ファンド運用者の認可および組織に関する2018年8月23日付CSSF通達18/698によりさらに処理される。CSSF通達18/698の目的は、オルタナティブ投資ファンドに関する法律情勢を考慮するために、また、CSSF通達18/698が適用されるルクセンブルグ法に基づき設立されたすべての投資ファンド運用者(以下「IFM」という。)、すなわち、2010年法第15章に服するルクセンブルグ法に基づくすべての管理会社、2010年法第16章第125 - 1条または第125 - 2条に服するルクセンブルグ法に基づく管理会社、2010年法第17条に服するIFMのルクセンブルグ支店、2010年法第27条の意味における自己管理投資法人(SIAG)、2013年法第2章に基づき認可されるオルタナティブ投資ファンド運用者、2013年法第4条(1)(b)の意味における内部管理オルタナティブ投資ファンド(FIAG)の認可の取得および維持に係る条件を単一の通達に明記するために、2012年10月24日付CSSF通達12/546(改正済)に取って代わることである。CSSF通達18/698はまた、IFMがルクセンブルグおよび/または国外において設立した支店および代表事務所にも適用される。CSSF通達18/698は、特に、株式保有構造、資本要件、経営体、中央管理事務および内部統治の取決めならびに委任の管理に関する規則を含む一定の認可条件に関してさらなる説明を提示することを目的としている。さらに、同通達は、登録事務代行会社の活動を行う投資ファンド運用者に適用されるマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に対抗するための特定の規定を含んでいる。

2.2.1.3. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款およびFCPのために行為する管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法の規定により、契約上の規定は保管受託契約に盛り込まれなければならない。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること(UCITSに関してのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に送金されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って充当されるようにすること。

UCITS 通達(以下に定義される。)により、保管受託銀行は、保管受託銀行または保管される金融商品の保管を委託した第三者による紛失について、ファンドおよび受益者に対し責任を負

うものとする。保管された金融商品を紛失した場合、保管受託銀行は、不当に遅延することなく、ファンドまたはファンドに代わって行為する管理会社に対し同一タイプの金融商品または同等の金額を返還するものとする。保管受託銀行は、紛失が、保管受託銀行が合理的にコントロールすることのできない外部の事象により生じたものであること、保管受託銀行が紛失しないためのあらゆる合理的努力を尽くしたにもかかわらず、かかる結果を回避することができなかったことを証明することができる場合は、責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、また、適用規制に対する自身の義務を適正に履行することを自身の過失により、もしくは故意に怠った場合、ファンドおよびファンドの受益者に対し、かかる者が被ったその他のすべての損失について責任を負うものとする。

受益者に対する保管受託銀行の債務は、直接的に、または受益者に対する補償の重複もしくは受益者に対する不平等な措置にならないことを条件に間接的に管理会社を介して履行されることができる。

保管受託銀行の債務は、保管受託銀行が保管している資産のすべてもしくは一部を副保管受託銀行に委託したという事実により影響を受けることはない。

保管受託銀行は、その登記上の事務所をルクセンブルグに置くか、または外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。後者の場合において、保管受託銀行がUCITSである場合、その登記上の事務所は、他の加盟国に所在していなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および十分な経験ならびに該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびそのすべての後任の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

保管受託銀行は、要請があった場合、保管受託銀行がその債務の履行において得たもので、コモン・ファンドが2010年12月17日法を遵守しているかをCSSFが監視するために必要であるすべての情報を、CSSFに対し提供するように求められる。

保管受託銀行の機能に関して、UCITSに関する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/ECを改正する欧州議会および理事会通達⁶が示達されることを予想し、CSSFは、2014年7月11日に、UCITSの保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関に適用される規定を明確にすることを目的とするCSSF通達14/587(以下「通達14/587」という。)を公表した⁶。原則に基づくアプローチを変更し、CSSFは、UCITSの保管受託銀行の機能について定める、より詳細な規則を制定した。通達14/587により、IML通達91/75のE章は、UCITSには適用されなくなるが、AIFMDの範囲に該当しないすべてのファンドに引き続き適用される。現在、UCITSの保管受託銀行として行為しているルクセンブルグの金融機関は、その業務の仕組みをCSSFの新たな要件に適合しなくてはならなかった。

2014年7月23日に、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国によって施行されなければならないことになっていたUCITS 通達の最終版を正式に採択した。UCITS 通達は、UCITSの預託機関の機能および義務を明確にしており、過度なリスク・テイクを制限するための管理会社の報酬に関する方針のパラメーターを定めており、また、国の規定の違反に関する行政上の制裁の最低基準の調整について定めている。

UCITS レベル2 措置が2015年12月17日に公表された(効力発生日は、2016年10月13日)。

⁶ CSSF 通達14/587は、以下において詳細に説明されるとおり、CSSF 通達16/644により廃止された。

2016年5月10日に、ルクセンブルグの立法機関は、2010年12月17日法およびAIFM法を改正することによりUCITS通達をルクセンブルグ法に置き換える法律を採択した。

2016年10月11日に、CSSFは、UCITSのために保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関およびルクセンブルグのすべてのUCITSならびにUCITSのために行為する管理会社に対するCSSF通達16/644を公表した。このCSSF通達16/644は、UCITSレベル2措置と矛盾していた通達14/587の規定を廃止し、2010年12月17日法およびUCITSレベル2措置に定められていた保管受託銀行に関する規則を明確にした。特に、同通達は、チェーン・オブ・カस्टディ(証拠保全)および特定の状況(UCITSがデリバティブ(金融派生商品)に投資する、担保を受け取るなどの場合)に関する組織としての要件を明確にするものであった。

2018年8月23日、CSSFは、投資信託に関する2010年12月17日法パートIに服しないファンドの保管受託銀行および適切な場合はその支店に適用される組織上の取決めに係るCSSF通達18/697を公表した。CSSF通達18/697は、適切な場合には管理会社により代表される2010年法パートIに服するUCITSの保管受託銀行として行為する金融機関に適用される規定に係るCSSF通達16/644ならびに投資信託に関する1998年3月30日法に準拠するルクセンブルグの事業体が服する規則の改正および再編成に関するIML通達91/75(CSSF通達05/177により改正済)を変更するものである。

A) 保管受託銀行は、パートIファンドの資格を有するFCPについて以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に送金されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って充当されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、FCPの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに保管受託銀行に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または2010年法第18条第4項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、FCPのために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

上記の責任を排除または制限するあらゆる契約は無効となるものとする。

保管受託銀行のFCPの受益者に対する責任は、直接的にまたは管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これが受益者に対する補償の重複または受益者に対する不平等な措置にならないことを条件とする。

UCITS V通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上

の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デューディリジェンス、() 支払不能保障および(v) 独立性に関係するものである。SICAVはまた、客観性のある所定の基準に基づき、SICAVおよびSICAVの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。保管受託銀行がパート ファンドの保管受託銀行である場合は、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)に定める信用機関でなければならない。

保管受託銀行の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後継者の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

保管受託銀行は、要請があった場合、保管受託銀行がその義務の履行にあたり得たもので、FCPが2010年法を遵守しているかをCSSFが監視するために必要であるすべての情報を、CSSFに対し提供するよう求められる。

CSSFは、2016年10月11日に、UCITSの保管受託銀行を務めるルクセンブルグの信用機関に適用される規定を明確化することを目的としたCSSF通達16/644を出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、CSSFは、UCITSの保管受託銀行の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を発布した。

CSSF通達16/644は、上により詳細に記載されるとおり、CSSF通達18/697により改正済である。

B) パート ファンドの資格を有するFCPについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するFCPと、2013年法第3条に規定される一部修正により利益を受けかつかかる修正を利用するAIFMが管理するFCPとを区別している。

FCP(パート ファンド)に関しては、UCIの資産は、2010年法第88-3条の規定に従い、一つの保管受託銀行にその保管を委託されなければならない。

UCITSの保管受託体制は、2010年法パート ファンドの預託機関に適用される。2018年2月27日法(2018年3月1日にメモリアルに公告され、2018年3月5日に施行された。)が採択されたことにより、UCITSの保管受託体制の適用は、ルクセンブルグの小口投資家に対しても販売される2010年法パート ファンドの保管受託銀行にのみ限定される一方で、その他すべての2010年法パート ファンドの預託機関にはAIFMの保管受託体制が適用される(2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。)。

2.2.1.4. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB.(4)に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)。

現行のFCPの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額を有し、株主は、一定の株主カテゴリーまたは1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合について記載される定款に記載される議決権の制限に服し、1株につき株主総会における1議決権を付与される。1915年8月10日法は、また、公開有限責任会社が議決権のない株式を発行する可能性、または複数の議決権を有する株式を発行する可能性について定めている。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主が承認し、定款に記載された金額まで引き上げられることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金(プレミアム)を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることはいできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

2010年法に従い変動資本を有する投資法人(société d'investissement à capital variable。以下「SICAV」という。)の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特別な形態であるため、1915年8月10日法の規定は、2010年12月17日法が委任を受けていない範囲でのみ適用される。

SICAVの定款およびその変更は、出席当事者の決定により、フランス語、ドイツ語または英語で記載される特別な公正証書で記録される。フランス革命歴11年プレーリアル24の法令(Decree of 24 Prairial, year XI)の規定を一部修正し、かかる証書が英語で記載された場合は、かかる証書が登録機関に提出される際、かかる証書の公用語の訳文が添付されなければならないという義務は、適用されない。かかる義務は、SICAVの株主総会の議事録またはSICAVの合併案に関する集会の議事録を記録した公正証書を含む公正証書の形式で記録されなければならないその他の証書にも適用されない。

1915年8月10日を一部修正し、SICAVは、年次総会の招集通知と同時に年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会による登録株主に対するコメント(該当する場合)を送付することを義務付けられていない。招集通知には、株主に対してかかる文書が提供される場所

およびその実務的手配に関する記載がなされており、また、各株主が、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会によるコメント(該当する場合)が送付されるよう要求することができる旨が記載されている。

株主総会の招集通知には、総会の定足数および過半数は、総会の5日前(以下「基準日」という。)の24時(ルクセンブルグ時間)に発行済みの株式に従って決定される旨が記載される。総会に出席し、自身の株式に付されている議決権を行使する株主の権利は、基準日において当該株主によって保有されている株式に従って決定される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され、また買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株の発行の場合、新株引受権は、定款にかかる権利が明示的に定められていない限り、既存の株主によって請求されることはできない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる(注:本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。)
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる(このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。)
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。)
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。
- S I C A Vの株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき(買戻手数料を課され、または課されずに)販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にRCSに公告するため地方裁判所の公記録保管庁に届出られなければならない。

(注) SICAVは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- SICAVの株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの定款に従って執行されるようにすること。
- SICAVの株式の価額が法律およびSICAVの定款に従って計算されるようにすること。
- SICAVまたはSICAVのために行為する管理会社の指示を実行すること(ただし、かかる指示が法律またはSICAVの定款と相反するはこの限りではない。)。
- SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAVの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

SICAVが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、SICAVの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、保管受託銀行が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに保管受託銀行に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行のSICAVの株主に対する責任は、直接的にまたは管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これが受益者に対する補償の重複または受益者に対する不平等な措置にならないことを条件とする。

保管受託銀行は、SICAVおよびSICAVの株主に対し、保管受託銀行または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、SICAVのために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、SICAVおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりSICAVおよび株主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を排除しまたは制限するあらゆる契約は無効となるものとする。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

UCITS V通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まれなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i)一般的な保管受託義務、()保管、()デューデリジエンス、()支払不能保障および(v)独立性に関係するものである。SICAVはまた、客観性のある所定の基準に基づき、SICAVおよびSICAVの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章に基づき認可されるAIFMにより管理されるSICAVの場合には、特別規定が適用される(2010年法第95条を参照のこと。)。

保管受託銀行としての任務を履行する際、保管受託銀行は、受益者の利益のためのみに行為しなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、U C I T S 通達に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」をS I C A Vと読み替える。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009 / 65 / E C に従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、ルクセンブルグ法に基づき設立された投資ファンド運用者の認可および組織に関する2018年 8 月23日付C S S F 通達18 / 698に基づいて記載される適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該S I C A Vの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するS I C A Vの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府に投資信託を監督する権限を与えた法律に基づくものであり、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告および運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および政府通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状況は、投資信託に関する1983年 8 月25日法施行後変化した。その後1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年 3 月30日法が施行された。2003年 1 月 1 日には投資信託に関する2002年法が施行され、2002年法は2007年 2 月13日に1988年 3 月30日法を完全に廃止した。

2011年 1 月 1 日付で、投資信託に関する2010年法が施行されたが、2012年 7 月 1 日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、(F C P および / または非セルフ・マネージド S I C A V) の管理会社、および (2010年法により明確に適用除外されていない限り) S I C A V の形態をとるか公開有限責任会社 (société anonyme) の形態をとるかにかかわらず投資法人自身 (および会社型投資信託における買戻子会社 (もしあれば)) に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A V にもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件 (1915年法第420条の 1)

最低 1 名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項 (1915年法第420条の15)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

() 会社の形態および名称

() 登録事務所の所在地

() 会社の目的

(v) 発行済資本および授權資本 (もしあれば) の額

() 当初払込済の発行済資本の額

- () 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- () 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定
- () 現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
(注) 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- () 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)およびかかる株式に付随する権利に関する記載
- () 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- () 会社の存続期間
- () 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これを R C S に公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から 3 か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第420条の19(2)および第420条の23(2))

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。

- 2010年法第2条および第87条に服するルクセンブルグの投資信託は、認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

かかる認可は、2013年法第58条第5項に従うことを条件として、ルクセンブルグのプロの投資家に対する外国法A I Fの受益証券または株式の販売が、ルクセンブルグで設立されたA I F Mにより行われる場合において2013年法第6章および第7章の規定に従って行われる場合、または別の加盟国もしくは第三国で設立されたA I F Mにより行われる場合において通達2011/61/EU第6章および第7章の規定に従って行われる場合には、免除される。

- i 認可を受けたUCIは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に記載されるUCIについては、リストへの登録の申請は、設立または設定の日から1か月以内にC S S Fに対しなされなければならない。ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託(fonds d'investissement)の定義は、1991年1月21日付IML通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(IML)によりとってかわられた。IML

は、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、C S S Fに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するC S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人(または、F C Pの場合は管理会社)に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人/管理会社(F C Pの場合)は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない(監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。)。パート ファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される(2010年法第150条第2項)。

パート ファンドに関しては、投資法人/管理会社(F C Pの場合)は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書(ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語)(以下「K I I」という。)を作成しなければならない(2010年法の第159条を参照のこと)。K I Iは、該当するU C I T Sの本質的な特徴について適切な情報を含んでいなければならない、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

K I Iは、該当するU C I T Sについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) U C I T Sの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するU C I T Sへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク/利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

K I Iは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法(請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。)を明示する。

K I Iは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

K I Iは、当該U C I T Sが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている(2010年法第155条および第156条)。

- U C Iはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびU C I T Sに関するK I Iに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

欧州連合理事会は、2014年10月24日に、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品(PRIIP)の重要情報文書に関する新たなEU規則(EU規則1286/2014)を採択した。当該EU規則は、小口投資家に対する投資商品の開示に関する統一規則を定めており、かかる投資家が小口投資家向け投資商品の重要な性質およびリスクを理解し、異なる商品の性質を比較できるようにすることを目的としている。KIIを作成する義務は、PRIIP(投資信託を含む。)が小口投資家にとって利用可能となる場合に適用される。

UCITSは、PRIIPの定義を満たす投資信託であるが、同EU規則は、UCITSの販売者に対して施行から5年間の移行期間を認め、かかる販売者は、当該期間中は同規則の条件を免除される。

同EU規則は、EU官報での公告から20日後に施行される。同規則は、2016年12月31日から加盟国において適用される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法パート に服するUCIは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パート に服する、同法第88 - 2条第2項b)に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88 - 2条第2項b)に従い認可を受けなければならない。

() 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177(2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。)に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をCSSFに提出する必要はない。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定リスクにつき言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書がRCSに提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および預託機関を含む。)および(資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

I M L 通達97 / 136 (C S S F 通達08 / 348により改正) およびC S S F 通達15 / 627に基づき、2002年法(現在の2010年法)に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたU C I T Sは、吸収される側のU C I T Sとしてもまたは吸収する側のU C I T Sとしても、U C I T SまたはU C I T Sのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- U C I T S (またはそのうちの一または複数のコンパートメント) (以下「吸収される側のU C I T S」という。)が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のU C I T S (以下「吸収する側のU C I T S」という。)に移転する場合
- 2つ以上のU C I T S (またはその/それらの一または複数のコンパートメント)が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなU C I T Sに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のU C I T S (またはコンパートメント)が、自らが設立した同一のU C I T Sの別のコンパートメントまたは別のU C I T S (またはコンパートメント)に資産を移転する場合

吸収される側のU C I T S (一部または全部が吸収される)がルクセンブルグで設立された場合、合併はC S S Fから事前の承認を受ける。

吸収する側のU C I T Sがルクセンブルグで設立された場合、C S S Fの役割は、吸収される側のU C I T Sの所在国規制機関と緊密に共同して、当該U C I T Sの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T S双方の預託機関(複数の場合もある。)は、合併の条件のドラフト(特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの)がU C I T S文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のU C I T Sがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、C S S Fは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のU C I T Sが別の加盟国で設立された場合、通達2009 / 65 / E C 第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのU C I T Sの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sの各預託機関による声明書。吸収する側のU C I T Sが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のU C I T Sの預託機関により発行されたこの声明書は、通達2009 / 65 / E C 第41条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、通達2009 / 65 / E C およびU C I T Sの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。

d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条(1)によれば、吸収される側のUCITSおよび/または吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会(該当する場合)のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款(本項の規定が適用されることが了解されている。)に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資法人については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅するFCPである場合の合併については、合併の発効日は、約款で別途規定されていない限り、当該UCITSの管理会社により決定されなければならない。吸収される側の消滅するコモン・ファンドについては、合併の発効日についての決定は、1915年法の規定に従って、商業および法人登録所に預託されなければならない、かつ商業および法人登録所への当該決定の預託通知として、RESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.5.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a . 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b . 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c . 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d . 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

(注) 純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a . 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b . 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1(場合に応じて)を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるよう、招集されなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 裁判所によって命令されていない通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S F がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S F が提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S F を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルグの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、C S S F の請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S F の監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は、現行のルクセンブルグの法律の特定の側面(すべてを網羅するものではない。)に関する理解に基づいている。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税

2002年法第128条および2002年法を改定する2008年12月19日法の廃止に従い、2010年法に準拠する事業体の設立に際しては、出資税は支払われなくなる。

パート に基づくU C I T Sまたはパート に基づくU C I のみが、その設立の登記またはその定款の変更に關し、75ユーロの固定登録税を支払う必要がある。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産総額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集会的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 信用機関への預金への集会的投資を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するU C I の個別のコンパートメントおよびU C I 内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するU C I の個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(C D)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に關係する金融商品を考慮した上で、12か月

を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

a) 他のUCIにおいて保有される受益証券/投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券/投資口が、2010年法第174条または2007年法第68条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。

b) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

(i) その受益証券が機関投資家の保有と限定され、

() その唯一の目的が短期金融商品への集会的投資および信用機関への預金であり、

() そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、

() 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

c) その投資口または受益証券が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるUCIおよびそのコンパートメント。

d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

e) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

(i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、

() 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、(i) の条件を満たすクラスにのみ適用される。

2.6.2. 日本の投資主または受益者/ルクセンブルグに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託共に、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、ルクセンブルグの通常の所得税、株式譲渡益課税(キャピタル・ゲイン課税)、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設/常任代理人を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

2.6.3 投資主への課税関係

ルクセンブルグ法の一般的概要を記すると、原則として、契約型および会社型の投資信託共に、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益権者が、当該ファンドの投資証券または権利について、ルクセンブルグの通常の所得税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設 / 常任代理人を有している特定の場合は、この限りでない。

ルクセンブルグの居住者ではない契約型投資信託（パート UCI またはパート UCI）の受益者は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン課税の対象にはならない。ただし、該当する二重課税防止条約の規定（もしあれば）の適用により、契約型投資信託（パート UCI またはパート UCI）を通じてかかる者がルクセンブルグ居住会社（SICAR (*société d'investissement en capital à risque*) を除く。）、会社型投資信託、または同族不動産管理会社の資本金の10%超を保有することになり、かつ（ ）かかる会社の株式がその取得から6か月以内に処分され、かつ（ ）かかる者が15年超ルクセンブルグの居住者であり、かつ自身の受益証券を譲渡した日の5年前までの期間にルクセンブルグの非居住者になっていた場合は、この限りではない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

現在、2010年12月17日法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルグの会社の投資主または契約型投資信託の権利を有する受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルグの源泉徴収税が課されることはない。

2.6.4 付加価値税

ルクセンブルグの付加価値税（以下「VAT」という。）法に定められているとおり、会社型投資信託（すなわちSICAV、SICAFまたはSICAR）および契約型投資信託（すなわちFCP）は、VATの趣旨上、課税対象者の取り扱いを受ける。したがって、投資信託は、ルクセンブルグにおいて、前段階VAT控除権を有さないVATの趣旨上の課税対象者とみなされるものとする。

ルクセンブルグにおいて、VATの免除は、投資信託の運用業務の資格を有する業務に対し適用される。かかる投資信託（またはFCPの場合は、その管理会社）に提供されるその他の業務は、VATの課税対象となる可能性があり、投資信託 / その管理会社のルクセンブルグにおけるVAT登録が必要となる可能性がある。かかるVAT登録を行うことにより、投資信託 / その管理会社は、海外から購入した課税対象サービス（または一定範囲の物品）についてルクセンブルグにおいて課されるVATを自己申告納付する義務を果たさなければならない。

投資信託によるその受益者に対する支払金に関しては、かかる支払金が投資信託の受益証券の購入に関連するものであり、したがって、投資信託に対して提供した課税対象サービスに対し受け取った対価ではない限り、原則として、ルクセンブルグにおけるVATの納税義務は発生しない。

2016年9月30日に、ルクセンブルグVAT当局（Administration de l'Enregistrement et des Domaines）は、会社の取締役に関するVATの取り扱いおよびかかる取締役の業務に関するVATの取り扱いに関する通達781（以下「通達781」という。）を公表した。

通達781において、ルクセンブルグVAT当局は、独立した取締役は、VATの課税対象になる者であることを確認した。通達781には、さらに、雇い主に代わって取締役として行為する従業員は、VATの課税対象にはならない者であること、したがって、VAT登録する義務はないことも明記された。VAT登録の義務（もしあれば）は、雇い主にある。

しかしながら、通達781には、契約型投資信託の取締役およびマネージャーに対する報酬、およびかかる投資信託の管理会社またはゼネラル・パートナーの取締役およびマネージャーに対する報酬（後者の場合、ゼネラル・パートナーの会社の業務に関する報酬を除く。）に関するVATの免除規定の適用に関しては、記載されていない。ヨーロッパの法制によると、かかるVAT免除は、該当する業

務が投資信託の運用のための「特別かつ必要な」業務としてみなされる場合に適用されなければならない。

管理会社の取締役を支払われる報酬は、管理会社(コモン・ファンド/FCPおよび管理会社を指定した会社)の資金の運用に関する部分は、免税されるべきであるが、管理会社の経営に関する部分は、VATの課税対象となる。管理会社の取締役は、VAT免除の適用の正当性を主張する立場でなくてはならない。

2.6.5 共通報告基準(CRS)

ファンドは、欧州連合の加盟国間における金融口座情報の自動的交換について規定する通達2014/107/EUを実施する2015年12月18日付ルクセンブルグ法(随時改正または補足される。以下「CRS法」という。)に定める共通報告基準(以下「CRS」という。)およびベルリンにおいて2014年10月29日に調印され、2016年1月1日に発効した金融口座情報の自動的交換に関するOECDの多国間管轄官庁協定に服することがある。

CRS法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの報告金融機関として取り扱われる可能性が高い。

CRS法の条項に基づき、ファンドは、LTAに対し、毎年、() CRS法における意味の範囲内の口座保有者である各報告対象者、および() CRS法における意味の範囲内のパッシブNFEの場合は、報告対象者である、各実質的支配者(Controlling Person)の氏名(または名称)、住所、居住している加盟国、TIN、および生年月日および出生地を報告することを要求される可能性がある。かかる情報は、LTAによって外国税務当局に開示される場合がある。

CRS法に基づき自身の報告義務を果たすファンドの能力は、ファンドに対し情報(各投資家の直接的または間接的所有者に関する情報および要求される裏付け証拠文書を含む。)を提供する各投資家にかかっている。ファンドの要請により、各投資家は、ファンドに対しかかる情報を提供することに同意するものとする。

報告対象者に関する情報は、CRS法に定める目的のため、年に一度、LTAに対して開示される。LTAは、自己の責任の下で、最終的に、報告された情報を報告対象法域の管轄官庁と交換する。特に、報告対象者は、これらが行う一定の業務が報告書の交付により管轄官庁に報告されること、および、当該情報の一部がLTAに対する年次開示の基準となることを通知されている。

同様に、投資主は、含まれる個人情報に正確ではない場合、当該報告書の受領から30日以内に、ファンドに通知することを約束する。投資家は、さらに、情報に関する変更が発生した後、当該変更についてファンドに通知し、当該変更のすべての裏付け証拠文書をファンドに提供することを約束する。

ファンドは、CRS法により課される税金または課徴金の支払いを回避するために、課された一切の義務を履行するよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。CRS法により、ファンドが税金または課徴金を課せられた場合、投資家が保有する受益証券の価額が大幅に下落する可能性がある。

ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドまたは管理会社に課せられた一切の税金および課徴金を請求される可能性があり、また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の受益証券を買い戻すことができる。

投資家は、自身の投資に対するCRS法の影響に関し、自身の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

2.6.6 FATCA

本項において使用される大文字の用語は、本書において別途定められる場合を除き、FATCA法(以下に定義される。)において定める意味を有するものとする。

ファンドは、FATCAを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国事業体の直接的または間接的な所有について米国内国歳入庁に報告することを一般的に要求するいわゆるFATC

Aに服することがある。FATCAを適用する手続の一部として、米国政府は、一定の外国の法域との間で、当該法域において設立され、FATCAに服する事業体の報告および遵守要件を簡素化することを意図する政府間協定を交渉した。

ルクセンブルグは、ルクセンブルグに所在する金融機関に対し、特定米国人により保有されている金融口座（もしあれば）に関する情報を要請によりルクセンブルグ税務当局（administration des contributions directes）（以下「LTA」という。）に報告することを義務付ける2015年7月24日付ルクセンブルグ法（随時変更または補足される。以下「FATCA法」という。）により施行されるモデルI政府間協定を締結した。

FATCA法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの報告金融機関として取り扱われる可能性が高い。

かかる地位は、ファンドに対し、ファンドのすべての投資主に関する情報を定期的に取得し、かつ確認する義務を課す。ファンドの要求により、各投資主は、特定の情報（非金融外国事業体（以下「NFFE」という。）の場合は、当該NFFEの実質的支配者に関する情報を含む。）および要求される裏付文書を提供することに同意するものとする。同様に、各投資主は、その地位に影響を及ぼす一切の情報（例えば、新しい郵送用住所または新しい居住地の住所など）を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

FATCA法により、ファンドは、FATCA法の目的において、LTAに対し、投資主の氏名、住所および納税者番号（入手可能な場合）および口座残高、収益および総手取金（完全に網羅されているわけではない。）などの情報を開示する義務を負うことになる可能性がある。かかる情報は、LTAによって米国内国歳入庁に取り次がれる。

受動的NFFEとしての資格を有する投資主は、その実質的支配者（該当する場合）に対し、自己の情報をファンドが処理する旨を通知することを約束する。

さらに、ファンドは、個人データの処理について責任を負うものとし、また、各投資主は、LTAに報告されたデータにアクセスし、（必要な場合、）かかるデータを訂正する権利を有する。ファンドによって取得されたあらゆるデータは、適用あるデータ保護法に従って処理されるものとする。

ファンドは、FATCAに基づく源泉徴収税の課税を回避するために、課された一切の義務を履行しよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。FATCAにより、ファンドが源泉徴収税または罰金の対象となった場合、投資主が保有する投資証券の価額が大幅に下落する可能性がある。ファンドが各投資主からかかる情報を得て、LTAに伝達することを怠った場合、米国源泉の収益の支払いおよび米国源泉の利益および配当を発生させる可能性のある財産またはその他の資産の売却から生じる手取金に30%の源泉徴収税および罰金が課せられることになる可能性がある。

ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドに課せられた一切の税金を請求される可能性があり、また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の受益証券を買い戻すことができる。

仲介機関を通じて投資を行う投資家は、その仲介機関が米国源泉徴収税制度および報告制度に従っているか、また、どのように従っているかを確認する必要がある。

投資家は、上記の要件に関し、米国の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルグの専門投資信託（以下「SIF」という。）

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法を採択した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年2月13日法に準拠するSIFになった。

2007年法の最後の改正は、2019年4月11日のメモリアル第238号において公告されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国が欧州連合から離脱する場合に金融セクターに関して講じられるべき措置に関する2019年4月8日法により行われた。

3.1 範囲

S I F 制度は、(i) その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定される U C I および() その設立文書により S I F 制度に服する U C I に特別に適用される。

さらに、S I F は、リスク分散原則に従う投資信託であり、それにより U C I としての適格性も有している。かかる地位は、特に規則(E U) 2017 / 1129 (改正済) (いわゆる「目論見書規則」) 等の各種欧州通達の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I F は、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家が、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、信用機関の業務の遂行および追求に関する通達2013 / 36 / E U に定める信用機関、金融商品市場に関する通達2014 / 65 / E U に定める投資会社もしくは U C I T S に関連する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009 / 65 / C E に定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家が S I F への投資を認められることを意味する。

S I F 制度に従うためには、具体的に、設立文書(定款または約款)に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ピークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしも S I F 制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託(以下「F C P」という。)および変動資本を有する投資法人(以下「S I C A V」という。)について言及しているが、S I F が設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づく S I F の設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、F C P の機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

F C P への投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人(S I C A V または S I C A F)

特性の要約については、S I C A V の機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、S I C A V は、2010年法に準拠する S I C A V の場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A V の形態で創設される S I F は、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルグの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I F について柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2. 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できると規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3 資本構造

2007年法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは会社型の形態において、一部払込済の株式/受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび/または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式（当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。）によっても行うことができる。

3.3 投資規制

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、CSSFの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、CSSFは、特に、通達CSSF 07/309を、専門投資信託におけるリスク分散に関して発行し、そこで専門投資信託がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型SIFのコンパートメントは、管理規則または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一SIF（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および/または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。

- いずれの場合も、S I F がかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるS I F の純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 慎重な制度

S I F は、C S S F による恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実により、S I F は、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C I の場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C I について、C S S F は、S I F の設立文書、S I F の取締役 / マネージャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。S I F の存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S F の承認を必要とする。

2007年法の規定により、S I F は、C S S F による規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うS I F は、2013年法が適用される範囲のA I F の資格を自動的に得るわけではない。S I F は、A I F の定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるA I F M が管理するS I F に対しては、2007年法パート の特定の規定が適用される。

3.4.2 保管受託銀行

S I F は、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登録上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルグ支店である預託機関、または金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に規定する投資会社に委託しなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項に記載される条件をも満たす場合に限り、預託機関としての資格を有する。

最初の投資日から5年間の間に行使することができる買戻請求権がなく、かつその中核的な投資方針に従って、2013年法第19条第8項a）に従い保管されなければならない資産には一般的に投資しないか、または同法第24条に従い発行者もしくは非上場会社の支配権を潜在的に取得するためにかかる会社に一般的に投資するコモン・ファンドおよびS I C A V については、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第26 - 1条に定める金融商品以外の資産のプロの預託機関の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する会社も預託機関となることができる。

資産の保管は、「監督」という概念で理解されるべきである。つまり、預託機関は、S I F の資産がどのように投資されているか、またかかる資産を入手するための方法および場所を常に認識しておかなければならないことを意味する。このことにより、資産の物理的保管が現地の副預託機関に委託されることが妨げられることはない。

S I F 法は、預託機関に対し、2010年12月17日法により課せられたファンドの特定業務に関する追加の監視業務を行うことを要求していない。預託機関の業務に関するかかる緩和は、特に、ヘッジ・ファンドに関して（特に、プライム・ブローカーの多大な関与の点において）有益であると考えられる。

3.4.3 監査人

S I F の年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

S I F は、事業のより効率的な遂行のため、S I F を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) C S S F は、上記につき適切に報告を受けなければならない。

- b) 当該権限付与がSIFに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、SIFが投資家の最善の利益のために活動し、またはSIFがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、CSSFが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該SIFのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) SIFの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) SIFの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、SIFの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) SIFの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

AIFに該当しないSIFは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

AIFに該当しないSIFは、更に、必要に応じて、SIFとSIFの事業活動に寄与している者、またはSIFに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、SIFは、投資家の利益の保護を確保する。SIFは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年1月1日以降、SIFは、EU規則1286/2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書(PRIIPS KID)を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が通達2014/65/EUの別紙に定める専門投資家のみ販売される場合(かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でCSSFに提出されなければならない。)、またはSIFが2018年1月1日までにUCITS-KIIに類似する文書を発行することを選択した場合(この場合、SIFは2019年1月31日までPRIIPS KIDを発行する義務を免れる。)はこの限りでない。

3.5 SIFの税制の特徴

以下は、ルクセンブルグの法律の特定の側面(すべてを網羅するものではない。)に関する理解に基づいている。

S I F は、0.01% (2010年法に基づき存続する大部分のU C I については、0.05%) の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税の免除を規定している。年次税が免除されるものは、以下のものである。

- a) 他のU C I において保有される受益証券/投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券が、2007年法第68条、2010年法第174条またはリザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法第46条により規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のタイプのS I F および複数のコンパートメントを有するS I F の個々のコンパートメント
 - (i) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - () そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
 - () 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。
- c) その証券またはパートナーシップ持分が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ピークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるS I F 。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するS I F の個々のコンパートメントおよびS I F 内または複数のコンパートメントを有するS I F のあるコンパートメント内に設定された個々のクラスに準用される。
- d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるS I F および複数のコンパートメントを有するS I F の個々のコンパートメント

S I F が受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

4. リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、S I F 法および2010年12月17日法を改正し、A I F の新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「R A I F 」という。)を導入した。R A I F は、A I F M D の範囲内で、許可されたA I F M によって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。R A I F は、C S S F の事前の許可を必要とせず、またC S S F による継続的で(直接的で)慎重な監督に服するものでもない。

R A I F 制度の主な特徴の概要は、以下のとおりである。

- 法的構造の柔軟性：ルクセンブルグのすべての会社、パートナーシップおよび契約型法的形態を利用することができる。また、R A I F は、変動資本構造を選択することもできる。さらに、R A I F は、アンブレラ型ストラクチャーとして設立されることもできる(すなわち、複数のコンパートメントまたはサブ・ファンドを有することもできる。)。リスク分散要件は、S I F に適用されるものと一致している。ただし、R A I F が適格リスク資本投資対象のみに投資することを選択した場合は、リスク分散要件は適用されない。R A I F は、あらゆるファンド戦略を採用することができ、あらゆる資産クラスに投資することができ、また、一定の条件に基づき、自身の資産ポートフォリオを分散させる必要がない。
- 適格投資家：R A I F は、情報に精通した投資家向けである。かかる投資家カテゴリーには、機関投資家、プロの投資家および最低金額(125,000ユーロ)以上を投資する投資家または情報に精通した投資家としての資格を有する投資家が含まれる。
- R A I F は、C S S F の監督に服するものではない。S I F またはS I C A R とは異なり、R A I F は、C S S F の事前の許可を必要とせず、また、C S S F の慎重な監督に服するものでもない。R A I F は、その設立から10日以内にルクセンブルグ商業および法人登記所において登記されなければならない。
- 許可されたA I F M が指定されなければならない。R A I F は、自動的にA I F の資格を有し、ルクセンブルグ、他のE U 加盟国または場合に応じて、第三国(ただし、第三国のマネージャーがA

I F M Dの運用パスポートを入手することができることを条件とする。)において設立された許可されたA I F Mを指定しなければならない。

- 税制：R A I Fは、年率0.01%の年次税 (taxe d'abonnement) (様々な免除がある。)が課されるか、またはS I C A Rに適用される税制に服するものとする(すなわち、適格リスク資本収益および利益を除き、完全に課税対象となる。)。A I F運用業務に関するV A T免除も適用される。
- 転換：既存のS I F、S I C A Rおよび規制対象外のA I Fは、投資家およびC S S F(該当する場合)の該当する承認を得ることを条件として、R A I Fのために選択を行うことができる。

第2【外国投資証券の様式】

投資証券の券面は発行されない。

第3【その他】

- (1) 日本語版目論見書の表紙に図案を採用する。
- (2) 交付目論見書の概要として、別紙を使用する。

交付目論見書の概要

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
グローバル・アロケーション(米ドル)、グローバル・アロケーション(ユーロ)
ダイナミック・アルファ(米ドル)

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形 態	ルクセンブルグ籍オープンエンド会社型外国投資証券 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル) - グローバル・アロケーション(ユーロ) - ダイナミック・アルファ(米ドル)
投資方針 投資目的	グローバル・アロケーション(米ドル)およびグローバル・アロケーション(ユーロ)の目的は、幅広い分散投資を図りながら成長余力を有する世界の金融市場に参加することです。 ダイナミック・アルファ(米ドル)の目的は、幅広い分散投資およびダイナミックな運用に基づき成長余力を有する世界の金融市場に参加することです。
リスク要因	価格変動リスク/金利変動リスク/信用リスク/カントリー・リスク/為替変動リスク/先物取引に関するリスク/派生商品の利用に伴うリスク 等
お申込単位	原則として1口以上1口単位。また金額単位の申込みも受け付けますが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定めます。詳細については日本における販売会社にご照会下さい。
お申込受付日	原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日。ただし、営業日であってもお申込いただけない場合がありますので、詳しくは、販売会社および販売取扱会社にお問合せ下さい。
お申込価格	購入の申込みがファンド営業日の遅くとも各サブ・ファンドの指定される締切時間までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE (Northern Trust Global Services SE) (「管理事務代行会社」) に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格(以下、購入および買戻しの申込みを「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」といいます。)。適用される締切時間は、グローバル・アロケーション(米ドル)およびグローバル・アロケーション(ユーロ)については中央ヨーロッパ標準時間の13:00、ダイナミック・アルファ(米ドル)については15:00です。
お申込手数料	申込価額の2.75%(税抜き2.50%)を上限とします。
お買戻価格	注文が注文日の遅くとも各サブ・ファンドの指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格。適用される締切時間は、グローバル・アロケーション(米ドル)およびグローバル・アロケーション(ユーロ)については中央ヨーロッパ標準時間の13:00、ダイナミック・アルファ(米ドル)については15:00です。
受渡し	約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目
存続期間	無制限

報 酬	グローバル・アロケーション(米ドル) クラスP - a c c 投資証券 純資産額の上限年率2.040% 円建クラスP - a c c 投資証券 純資産額の上限年率2.040% グローバル・アロケーション(ユーロ) クラスP - a c c 投資証券 純資産額の上限年率2.040% ダイナミック・アルファ(米ドル) クラスP - a c c 投資証券 純資産額の上限年率1.920% ユーロ・ヘッジクラスP - a c c 投資証券 純資産額の上限年率1.970% 上記報酬は、本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売ならびに保管受託銀行のすべての職務に関して、本投資法人の資産から支払われます。
その他の費用、手数料	- 本投資法人は、本投資法人の資産の管理、設立、変更、清算および合併に関する一切の追加の費用、手数料およびその他の報酬ならびに本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特にルクセンブルグの年次税(0.05%)を負担します。 - 個々のサブ・ファンドに配分可能なすべての費用は、当該サブ・ファンドに請求され、投資証券のクラスに配分できる費用は当該投資証券のクラスに請求されます。 - 費用が複数または全部のサブ・ファンド/投資証券のクラスに関係する場合、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド/投資証券のクラスに請求されます。 - 各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係する投資先ファンドのレベルでも費用が発生します。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合があります。 その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
課税関係	ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなります。
日本における販売会社	UBS証券株式会社

・上記管理報酬の一部が、販売報酬として日本における販売会社に支払われます。

・上記の費用および手数料の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や投資証券の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資主の皆様におかれましては、本交付目論見書をよくお読みいただき、商品の内容およびリスクを十分ご理解のうえ、お申込くださいますようお願い申し上げます。

独立監査人の報告書

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブの投資主各位
ルクセンブルグ L - 1855
J.F.ケネディ通り33A

監査意見

我々は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ（以下「本投資法人」という。）および各サブ・ファンドの2020年9月30日現在の純資産計算書および投資有価証券その他の純資産明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、本投資法人および各サブ・ファンドの2020年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルクの（金融監督委員会）（以下「CSSF」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従って本投資法人から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する本投資法人の取締役会の責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人および各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人の清算、サブ・ファンドのいずれかの終了もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人またはサブ・ファンド（終了の決定または意図があるサブ・ファンドを除く）のいずれかが継続企業として存続しなくなる原因となる可能性がある。
- ・終了の決定または意図があるサブ・ファンドに関して、我々は、本投資法人の取締役会が非継続企業の会計基準を使用することの妥当性について結論付けている。我々は、また、非継続企業の会計基準およびその使用理由を記載した開示の妥当性についても評価している。我々の結論は、「承認された法定監査人」の我々の報告書の日付までに得られた監査証拠に基づいている。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

また、我々は、統治責任者に対し、独立性に関する関連する倫理的要件を遵守した旨の声明を提供し、また、我々の独立性および該当する場合には関連するセーフガードに影響を与えると合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項を統治責任者に伝達する。

ルクセンブルグ、2021年1月25日

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人 (Cabinet de révision agréé)
イザベル・ニックス

Independent auditor's report

To the Shareholders of
UBS (Lux) Key Selection SICAV
33A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of UBS (Lux) Key Selection SICAV (the “Fund”) and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the schedule of investments and other net assets as at 30 September 2020, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its subfunds as at 30 September 2020, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the “responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's and each of its subfund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or one of its subfunds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its subfunds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its subfunds (except for the subfunds where a decision or an intention to close exists) to cease to continue as a going concern.
- In respect of subfunds where a decision or an intention to close exists, we conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's use of the non-going concern basis of accounting. We also evaluate the adequacy of the disclosures describing the non-going basis of accounting and reasons for its use. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

Luxembourg, 25 January 2021

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé
Isabelle Nicks

Bericht des Réviseur d'entreprises agréé

An die Aktionäre der
UBS (Lux) Key Selection SICAV
33A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxemburg

Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresabschluss der UBS (Lux) Key Selection SICAV (der 《Fonds》) und jeden seiner Teilfonds - bestehend aus der Nettovermögensaufstellung, der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte per 30. September 2020 sowie der Ertrags- und Aufwandsrechnung und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie dem Anhang mit einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden - geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Fonds und jeden seiner Teilfonds per 30. September 2020 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit (das 《Gesetz vom 23. Juli 2016》) und nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier (《CSSF》) angenommenen internationalen Prüfungsstandards (《ISA》) durch. Unsere Verantwortung gemäss dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und den ISA wird im Abschnitt 《Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung》 weitergehend beschrieben. Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen 《International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants》(《IESBA Code》) zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des Réviseur d'entreprises agréé zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrats des Fonds für den Jahresabschluss

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die der Verwaltungsrat des Fonds als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses ist der Verwaltungsrat des Fonds verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds und jeder seiner Teilfonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und - sofern einschlägig - Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern der Verwaltungsrat des Fonds nicht beabsichtigt den Fonds oder einen seiner Teilfonds zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so oder einen seiner Teilfonds zu handeln.

Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist und darüber einen Bericht des Réviseur d'entreprises agréé, welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt, die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- Identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Jahresabschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Ausserkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- Gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben.
- Beurteilen wir die Angemessenheit der von dem Verwaltungsrat des Fonds angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangangaben.
- Schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Verwaltungsrat des Fonds sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds oder einer seiner Teilfonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet im Bericht des Réviseur d'entreprises agréé auf die dazugehörigen Anhangangaben zum Jahresabschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des Réviseur d'entreprises agréé erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds oder einer seiner Teilfonds (mit Ausnahme der Teilfonds, für die ein Beschluss zur Schliessung vorliegt) seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- In Bezug auf den Teilfonds, bei dem ein Beschluss zur Schliessung vorliegt, äussern wir uns zur Angemessenheit der Anwendung des Grundsatzes der Nichtfortführung des Unternehmens durch den Verwaltungsrat des Fonds. Wir beurteilen ausserdem die Angemessenheit der Angaben, die den Grundsatz der Nichtfortführung des Unternehmens beschreiben, und die Gründe für dessen Anwendung. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des Réviseur d'entreprises agréé erlangten Prüfungsnachweise.
- Beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschliesslich der Anhangangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Wir geben genenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben und mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte erörtern, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken können, und - sofern einschlägig - die hierzu getroffenen Schutzmassnahmen.

Luxemburg, 25. Januar 2021

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé
Isabelle Nicks

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブの投資主各位
ルクセンブルグ L - 1855
J.F.ケネディ通り33A

監査意見

我々は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ（以下「本投資法人」という。）および各サブ・ファンドの2019年9月30日現在の純資産計算書および投資有価証券その他の純資産明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、本投資法人および各サブ・ファンドの2019年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルクの（金融監督委員会）（以下「CSSF」という。）が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従って本投資法人から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する本投資法人の取締役会の責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人および各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人の清算、サブ・ファンドのいずれかの終了もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2020年1月24日

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム

公認の監査法人(Cabinet de révision agréé)

イザベル・ニックス

Independent auditor's report

To the Shareholders of
UBS (Lux) Key Selection SICAV
33A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of UBS (Lux) Key Selection SICAV (the “Fund”) and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 30 September 2019, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its subfunds as at 30 September 2019, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and the ISAs are further described in the “responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's and each of its subfund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or one of its subfunds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or one of its subfunds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or one of its subfunds' to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 24 January 2020

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Isabelle Nicks

Bericht des Réviseur d'entreprises agréé

An die Aktionäre der
UBS (Lux) Key Selection SICAV
33A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxemburg

Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresabschluss der UBS (Lux) Key Selection SICAV (der 《Fonds》) und jeden seiner Teilfonds - bestehend aus der Nettovermögensaufstellung, der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte per 30. September 2019 sowie der Ertrags- und Aufwandsrechnung und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie dem Anhang mit einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden - geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigegefügte Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Fonds und jeden seiner Teilfonds per 30. September 2019 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit (das 《Gesetz vom 23. Juli 2016》) und nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier (《CSSF》) angenommenen internationalen Prüfungsstandards (《ISA》) durch. Unsere Verantwortung gemäss dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und den ISA wird im Abschnitt 《Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung》 weitergehend beschrieben. Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen 《International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants》(《IESBA Code》) zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des Réviseur d'entreprises agréé zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrats des Fonds für den Jahresabschluss

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die der Verwaltungsrat des Fonds als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses ist der Verwaltungsrat des Fonds verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds und jeder seiner Teilfonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und - sofern einschlägig - Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern der Verwaltungsrat des Fonds nicht beabsichtigt den Fonds oder einen seiner Teilfonds zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so oder einen seiner Teilfonds zu handeln.

Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist und darüber einen Bericht des Réviseur d'entreprises agréé, welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt, die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- Identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Jahresabschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Ausserkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- Gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben.
- Beurteilen wir die Angemessenheit der von dem Verwaltungsrat des Fonds angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangangaben.
- Schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Verwaltungsrat des Fonds sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds oder einer seiner Teilfonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet im Bericht des Réviseur d'entreprises agréé auf die dazugehörigen Anhangangaben zum Jahresabschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des Réviseur d'entreprises agréé erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds oder einer seiner Teilfonds seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- Beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschliesslich der Anhangangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Luxemburg, 24. Januar 2020

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Isabelle Nicks

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。